

平成 20 年

## 第 1 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 20 年 3 月 7 日

閉 会 平成 20 年 3 月 19 日

大 津 町 議 会

## 平成20年第1回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月7日	金	午前10時	本会議	開会、提案理由説明	議会終了後 全員協議会
3月8日	土		休 会	議 案 等 検 討	
3月9日	日		休 会	議 案 等 検 討	
3月10日	月	午前10時	本会議	先議議案第1号から 議案第9号まで質 疑、討論、表決・議 案第10号から議案 第33号まで質疑、 委員会付託	一般質問締切日
3月11日	火	午後2時	委員会	各 常 任 委 員 会	各中学校卒業式
3月12日	水	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
3月13日	木	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
3月14日	金	午前10時	委員会	各 常 任 委 員 会	
3月15日	土		休 会	議 案 等 整 理	
3月16日	日		休 会	議 案 等 整 理	
3月17日	月	午前10時	本会議	一 般 質 問	
3月18日	火	午前10時	本会議	一 般 質 問	
3月19日	水	午後 2時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				13日間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 平成19年12月例月出納検査の結果について
- 平成20年1月例月出納検査の結果について
- 平成20年2月例月出納検査の結果について

# 平成20年第1回大津町議会定例会会議録

平成20年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成20年3月7日(金曜日)

	1 番 鈴 木 ムツヨ	3 番 新 開 則 明	4 番 長谷部 健一郎
	5 番 月 尾 純一朗	6 番 坂 本 典 光	7 番 藤 森 昭二朗
	8 番 大田黒 英 生	9 番 石 原 大 成	10 番 手 嶋 靖 隆
出席議員	11 番 永 田 和 彦	12 番 松 永 幸 久	13 番 安 永 美智男
	14 番 藤 坂 重 美	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 津 田 桂 伸
	18 番 宇 野 光 廣		
欠 席 議 員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 中 山 純 秀		
	書 記 大 隈 寿美代		
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	子 育 て 支 援 長 首 藤 誠 治	
	副 町 長 宇 野 博 明	総 務 課 主 幹 兼 ね て 行 政 係 長 杉 水 辰 則	
	総 務 課 長 今 村 一 也	企 画 政 策 課 長 補 佐 兼 ね て 財 政 係 長 木 村 誠	
	企 画 政 策 課 長 黒 田 傳	教 育 長 宮 崎 廣 行	
	土 木 総 括 審 議 員 伊 東 貢	教 育 委 員 会 長 首 藤 誠 治	
	会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 緒 方 美代子	農 業 委 員 会 長 西 本 昇 二	
	住 民 税 務 課 長 西 村 和 正	健 康 福 祉 課 長 松 永 高 春	
	産 業 振 興 課 長 大 塚 武 年	都 市 整 備 課 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也	

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 1号	大津町学校教育施設整備基金条例の制定について
議案第 2号	平成19年度大津町一般会計補正予算（第5号）について
議案第 3号	平成19年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第 4号	平成19年度大津町老人保健特別会計補正予算（第3号）について
議案第 5号	平成19年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計補正予算（第2号）について
議案第 6号	平成19年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について
議案第 7号	平成19年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第 8号	平成19年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について
議案第 9号	平成19年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について
議案第10号	大津町部設置条例の制定について
議案第11号	大津町教育支援センター条例の制定について
議案第12号	大津町後期高齢者医療に関する条例の制定について
議案第13号	職員の育児休業等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第14号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第15号	大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第16号	大津町乳幼児等医療費補助に関する条例の一部を改正する条例について
議案第17号	大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
議案第18号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議案第19号	大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
議案第20号	大津町営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第21号	町道の路線廃止について
議案第22号	町道の路線認定について
議案第23号	町道の路線認定について
議案第24号	町道の路線認定について
議案第25号	平成20年度大津町一般会計予算について
議案第26号	平成20年度大津町国民健康保険特別会計予算について
議案第27号	平成20年度大津町老人保健特別会計予算について
議案第28号	平成20年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について

議案第29号	平成20年度大津町公共下水道特別会計予算について
議案第30号	平成20年度大津町介護保険特別会計予算について
議案第31号	平成20年度大津町農業集落排水特別会計予算について
議案第32号	平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第33号	平成20年度大津町工業用水道事業会計予算について

平成20年第1回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
平成20年 2月28日 請 願 第 1 号	請願書 後期高齢者医療制度の中止・撤回を 求める意見書（案）の提出について	大津町大字室1430町住 6-27 社会保障を良くする会 日隈 行男	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成20年 1月21日 陳 情 第 1 号	ハンセン病問題の真の解決と国立ハ ンセン病療養所菊池恵楓園の存続、 医療・福祉の充実を国に求める意見 書採択の陳情書	合志市栄3796 菊池恵楓園入所者自治会 菊池恵楓園の将来を考え る会 会 長 工藤 昌敏	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成20年 1月23日 陳 情 第 2 号	「道路整備財源の確保に関する意見 書」議決の要請について	熊本市水前寺6-18-1 道路整備促進期成同盟会 熊本県地方協議会 会 長 甲斐 利幸	経 済 建 設 常 任 委 員 会



議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 0 年 3 月 7 日 (金) 午前 10 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 大津町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 1 9 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 1 9 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 1 9 年度大津町老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) に ついて
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 1 9 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託 特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 1 9 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) に ついて
- 日程第 1 0 議案第 7 号 平成 1 9 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) に ついて
- 日程第 1 1 議案第 8 号 平成 1 9 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 4 号) に ついて
- 日程第 1 2 議案第 9 号 平成 1 9 年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) に ついて
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 大津町部設置条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 大津町教育支援センター条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 大津町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 職員の育児休業等に関する条例及び技能労務職員の給与の種 類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 大津町乳幼児等医療費補助に関する条例の一部を改正する条 例について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正 する条例について

- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 大津町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 大津町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 町道の路線廃止について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 町道の路線認定について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度大津町一般会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度大津町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度大津町老人保健特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 0 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託  
特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 0 年度大津町公共下水道特別会計予算について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 0 年度大津町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 0 年度大津町農業集落排水特別会計予算について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度大津町工業用水道事業会計予算について  
一括上程、提案理由の説明

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長（宇野光廣君） ただいまから、平成 2 0 年第 1 回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

開会に先立ちまして、去る 2 月 1 9 日熊本市で開催された熊本県町村議会議長会定期総会において、熊本県町村議会議長会より自治功労者として表彰されました荒木俊彦君に対して、ただいまから表彰の伝達を行います。荒木俊彦君、演壇の前にお進み下さい。

表彰状、菊池郡大津町議会議員、荒木俊彦殿。貴殿は多年地方自治の振興に貢献され、その功績は顕著であります。よって、ここにこれを表彰いたします。平成 2 0 年 2 月 2 9 日、熊本県町村議会議長会会長、高田嗣人、代読です。おめでとうございます。

引き続き、会議を開きます。

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（宇野光廣君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則

第120条の規定によって、石原大成君、手嶋靖隆君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

○議長（宇野光廣君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長大田黒英生君。

○議会運営委員長（大田黒英生君） 皆さん、おはようございます。ただいまから議会運営委員会における審議の経過と結果についてを報告いたします。当委員会は、2月29日午前10時から委員会A室におきまして議会運営委員全員出席の下、また宇野議長にも出席をお願いし、平成20年第1回大津町定例会についてを審議いたしました。

まず、町長提出議案については執行部から説明があり、その後、請願・陳情の取り扱いについて協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他議会運営全般について協議いたしました。なお、町長提出議案については、議案第1号から議案第9号までの9議案については、先に議決すべき案件でありますので、10日の本会議において質疑・討論の後、表決することと決しました。

一般質問につきましては、本日の町長の施政方針を聞いた後、10日の午後5時までの提出といたします。したがって、12日、午前9時から議会運営委員会を開催し、一般質問の順番等を決することになりました。

会期日程につきましては、議席に配付のとおり、本日から3月19日までの13日間に決しました。

なお、最終日に人事案件が追加提案される予定です。

以上、宇野議長に答申いたしました。これで議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から3月19日までの13日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月19日までの13日間に決定しました。

## 日程第3 諸般の報告

○議長（宇野光廣君） 日程第3 諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

## 日程第4 議案第1号から日程第36 議案第33号まで一括上程

### 提案理由の説明

○議 長（宇野光廣君） 日程第4 議案第1号、大津町学校教育施設整備基金条例の制定についてから日程第36 議案第33号、平成20年度大津町工業用水道事業会計予算についてまでの33件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ちまして、平成20年度の町政全般の運営に関する基本的な考え方を申し上げ、議会をはじめ町民の皆さんにご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が大津町長に就任させていただいてから早いもので3年が経ちました。そして、平成20年度は町長として一期目、最終年度となります。この間、一昨年は合併50周年という大きな節目を迎えることができ、昨年は、12月に人口が3万人を突破するという、これまた大きな節目の年であったとともに、県内唯一の3年連続普通交付税不交付団体になるなど、「元気な大津町」を印象づける、輝かしい1年であったかと思っております。

このように素晴らしい時に、素晴らしい大津町の町長をやらせていただいていることに対しまして、大きな喜びとともに、感謝を申し上げます。

私はこの3年間、偉大なる諸先輩方のご努力で築かれた「宝の山」大津町を掘り起こし、町議会、町民の皆様とともにまちづくりを進めていこうと決意し、町長就任1年目に、町政全般の運営に関する私の基本的な考え方ということで、第一に「町民主体のまちづくり」など、10項目について申し上げたところでございます。

私は、この10項目の基本的な考えに基づき、この3年間取り組んできたところでございますが、第一は、「町民主体のまちづくり」についてでございます。私はこの大津町の美しく豊かな自然と、相互扶助の精神により培われた風土や人の心を守り育て、「町民一人ひとりが、本当の意味で住みよいと思えるまちづくり」を目指したいと考えて町政を行ってきたところですが、この考えに基づき、各地区に地域づくり推進員として職員を配置し、まちづくりに関する情報はできる限り住民の方にお知らせし、住民の方と話し合いながら取り組んできました。そして、この「町民主体のまちづくり」をもっと具体的な形にするため、現在「まちづくり基本条例」の策定を進めているところでございます。

また、役場の機構についても住民の目線で改革を進め、分かり易い機構、利用しやすい配置を行い、さらなる住民サービスの向上に努めてまいります。

第二は、「農工商併進の活力あるまちづくり」でございます。企業誘致に力を入れることが、すなわち農工商併進のまちづくりであると考え、特に企業誘致には心血を注ぎました。そして、永年懸案事項となっております、南部工業団地もすべて完売して、企業が立地し、また本田技研工業株式会社熊本製作所には、大型車を含む国内の二輪車生産を集約し、全面移管されるとともに、既存の工業団地では工場増設が相次いでおります。私は、産業振興の第一番は道路・交通体系の整備であると考えており、本田技研南通りから325号への4車線化を進めています。この事業は、大津町が2輪の町

として今後ますます発展していくためのものであり、また半導体企業との協働による町おこしを進めていくためのものでもあり、大津町がさらなる飛躍を遂げるための礎を築くものと考えております。

商店街活性化については、大津駅南側では土地区画整理事業が完成し、ビジネスホテルの建設などもあり、今後ますます活性化していくものと考えています。

また、駅北側の旧57号沿いの商店街活性化については、なかなか手が付けられない状況でしたが、平成19年度からまちづくり交付金事業を立ち上げ、当該年度に肥後銀行跡地に地域包括支援センターを、中央バス停周辺には、今後まちづくり交流センター整備を計画し、宿場町大津をイメージした活性化事業に現在、取り組んでいます。

農業振興については、厳しい農業環境の中、農業の担い手を育て、農業経営基盤を整備し、経営効率を高めることが一番であると考えております。そのような中、20年以上の歳月をかけた北部畑総事業の第1工区が完成し、第2工区も21年度には完成する見込みであります。また、迫井手地区の基盤整備も20年度には申請を行い、事業を推進してまいります。

また、「農地・水・環境保全対策事業」における、農村の生活環境保全を図り、水田経営所得安定対策事業による集落営農を推進すると同時に、遊休農地解消に向けて取り組んでまいります。さらに、田んぼの学校や企業と協力して水張りなどを行い、環境に配慮した農業の役割を見据えた営農にも取り組んでいるところです。また、「農村総合整備事業」を今年度から「むらづくり交付金事業」として道路や水路などの整備を進めるとともに、上井手、下井手の幹線水路の整備にも努めてまいります。

第三に「少子高齢化社会に活力あるまちづくり」でございしますが、高齢化社会に対応し、新たに地域住民を巻き込んだ地域福祉計画を立ち上げ、森地区をはじめ、楽善地区や多々良地区をモデル事業として共に支えあう地域社会づくりを目指し、高齢者の方が地域の人たちに見守られながら、生きがいを持って安心して暮らせる社会づくりに努めてまいりました。本年度は、新たに3地区をモデル地区として推進してまいりたいと考えております。

第四は、「子育ての町日本一のまちづくり」でございします。19年度までにインフルエンザ予防接種を、3歳児から就学前の子どもたちを対象とした補助制度や私立幼稚園と公立幼稚園との保育料格差については、私立幼稚園に対する入園料補助制度を新たに設け、乳幼児医療費補助についても小学校3年生まで対象を拡大しましたが、本年度はさらに小学校6年生まで対象を拡大し、さらなる保護者負担の軽減を図り、保育園における延長保育、一時保育、休日保育の充実や私立保育園の新設に対する補助による定員増に努めるなど様々な子育て支援施策を行い、安心して子どもを生み、育てることができるよう、子育てのまち大津に向けて取り組んでいます。

教育関係においては「教育相談員」や「学習支援指導員等」、そして「校務員」と「司書」を専任で各学校に配置するとともに、本年度から大津中学校敷地内に教育支援センターを設置し、不登校児に対する相談や子どもたちのいじめ問題など、児童生徒や先生たちの各種の悩みに対応しながら、安心して子どもたちが学校で勉強ができるよう体制を整えるとともに、これからも夏休みや冬休みを利用した学習会を実施し、子どもたちの学力向上に取り組んでいます。

第五は、「安心、安全に暮らせるまちづくり」でございしますが、道路関係では、地域住民の方にはご

無理を申し上げたところではありますが、都市計画道路で町の幹線道路でもある三吉原北出口線を全線開通させ、地域住民や企業の方に喜ばれております。また、地域の生活道路整備にも予算を増額して側溝などの整備を進めているところでございます。さらに、役場に青パトを配置し、住民の方のご協力をいただきながら、子どもたちの通学時の安全確保に努めるとともに、中学校に防犯カメラを設置しました。今後も全学校に設置して、子供たちの学校生活の安全確保に取り組んでまいります。

高齢者や障害者など、災害時に支援が必要な方たちについては、民生児童委員さん方たちのご協力をいただき、災害時要支援者名簿を整えまして、総合防災訓練時において安否確認や避難場所への誘導などを実施し、災害時における要支援体制を検証したところであり、今後とも体制整備に努めてまいります。

第六は、「美しい自然環境を守るまちづくり」でございますが、「環境の森」や「広葉樹の森」に熊本市や企業さんと一緒になって植樹を実施し、また田んぼに水張りを行うなど地下水のかん養に努めるとともに、自然環境学習を行い自然保護の大切さを学びながら、ごみの減量化と分別を図り、資源循環型社会の構築に努め、住民や企業さんと協働しながら一体となって自然とともに元気な大津を目指しております。

また、太陽光発電についても、昨年度補助制度を新たに設け、地球温暖化対策にも努めています。

第七は「人を大切に作るまちづくり」でございます。昨年度から人権啓発福祉センターを核として、護川校区をモデルに人権啓発推進委員を配置し、人権問題の研修を深め、町民の方たちと一緒に交流と協働を基調とした「人権のまちづくり」を進めているところでございます。今年度は、昨年度の研修成果を踏まえ、全町的に展開するための検証を行うとともに、障害のある人や高齢者、外国人、男女など、個性や違いを認め合い、すべての人が暮らしやすく、活動しやすい社会づくりに向けて努めてまいりたいと考えております。

第八に「地域文化・スポーツの振興」でございますが、私は地域住民による地域での活動が地域の活性化に繋がるものと考え、19年度からミニ特区事業を引き継いだ地域づくり活動支援事業を立ち上げましたが、この事業で地域に受け継がれてきた伝統行事等が掘り起こされ、また地域住民が主体となったスポーツ活動が盛んに行われ、健康づくりにも役立っていると考えています。

また、まちづくり交付金事業を利用し、町民グラウンドや昭和園テニスコート、生涯学習センターの改修整備を行い、文化・スポーツの振興を行っているところでございます。

第九は、「行財政改革」でございます。徹底的に行政の無駄を省き、さらなる行政サービスの向上を目指し、民間にできることは民間に、という考えの下、平成18年度から環境保全組合の組合長として東部清掃工場及び環境美化センターの業務を包括的民間委託化して、町負担の軽減を図るとともに、平成20年度からは若草児童学園を指定管理者に、下水道浄化センターについても包括的民間委託を実施することで、既に委託業者の選定を済ませました。

また、簡素で住民の方に分かり易い組織へとするために機構改革を実施するとともに、職員研修を充実させ、能力評価を実施し、職員の意識改革を進めてまいりました。私は、行財政改革については、実施した時点で次の改革が始まるものと考えています。そういう考え方で、今後とも現状に満足する

ことなく、常に行財政全般について改革を進めていきたいと思っております。

最後に「町村合併について」でございますが、国や県レベルでは道州制や政令指定都市などの動きがあっているようですが、大津町は歴史的に宿場町として周辺町村の中心地として栄えたというそういう思いがあります。そのような思いの中で、将来的には町村合併問題は避けては通れない部分ではあるかとは思いますが、まずは町の顔となる駅周辺や市街地の再整備を図り、元気な大津町をつくるのが先決であると考えているところでございます。

以上、町長就任1年目に申し上げた、町政全般の運営に関する基本的な考え方についての3年間の取組状況と、今後のまちづくりにおける私の考えの一端を申し上げましたが、永年の懸案事項をはじめ、主要な施策に取り組むことができましたことは、諸先輩方が築いてこられた県下でもトップレベルの企業集積のもとに財政力が県内で一番豊かであるということと、いち早く行財政改革にもしっかりと取り組み、健全な財政を維持してきたからであると考えております。

今年度から後期高齢者医療事務や特定健診、特定保健指導が新たに加わり、健康づくりや介護問題などにもしっかりと取り組まなければならないとともに、子どもたちが町内に立地するすばらしい企業に就職できるよう、教育にもさらに力をいれていかなければならないものと考えています。

任期最後の1年間、就任時における町政全般の運営に関する基本的な考え方10項目をもう一度再確認するとともに、初心にかえり、全力を挙げて「宝の山」大津町を掘り起こし、将来にわたって、さらに発展させるべく取り組んでまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様方のご協力、ご支援をよろしく願い申し上げます。

続きまして、現在のわが国の財政及び大津町の財政の概要につきまして述べさせていただきます。

国の当初予算編成時におけるわが国の経済見通しについては、国と地方を合わせ長期債務残高が平成19年度末で772兆円を超えるという、依然として大変厳しい財政状況の中で、サブプライムローンなど海外経済の動向などにみられるリスク要因が、わが国経済に与える影響に注視する必要があるとしつつ、世界経済の回復が続く中、企業部門の底堅さが持続するとともに、家計部門が緩やかに改善し、平成20年度の国内総生産の実質成長率は2.0%、名目で1.1%と見込んでおられますが、最近になって経済成長の減速傾向が見られるなど、不透明な部分もあるようです。

このような中、我が大津町は企業業績の好調さから、税収は、平成19年度で過去最高の61億を超えることを予測し、今年度においても59億の税収を見込み、4年連続の普通交付税不交付団体になるものと予想しておりますが、円高や原油高などの不安要素があり、企業業績の動向については注意深く見守る必要があります。

大津町においては、先ほどからご説明申し上げてきました、まちづくり交付金事業をはじめ、福祉関係や子育て支援、教育の充実など、他の市町村では取り組むことがなかなかできない事業に取り組んでおりますが、大津町の財政は、議員皆様ご存知のとおり、法人町民税に支えられたものでございます。企業業績如何では、大変な状況になることも予想されることから、これまで基金の充実に努めてきたところであり、今年度末の基金残高は過去最高の58億7千万円となりますが、今後の経済動向にしっかりと対応していくため、今後とも基金の充実に努めていかなければならないものと考えて

おります。

一方、地方債残高につきましては、平成16年度末で106億6千7百万円あったものが平成19年度末では99億3千8百万円になるものと予想しており、7億2千9百万円減少しております。さらに普通交付税に算入されます臨時財政対策債等を除いた純粋な意味での町の借金は、69億5千3百万円となり、健全財政を維持しているところでございます。また、まちづくり交付金事業が本格化します20年度当初予算ベースにおける、20年度末における地方債残高の見込み額は101億7百万円と予想しており、19年度と比較すると1億6千万円増加しますが、平成16年度末と比較すると5億6千万円減少することになり、健全財政は今後とも維持されていくものと考えております。

このように、大津町は県内で一番元気な町であると自負いたしておりますが、先月発表されました九州経済白書においても、九州・沖縄・山口332市町村の中で成長シナリオに乗れた先進地として3市町が挙げられており、大津町がその3市町の中に入り、県内どころか九州でもトップレベルの元気な町となっていることが証明されましたが、現状に満足することなく、次の段階を目指し、元気な大津町がさらに元気になるよう振興総合計画に基づき、各種事業にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、予算関係の提案理由を説明いたします。

議案第2号「平成19年度大津町一般会計補正予算（第5号）について」から議案第9号「平成19年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）について」までの8議案の各会計の補正予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入では、事業等の執行残等による財源の組み替え、歳出では各事業の確定に伴う補正が主なものですが、企業の好調な業績に伴う町税の増額補正と財政調整基金から繰入を行いまして、歳出では、まちづくり交付金等の財源に充てるため、公共施設整備基金に積み立てを行うとともに、今後の学校教育施設整備の財源に充てるため、学校教育施設整備基金を新たに設置し、将来に備えることといたしました。

平成19年度の一般会計補正予算案及び各特別会計並びに事業会計合わせて、補正予算案として歳入歳出予算総額に3億7千572万4千円の増額を補正するものであり、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第25号「平成20年度大津町一般会計予算について」から議案第33号「平成20年度大津町工業用水道事業会計予算について」までの10議案の平成20年度各会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。今回、提案しております予算の総額は181億9千364万9千円で、前年度比3.9%減となっております。その内一般会計は106億4千840万7千円で、平成19年度予算に対し4.8%増となっております。

一般会計の主な財源は、町税59億5千338万6千円、構成比55.9%、国・県支出金16億1千247万円、構成比15.1%、町債12億3千240万2千円、構成比11.6%などです。このほか、お手元に一般会計予算等の概要を配付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

平成20年度の一般会計予算案106億4千840万7千円、各特別会計予算案及び事業会計予算



案 7 5 億 4 千 5 2 4 万 2 千 円 を、 地 方 自 治 法 第 9 6 条 第 1 項 第 2 号 の 規 定 に よ り、 議 会 の 議 決 を 求 め る も の で す。

そ の 他 の 議 案 の 提 案 理 由 を 申 し 上 げ ま す。

続 き ま し て、 議 案 第 1 号 「 大 津 町 学 校 教 育 施 設 整 備 基 金 条 例 の 制 定 に つ い て 」 で ご ざ い ま す が、 公 立 学 校 施 設 整 備 費 補 助 金 等 に 係 る 財 産 処 分 の 承 認 及 び 学 校 教 育 施 設 の 整 備 に 要 す る 財 源 を 積 み 立 て る た め、 地 方 自 治 法 第 2 4 1 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 条 例 を 制 定 し よ う と す る も の で あ り、 条 例 の 制 定 に つ い て は、 地 方 自 治 法 第 9 6 条 第 1 項 第 1 号 の 規 定 に よ り 議 会 の 議 決 を 求 め る も の で す。

次 に 議 案 第 1 0 号 「 大 津 町 部 設 置 条 例 の 制 定 に つ い て 」 で す が、 役 場 組 織 ・ 機 構 を 見 直 し 部 制 を 導 入 す る た め、 地 方 自 治 法 第 1 5 8 条 の 規 定 に 基 づ き 条 例 を 制 定 し よ う と す る も の で す。

次 に、 議 案 第 1 1 号 「 大 津 町 教 育 支 援 セ ン タ ー 条 例 の 制 定 に つ い て 」 で す が、 地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 第 3 0 条 の 規 定 に 基 づ き、 大 津 町 教 育 支 援 セ ン タ ー を 設 置 す る こ と に 伴 い、 条 例 を 制 定 し よ う と す る も の で す。

議 案 第 1 2 号 「 大 津 町 後 期 高 齢 者 医 療 に 関 す る 条 例 の 制 定 に つ い て 」 で す が、 高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 に 規 定 す る 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 の 円 滑 な 運 営 を 図 る た め 条 例 を 制 定 し よ う と す る も の で す。

議 案 第 1 3 号 「 職 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 及 び 技 能 労 務 職 員 の 給 与 の 種 類 及 び 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 」 で す が、 地 方 公 務 員 の 育 児 休 業 等 に 関 す る 法 律 の 改 正 に 伴 い、 条 例 の 一 部 を 改 正 し よ う と す る も の で す。

議 案 第 1 4 号 「 大 津 町 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 」 で す が、 宿 日 直 手 当 及 び 級 別 職 務 分 類 表 の 一 部 を 改 正 す る こ と に 伴 い、 条 例 の 一 部 を 改 正 し よ う と す る も の で す。

議 案 第 1 5 号 「 大 津 町 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 」 で す が、 特 殊 勤 務 手 当 の 一 部 を 廃 止 す る こ と に 伴 い、 条 例 の 一 部 を 改 正 し よ う と す る も の で す。

議 案 第 1 6 号 「 大 津 町 乳 幼 児 等 医 療 費 補 助 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 」 で す が、 こ ど も の 疾 病 の 早 期 治 療 を 促 進 し、 そ の 健 康 の 保 持 及 び 健 全 な 育 成 並 び に 子 育 て 支 援 の 拡 大 を 図 る た め、 条 例 の 一 部 を 改 正 し よ う と す る も の で す。

議 案 第 1 7 号 「 大 津 町 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 助 成 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 」 で す が、 平 成 2 0 年 4 月 1 日 か ら 老 人 保 健 法 が 「 高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 」 に 改 正 さ れ る こ と 及 び 熊 本 県 重 度 心 身 障 害 者 医 療 費 助 成 事 業 費 補 助 金 交 付 要 領 が 改 正 さ れ る こ と に 伴 い、 条 例 の 一 部 を 改 正 し よ う と す る も の で す。

議 案 第 1 8 号 「 大 津 町 介 護 保 険 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 」 で す が、 介 護 保 険 料 の 激 変 緩 和 措 置 を 平 成 2 0 年 度 ま で 延 長 す る た め、 条 例 の 一 部 を 改 正 し よ う と す る も の で す。

議 案 第 1 9 号 「 大 津 町 都 市 公 園 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て 」 で す が、 昭 和 園 テ ニ ス コ ー ト の 改 修 に 伴 い、 条 例 の 一 部 を 改 正 し よ う と す る も の で す。

議案第20号「大津町営住宅条例の一部を改正する条例について」ですが、町営住宅の入居に関し、「暴力団員の排除」に係る措置を規定するために、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第1号及び議案第10号から議案第20号までは、条例の制定及び一部改正ですので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第21号「町道の路線廃止について」及び議案第22号「町道の路線認定について」ですが、都市計画道路「三吉原北出口線」の開通により、新小屋桜山線及び美咲野大津線の起点、終点の変更されたことに伴い、道路法で規定されるところにより変更前の新小屋桜山線及び美咲野大津線を町道として廃止し、変更後の新小屋桜山線及び美咲野大津線を新たに町道として認定しようとするもので、町道の廃止については道路法第8条第3項の規定により、町道の認定については道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第23号「町道の路線認定について」ですが、本田技研南通線の4車線化に伴い、迂回路である大谷線を新たに町道として認定しようとするものです。

次に、議案第24号「町道の路線認定について」ですが、まちづくり交付金事業に伴う大津駅周辺整備の一環として、門出1号線及び門出2号線を新たに町道として認定しようとするものです。

議案第23号及び議案第24号は町道の認定であり、町道の認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。なお、所管課長をして、それぞれ詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これで、施政方針及び提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（宇野光廣君） この際、念のため申し上げます。各課長の説明は、議案第1号から議案第9号まで、議案第10号から議案第24号まで、議案第25号から議案第33号までに分けて説明を求めます。

教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 議案第1号、大津町学校教育施設整備基金条例の制定についてご説明します。議案集は1ページです。大津町学校教育施設整備基金条例を次のとおり定めるものです。公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認及び学校教育施設の整備に要する財源を積み立てるため、新たに基金を創設するものです。今年度、菊阿中学校跡地を4千100万円で地元企業に売却いたしました。その際、現在まで残っていましたが補助金3千338万3千円は、平成19年度の改正により、学校施設以外の他の用途に処分しても返還しなくていいという承認をいただきました。その承認の条件として、今後の当町の学校教育施設の整備のための基金を新たに創設し、補助金の残金以上の金額を積み立てて活用することとされております。

そこで町といたしましても大津町学校教育施設整備基金を新たに設置するものです。

2ページをお願いします。

大津町学校教育施設整備基金条例を説明いたします。第1条設置では、大津町の学校教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため、大津町学校教育施設整備基金を設置するとしております。

第2条積立額は、基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定める額としています。

以下、第3条で管理、第4条で運用益の処理、第5条で組替運用、第6条処分で、基金は学校教育施設整備の財源に充てる場合に限り処分することができることとしております。

なお、第2条で、この基金に積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めるといたしておりますので、今回の3月補正予算で学校教育施設整備基金として、先ほど申した菊阿中学校跡地の売却費4千100万円と今後の学校教育施設整備に対応するため財政調整基金からの5億円を合わせまして5億4千100万円を計上させていただいております。

次に3ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行すると規定しています。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 企画政策課長黒田 傳君。

○企画政策課長（黒田 傳君） おはようございます。

議案第2号、平成19年度大津町一般会計補正予算（第5号）について説明いたします。今回の補正は、町税の増額、主に法人町民税の増額です。それから、企業誘致関係の工場等振興奨励補助金の確定に伴う減額、まちづくり交付金事業の19年度事業確定に伴う減額、その他事業の確定に伴う不用額の減額が主な内容でございます。

1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に3億5千188万1千円追加しまして、予算の総額を111億4千227万3千円とするものでございます。

第2条で、繰越明許費を第2表繰越明許費のとおりとしております。

第3条で、地方債の補正を第3表地方債補正のとおりといたしております。

8ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費ですが、款3、項1、社会福祉費社会福祉施設整備補助金は、グループホーム及び小規模多機能型介護施設の着工遅れのため、全額を次年度に繰り越すものでございます。項2児童福祉費、社会福祉施設整備補助金は私立保育所への建設補助金ですが、これも着工遅れのため年度内完成ができず、このうち70%分を次年度に繰り越すものでございます。

次に、款8、項2道路橋梁費、鍛冶ノ上門出線道路改良事業は、JRとの協議で設計及び工事において相当な期間が必要とのことで、JRの方からの繰り越し要望があり、7月下旬の完成予定のために繰り越すものでございます。下町門出線道路改良事業は、西側の用地買収に難航しており、8月末の完了予定のため繰り越すものです。吹田大津線（平和橋）橋梁架替事業は、用地交渉において調整が必要になり、工事着工が遅れたため年度内完成が困難となり、4月末完成予定のために繰り越すものです。

9ページをお願いします。

第3表地方債補正（1）追加としまして、10村づくり交付金事業、一般補助施設整備等事業債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおりとするものです。補助うらの75%の充当率

で、元利償還の10%の交付税措置となっております。

10ページをお願いします。(2)変更としまして、事業の確定に伴いまして次のとおり変更するものです。2、町道整備事業、臨時地方道整備事業債は2千650万円を減額しまして8千310万円とするものです。3の県道負担金、臨時地方道整備事業債は、40万円を減額しまして2千700万円とするものです。5のまちづくり交付金事業、一般補助施設整備等事業債については、2億3千290万円を減額しまして2億3千370万円とするものです。6の消防施設整備事業債は140万円を減額しまして1千360万円とするものです。7の一般公共事業債は840万円を減額しまして3千940万円とするものです。8の一般単独事業債は5千60万円減額しまして760万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じでございます。

次に、歳出から説明申し上げます。32ページをお願いします。

款1、項1、目1議会費は、不用額を減額するものです。

33ページをお願いします。

目1一般管理費ですが、人件費及び事業確定に伴う減額が主となっておりますが、節4の共済費は実績に基づきまして、主に非常勤職員分の増額となっております。

8の報償費については、行政区協力員謝礼ですが、世帯数増加に伴うものでございます。

34ページをお願いします。

節19の2の熊本県職員派遣負担金は、町負担分の確定見込みに伴う減額です。

36ページをお願いします。

目5の財産管理費の11需用費、修繕料ですが、庁舎2階のカウンターのローカウンター化及び公用車の修繕分です。

13委託料は、入札残でございます。

次の37ページの18備品購入費、一番下ですが、カウンター用イスは、ローカウンター化に伴うイスの購入です。

38ページをお願いします。

目7電子計算費ですが、主に委託契約等の事業確定に伴うそれぞれ入札残、また不用額の減額となっております。

40ページをお願いします。

目11地域づくり推進費ですが、事業の確定に伴い減額いたしております。

41ページをお願いします。

目12の諸費は、生活路線維持費補助金は、利用者の減、燃料高騰などに伴う増額となっております。

2の乗合タクシーは、実績見込みに伴い減額しております。

目13財政調整等基金費は、余剰財源をまちづくり交付金事業等今後の公共施設整備に備えるものです。

42ページをお願いいたします。

目 1 5 まちづくり交付金事業は、包括支援センター事業等の確定に伴う入札残です。

次に、4 5 ページをお願いします。

目 4 参議院議員通常選挙費、それから次の 4 6 ページの目 5 衆議院議員補欠選挙費は、選挙費の確定に伴う減額となっております。

4 9 ページをお願いします。

款 3、項 1、目 1 社会福祉総務費ですが、次の 5 0 ページをお開き下さい。

節 2 0 扶助費、ひとり親家庭医療費助成及び節 2 8 の国民健康保険特別会計・介護保険特別会計繰出金は、それぞれ実績見込みに伴い増額するものです。

目 2 の障害者福祉費、1 3 委託料、コミュニケーション支援事業委託は、利用見込み増に伴うものです。地域活動支援センター事業委託は、補助基準に該当せず減額するものです。

5 1 ページをお願いします。

節 1 9 の 6 の地域活動支援センター事業負担金は、菊池圏域の事業確定に伴う減額です。

節 2 0 扶助費は、それぞれの事業の利用実績見込み、事業確定見込みに伴う補正でございます。

5 2 ページをお願いします。

節 2 3 は、それぞれの平成 1 8 年度事業の確定に伴う精算金の返還です。

5 3 ページをお願いします。

目 3 後期高齢者医療費、後期高齢者医療電算システム開発委託は、保険料凍結分及び国保税激変緩和分のシステム修正分です。施設利用権発行管理システム委託は、7 5 歳以上の人たちに鍼灸券を発行するためのシステム委託です。

目 4 老人福祉費、1 3 委託料、老人保護措置費は、町外の入所者の実績に伴うものです。

5 4 ページをお願いします。

節 2 3 は、1 8 年度事業確定に伴う精算金の返還です。

目 8 老人ホーム費、1 1 需用費、燃料費は、重油高騰に伴う増額です。1 3 委託料は、調理業務委託の入札残です。

5 6 ページをお願いします。

目 1 1 人権啓発福祉センター運営費は、事業確定に伴う減額です。

5 8 ページをお願いします。

目 1 の児童福祉費総務費の 1 3 委託料、軽度障害児保育事業委託は、1 月から対象児童が入所したための増額です。子育てサポート事業委託は、利用者数の増加に伴うものです。

目 2 児童措置費、次のページですが、節 2 0 はそれぞれの児童手当の対象児童の増減に伴う補正です。

目 3 大津保育園費は、主に臨時職員の勤務実績に伴う減額です。

6 0 ページをお願いします。

目 4 若草学園福祉施設費は、主に臨時職員の勤務実績及び事業の確定に伴う減額です。

目 5 保育所運営費は、私立保育所運営費の単価改正に伴う増額です。

61ページの目1保健衛生総務費の13委託料、妊婦健診・乳児精密健診委託は実績見込み、総合健康管理システム改修（妊婦受診券業務委託）は、平成20年度から5回に回数を増やすための補正です。

62ページをお願いいたします。

目3環境衛生費、18備品購入費は、航空機騒音測定機器の入札残です。

63ページ、節19の2のISO認証取得補助金は、申請企業がなかったために減額するものです。

64ページをお願いいたします。

目6老人医療費、節28老人保健特別会計繰出金は、国庫負担分を96%と見込み、その不足分を一時一般会計から繰り出すものです。

目7乳幼児等医療扶助費は、実績見込みにより増額いたしております。

目8合併処理費、1の合併処理浄化槽設置補助金は、申請数が半数程度のための減額です。

次の項2、目1清掃総務費、11需用費、消耗品費は、指定ごみ袋の契約単価減に伴う減です。

66ページをお願いします。

節19菊池環境保全組合負担金は、旧し尿処理場ほかの解体の入札残分です。

68ページをお願いいたします。

目7農業構造改善事業費、13委託料及び15工事請負費の総合交流ターミナル施設改修分は、入札残です。

目8農地費は、おおきく地区事業において、12役務費は追加登記分、15工事請負費は追加工事分を増額。

13委託料及び17公有財産購入費は、事業確定に伴う減額です。

節19は、それぞれ事業確定に伴う減額が主ですが、70ページをお願いします。70ページの一番下の6、護川土地改良区宮基盤整備促進事業御願所地区補助金は、地元用地同意ができずに中止するものです。

節22は、おおきく地区事業の貯蔵庫3基ほかの追加分です。

目9圃場整備費、節19は、それぞれ事業確定に伴う減額ですが、3の菊池台地総合土地改良事業償還負担金は、事業費再算定に伴う追加分です。

72ページをお願いします。

目12農業集落排水費は、分担金の増収に伴う減額です。

目13農道管理費は、事業年度を20年度に変更するための減額です。

73ページの目2林業振興費の13委託料は、実績及び入札残に伴う減額です。

74ページをお願いします。

1の地域活動支援交付金についても、実績に伴う減額です。

目3林道新設改良費、15工事請負費は、林道古城線事業確定に伴う減額です。

節19の2の大規模林業県負担金は、緑資源機構解散に伴う減額です。

75ページをお願いします。

目2 商工業振興費、節19は、共に実績見込みに伴う減額です。

76ページをお願いします。

15 工事請負費、岩戸溪谷周辺整備工事は、入札残です。

目4 企業誘致推進費、節19、1工場等振興奨励補助金の減額は、対象企業の工場建設操業開始の遅延によるものです。20年度に、再度計上いたしております。

77ページの目5のまちづくり交付金事業は、財源組み替えです。

79ページをお願いします。

目3 道路新設改良費は、事業確定に伴う減額が主なものでございますが、節19は県道負担金の確定、及びJR協議による鍛冶ノ上門出線の負担金の確定に伴う増額です。

目4の橋梁新設改良費は、15 工事請負費は入札残です。

81ページをお願いします。

目2の街路事業費、節19は県道負担金西鶴中井迫線の事業確定に伴う減額です。

目3 公園緑地費、13 委託料は、入札残です。

82ページをお願いします。

目4 公共下水道費は、負担金使用料収入の増加に伴う繰出金の減額です。

目6 まちづくり交付金事業費は、事業確定に伴う減額が主ですが、補助金の確定に伴う財源の組み替えをいたしております。

12 役務費は、登記手数料、用地鑑定料の確定、13 委託料は測量設計委託料の確定に伴う減額、建物鑑定委託料は、本田技研南通り線などの不足分です。

15 工事請負費、17 公有財産購入費、22 補償補てん及び賠償金は、それぞれ本田技研南通り線などの事業費の確定に伴う減額です。

83ページをお願いします。

項4、目3 住宅維持費、13 委託料は、次のページの15 工事請負費は、それぞれ入札残の減額です。

85ページをお願いします。

消防費ですが、目3 消防施設費、15 工事請負費、防災行政無線難聴地区解消工事は、機器更新を20年度で計画しているため減額するものです。防火水槽工事、18 備品購入費については、入札残です。

88ページをお願いします。

款10、項1 教育費の目2の事務局費ですが、議案第1号、大津町学校教育施設整備基金条例の制定に伴い、節25を積立金で5億4千100万円を後年度の学校施設整備の財源として積み立てるものです。内訳は、先ほど学校教育首藤局長の説明のとおりです。

90ページをお願いいたします。

項2 小学校費の目1 学校管理費ですが、事業確定に伴う減額となっています。

7の賃金は、出勤日数の確定に伴う減額です。

13の委託料、15工事請負費、18備品購入費は、それぞれ入札残です。

93ページをお願いします。

項3中学校費の目1学校管理費ですが、同様に13委託料、次の15工事請負費、18備品購入費の減額が主なものです。

95ページをお願いします。

項4、目1幼稚園費、7賃金は、出勤日数の確定に伴う減額です。

96ページをお願いします。

節19の3私立幼稚園入園料補助金は、新規入園者11人分を計上しております。

98ページをお願いします。

目2公民館費の11需用費、修繕料は、杉水公民館分館の外壁修繕分です。

目3生涯学習センター費、11需用費の燃料費は、燃料費高騰に伴うものです。

次のページの13委託料は契約残等ですが、下から3番目については、ホール利用増加に伴い、ホール音響、照明作業委託についての不足分をお願いしております。

100ページをお願いします。

15工事請負費、センター舗装区画線工事は、現在まちづくり交付金事業で周辺整備をやっておりますが、区画線が補助対象外のため単独で実施するものです。

103ページをお願いします。

目10まちづくり交付金事業の減額は、13委託料、15工事請負費、共に入札残を減額するものです。

104ページをお願いします。

目2体育施設費、11需用費、修繕料は、町民グラウンドの給水管修理、菊阿体育館の電灯管線修繕、同トイレ修理、総合体育館トレーニング機器などの修繕料です。

107ページをお願いします。

款11、項1、目1農業用施設災害復旧費は、事業確定に伴う減額です。

108ページをお願いします。

林業用施設災害復旧費は、事業該当がなかったための減額です。

109ページの公共土木施設災害復旧費は、事業確定に伴う減額です。

款12公債費については、一部繰上償還のための元金の減、利率については当初見込みより低利で借りられたための減額となっております。

110ページをお願いします。

款13予備費で財源調整をしております。

次に、歳入について説明いたします。

14ページをお願いします。

款1、項1町民税、目1の個人は、実績により増額をいたしております。

目2法人は、企業業績好調に伴う増額となっております。



項2、目1固定資産税については、滞納繰越分の実績により増額しております。

15ページをお願いします。

款12分担金負担金、目1総務費負担金、広域連合等派遣職員分の実績見込みによる増額です。

目2の民生費負担金、節1、節2は、それぞれ事業確定に伴う補正です。

節5については、地域活動支援センター事業負担金は、事業確定に伴うものです。コミュニケーション支援事業負担金及び障害者相談支援事業負担金は、利用増に伴う圏域内他市町村からの負担金の増です。

16ページをお願いします。

款13、項1、目5土木使用料、運動公園使用料は、利用者の増に伴うものです。

目6教育使用料、節2の幼稚園使用料は、入園児数の増加に伴うものです。

次のページの節3、節4についても、利用者数の増加に伴うものです。

次に、項2の手数料についても、総務手数料、民生手数料、それぞれ実績に基づいての補正です。

18ページをお願いします。

項3、目1証紙収入は、ごみ袋の売り上げ減のための減額です。

19ページをお願いします。

目1の民生費国庫負担金、節1保育所負担金は、運営費単価改正に伴う増額です。

節2、節4はそれぞれ事業の確定に伴う補正です。

20ページをお願いします。

目1民生費国庫補助金、節1の次世代育成支援交付金は、額の確定に伴うものです。

節3の障害者福祉費補助金、通所サービス利用促進事業は、県補助金への組み替えです。

目2の衛生費国庫補助金、節1合併処理補助金、次に目3の土木費国庫補助金、節1道路橋梁費補助金、目4の教育費国庫補助金、小学校費補助金、中学校費補助金は、事業確定に伴う額の確定に伴う減額ですが、増額分の都市計画補助金の地域住宅交付金は、公営住宅改修分の交付決定に伴う増額、またまちづくり交付金については、19年度に予定を上回る額の交付があつておるための増額です。

21ページをお願いします。

款14、項3、委託金についても、それぞれ額の確定となっております。

款15、項1、目1民生費県負担金、一番上ですが、若草学園の負担金は施設利用実績及び事業運営円滑化事業分です。

私立保育所負担金は、単価改正分です。

次の節3及び22ページの節4については事業の確定に伴う補正ですが、節4の一番下です、就労意欲促進事業負担金は、県補助金への組み替えのための減です。

次の項2の目1総務費県補助金、地方バス運行等特別対策補助金は、赤字幅増に伴う増額です。

目2の民生費県補助金、1社会福祉費補助金、ひとり親家庭等医療費補助金は助成増に伴い、次に23ページの3の児童福祉費補助金、軽度障害児保育事業補助金(私立)は、白川保育所の増分です。

多子世帯子育て支援事業補助金は、多子世帯軽減分の確定です。

節6 障害者福祉費補助金の下から2番目の通所サービス利用促進事業補助金は、国庫補助金からの組み替えと利用者見込みに伴うものです。

次に、就労意欲促進事業補助金は、県負担金からの組み替えと利用見込みに伴う補正です。

次の目3 衛生費県補助金、乳幼児医療費補助金は、申請に基づく増額です。

次に24ページです。一番上です。

合併処理浄化槽設置補助金は、実績に伴う減額です。

次の目4 農林水産業費県補助金の節3 農地費補助金、おおきく地区農村総合整備事業補助金は、事業確定に伴うものです。基盤整備促進事業、御願所地区補助金は、事業中止のための減額です。

節5の林業補助金は、額の確定に伴う補正です。

次に、目7 災害復旧費県補助金は、農業用施設災害復旧費補助金の確定に伴うものです。

次に、25ページをお願いします。

一番上の総務費委託金の節3は、県知事選挙委託金の見込みのための減額です。

26ページをお願いします。

款16、項2、目1 不動産売払収入、1 建物売払収入は、法定外公共物3件分です。

節2は、町有林立木売払収入は、間伐売払収入の減となっております。

款18、項1、目2 介護保険特別会計繰入金は、地域包括支援センター人件費分の繰り入れです。

項2、目2の財政調整基金繰入金は、学校教育施設整備基金の財源となっております。

次のページ、目3 大津町工場等振興奨励基金繰入金は、19年度事業確定のための減額でございます。

款20、項2、目1 町預金利子を計上しております。

次に、目3、28ページをお願いします。

雑入ですが、主なものとしまして、上から2番目の熊本県市町村振興協会交付金、次に下の方ですか、真ん中の若干下ですが、土地開発公社残余財産戻し入れ、これは土地開発公社解散に伴うものです。

次に29ページ、上から3番目ですが、建物災害共済金。それから、真ん中ほどですが、特別型国営事業償還助成金などとなっております。

30ページをお願いします。

目5 違約金及び遅延利息は、工事辞退に伴う違約金及び前払い金の返納利息です。

31ページをお願いします。

款の21 町債については、先ほど地方債補正について説明いたしましたとおりでございます。

以上、よろしくをお願いします。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。11時25分から再開します。

午前11時15分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長松永高春君。

○健康福祉課長（松永高春君） おはようございます。

議案第3号、平成19年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正は、医療費等の歳出見込み及び交付金等の額の確定に伴います補正が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千444万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6千158万2千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の9ページをお願いします。併せて、概要書は33ページです。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税については、12月末調停に伴う収入見込額による減額補正です。

目2退職被保険者等国民健康保険税については、1月末調停に伴う収入見込額による増額補正です。

款3、項1、目1療養給付費等負担金及び目2共同事業負担金については、変更交付申請に伴う額の確定による増額補正です。

10ページをお願いします。

款4、項1、目1共同事業負担金については、額の確定に伴う増額補正です。

款4、項2、目1、節1普通調整交付金については、一般被保険者に係る医療費の歳出見込みに伴う増額補正です。

11ページをお願いします。

款5、項1、目1療養給付費等交付金については、退職被保険者に係る保険税収納額増に伴う減額補正です。

款6、項1、目1共同事業交付金及び目2保険財政共同安定化事業交付金については、額の確定に伴う増額補正です。

款8、項1、目1一般会計繰入金の中で、節2職員給与費等繰入金については、一般管理費の減額補正に伴うものです。

12ページをお願いします。

節4財政安定化支援事業繰入金については、額の確定に伴う増額補正です。

次に、歳出を説明します。13ページをお願いします。概要書は34ページです。

款1、項1、目1一般管理費については、歳出見込みによる減額補正です。

款1、項2、目1運営協議会費については、歳出見込みによる減額補正です。

14ページをお願いします。

款2、項1、目1一般被保険者療養給付費については、医療費の歳出見込み額による増額補正です。

目2退職被保険者等療養給付費及び款2、項2、目1一般被保険者高額療養費については、財源の

組み替えです。

15ページをお願いします。

款2、項5、目1 葬祭給付費については、死亡件数の増加見込みによる補正です。

款3、項1、目1 老人保健医療費拠出金及び款4、項1、目1 介護納付金については、財源の組み替えです。

16ページをお願いします。

款5、項1、目1 高額医療費共同事業医療費拠出金及び目3 保険財政共同安定化事業拠出金については、額の確定に伴う補正です。

款6、項1、目1 保健衛生普及費については、8 報償費から13 委託料については、歳出見込みによる減額補正です。

17ページをお願いします。

18 備品購入費については、国において国保月俸、年俸及び調整交付金交付申請に伴うシステム変更に伴うソフト購入のための補正を計上しています。

款6、項1、目2 健診事業費、目3 鍼灸施術費については、歳出見込みによる減額補正です。

款9、項1、目2 退職被保険者等保険税還付金については、退職被保険者の保険税還付金が生じたため補正するものです。

18ページをお願いします。

款10の予備費については、予算の調整を行っております。

以上、よろしくをお願いします。

議案第4号、平成19年度大津町老人保健特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正は、平成19年度医療給付費等の実績見込みの交付申請に基づく補正を行っています。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7千732万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億862万3千円とするものです。

歳入について、予算説明書の7ページをお願いします。併せて概要書は35ページです。

款1、項1、目1 医療費交付金については、各健康保険が拠出しています社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、変更交付申請に基づく交付額の見込みによる減額補正です。

款2、項1、目1 医療費負担金については、老人医療給付費国庫負担金の変更交付申請に基づく交付額を申請額の96%と見込み減額補正するものです。

款3、項1、目1 県負担金については、老人医療給付費県負担金の変更交付申請に伴う額の確定による減額補正です。

8ページをお願いします。

款4、項1、目1 一般会計繰入金については、支払基金交付金国・県負担金の歳入額が医療費に対し不足が見込まれるため、一般会計から不足財源を繰り入れるもので、これについては翌年度精算をいたします。

款6、項3、目1第三者納付金については、第三者納付金の納付済額による増額補正です。歳出について、9ページをお願いします。概要書は36ページです。

款1、項1、目1医療費給付費については、医療費の歳出見込額による減額補正です。

目2医療費支給費については、コルセット等治療用装具の医療費の歳出見込額による増額補正です。以上、よろしくお願いいたします。

議案第7号、平成19年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千32万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億236万6千円とするものです。

歳入について予算に関する説明書の9ページをお願いします。併せて概要書は38ページです。

款1、項1、目1、節1現年度分特別徴収保険料については、特別徴収者増による保険料の増額補正です。

節2現年度分普通徴収保険料については、普通徴収者減による保険料の減額補正です。

節3滞納繰越分普通徴収保険料については、徴収実績による増額補正です。

款3、項1、目1介護給付費負担金については、介護給付費の実績見込みによる減額補正です。10ページをお願いします。

款3、項2、目1調整交付金については、介護給付費の実績見込みによる増額補正です。

目2地域支援事業交付金については、地域支援事業の実績見込みによる減額補正です。

目3介護保険事業費補助金については、介護保険システム改修に対する国補助金の増額補正です。

款4、項1、目1介護給付費交付金及び目2地域支援事業支援交付金については、介護給付費及び介護予防事業の実績見込みによる増額補正です。

11ページをお願いします。

款5、項1、目1、介護給付費負担金については、介護給付費増による補正です。

款5、項2、目1地域支援事業交付金については、地域支援事業の減による補正です。

款6、項1、目1介護給付費繰入金については、介護給付費増による補正です。

目2地域支援事業支援交付金については、地域支援事業の減による補正です。

目3その他一般会計繰入金については、事務費の減額による補正です。

12ページをお願いします。

款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入については、地域包括支援センターでの介護予防サービス計画作成件数の実績見込みに伴う減額補正です。

次に、歳出について説明します。

13ページをお願いします。併せて、概要書は39ページです。

款1、項1、目1一般管理費、13委託料ですが、平成20年度介護保険料激減緩和措置の継続及び介護報酬改定のためのシステム改修に伴う増額補正です。

款1、項3、目2認定調査等費、7賃金及び12役務費については、臨時職員賃金、意見書作成手

数料の実績に伴う減額補正です。

款1、項5、目1計画策定等委員会ですが、1報酬及び9旅費については、地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会の開催実績に伴う減額補正です。

14ページをお願いします。

13委託料については、介護保険実態調査における調査委託及び分析業務委託の減額による補正です。

19負担金補助及び交付金については、介護保険実態調査業務委託の減額に伴う菊池郡市介護保険連絡協議会負担金の減額による補正です。

款2、項1、目1介護サービス等諸費ですが、それぞれのサービス事の実績見込みによる補正です。

15ページをお願いします。

款2、項2、目1その他諸費については、介護請求件数増に伴う熊本県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料の増額補正です。

16ページをお願いします。

款2、項3、目1高額介護サービス等費については、実績見込みによる増額補正です。

款3、項1、目1介護予防事業費については、高齢者筋力向上トレーニング事業実績による減額補正です。

款3、項1、目2包括的支援事業費については、それぞれ実績に伴う減額補正です。

17ページをお願いします。

款3、項1、目3任意事業費については、利用実績に伴う減額補正です。

款7、項2、目1一般会計繰入金については、地域包括支援センター職員人件費分を国・県補助金と保険料のそれぞれの負担割合に応じて一般会計へ繰り出すための増額補正です。

18ページをお願いします。

款8、項1、目1予備費については、介護給付費の財源に充てるための減額補正です。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） おはようございます。

議案集の7ページをお願いいたします。

議案第5号、平成19年度大津町外4カ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。今回の補正は、平成19年度の緑資源機構の事業の凍結措置がなされたことに伴うものが主なものです。

特別会計補正予算書をお願いいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ767万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ766万8千円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入からご説明を申し上げます。

款3、項1、目1の諸収入、節2の雑入767万1千円の減額は、緑資源機構の事業凍結に伴うも

のでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、項1、目1の一般管理費の節7の賃金、それから11の需用費、14の使用料及び賃借料、16の原材料費につきましては、事業実績に伴う減額でございます。

13の委託料で、緑資源機構の事業予定のうち昨年実施されました育樹祭に関係した一部団地の間伐等についてのみ事業を実施し、そのほかの予定しておりました2つの団地の間伐管理委託については、事業凍結に伴う未実施ということになったために減額補正するものです。

款2、項2、目1の予備費で財源調整を行っております。ちなみに、緑資源機構につきましては、平成19年度で廃止をされまして、平成20年度からの事業につきましては、経過措置法人であります森林総合研究所が引き継ぐ予定となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） おはようございます。

議案第6号、平成19年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。補正予算の概要は、37、38ページになりますので、併せてご覧下さい。

今回の補正は、負担金・使用料の増額及び事業費の確定見込みに伴う一般会計繰入金の減額と公共下水道事業債の増額が主なものです。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千493万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ記載のとおりとするものです。

第2条、地方債の追加及び変更につきましては、4ページをお開き願いたいと思います。第2表地方債の補正です。現在、5%以上の利率で借り入れている起債を平成19年度から21年度までの3年間で借り換える予定ですけれども、そのうち平成19年度はこのうち3の借換債として1億860万円を借り入れ、将来の利子の負担を軽減しようとするものです。さらに財政措置の変更に伴い、特別措置分として公共下水道事業債が創設され、これについては、後年度交付税の対象になる起債のため、4番の特別措置分として4千300万円を借り入れ、2の資本費平準化債を同額減額する予定です。1の公共下水道債は、受益者負担金の増額及び事業費の確定見込みに伴い減額するものです。これらの起債に関する起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。

詳細につきましては、説明書によりご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

8ページをお開き下さい。

款1、項1、目1負担金の増額は、主にアパート等の民間施設の建設が増加したことによるものです。

款2、項1、目1使用料の増加は、中核工業団地などの企業の使用水量増加や民間施設の建設により排水量が増加したことによるものです。

款4、項1、目1一般会計繰入金の減額は、負担金及び使用料の増額、事業費の確定見込みによるものです。

9ページをお願いいたします。

款7、項1、目1公共下水道事業債の増額及び目2資本費平準化債の減額は、先ほど地方債の補正で説明したとおりになります。

次に、歳出を説明いたします。10ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費につきましては、節8報償費の減は、納期前払いが減り分割払いが増えたことによるものです。

節13委託料につきましては、下水道使用料の口座振替が増加し、個人徴収が減ったことによるものです。

節19水洗化助成金は、3年以内の接続工事の減少によるものです。

節27は、公課費の減額は、平成18年度の消費税の確定によるものです。

目2事業費につきましては、事業費等の執行見込額の確定による減額です。

目3維持管理につきましては、節19需用費のうち浄化センターの電気料の減に伴う光熱水費の減額と、節13委託料は維持管理や保守点検などの各種委託業務の確定に伴い減額するものです。この中で、汚泥等搬出の費用につきましては、引き抜き料を増やすために増額しております。

12ページをお願いいたします。

款2、項1、目1元金につきましては、起債の借り換えを行うため、現在5%以上の利率で借り入れている起債を繰上償還するものです。

目2利子につきましては、平成18年度借入起債の利息の確定により減額するものです。予備費の方で財源調整をしております。

続きまして、議案第8号、平成19年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。補正予算の概要は、40ページ、41ページになります。今回の補正は、事業の確定見込みに伴う補正になります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千458万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ記載のとおりとするものです。

第2条、継続費の変更につきましては、4ページの第2表継続費の変更のように契約見込額の確定により、平成20年度の年割額を減額するものです。

第3条の地方債の変更につきましては、5ページの第3表地方債の補正のように事業費の確定見込みにより減額するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。詳細につきましては、説明書によりご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金の増額は、3年分割の分担金を一括して全納される受益者が多かったことによるものです。



款2、項2、目1使用料は、矢護川浄化センターの利用が増加したことによる増額です。

款1、項1、目1一般会計繰入金は、分担金及び使用料の増と事業費確定見込みに伴い減額するものです。

10ページをお願いいたします。

款5、項2、目1基金繰入金は、平成18年度起債の借入利率が見込みより少なく、利子に充当する繰入額を減額するものです。

款8、項1、目1農業集落排水事業債は、事業費の確定見込みにより減額するものです。

次に、歳出を説明いたします。11ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費は、水洗化助成金の申請者が当初見込みより少なかったため、節19負担金補助及び交付金を減額するものです。

目2農業集落排水事業費につきましては、節1報酬、節9旅費の減額は、推進委員会の開催の回数減によるものです。

節13、節17、節22の減額は、事業執行見込額の確定によるものです。

目3維持管理費につきましては、執行見込額の確定により減額するものです。

12ページをお願いいたします。

款2、項1、目2利子につきましては、平成18年度起債の借入利息の確定による減額です。

以上です。

次に、議案第9号、平成19年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。補正予算の概要は、41、42ページになります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既定の予定額に収入支出それぞれ372万4千円増額し、収入支出それぞれ6千746万2千円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第3条資本的収入及び支出の補正については、収入の補正はありませんが支出の方で資本的支出を253万7千円減額し1千636万3千円とするものです。

詳細につきましては、説明書により説明申し上げます。

説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出のうち収入では、款1、項1、目1給水収益を中核工業団地企業の水道使用料が増加したため増額するものです。

項2、目1受取利息及び配当金の増額は、定期預金の利息増によるものです。

目2雑収益は、雷災害による共済基金を計上しております。

説明書の2ページをお願いします。

支出につきましては、款1、項1、目1原水費の補正は、運転ポンプの電気料金の減と委託料の執行見込み額確定により減額するものです。

目2排水及び給水費と目3総経費の補正は、事務費等の執行残による減額です。

節3、目1予備費で財源調整を行っております。

説明書の3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入の補正はありません。

支出については、款1、項1、目1建設改良費、目2委託料は、事業の執行見込額確定により減額するものです。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長今村一也君。

○総務課長（今村一也君） こんにちは。

それでは、議案第10号から総務関係の議案の説明をしたいと思います。議案集の12ページと説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号、大津町部設置条例の制定についてご説明申し上げたいと思います。

改正の主な理由といたしましては、平成18年度に行政改革の一環として、課係の垣根を超えた横断的な連携が図れる体制の機構改革を実施いたしましたので、2年が経過いたしましたので、その中で検証します中にいくつかの問題点が見つかってきました。1つ目には、課の下に室を設けたことが住民にとってなじみが薄い。2つ目に、いくつかの室を抱える課において、全体の業務で課名を付けたので、課の本来の業務がぼやけてしまい住民にわかりにくくなってきておるようでございます。3つ目に、菊池郡市の担当課長会議において、他の市町村では課長や部長が出席しますが、大津町から室長として出席しなければならないというようなことも起きましたし、職員の意識の低下が懸念されますので、の見直しと、見直しをやったことでメリットもいくつか出てきておるようでございます。政策決定の場あたりが少ない役職で決定ができる。それと、課がいくつかまとまったことで横断的な協力体制の確立ができたようでございます。そこで、現在8課5局体制を維持しつつも、郡市との均衡を図りながら組織機構の見直しを行い、現在の給与体系、官職手当あたりについては、堅持をしながら部制を導入しようとするものでございます。

それでは、内容について、議案集に13ページと説明資料の1ページでご説明をしていきたいと思っております。

説明資料の1ページと議案集を見比べながらお願いをしたいと思います。説明資料の方の新旧対照表の改正前につきましては、今現在、町の方の条例があります課設置条例と今回提出しました部設置条例の比較をさせていただいております。

大津町部設置条例、第1条で設置でございますが、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるために、この条例の定めるところにより、部及び課を置くとし

ております。

1条で、部が5部と1課、前の課が6課プラス1室でございましたが、そういうことで総務部、企画部、福祉部、経済部、土木部、それと子育て支援課ということで設置をしたいと思います。

2条で、分掌事務でございますが、各部及び課の分掌する事務を載せております。

まず総務部でございますが、総務部につきましては、現在の総務課と住民税務課の分掌が一緒になりまして、この項の15号以下住民税務課部分が総務部ということで分掌事務を定めております。

説明資料の2ページの下の方、企画部ですが、企画部につきましては、開けていただきまして、今、企画部は企画政策課が企画部となるものですが、その中の次の3ページの資料で、(4)町民対話と(5)の住民相談に関する事項については、既存のそれぞれの室、課で行える分がございますので、そういうことで省略をさせていただいております。町民対話につきましては、地域づくり推進に関する事項ということで、地域づくり推進係の方が対応できるんじゃないだろうかということ。相談に関する事項については、それぞれ法律相談、消費生活相談、それと今回新たに設置いたしております地域包括支援センターあたりで相談業務あたりはできるというようなことで省略をさせていただきました。

2ページの住民税務課の斜線部分は、さっき総務部の方への業務移管でございます。

続きまして、福祉部でございますが、福祉部は現在の健康福祉課が福祉部になります。この中の分掌事務の中で、(5)の老人保健が制度が変わりまして後期高齢者医療ということに変わっておりますので、その見直しでございます。

続きまして、経済部ですが、現在の産業振興課が経済部となります。説明資料は4ページになります。所管業務につきましては、そのまま同じ業務でございます。

続きまして、土木部ですが、現在の都市整備課となります。

議案集は、すみません、飛んで15ページの方になろうかと思っております。説明資料の5ページをお願いいたします。この一番最後の分掌事務ですが、子育て支援室が子育て支援課ということに改正をいたしまして、3条の委任関係ですが、臨時または特別の事務については、前条の規定にかかわらず町長がその分掌部、課及び室を定めることができるとしております。4条で、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるといたしております。

それでは、議案集の16ページ、附則関係をお開きいただきたいと思います。16ページの附則の第1条で、施行日をこの条例は平成20年の4月から施行することといたしまして、第2条で大津町課設置条例、平成18年の条例2法については廃止することとしております。

附則の3条以降でこの条例の改正により、それぞれ関係する条例に課、部の変更等がっておりますので、附則の3条から13条までの11条で条例を改正させていただいております。

説明資料では、5ページ、6ページになりますが、第3条で大津町議会委員会条例の一部を改正する条例でございますが、それぞれ2条で常任委員会の名称、その所管関係が総務課あたりを総務部というような変更あたりをさせていただいております。

続いて、第4条でございますが、大津町の公の施設に関する指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例、説明資料は7ページになりますが、ここでもそれぞれ呼称等が変更になっておりますの

で、総務課長を総務部長というような変更あたりをしているところがございます。

第5条で、大津町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてですが、これは7ページ、8ページで、それぞれ第3条で学校教育法の改正がございましたので、その条文の整理と課長が福祉部長あたりというような改正でございます。

第6条、大津町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案集では17ページになります。それぞれ課長職あたりの呼称の変更でございます。

続きまして、第7条、大津町障害福祉計画等の策定委員会条例の一部を改正する条例ですが、これは資料では9ページ以降になります。これもそういうことでの変更でございます。8条で、地域包括支援センター、9条で大津町環境基本条例の一部を改正する条例、10条で大津町農業振興地域整備促進協議会条例、11条で大津町農村地域工業導入促進審議会条例、12条で大津町都市計画審議会条例、13条で大津町下水道事業受益者負担金審議会条例、それぞれの部分を改正するものでございます。

最後に、説明資料の10の1で、変更いたしました機構図を添付させていただいておりますので、ご参考に見ていただければと思います。

続きまして、議案第13号、議案集の29ページをお願いいたします。改正の内容は、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴いまして、条例の改正をしようとするものでございます。改正の内容は、育児休業のための部分休業が3歳までとなっておりますのが小学校入学までと改正され、また育児休業した職員が職務復帰後における給与号級の調整等が改正されたことによる改正でございます。

議案集の30ページと説明資料の22ページをお願いいたします。

第1条、第2条につきましては、育児休業法関係での条例と条文の整備でございます。第3条で、再度育児休業することのできる特別の事情でございますが、第1号関係は条例整備関係でございます。第2号関係で、今まであります3号関係を条文の見直しをやったところでございます。第3号、育児休業している職員が当該職員の負傷、傷病又は身体上もしくは精神上の障害により、当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当の期間わたり継続することが見込まれることにより、当該育児休業の承認を取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状況に回復してきたことという号と、第4項で育児休業（この号の規定に該当したことにより、当該育児休業に係る子について、既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3ヵ月以上の間にわたり当該子を育児休業その他の町長が定める方法により養育したことの定めが整理されたものでございます。

続きまして、説明資料の24ページから25ページにかけては、育児休業した職員が職務に復帰した後における号級の調整でございますが、今までは復帰した場合については、その期間を2分の1相当をカウントをやっておりましたが、今回の育児休業法の改正で、次のページを開けていただきまして、100分の100以下の換算にということでの改正がなされたことによる条文の整理でござい

ます。

それと、第8条で部分休業につきまして、今までの内容を2つの1項、2項に定めまして、1項で部分休業の承認は、正規の勤務時間の始めまたは終わりにおいて30分を単位として行うということの定めと、2項で職員の勤務休業に関する条例に第14条の規定による特別休暇が承認されている職に対する部分休業の承認については、1日2時間から当該特別休暇を減じた額を超えない範囲とするということの改正がなされております。そういうことで、一般職の部分の改正が行われましたので、第2条で技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例が改正をされております。ページは、説明資料が27ページでございますが、議案集は32ページになります。第2項で、「3歳に満たない子」を「小学校まで」ということと、「部分休業」を「2時間を超えない範囲」というような定めで条例の改正を行うものでございます。

議案集の32ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。第2項で、育児休業した職員の職務復帰後における号級の調整に関する経過措置についてでございますが、第2項で定めておりますように、期日等は次ページを開いて、このページの下の方でございますが、19年の8月1日以降の分についての扱いという経過措置が設けられております。その後についてが2分1軽減が100分の100というような改正になされたものでございます。

続きまして、議案第14号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、宿日直手当級別職務分類表の一部を改正することでの改正でございまして、今回の改正は、若草学園が4月1日から指定管理者に移行しますことによりまして、特殊勤務手当が廃止されますことに関連いたしまして、宿日直手当の改正をしようとするものでございます。

また、議案第10号で部設置条例をいたしましたことによりまして級別職階級の分類表を改正するものでございます。

議案集の35ページと説明資料の28ページをお願いいたします。

宿日直手当第17条の第2項の第2号でございますが、老人ホームに勤務をいたします職員ということで、改正前の長い文章の中で若草学園等が今回もう指定管理者になりますので、その部分を省こうということでの改正でございます。今までの宿日直手当「4千800円」を「5千900円」に、年末年始の宿日直「7千300円」を「8千950円」に。それと、時間が5時間未満の場合の宿直の「2千400円」を「2千950円」とするものでございます。この改正の大きな理由といたしましては、宿日直手当につきましては、労働監督署あたりとの協議の中で宿日直に就く労働者の賃金の1日平均3分の1を下ってはならないという定めがございますけど、この部分については今まで特殊勤務手当がわたっておりますので、そこあたりで不足分の補足がなされておりましたので、今回の見直しをやったところでございます。

それから、別表第2で等級別分類表でございますが、29ページをお開きいただいて、等級の4級以下の職内容についての改正でございます。大きな理由といたしましては、6級で部長職を今まで総務課長職及びその職務内容がこれと同様なものという部分を部長職ということで変えまして、5級に

つきましては課長の職、4級につきましては今までありました分をこのように整理をするものでございます。

附則といたしまして、36ページでこの条例は平成20年の4月1日から施行することといたしております。

続きまして、議案第15号、大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてですが、議案集の37ページをお願いいたします。特殊勤務手当は、人事院から制度の趣旨に合致しないものについては、早急に是正をすることが求められております。今回、学園の指定管理者制が導入されましたことによりまして、学園の職員に出されております調整給が廃止されましたことにより、他の手当の一部を廃止しようとするものでございます。

それでは、議案集の38ページと説明資料の30ページをお願いいたします。特殊勤務手当の種類、第2条でございますが、第2号、第3号、養護老人ホームの特殊勤務手当、第3号の保育園の特殊勤務手当を廃止をいたしまして、あと特殊勤務手当では3つの項目が残っておりますところでございます。第3条で支給の範囲、説明資料を開けていただきまして31ページで、今まで支給をしておりました老人ホーム関係の特殊勤務手当5千円と宿直のない職員3千円、それと保育園の勤務者は月額3千円を廃止するものでございます。

附則で、この条例は平成20年の4月1日から施行することといたしております。

経過措置といたしまして、4月以前、以後の職員の特殊勤務手当に関する条例は、20年の4月1日以後の特殊勤務について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例といたしておるところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 議案第11号、大津町教育支援センター条例の制定についてご説明します。

議案集は、19ページです。続きまして、説明資料は11ページでお願いします。

まず、議案集の19ページからご説明します。大津町教育支援センター条例を次のとおり定めるものです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、現在、生涯学習センター内の一室で行っております教育相談室の事業を拡大発展させるため、大津町教育支援センターを設置することといたしましたので、条例を制定するものです。

20ページの大津町教育支援センター条例をご説明します。

第1条、目的及び設置で、大津町の児童生徒の教育に関する支援を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、大津町教育支援センターを設置するとしております。

第2条、名称及び位置は、名称を大津町教育支援センター、位置を大津町大字大津1261番地1と規定しております。場所は、シルバー人材センターの西隣になります。

第3条、事業で、センターが行う事業を7項目規定しております。児童生徒の健全育成に係る総合相談、不登校問題行動等の解消の支援、適応指導、次の非行防止等に関することなどの相談や支援に

取り組みたいと考えております。

第4条では、小中学校の児童生徒、保護者、教職員等を対象としております。

次に、21ページをお願いします。

第5条で、職員、センターに必要な職員を置くとしております。

説明資料の11ページをお願いしたいと思います。

教育支援センターの概要についてご説明を申し上げます。建築面積は89.43平方メートル、部屋数は事務室、相談室、学習室が2室です。それから倉庫、ロッカー室、給湯室、多目的トイレ1室となります。屋根の方には、太陽電池を設置いたしております。備品については、机、パソコン等の備品一式を揃えております。

2の職員の配置ですけれども、センター長1名、教育委員会職員が兼務と考えております。

それから、2の教育相談員4名、支援センターに2名、それから北中、大津中にそれぞれ1名配置です。

それから、生徒サポート指導員1名、これはセンターの方に配置したいと思っております。平成20年度から配置の予定です。

※印ですが、教育相談員及び生徒サポート指導員は、児童生徒の教育支援に関し、豊かな識見と実践力を有する者のうちから教育委員会の方で任命していきたいと思っております。

3の開設日、開設時間等は、記載のとおりであります。

議案集の21ページ、もう一度21ページをお願いします。附則で、この条例は20年4月1日から施行するをいたしております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（宇野光廣君） 健康福祉課長松永高春君。

○健康福祉課長（松永高春君） 議案第12号、大津町後期高齢者医療に関する条例の制定について説明いたします。

議案集の22ページ、それと説明資料は12ページです。

今回の条例の制定については、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため条例を制定するものです。

条例の内容については説明資料集で説明いたしますので、12ページをお願いします。

条例の題名を大津町後期高齢者医療に関する条例としております。

第1条、趣旨として、町が行う後期高齢者医療の事務について、法令及び熊本県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例に基づき町が行う後期高齢者医療制度の事務に必要な事項を定めるものです。

第2条、町が処理する事務として、法律に規定されている事務のほかに熊本県後期高齢者医療広域連合への各種申請届について規定しています。

13ページをお願いします。

第1号は、広域連合条例第2条に基づく葬祭費の支給に係る申請書の提出、第2号は、広域連合条

例第17条に基づく保険料額の通知書の引き渡し、第3号及び第4号は、広域連合条例第18条の規定に基づく災害等を受けた場合の徴収猶予の手続き、第5号及び第6号は、広域連合条例第19条の規定に基づく保険料の減免に関する手続き、第7号は、広域連合条例第20条の規定に基づく保険料に係る申請書の提出、第8号は、広域連合条例第22条の規定に基づく保険料の額の修正の申告書の提出など、それぞれ各号に掲げる事務に伴う申請届等について規定しています。

14ページをお願いします。

第3条保険料の徴収として、後期高齢者の被保険者については、法第50条で広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者と規定しています。さらに、法第55条では、病院や施設等に入所する場合は、住所地特例制度を適用し、直前の住所を被保険者の生活居住地と見なすことになり、当町から町外施設等へ入院等をされても大津町の被保険者となり、大津町が保険料を徴収することになります。

第4条、普通徴収に係る保険料の納付等として、第1項で保険料の徴収の方法については、法第170条において、特別徴収及び普通徴収と規定されており、法109条で普通徴収に係る保険料の納期は、市町村の条例で定めると規定されているため、本条例で6月から2ヵ月ごとに第1期から第5期までとしております。

15、16ページをお願いします。

第2項は、納期の特例について、第3項は賦課期日後の納付書について、第4項は納期の末日が休日の場合について、第5項は保険料額の100円未満の端数についての取り扱いを規定しています。

第5条、保険料の督促及び第6条延滞金については、地方税法の例によることにしています。

17、18ページをお願いします。

第7条は過誤納金の還付、第8条は還付加算金、第9条は還付または充当の取り扱い、第10条は過料、第11条、第12条は罰則等について、それぞれ記載のとおり規定しています。

19、20ページをお願いします。

第13条は、規則への委任規定です。

附則の第1条で、この条例は平成20年4月1日から施行するとしています。

附則の第2条、平成20年度における保険料の徴収の特例の第1項について、熊本県においては平成20年度に限って、普通徴収に係る保険料については暫定賦課を行いません。そこで、第2条第1項で納期を8月から4期にしております。第2項については、社会保険などの被用者保険の被扶養者であった方に対して、激変緩和として制度加入時から2年間、所得割額を課さず均等割額を5割軽減しますが、平成20年度に限って納付の特例がなされ、保険料の負担凍結が措置されましたので、納期の読替が必要ということで、ここで規定しています。平成20年4月から9月まで均等割額を全額免除、さらに10月から平成21年3月までは均等割額が9割軽減され、年額2千300円のみとなります。

附則の第3条、延滞金の割合の特例については、地方税法の例により特例基準割合について規定しています。



以上、よろしくお願いいたします。

議案第16号、大津町乳幼児等医療費補助に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の39ページ、それと説明資料は32ページです。

今回の条例改正は、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援の拡大を図るため条例の一部を改正するものです。現在の医療費補助につきましては、平成19年度において条例の一部改正を行い、就学前から小学3年生まで拡大実施しておりますが、今回さらに小学6年生まで拡充するものです。

条例の改正の内容については、資料説明集で説明いたしますので、32ページをお願いします。

条例の題名中、「乳幼児等医療費補助」を「こども医療費助成」に改めるものです。

第1条中、「乳児、幼児及び児童（以下「乳幼児等」という。）」を「こども」に。「乳幼児等の医療費を補助」を「こどもの医療費を助成」に改めるものです。

第2条、第1号から第3号について、「乳児、幼児及び児童」を「こども」とし、下線のとおり生まれた日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものとする定義し、号を繰り上げております。

33、34ページをお願いします。同じように、第3条以下の本文中、下線のとおり、「支給」を「助成」に、「乳幼児等」を「こども」に改めるものです。

35、36ページをお願いします。

第5条及び第6条中、見出しの「受給者の認定」を「受給資格の認定」に、本文中「受給者」を「受給者又は養育者」に、「乳幼児等医療費の補助対象者」を「子ども医療費の助成対象者」にそれぞれ改めるものです。

37ページをお願いします。

乳幼児等医療費年度比較表を掲載しております。今回の条例改正に係る新たな対象者、小学4年から6年生約998人の拡大分の扶助費1千45万円と0歳から小学3年生までの約3千22人の扶助費7千800万円の合計約4千20人の扶助費9千万円を予算計上しております。なお、4月から3歳から6歳までの医療費の一部負担金が3割から2割に変更されることにより、今回の改正に係る扶助費の実質的な増加は約200万円と予測しております。

議案集の41ページをお願いします。

附則で、この条例は、平成20年4月1日から施行するとしています。

以上、よろしくお願いいたします。

議案第17号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の42ページ、それと説明資料は38ページです。

今回の条例改正は、平成20年4月1日から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されること及び熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領が改正されることに伴い、条

例の一部を改正するものです。

条例の改正の内容については説明資料集で説明いたしますので、38ページをお願いします。

今回の改正内容の趣旨ですが、1点目は老人保健法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律に改められること等に伴う所要の改正。2点目は、現在熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金の補助対象外経費としている柔道整復師、鍼師、灸師及び按摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費を新たに補助対象経費に加えることに伴う所要の改正です。

第2条の関係で、医療保険確保の項第4号について文言の修正です。

同じく第7号については、これまで第1号から第6号の法律に基づく保険に加入する被保険者または被扶養者を重度心身障害者医療費助成事業の受給資格者としていましたが、老人保健法の改正により、第1号から第6号の保険に加入している75歳以上の者は、第1号から第6号の保険から脱退し、第7号の高齢者の医療の確保に関する法律に基づき創設される後期高齢者医療制度に加入することになります。よって、これまでどおり75歳以上、障害認定を受けたものは65歳以上となっております。75歳以上を受給資格者の範囲に含めるため、第7号を加えるものです。医療費の項については、これまで第1号から第3号の厚生労働省告示の例により算定した費用等を助成対象となる医療費としていましたが、今回、柔道整復師、鍼師、灸師及び按摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費を助成対象に追加するため、限定的に列挙する方式から疾病または負傷について医療保険確保に規定する保険給付の対象となる費用とする包括的規定に改め、対象外となる経費を但し書きで列挙しております。

39ページをお願いします。

一部負担の項については、高齢者の医療の確保に関する法律を加えたことにより、老人保健法に関する規定を削除しております。

40ページをお願いします。

第3条、第1項、第1号自己負担金については、今回の改正により重度整復師の施術料等を助成対象に追加したことに伴い、入院、通院及び訪問看護に加え、柔道整復師の施術料等の自己負担額を規定する必要があるため、診療報酬明細表の表現に準じ、入院の場合と通院及び訪問看護に柔道整復師の施術等を含めた入院外の場合に分けて自己負担額を規定しております。

第2号、高額療養費等の額については、老人保健法に関する規定を削除しております。

議案集の44ページをお願いします。

附則の1で、この条例は平成20年4月1日から施行するとしています。

2の経過措置で、平成20年4月1日以降の診療分または施術分に係る医療費から適用し、適用日前の診療に係る医療費については、従前の規定による旨の経過措置です。

以上、よろしくお願いたします。

議案第18号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集の45ページ、それと説明資料は41ページです。

今回の条例改正は、介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長するため条例の一部を改正

するものです。条例の改正の内容については、説明資料集で説明いたしますので、41、42ページをお願いします。介護保険料については、3年間の設定で平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率について、大津町介護保険条例第2条第1項において規定がありますので、今回の改正は附則のみの改正をしております。

条文の附則で、激減緩和措置を平成18年度から平成20年度まで延長して実施することにしております。

第3条第3項で、激減緩和措置を講ずる特別措置の根拠を規定しています。第1号から第3号までは、第1段階から第3段階までの激減緩和措置対象者が第4段階へ移行する場合の措置です。

第1号については、以前が第1段階の該当者で税制改正に伴い第4段階対象者に係る措置のことで

す。

また第2号については、第2段階対象者から同様に第4段階へ移行する対象者で、個人の保険料は基準額の0.83倍の年額4万836円で、8千364円の軽減となります。

第3号については、第3段階から第4段階への移行対象者で、保険料は基準額の0.91倍で、年額4万4千772円で、4千428円の軽減となります。

第4号から第7号までは、第1から第4段階までの激減緩和措置対象者が第5段階へ移行する場合で、基準額に対する率は異なりますが、記載のとおり保険料の軽減となります。なお、平成20年度は第1号被保険者数を5千856人と見込んで全体の保険料を2億7千270万2千円とし、今回の激減緩和に係る対象者を711人と見込んで、その保険料を3千723万7千円と積算をしています。平成19年度と比較しますと、被保険者数で128人の増加、保険料で836万1千円の増額予算を計上しています。

議案集の47ページをお願いします。

附則で、この条例は平成20年4月1日から施行するとしています。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 議案第19号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の48ページと説明資料の44ページをお願いいたします。

現在、平成19年度の事業としまして、まちづくり交付金事業を活用しまして昭和園テニスコートの改修を行っております。その整備に伴いまして、大津町都市公園条例第16条関係の施設の使用料等の条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、利用者の利便性と施設の有効利用を図るため、現在の施設使用料を半日単位から1時間単位に改正しようとするものでございます。

説明資料によりご説明を申し上げます。44ページでございます。

新旧対照表の別表第4、第16条関係の中で改正前の「昭和園テニスコート1面、半日につき310円」を改正後の「昭和園テニスコート1面、1時間につき150円」に改正しようとするものです。

今回の改修整備によりまして、今までのハードコートから砂への人工芝コートに整備いたしますので、今まで硬式テニスだけの利用しかできませんでしたが、今回の整備で軟式のテニスも利用可能になります。またナイター設備も併せて改修を行っておりますので、照度不足の解消と、それから時間帯にすることで多くの利用者の利便性の向上とスポーツの振興からさらに図られるものと考えております。

ちなみ、平成18年度の利用状況につきましては、年間142団体、約4千720名の利用がっております。

議案集の49ページをお願いいたします。

附則で、この条例は平成20年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 住民税務課長西村和正君。

○住民税務課長（西村和正君） こんにちは。

議案第20号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集の50ページと説明資料の45ページをお開きいただきたいと思います。

今回の大津町営住宅条例の一部を改正の概要についてご説明をいたします。平成19年4月、東京都営住宅において、暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、国土交通省が調査をした結果、公営住宅における暴力団員等による不法行為、殺人事件、傷害事件、他人名義による不正入居や不正使用、家賃滞納等が全国的に多発していることが明らかになったところです。国土交通省は、19年6月に公営住宅における暴力団排除についての通達を都道府県に通知しております。通達内容は、暴力団排除の基本方針等を示し、その実効を期すため、暴力団員該当性に関する情報提供依頼等に関して警察との連携を強化すること。また県等への本通知は警察庁とも協議済み、同省から都道府県警察本部にも通達しているとの内容です。

これに基づき、熊本県においての公営住宅条例の一部改正は、49団体、県・市町村のうち10団体、熊本県、熊本市、菊陽町等が既に改正を行っております。大津町では、現在、町営住宅に入られている世帯が約850戸ありますが、現在暴力団員の入居者は認められません。町民の生活安全を考え強化する観点から、今回町営住宅の入居に関し、暴力団員の排除に係る措置を規定するために、大津町営住宅条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。説明資料の45ページをお願いいたします。

第5条は、入居者の資格で、第5号を追加したものです。申込者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員でないこと。

第11条第2項は、同居の承認の追加で、町長は入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居の承認をしてはならない。

説明資料の46ページをお願いいたします。

第12条第2項は、入居の承継の追加で、町長は入居の承継を受けようとする者が暴力団員である場合は承認をしなければならないという条文を追加したものです。つまり名義人が死亡、離婚により転出などした場合に、新たな名義人が暴力団員と判明した場合は入居承継ができません。

第41条、住宅の明け渡し請求の追加で、第1項第7号、入居者または同居者、事実上の同居者を含むが暴力団員であることが判明したときという条文を追加したものです。その場合は、入居者に対し町営住宅の明け渡しを請求することができます。

それでは、議案集の51ページをお開きいただきたいと思います。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。よろしくお祈いします。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第21号、町道の路線廃止について、及び議案第22号、町道の路線認定についてご説明申し上げます。

三吉原北出口線の桜山交差点開通に伴い、新小屋桜山線及び美咲野大津線の2路線の起点、終点が変わるため、町道を廃止し、新たに認定するものです。

まず、議案第21号、町道の路線廃止ですが、議案集の52ページ、53ページ、説明資料集の47ページをお開き下さい。

路線番号124、路線名、新小屋桜山線。起点が大字高尾野字東高尾野、終点は大字大津字東弥護免線です。路線番号324、路線名、美咲野大津線。起点が大字大津字東弥護免、終点は大字大津字前田です。

次に、議案第22号、町道の路線認定について、議案集の54ページ、55ページ。説明資料集の48ページをお開き下さい。

路線番号124、路線名、新小屋桜山線。起点は変わりませんが、終点は大字大津字中井迫になります。延長約2千320メートル、幅員は約12メートルです。路線番号324、路線名美咲野大津線。起点が美咲野1丁目になり、終点は変わりません。延長約1千620メートル、幅員は約7メートルです。この2路線につきましては、工事が終了して開通させる時点で道路の供用開始の告示をしておりましたが、起点終点が変わる場合は路線の廃止及び認定を行うように県の方の指導がありましたので、遅れて非常に申し訳ありませんけれども、今回、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第23号、町道の路線認定についてご説明申し上げます。議案集の56、57ページ、説明資料集の49ページをお願いいたします。

路線番号328、路線名、大谷線です。起点、終点とも大字平川字大谷になります。延長約350メートル、幅員は約6メートルです。この路線は、周辺に企業も立地しており、本田技研南通り線の改良に伴い、今後迂回路としても重要になりますので、企業の利便性を向上させるためにも、今回町道に認定しようとするものです。

次に、議案第24号、町道の路線認定について説明いたします。議案集の58、59ページ、説明資料集の50ページをお願いいたします。

路線番号329、路線名、門出1号線、路線番号330、路線名、門出2号線の2路線です。両路

線とも起点が大字室字門出、終点は大字大津字門出になります。門出1号線は延長が約210メートルで幅員は10メートルから12メートルで計画しております。また、門出2号線は延長が約280メートルで幅員は2メートルから4メートルで計画をしております。この路線は、平成19年度から取り組んでいるまちづくり交付金事業に関連する道路であり、今後用地購入等が必要になりますので、今回町道に認定し、整備を進めようとするものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。2時10分から再開します。

午後1時54分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号から議案第33号までの説明を求めます。

企画政策課長、黒田 傳君。

○企画政策課長（黒田 傳君） こんにちは。

議案第25号、平成20年度大津町一般会計予算について説明いたします。

平成20年度の一般会計当初予算は、平成19年度の住民税の税制改正に伴う税源移譲、企業関係の業績好調による法人町民税の伸びにより、昨年に引き続き4年連続普通交付税の不交付予測という予算編成になっております。対前年4億9千160万増となり、昨年に引き続き100億円を超える予算規模となっております。これは、まちづくり交付金事業の本格化、迫井手地区の圃場整備事業、福祉施設整備補助金の増などによるものですが、不交付という大変厳しい中、引き続き経常的経費を最大限節減しながら、住民サービスの維持向上のため、振興計画に基づき必要な事業に重点化した積極的な予算といたしております。

1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ106億4千840万7千円と定めております。対前年比4.8%の増となっております。

第2条で、継続費を第2表継続費のとおりとしております。

第3条で、債務負担行為を第3表債務負担行為のとおりといたしております。

第4条で、地方債を第4表地方債のとおりといたしております。

第5条で、一時借入金の限度額を定めております。

7ページをお願いいたします。

第2表継続費ですが、款9消防費で防災行政無線整備事業をそれぞれ総額、年度、年割額を定めております。防災行政無線の老朽化に伴い、まちづくり交付金事業と消防施設整備事業をセットで実施するものです。

8ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為ですが、それぞれ事項、期間、限度額を定めております。総合行政ネットワーク関連機器借上は、国・県との行政ネットワークシステムの機器更新分です。

老人ホーム調理業務委託は、平成21年度分を計上しております。

学童保育施設指定管理委託、ふれあい公園指定管理委託、大津町市民リフレッシュ農園指定管理委託は、20年度末で委託期間が満了するためのそれぞれ3年間、5年間の計上です。

大津中及び大津北中における教育用パソコン導入に伴う機器借上料は、老朽化のため機器更新に伴う借上料です。

学校図書館システム借上料は、大津図書館とそれぞれの学校図書室を結ぶシステムの借上料で、児童生徒の図書利用を促進するための条件整備を図るものです。

9ページをお願いします。

第4表地方債で、それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めています。

1、臨時財政対策債は、税収増の見込みから、対前年5.5%減となっております。

2、町道整備事業（臨時地方道整備事業債）は、町道大林57号線ほか町道4路線分です。

3、県道負担金（臨時地方道整備事業債）は、県道西鶴中井迫線がこのうち2千70万円、その他の県道分として2千300万を計上しています。

4の町営住宅整備事業（公営住宅建設事業債）は、あけぼの団地駐車場整備工事、立石団地下水道整備工事分です。

5のまちづくり交付金事業（一般補助施設整備事業債）は、補助残の75%の充当率です。20年度まち交事業の本格的展開から、対前年比48%の増となっております。

6、消防施設整備事業債は防災対策事業分で、防災行政無線整備単独分及び防火水槽2基及び小型動力ポンプ5台分などです。

7の一般公共事業債は農業債で、農道管理、大津南部農免農道負担分及び大津北部地区県営畑総事業、迫井手圃場整備事業関係です。

歳出から説明いたします。44ページをお願いします。

人件費は、特別職及び一般職の常勤分として1億599万1千円の減額となっております。これは、職員6名分の減が主ですが、臨時職員賃金を非常勤職員に切り替えているため、全体としては6千万円の減額となっております。詳細については、後ほど給与費明細で説明いたします。44ページから説明いたします。

款1、項1、目1議会費、対前年度増額分は、議員18名定数分の報酬・費用弁償・議会だよりのフルカラー化に伴う印刷製本費等による増額です。

46ページをお願いします。

款2、項1、目1一般管理費3千300万円の減額は、主に人件費ですが、47ページの職員手当等で、退職手当分が退職者の減のため大幅な減額となっております。

4の共済費では、20年度から臨時職員の処遇改善を図り、優秀な人材を確保するため、非常勤職員に変更する分について、雇用保険料、公務災害補償組合負担金、共済負担金（社会保険事業主負担）、労災保険等を一般管理費に一括計上いたしております。

48ページをお願いします。

7の賃金は、育児休業等の欠員補充の臨時職員賃金です。

13委託料、新規に行政バス運転業務委託は、行革の集中改革プランで公用車の管理及び運転業務の民間委託を取り組むもので、シルバー人材センターに運転業務を委託するものです。

以下、各課行政バスの運転業務委託を計上しています。

49ページをお願いします。

19負担金補助及び交付金は、1菊池広域連合負担金、2熊本県職員派遣負担金が主なものです。

次に、目2の人事秘書費ですが、行革を進める中、限られた職員数で住民サービスの向上を図るためには、職員の資質を高める必要があることから、職員研修を昨年に引き続き充実させています。

8の報償費で、職員研修講師謝礼、50ページをお願いします。9の旅費で特別旅費、節19の6、各種事務研修負担金をお願いしております。

51ページの目3の財政管理費ですが、新規に節24で地方公営企業等金融機構出資金をお願いします。これは、公営企業金融公庫が平成20年10月で廃止になるため、地方公共団体の資金調達を補完するため、地方6団体でこれに代わる機構を設立する決定があり、その円滑な設立運営のための地方自治体の応分の出資金です。

次に、目5財産管理費ですが、53ページをお願いします。

13委託料の、一番下になりますが、庁舎機械室及び空調機改修工事設計委託、次の54ページの15工事請負費で、庁舎議場改修工事ほか3千350万円ですが、アスベスト撤去工事、それから18備品購入費で公用車購入費は、老朽化した公用車の買い換え分4台と、新規に資源物回収のためのボランティア用軽トラック分を計上しています。

55ページをお願いします。

目6企画費ですが、新規に公共交通基本計画を策定するために委員会を設置して検討をお願いするために、報酬・費用弁償5回分をお願いしています。

11需用費、印刷製本費は、主に毎月の広報おおづ、1万1千部の印刷費です。

57ページをお願いします。

目7電子計算費は、電子計算機専用線使用料、同保守委託、修正委託等の委託料、58ページで電算機器の機器借上料が主なものです。LGWAN関連のリース切れ、ホームページの保守委託等で740万円ほど対前年減額となっております。

18の備品購入費では、事務用パソコン等購入38台分は更新分です。

その下の情報化機器等購入は、14年導入分のメールサーバー、サイボウズサーバーの機器等の更新分です。

59ページをお願いします。

目8交通安全対策費の一番下ですが15工事請負費は、カーブミラーの新設立替分17基程度、交通安全標識表示工事は、減速表示等を整備するものです。

60ページをお願いします。

目9防犯対策費、節11の光熱水費は、町内の防犯灯、電灯の電気代、13委託料で同管理委託、



15の工事請負費で65ヵ所程度の設置分を計上しています。防犯灯関連予算は、財産管理費から目を移しております。

62ページをお願いします。

目10男女共同参画推進費は、懇話会開催経費、女と男の集い等の開催費用を計上しています。

63ページをお願いします。

目11地域づくり推進費は、19年度に引き続き「まちづくり基本条例検討委員会」及び「人づくりまちづくり事業推進委員会」の委員報酬及び費用弁償を、それぞれ2回分計上しています。まちづくり基本条例のパンフレット作成、からいも大学に代わる新たな人づくりまちづくりの活動に必要な経費、環境美化活動など、町民のボランティア活動を促進するための地域通貨を発行するための経費を計上しています。

64ページをお願いします。

節19、平成19年度に引き続き、1地域づくり活動支援事業補助金を30地区分計上し、地域の自立的な地域づくりを支援します。

目12諸費、1の生活路線維持費補助金は、利用者の減、燃料の高騰に伴い、赤字幅が増し、対前年350万円の増となっております。

2の乗合タクシー運行費補助金は、前年同額です。

65ページをお願いします。

目13財政調整等基金費は、繰越金の2分の1の積立てと基金利子分です。積立金現在高及び利率の増に伴い、対前年増額としています。

目14行財政改革費は、行革懇談会2回分の報酬、費用弁償等を計上しています。

66ページをお願いします。

項2、目1税務総務費は、次の67ページの節23の過誤納還付金ですが、税源移譲に伴う所得変動減額措置分を見込んでの1千万円の増額となっております。

項2、目2の賦課徴収費ですが、13委託料で地籍データ移動修正業務委託、68ページをお願いします。固定資産課税土地評価業務委託、14使用料賃借料の住民税申告支援システム機器等借上料が主なものです。

70ページをお願いします。

項3、目1戸籍住民基本台帳費の主なものは、戸籍総合システム機器借上料と同保守委託です。

71ページをお願いします。

項4、目1選挙管理委員会費の13委託料、システム改修委託は、裁判員制度創設に伴う抽出システム改修分です。

72ページをお願いします。

目3町長選挙費、次の74ページの目4町議会議員一般選挙費、75ページの農業委員会委員一般選挙費は、それぞれ任期満了に伴う選挙執行のための選挙管理委員会委員、立会人等の報酬、費用弁償、選挙事務従事者の職員手当などの必要経費を計上しています。

78ページをお願いします。

目2各種統計調査費は、平成20年度は住宅土地統計調査の本調査となっており、その調査員報酬が主なものです。

項6、目1、監査委員費は、監査委員の報酬、費用弁償、担当職員の人件費です。

81ページをお願いします。

款3、項1、目1社会福祉総務費は、次のページ、82ページの節19の民生児童委員活動費補助金、社協補助金、次に83ページの28繰出金、国保特別会計、介護保険特別会計へのそれぞれの繰出金が主なものです。特に介護保険繰出金が対前年1千982万7千円の増となっております。

目2障害者福祉費は、障害福祉計画策定のための策定委員報酬、費用弁償と、84ページの13委託料で障害福祉計画策定業務委託分を、そして相談支援事業委託分を増額計上いたしております。

85ページの20扶助費では、居宅介護、療養介護、施設訓練等支援、自立訓練、就労継続支援等の事業を障害福祉サービス事業に一本化しています。利用者の増加に伴い、対前年3千330万円の増額となっております。

目3後期高齢者医療費は、平成20年度からスタートする後期高齢者医療保険事業の後期高齢者医療広域連合負担金及び、次のページの後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しています。

次に、目4老人福祉費の13委託料ですが、87ページをお願いします、のふれあい型ミニデイサービス事業が利用者の減により150万円ほどの減となっております。

一番下の20扶助費の高齢者外出支援事業は、利用者の増のため増額しています。

88ページをお願いします。

目5老人福祉センター運営費は、11需用費、修繕料は浴槽の熱交換器修繕ほかです。

そのほか、13委託料で老人福祉センター指定管理委託料が主なものとなっております。

89ページをお願いします。

目7老人ホーム費、対前年度増額分は職員の1名増に伴う人件費の増額が主な内容です。

91ページをお願いします。

15工事請負費で、電気設備受配電設備工事ほか、18備品購入費ではエアコンが故障して使用不能になり、給茶器は老朽化で、それぞれ買い換えるものです。

92ページをお願いします。

目8人権対策費は、主に部落差別等撤廃人権擁護審議会委員の報酬、費用弁償、職員の人件費、団体活動費助成となっております。

94ページをお願いします。

目9人権教育啓発費は、人権教育啓発を推進していくための非常勤職員の報酬、人権教育についての研修会、学習会の開催、交流支援事業で小・中・高生の交流学习会等を実施するのが主なものです。

95ページ、目10の人権啓発福祉センター運営費は、隣保館及び児童館の維持管理、各種講座や交流事業の開催経費、非常勤職員の報酬、職員の人件費が主なものです。

99ページをお願いします。

目1 児童福祉総務費は、100ページをお開き下さい。13委託料の子育て支援事業委託関係が主なものですが、地域子育て支援拠点事業委託は、小規模型地域子育て支援センター事業委託の制度改正に伴う名称変更です。社協、白川保育園、杉水保育園、あぼりに委託するものです。

次の次世代育成支援行動計画調査集計分析業務委託は、平成21年度に後期計画を策定するためのアンケート調査、分析等を実施するものです。

次の障害児保育事業委託及び軽度障害児保育事業委託は、障害児と職員の比率をそれぞれ「4人に1人」から「2人に1人」、「8人に1人」から「4人に1人」に改善を図っています。

101ページをお願いします。

節19の補助金、1の社会福祉施設整備補助金は、大津音楽幼稚園の定員90人の保育所新設に伴うものです。

2の放課後児童健全育成事業補助金は学童保育の運営費助成で、みんなのおうち、白川保育園、一宇保育園に助成するものです。

102ページをお願いします。

目2 児童措置費は、19年度の実績見込みから計上しています。

103ページをお願いします。

目3 大津保育園費は、職員の3人増に伴う増額です。また、臨時職員賃金から非常勤職員報酬18人分に切り替えています。

105ページをお願いします。

18備品購入費で、厨房機器、またプールカバーは老朽化のために購入するものです。

目4 若草学園福祉施設費、13委託料の福祉サービス第三者評価業務委託は、平成20年4月から指定管理委託に伴い、福祉サービスの低下を招かないよう、公正中立な第三者評価機関に委託するものです。

106ページをお願いします。

目5 保育所運営費は、緑が丘保育園の移転改築に伴い定員増となり、児童数の増加のための増額となっております。

目6 学童保育施設運営費は、大津小及び室小の学童保育施設についての指定管理委託料ほかです。

107ページをお願いします。

款4、項1、目1 保健衛生総務費の増額は、職員1人増と108ページをお願いします。13委託料で妊婦健診、乳児精密健診委託は、回数を5回に増やすことに伴う増額です。

目2 予防費は、次のページの13委託料、予防接種委託を実績に基づき計上し、対前年増額となっております。

110ページをお願いします。

目3 環境衛生費の減額は、主に職員の1人減に伴うものです。

112ページをお願いします。

節19の1の住宅用太陽光発電システム設置補助金は、15件分を計上しています。

目4健康増進費は、老人保健と健康づくりの一本化に伴い、老人保健費から名称変更したものです。事業費の減については、次のページです、13委託料で特定健診保健指導実施に伴う住民健診の変更に伴うもので、一部は国保特別会計へ、後期高齢者分は後期高齢者医療保険へ事業変更されたための減です。

114ページをお願いします。

目6老人医療費は、次の115ページの28繰出金、老人保健特別会計繰出金が主ですが、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートすることに伴い、平成20年3月請求分のみとなり、大幅な減額となっております。

次の目7子ども医療費は新目で、乳幼児医療費、扶助費について子育てをさらに充実させるため、小学校3年生までを小学校6年生までに枠を拡大するため増額計上いたしております。

116ページをお願いします。

目8合併処理費は、補助金の1合併処理浄化槽設置助成金は、30基分を計上しています。

117ページの項2、目1清掃総務費が対前年微減となっております。主な減額要因は、118ページをお願いします。節19の1の菊池環境保全組合負担金が大津町のごみ減量化の実績に伴い、大津町の負担割合が3千215万6千円の減になっています。また増額要因としましては、3の菊池広域連合負担金(し尿分)が起債償還が始まるため、2千922万1千円の増額となっております。また、ごみ減量化に対する住民意識の向上を図るため、平成19年度においてごみ減量化対策補助金ほかを充実させたところですが、3の再生資源集団回収助成金ですが、今回さらに集団回収量を増加させるため、雑瓶やペットボトル、廃食用油などを品目に追加し、資源物の回収を促進し、住民意識の向上とごみ減量化をさらに図ることにしています。

次に、121ページをお願いいたします。

目3農業振興費ですが、122ページをお願いします。節19、4の鳥獣害防止対策事業補助金は、農家から広範に要望が強く、引き続き実施するものです。

5の大津町集落営農組織連絡協議会補助金は、17集落を支援し、法人化するための組織強化のために助成するものです。

123ページ目の目5の畜産業費は、次のページの124ページをお願いします。補助金のうち畜産業振興対策事業補助金が主なものです。

目6農業指導費の節19、次のページです、4の全国お茶まつり熊本大会負担金は、地元開催ということで新規に計上しています。

目7農業構造改善費、15工事請負費の総合交流ターミナル施設改修工事は、濾過器改修、電動弁取替、ポンプのメンテナンスなどを実施するものです。

126ページをお願いします。

目8農地費は、主なものですが、大菊地区の測量設計、同村づくり交付金事業工事費及び、次のページの用地費などです。

節19の主なものは、1の上井手地区新農業水利システム保全整備事業及び2の下井手地区新農業

水利システム保全整備事業は、新規事業で土水路等の未整備区間の改修及び省力化を図るシステムの導入を目的に年次計画で整備するものです。

一番下の 8 の農業用施設資源保全事業地域協議会負担金は、昨年に引き続き 2 5 共同活動組織及び 4 営農活動組織の農地保全活動及び営農活動を実施するものです。

1 2 8 ページをお願いします。

補助金の 2 の土地改良施設適正化事業補助金は新規事業で、錦野土地改良区の畑井手排水樋門の老朽化のための改修です。

5 の新農業水利システム保全対策事業補助金は、2 0 年度が最終年度となっております。

6 の大菊土地改良区営玉岡井手地区土地改良事業補助金は新規事業で、老朽化した護岸を改修するものです。

1 2 9 ページをお願いします。

目 9 圃場整備費は、県営畑総事業大津北部地区の 2 工区の面工事、地区外排水路、地区外道路、休耕圃場県負担金、貯蔵庫等の保障、また県営事業迫井手地区を着手しますが、その実施設計、埋蔵文化財調査、換地業務、休耕補助等が主なものです。

1 3 2 ページをお願いします。

目 1 2 は、農業集落排水特別会計繰出金です。

1 3 3 ページをお願いします。

目 1 3 農道管理費の 1 5 工事請負費、南部工業団地農道整備事業及び節 1 7 用地費は、南部工業団地ふるさと農道間の拡幅整備をするものです。

1 3 4 ページをお願いします。

節 1 9、3 県営大津南部農免農道整備事業負担金は、2 期工事分の負担金です。補助金の 1 土地改良事業補助金は、地元地区が行う農道等改良に助成するもので 2 0 件分を計上しています。

1 3 6 ページをお願いします。

項 2、目 2 林業振興費ですが、次のページ、1 3 7 ページの 1 3 委託料、町有林保育事業委託が主なもので、8 0 ヘクタールの町有林の管理と施業計画の策定経費です。

1 5 工事請負費、森林公園案内看板設置等工事は、看板 2 基、案内板 4 基を設置するものです。

1 3 8 ページをお願いします。

目 3 林道新設改良費、1 5 工事請負費は、林道古城線の舗装工事です。

1 4 0 ページをお願いします。

目 2 商工業振興費は、節 1 9、1 商工会助成金、2 店舗改装利子補給、5 いきいき商店街事業補助金が主なものです。

目 3 観光費の増額の主なものは、9 旅費でブラジル移民百周年、姉妹都市締結 4 0 周年記念式典参加のための特別旅費です。

1 4 2 ページをお願いします。

節 1 9 の 4 の観光振興整備補助金で、道の駅大津に観光 P R 用の案内板等を設置するために補助す

るものです。

目4企業誘致推進費では、15の工事請負費は中核工業団地内の防犯灯22基ほかと南部工業団地  
地内道路の区画線等を整備するものです。

143ページの18備品購入費は、中核工業団地消火栓格納庫等、格納庫や看板を6ヵ所設置する  
ものです。南部工業団地水道メーターは、耐用年数を経過しているため更新するものです。

節19補助金の1工場等振興奨励補助金は、用地取得分2社、取得固定資産分2社、その他不均一  
課税分5社の補助金です。

目5まちづくり交付金事業ですが、144ページをお願いします。節19で明日の観光大津を創る  
会助成金、大津町まちづくり推進協議会助成金が主なものです。

款8、項1、目1土木総務費の対前年増及び146ページの目の2道路橋梁総務費の対前年増は、  
それぞれ職員1人増のための増額です。

148ページをお願いします。

目2道路維持費は、13委託料で植樹帯剪定等管理業務委託、道路除草等業務委託をそれぞれ10  
0万円ほど増額しています。

目3道路新設改良費は、町道下町門出線ほか5路線の改良工事ほかと、県道改良工事費の県道負担  
金を計上しています。

150ページをお願いします。

項3、目1都市計画総務費の減額は、職員1人分の減と昨年度終了しました区画整理精算金分が主  
な理由です。

13の委託料で、大津町管内道路網整備調査委託を計上し、渋滞緩和のための道路網計画を検討し、  
整備方針を定めるものです。

152ページをお願いします。

目2街路事業、増額は県道西鶴中井迫線の事業費の増額に伴うものです。

目3公園緑地費は、13委託料で昭和園ほか25ヵ所の町立公園等の管理費が主なものです。

153ページの目4公共下水道費で、公共下水道特別会計繰出金を計上しています。

目5都市下水道路費は、中核工業団地の調整池の除草等の回数を1回から2回に増やすものです。

目6まちづくり交付金事業ですが、まちづくり交付金事業で実施する本田技研南通線、本田技研3  
25号線、駅前楽善線ほかの測量設計等委託、工事請負費、用地購入費、家屋立木補償等が主なもの  
です。

156ページをお願いします。

目2住宅維持費の増額は、157ページの13委託料及び15工事請負費であればの団地の駐車場  
整備、立石団地の下水道整備、住宅改修、室団地の解体など、節19で立石団地の下水道受益者負担  
金が主なものとなっています。

158ページをお願いします。

款9、項1、目1常備消防費は、菊池広域連合消防本部負担金です。

目2非常備消防費ですが、今年度は操法大会の年ということですが、160ページですが、3の操法大会出場補助金165万円をお願いしています。

目3消防施設費は、15工事請負費で防火水槽2基、18備品購入費で小型動力ポンプ5台などを計上しています。

162ページをお願いします。

目5災害対策費の主なものは、節19負担金の4、県防災情報ネットワーク負担金を新規に計上しています。これにより、デジタル式に変更するため、双方向の送受信が可能になります。

目7まちづくり交付金事業で、年次計画により老朽化している防災行政無線の整備工事をするものです。

164ページをお願いします。

款10、項1、目2事務局費、1の報酬の非常勤職員21名分は、臨時職員賃金から切り替えたものです。小中学校に学習支援の先生を13名、特別支援学級に8名の先生を配置します。

166ページをお願いします。

13委託料、14使用料及び賃借料で、新規に学校図書システムの予算を計上し、町立図書館との連携により児童生徒の図書利用促進を図ることにしています。

18備品購入費では、大津北中のスクールバスが老朽化しているため、今回中型バスを購入することにしています。

167ページをお願いします。

目3教育支援センター費ですが、今回の条例制定に伴い、教育相談員4人、生徒サポート指導員1人を配置し、児童生徒及び保護者、教職員に対する相談、支援、指導等を充実強化するものです、

168ページをお願いします。

目4外国人講師招致事業で、外国語指導助手2人、指導助手賃金が主なもので、町内幼稚園、保育園に配置し、幼児期からの外国語に親しむ環境をつくるなど、英語力の向上及び国際理解を推進します。

170ページをお願いします。

項2、目1小学校費の学校管理費で、臨時職員賃金を非常勤職員12名に切り替えています。校務員6名、司書2名、司書補4名の体制にしています。

11需用費、修繕料は、各小学校の施設の修繕です。

171ページの13委託料の耐震診断（2次）委託は、北小学校の2階建て部分です。

172ページをお願いします。

15工事請負費、小学校床研磨塗装工事は、南小体育館、大津小廊下部分です。東小、樋が破れているための改修。大津小、多目的トイレの改修は、新入生でシャワーが必要な児童のためにシャワー室を整備するものです。

18備品購入費ですが、対前年、大幅な増額となっています。児童対外式除細動器は、各学校に1台設置するものです。階段昇降機は、南小学校の児童の進級に伴い、2階の教室に移動するために設

置するものです。防犯カメラについては年次計画で整備するもので、今年度は大津小、室小に設置するものです。

地上デジタル放送対応備品は年次計画で整備するもので、今年度34台分を購入するものです。プール底面清掃機を1台購入します。教職員用パソコンは、セキュリティの面から年次計画で全職員分を整備するものです。

173ページをお願いします。

目2教育振興費、174ページをお願いします。20扶助費、対象児童の増に伴う増額です。

項3、目1中学校、学校管理費ですが、176ページをお願いします。15工事請負費は、大津北中学校駐車場舗装工事は、体育館周りの砂利敷きの部分を舗装するものです。

177ページの18備品購入費ですが、自動対外式除細動器及び教職員用パソコンは、小学校費と同様の理由です。大津北中学校楽器は使用不能のものと不足しているものを3年計画で整備するものです。ポスタープリンターは、大型の看板などを印刷するものです。

178ページをお願いします。

目2の教育振興費ですが、20扶助費は対象生徒の増に伴う増額です。

179ページをお願いします。

目1幼稚園費ですが、対前年増額は職員2人増が主なものです。

180ページをお願いします。

13委託料、次のページの15工事請負費で、大津幼稚園下水道工事の予算を計上しています。

節19補助金の3の私立幼稚園入園料補助金は、19年度実績から増額計上しています。

次に、社会教育費関係ですが、目1社会教育総務費ですが、184ページをお願いします。

節19補助金の5の通学合宿事業補助金は、新規事業で2カ所を予定しています。

6地域生涯学習施設等改修補助金は、今村区、宮本区の地区公民館改修分、7の同用地購入補助金は、後迫区の地区公民館用地、8の同備品購入補助金は、今村区、宮本区の地区公民館のエアコン購入分です。

次に、目2の公民館費ですが、187ページをお願いします。

18備品購入費、杉水地区公民館分館にエアコンを、陣内地区公民館分館にダンス用の鏡を設置するものです。

節19杉水公民館分館の農業集落排水事業負担金を計上しています。

文化事業助成金は、文化ホール改修後、リニューアルオープンを記念して増額計上しています。

目3生涯学習センター費ですが、189ページをお願いします。

18備品購入費はセンター内のブラインドが25年を経過し、傷みが激しいために取り替えるものです。

次の目4文化振興費の大幅な対前年増額は、迫井手地区の圃場整備に伴う埋蔵文化財の発掘調査費用を計上しているためです。主に調査員の報酬、発掘作業員の賃金など必要経費を計上しています。

191ページの工事請負費は、文化財説明板等設置工事は4基分ほかになっております。



節19の2の文化財保存管理整備補助金は、江藤家の管理分です。

193ページをお願いします。

目5町民交流施設運営費、18備品購入費、会議用テーブル及びイスは老朽化しているものの更新です。

194ページをお願いします。

目7図書館運営費ですが、図書館運営のための職員の人件費と臨時職員賃金と196ページの18備品購入費、図書購入費1千850万円が主なものです。

目8矢護川コミュニティセンター費、11需用費、修繕料は体育館の床補修です。

198ページをお願いします。

野外活動等研修センター費の18備品購入費ですが、ミーティングルームでふれあいサロンが行われているため、エアコンを設置するのが主なものです。

目10のまちづくり交付金事業費の地域交流施設整備公民館分館業務委託は、実施設計等を委託するものです。

生涯学習施設整備工事は、文化ホール音響等設備、同客席の改修を実施するものです。

項6、目1保健体育総務費、非常勤職員報酬は、臨時職員賃金からの切り替えです。

200ページをお願いします。

節19補助金の3のスポーツの森ジョギングフェスティバル補助金は、10周年記念大会のため増額計上しています。

201ページをお願いします。

目2体育施設費、非常勤職員報酬は、臨時職員賃金からの切り替えです。

13委託料は体育施設等業務委託、運動公園等管理委託、総合体育館各種管理委託等が主なものです。

203ページをお願いします。

目3学校給食費ですが、非常勤職員報酬は、臨時職員賃金からの切り替えです。

205ページをお願いします。

15工事請負費、18備品購入費は、蒸気配管改修工事及びスチームコンベクションほかは、共に老朽化のため整備するものです。

209ページをお願いします。

款12公債費、元金、定時償還分、10億6千365万6千円、利子分で2億1千683万9千円計上していますが、それぞれ対前年減となっております。

款13予備費を5千838万円としております。

次に、歳入を説明いたします。13ページにお戻り下さい。

款1、項1町民税、目1個人町民税ですが、税制改正により税源移譲に伴い一律10%となっておりますが、住宅取得控除の所得税で控除しきれない分を見ているので、相殺しまして前年同額と見込んでいます。

目2の法人分を自動車関連企業並びにその他の企業等の順調な業績を勘案し、積極的に計上、前年度より4億円増額計上しています。

項2、目1固定資産税については、新築家屋の課税見込みにより1億円ほど増額計上しています。  
14ページをお願いします。

項3軽自動車税、項4町たばこ税は、実績に基づく伸びで計上しています。  
15ページをお願いします。

項6入湯税は、実績に基づき大きな伸びの額を計上しています。

款2、項1自動車重量税、次のページの項2地方道路譲与税、項3航空機燃料譲与税、続いて款3利子割交付金から18ページの款8自動車取得税交付金までは、いずれも平成19年度の実績見込みにより推計して計上しています。

款9の地方特例交付金は、児童手当拡充分及び住宅取得控除分に伴う地方負担分に対する交付です。  
19ページをお願いします。

項2、目1特別交付金は、恒久減税廃止に伴う経過措置として、平成19年から21年度まで交付されるものです。

款10地方交付税は、昨年に引き続き普通交付税が試算により見込めず、特別交付税のみの5千万円の計上となっております。

款11交通安全対策特別交付金は、実績により計上しています。  
20ページをお願いします。

款12分担金負担金、目1総務費負担金は、菊池広域連合職員派遣2名、後期高齢者医療広域連合職員派遣1名、熊本県職員派遣分1名の負担金です。

目2民生費負担金は、1児童福祉費負担金、保育所分が主なものです。

5の障害者福祉費負担金、コミュニケーション支援事業負担金、障害者相談支援事業負担金は、菊池圏域他市町からの負担金です。

21ページをお願いします。

款13、項1、目5土木使用料は、運動公園使用料、住宅使用料が主なものです。

22ページの節4に町営住宅内駐車場使用料を新設しています。

23ページをお願いします。

目1の総務手数料は、各種証明手数料です。

25ページをお願いします。

目1の証紙収入、ごみ収集運搬手数料は、ごみ袋等の売り上げを計上しています。

款14、項1、目1民生費国庫負担金、節1、節3、節4は、それぞれの事業の2分の1の国庫負担金です。

節2児童措置費負担金は、児童手当の国庫負担分です。対象児童が増加をしております。

26ページをお願いします。

項2、目1民生費国庫補助金、節1児童福祉費補助金、次世代育成支援対策交付金は、子育て支援

関係ソフト交付金2分の1の補助です。

次世代育成支援対策施設整備交付金は、音楽幼稚園の私立保育所建設に対する交付金です。

節2の障害者福祉費補助金、地域生活支援事業補助金、通所サービス利用促進事業補助金は、自立支援法施行に伴う2分の1の補助です。

目2衛生費国庫補助金、合併処理補助金は、合併処理浄化槽設置補助金が交付金事業になり、名称変更になっています。30基分で、国・県・町それぞれ3分の1となっております。

目3土木費国庫補助金、地方道路整備臨時交付金は、町道下町門出線歩道整備事業分です。

地域住宅交付金は、ストック改善事業及び住宅家賃低廉化事業分です。

まちづくり交付金は、土木費、総務費、教育費、商工費に充当しています。

27ページをお願いします。

目4教育費国庫補助金、4の社会教育費補助金で、迫井手地区の埋蔵文化財調査分を上げています。

28ページをお願いします。

款15、項1、目1民生費県補助金、保険基盤安定負担金は、国保税軽減分及び保険者支援分です。

節2から節4までは、国庫負担金で説明した分の県負担分4分の1です。

29ページをお願いします。

項2、目1総務費県補助金、地方バス運行等特別対策補助金は、産交バスなどの17系統分です。

目2民生費県補助金、ひとり親家庭等医療費補助金は、2分の1の補助となっております。

節3の児童福祉費補助金は、放課後児童健全育成事業以下各種子育て関係補助金は、3分の1の補助となっております。

30ページをお願いします。

節6の障害者福祉費補助金、重度心身障害者医療費補助金は、利用増のため増となっております。地域生活支援事業補助金は、日中一時支援事業分です。

目3衛生費補助金、乳幼児医療費補助金は、実績により増額計上しています。

31ページをお願いします。

目4農林水産業費県補助金の節3農地費補助金は、村づくり交付金事業補助金、大菊土地改良区営玉岡井手地区土地改良事業補助金は、事業費の65%となっております。

節5林業費補助金、森林環境保全整備補助金は、町有林の保育事業に充当します。

33ページをお願いします。

目4の農林水産業費委託金、県営迫井手地区換地業務事業委託金を新たに計上しています。

34ページをお願いします。

目6教育費委託金、2の埋蔵文化財調査委託金は、迫井手地区の埋蔵文化財調査分です。

款16、項1、目2利子及び配当金は、各種基金等の利息の増加に伴う増額です。

35ページをお願いします。

目1不動産売払収入は、町有林立木売払収入が主なものです。

37ページをお願いします。

款18、項2基金繰入金、目1の減債基金繰入金は、財源対策債償還分です。

目2大津町公共施設整備基金繰入金は、まちづくり交付金事業に充当するものです。

目3大津町工場等振興奨励基金繰入金は、立地企業に20年度奨励補助金として支出するための繰入金です。

目4財政調整基金繰入金は、財源不足分は今年度ないための座取りのみとなっております。

款19繰越金は、平成19年度法人町民税の増収等により前年同額を計上しています。

39ページをお願いします。

款20、項4、目3の雑入で主なものですが、熊本県市町村振興協会交付金は、オータムジャンボ宝くじの配分金です。

次に、41ページの中ほどです。老人保護措置費（杉並園）は、他市町村からの負担金です。

次の特別型国営事業償還助成金は、龍門ダムの償還助成金です。

42ページをお願いします。

款21の町債は、第3表地方債で説明したとおりです。

次に、給与費明細について説明します。211ページをお願いします。

給与費明細の1特別職ですが、長等は前年同額となっております。また、議員については、2人増の18人の定数分となっております。その他の特別職は、町長選挙、町議会議員選挙、農業委員会選挙関係の立会人等15人、振興計画評価員等で27人、その他の委員等で増減で5人増ということで、トータルで48人の増となっております。金額的に2千488万円ということで、2千394万4千円で大幅な減額となっておりますけれども、非常勤の職員を19年度まではその他の特別職に計上していましたが、平成20年度から2の一般職に計上する関係から報酬及び教材費が大幅な減額となっております。

212ページをお願いします。

2の一般職ですが、今回一般職の常勤と非常勤に分けて計上しています。常勤は、正職分ですが、本年度191人ということで、対前年6人の減となっております。給料では、3千324万7千円の減、職員手当についても4千314万4千円の減となっております。平成19年度の退職者分で期末勤勉手当、退職手当分が大幅な減額となっております。特殊勤務手当では、今回の条例の見直しで減額となっております。時間外勤務手当は、町長選挙、町議会議員選挙、農業委員会選挙のため、若干の増となっております。共済費を含めた合計では8千111万1千円の減となっております。非常勤職員については、臨時職員賃金から非常勤職員に切り替えたもので、総額1億5千924万8千円となっております。常勤と非常勤の合計では7千813万7千円の増額となっておりますが、先ほどの特別職分の減、それから臨時職員賃金分の減分を相殺しますと6千万円の減となります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（宇野光廣君） しばらく休憩します。3時25分から再開します。

午後3時11分 休憩

△

午後3時25分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡します。教育長、宮崎廣行君より早退の届けがあつておりますので報告します。

健康福祉課長松永高春君。

○健康福祉課長（松永高春君） 議案第26号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計予算に就いて説明いたします。

予算書の中ほど、1枚目のピンクの表紙になります。平成20年度の予算編成につきましては、75歳以上の後期高齢者医療制度の創設及び65歳から74歳までの退職者医療制度の廃止関連予算、また40歳から74歳までの特定健康診査等の実施義務に関する事業が新たに加われました。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ27億3千844万2千円とするものです。

第2条で、一時借入金の最高額を1億円としています。

歳入について、予算書の9ページをお願いします。併せて概要書は41ページです。

款1、項1、目1一般被保険者国民健康保険税を5億7千650万1千円、それから目2退職被保険者等国民健康保険税を3千313万1千円、10ページですが、税収の総額を6億963万2千円で計上しています。

目1の一般被保険者の保険税の減額の要因としましては、今般の医療制度改革によって75歳以上の被保険者約2千578人が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い減少します。また後期高齢者支援金は74歳までの国保被保険者約6千947人が後期高齢者医療のため約4割を支援するため負担するものです。これは、従来の老人保健拠出金は、各被保険者が約5割を拠出していましたが、後期医療制度により個人が保険料を1割負担しますので4割となっています。

目2の退職被保険者等の保険税については、65歳以下の公的年金受給者及びその被扶養者で、国保一般被保険者への移行により昨年度より約1千205人少ない297人を見込んでいます。

11ページをお願いします。

款2、項1、目1は督促状を発送する手数料で、1件80円の約1千880件分を計上しています。

款3、項1、目1療養給付費等負担金は、一般被保険者に係る療養給付費から保険基盤安定繰入金の2分の1を控除した額、一般被保険者に係る前期高齢者交付金、老人保健医療費拠出金、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する費用を基に算出されるもので、34%が国の負担金として交付されます。

目2の共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての国の負担金で、拠出金の4分の1が負担されます。

目3特定健康診査等負担金については、新たに平成20年度から実施される40歳から74までの国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る国の負担分です。

款3、項2、目1財政調整交付金で、普通調整交付金は一般被保険者に係る療養給付費から保険基盤安定繰入金の2分の1を控除した額、一般被保険者に係る前期高齢者交付金、老人保健医療費拠出

金、後期高齢者支援金及び介護納付金に要する費用を基に算出されるもので、一般被保険者の医療費や所得による市町村間での財政力の不均衡を調整するために、国から約9%が交付されます。また、特別調整交付金は、結核精神に係る医療費が総医療費の15%を超えた場合、医療費適正化事業及び保険事業を実施した場合に、その一部が交付されるものです。

12ページをお願いします。

款4、項1、目1共同事業負担金は、高額医療費共同事業に対しての県の負担金で、拠出金の4分の1を計上しています。新たに目2、特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導に係る県の負担分です。

款4、項2、目1財政調整交付金で普通調整交付金は、国の交付金と同じように一般被保険者の医療費や所得による市町村間での財政力の不均衡を調整するために県から約6%が交付されます。また特別調整交付金は、医療費適正化事業及び保険事業を実施した場合に、その一部が交付されるものです。

13ページをお願いします。

款5、項1、目1療養給付費等交付金は、退職被保険者の療養給付費等の費用に充てるため、社会保険診療報酬支払金から交付されるものです。

款6、項1、目1前期高齢者交付金については新規で、前期高齢者加入率が全保険者の前期高齢者加入率より高い場合は交付金となり、低い場合には納付金となるもので、大津町の場合は加入率が約31%と全保険者の加入率約12%より高く、交付されるものです。

款7、項1、目1共同事業交付金は、高額医療費共同事業として、医療費が1件につき80万円を超えた分に対して、交付算定基準に基づき算定され、国保連合会から交付されるものです。

目2保険共同安定化事業交付金は、保険財政共同安定化事業として医療費が1件につき30万円を超え80万円までの分に対して算定基準に基づき算定され、国保連合会から交付されるものです。

14ページをお願いします。

款8、項1、目1利子及び配当金は、国民健康保険基金の利子です。

款9、項1、目1一般会計繰入金については、国民健康保険制度の安定化を図るため、国保税の軽減分と出産育児一時金支給額の3分の2、その他総務管理費の事務費等を法の範囲内で繰り入れるものです。

15ページをお願いします。

款9、項2、目1国民健康保険基金繰入金については、現在の基金残高は約531万円となっています。

款10、項1繰入金については、前年度からの繰越見込額を計上しています。

16ページをお願いします。

款12、項1延滞金加算金及び過料で、国保税の延滞金を計上しています。

款12、項4雑入については、第三者納付金及び出産費資金貸付金の戻入金を計上しています。

次に、歳出を説明します。18、19ページをお願いします。概要書は、43ページです。

款1、項1、目1一般管理費については、レセプト点検臨時職員の賃金、レセプト共同電算委託料、パソコン保守委託料及びその他事業費等を計上しています。

目2連合会負担金については、平等割、被保険者数割等で算出されます負担金です。

款1、項2、目1運営協議会費については、国保運営協議会の運営に要する経費として計上しています。

20ページをお願いします。

款1、項3、目1趣旨普及費については、啓発用のパンフレットの経費を計上しています。

款2、項1、目1及び目2で、一般被保険者及び退職被保険者の医療費の保険者負担分7割の見込額を計上しています。

目3及び目4では、治療用装具等に伴う費用を計上しています。

21ページをお願いします。

目5審査支払手数料については、熊本県国保連合会でのレセプト審査支払に要する経費並びに電算処理システム手数料を計上しています。

款2、項2、高額療養費については、同一被保険者が同一月内に同一の医療機関等に支払った一部負担金の額が8万100円を超えた場合に支給するものです。

目3、目4については、医療制度改革に伴う措置です。

22ページをお願いします。

款2、項4、目1出産育児一時金については、1件35万円で50件分を見込んで計上しています。

23ページをお願いします。

款2、項5、目1葬祭給付費については、1件2万円の50件分を計上しています。

款3、項1、目1後期高齢者支援金については新規で、後期高齢者の医療費に要する費用を支援するもので、国が通知した被保険者1人当たりの額で算出されます。

目2後期高齢者関係事務費拠出金は、同じように事務費に要する経費を計上しています。

24ページをお願いします。

款4、項1後期高齢者納付金等については新規で、同様に国の定めにより加入者1人当たりの負担調整対象見込額に被保険者数を乗じて算出されます。

款5、項1老人保健拠出金は、老人保健医療に要する費用を各保険者が負担するものですが、平成20年4月診療分より後期高齢者医療制度へ移行するため、平成20年3月診療分及び過年度精算分を基に国において算定されるものです。

25ページをお願いします。

款6、項1、目1介護納付金は、介護保険に要する費用について、保険者が納付金として負担するものです、介護保険2号保険者の人数等を基に算定されています。

26ページをお願いします。

款7、項1、目1高額医療費共同事業医療費拠出金は、1件80万円を超える高額な医療費の発生に伴う保険者の財政運営を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。

目3 保険財政共同安定化事業拠出金は、1件30万円を超え80万円までの高額な医療費の発生に伴う保険者の財政運営を緩和するための事業で、各市町村が国保連合会に拠出するものです。

款8、項1、目1 特定健康診査等事業費については新規で、40歳から74歳までの国保被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に係る費用及び人間ドックの補助金と事務費を計上しています。平成20年度見込みとして、特定健康診査2千19人、積極的支援42人、道義付け支援60人、人間ドック700人で見込んでおります。

27ページをお願いします。

款8、項2、目1 保健衛生普及費については、優良被保険者の表彰、健康教室及び医療費通知等の健康増進のために行う保険事業に要する費用を計上しています。減額の理由は、計画策定業務委託分でございます。

28ページをお願いします。

目2 鍼灸施術費については、鍼灸施術補助金を計上しています。

29ページをお願いします。

款11で過年度の社会保険加入や修正申告により過年度分の国保税が減額となった場合の還付金、出産費資金貸付金及び償還金を計上しています。

なお、30ページの款12 予備費については、予測のできない緊急な経費に対応するためのものです。

よろしく願いいたします。

議案第27号、平成20年度大津町老人保健特別会計予算について説明いたします。

今回の予算につきましては、老人保健制度の廃止に伴い、平成20年3月分及び月遅れ請求分に係る医療費給付費及び支給費が主なものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8千601万1千円とするものです。

歳入について、予算に関する説明書の7ページをお願いします。併せて、概要書は45ページです。

款1、項1、目1 医療費交付金については、社会保険診療報酬支払金から交付されるもので、平成20年3月診療分及び月遅れ請求分の医療費給付費及び支給費の12分の6が交付されます。

目2 審査支払手数料交付金については、社会保険診療報酬支払い基金から平成20年3月診療分及び月遅れ請求分の老人医療レセプト審査支払手数料として交付されます。

款2、項1、目1 医療費負担金については、平成20年度3月診療分及び月遅れ請求分の医療費給付費及び支給費の12分の4を国の負担金として計上しています。

8ページをお願いします。

款3、項1、目1 県負担金については、同じように医療費給付費及び支給費の12分の1を計上し、款4、項1、目1の一般会計繰入金で町の負担割合分を県と同額計上しています。

次に、歳出を説明いたします。10ページをお願いします。概要書は46ページです。

款1、項1、目1 医療費給付費については老人医療の給付費で、医療機関に受診する費用額として、



平成20年3月診療分及び月遅れ請求分の医療費見込みにより計上しています。

目2 医療費支給費については、コルセット等の治療用装具代、鍼灸マッサージ代及び老人高額医療費の償還払いの経費として平成20年3月診療分及び月遅れ請求分の給付費見込みにより計上しています。

目3 審査支払手数料については、審査支払期間、支払金、国保連合会に支払うレセプト審査手数料として同じように給付件数見込みにより計上しています。

11 ページで一般会計の繰出金を計上しています。

以上、よろしくお願いいたします。

議案第30号、平成20年度大津町介護保険特別会計予算について説明いたします。

予算書のピンクの表紙の後ろから4枚目をお願いします。

1 ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ16億774万9千円とします。

第2条で、一時借入金の最高額を1億円としています。

歳入について、予算に関する説明書の8ページをお願いします。併せて概要書は48ページです。

款1、項1、目1 第1号被保険者保険料ですが、65歳以上の被保険者に係る保険料の収入額は、介護給付歳出見込み総額から国・県・町負担金、調整交付金及び支払金交付金を差し引いた額を計上しています。なお、平成20年度の第1号被保険者を特別徴収5千384人、普通徴収472人、合計5千856人、昨年度当初より128人の増で見込んでいます。

款2、項1、目1 手数料については、督促手数料、生活管理指導員派遣及び在宅老人給食サービスの利用者手数料を計上しています。

9 ページをお願いします。

款3、項1、目1 介護給付費負担金については、介護給付費歳出見込み総額の国負担分の20%を計上しています。ただし、施設給付費等に係るものについては15%です。

款3、項2、目1 調整交付金については、介護給付費歳出見込み総額の7%を計上しています。

目2 地域支援事業交付金については、地域支援事業に対する国の交付金で、交付割合は介護予防事業の25%、包括支援事業・任意事業の40.5%を計上しています。

款4、項1、目1 介護給付費交付金ですが、第2号被保険者負担率31%分については、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収した介護給付費納付金が充てられ、支払基金から定率分が介護給付費交付金として交付されるものです。

目2 地域支援事業支援交付金については地域支援事業に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、介護予防事業の31%を計上しています。

10 ページをお願いします。

款5、項1、目1 介護給付費負担金については、介護給付費歳出見込み総額の県負担分12.5%を計上しています。ただし、施設給付費等に係るものについては17.5%です。

款5、項2、目1 地域支援事業交付金については地域支援事業に対する県の交付金で、交付割合は

介護予防事業の12.5%、包括支援事業・任意事業の20.25%を計上しています。

11ページをお願いします。

款6、項1、目1介護給付費繰入金については、介護給付費歳出見込み総額の12.5%を計上しています。

目2地域支援事業支援交付金については地域支援事業に対する町の繰入金で、交付割合は介護予防事業の12.5%、包括支援事業・任意事業の20.25%を計上しています。

目3その他、一般会計繰入金については、認定の事務費用、その他介護保険事業に係る事務費の繰入金を計上しています。

款7、項1、目1利子及び配当金については、介護給付費準備基金の利子を計上しています。基金現在高2千356万6千円です。

12ページをお願いします。

款9、項2、目1雑入で、介護認定資料のコピー代です。

13ページをお願いします。

款9、項3、目1介護予防サービス計画費収入については、地域包括支援センターで行う要支援者に対するケアプラン作成収入を計上しています。

次に、歳出を説明します。14ページをお願いします。概要書は50ページです。

款1、項1、目1一般管理費については、介護保険事務に必要な物件費等を計上しています。

款1、項2、目1賦課徴収費については、介護保険料の賦課徴収に要する経費で、主に納付書の印刷、郵送料です。

15ページ、16ページをお願いします。

款1、項3、目1介護認定審査会費については、要介護、要支援認定の審査判定業務に関する費用で、主なものは節19の広域連合介護保険事業負担金です。

目2認定調査等費については、介護認定申請後の介護認定調査における主治医意見書料、更新手続き及び結果通知書等の通信運搬費、認定調査委員報酬等を計上しています。

款1、項4、目1計画策定等委員会費については、介護保険事業計画等策定委員会や地域包括支援センター及び地域密着型サービスに関する運営委員会に要する費用を計上しています。

17ページをお願いします。

款2、項1、目1介護サービス等諸費については、介護保険サービスの費用から利用者の自己負担1割を除いた残りの9割分を給付費として予算計上しています。主な項目は、居宅サービス給付費、施設サービス給付費等で、増額の要因は、それぞれ利用者給付費の伸びによるものです。

18ページをお願いします。

款2、項2、目1その他諸費については、熊本県国民健康保険団体連合会への介護給付費の審査支払手数料が主なものです。

19ページをお願いします。

款2、項3、目1高額介護サービス等費については、介護サービス利用者が支払った1割の負担額

が世帯合計で一月3万7千200円を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものです。なお、低所得者には別に軽減された上限額を設定しています。

款3、項1、目1介護予防事業費については、高齢者が要介護状態にならないように特定高齢者施策として、特定高齢者把握事業、生活管理指導員派遣事業、高齢者筋力トレーニング事業及び機能訓練を実施し、一般高齢者施策として介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業の講師謝礼、事業費を計上しています。増額の要因は、節13委託料の生活管理指導員派遣事業及び新たに特定高齢者把握事業委託に係るものです。

20ページをお願いします。

款3、項1、目2包括的支援事業費については、高齢者の健康の維持、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関としての地域包括支援センターに係る費用を計上しています。増額の主なものは、職員給与関係の費用が補助対象になることから、一般会計から特別会計に組み替えたこと及びセンターの光熱水費や備品、公用車1台の購入費等に係るものです。

22ページをお願いします。

款3、項1、目3任意事業費については、介護にあたっている家族の経済的負担を軽減する家族介護用品支給事業、一人暮らしの高齢者等に給食サービスを行う食の自立支援事業、成年後見制度の申し立てに係る手数料を計上しています。

款4、項1、目1介護給付費準備基金積立金については、介護給付費準備基金、現在高が2千356万6千円から発生する利子の積立金を計上しています。

23ページをお願いします。

款5、項1、目1財政安定化基金償還金については、第2次事業運営期間、平成15年度から17年度の3年間の借入金総額1千551万9千円を第3次事業運営期間、平成18年度から20年度の3ヵ年で償還するためのものです。

款6、項1、目1第1号被保険者保険料還付金については、過年度分に係る保険料の払戻金を計上しています。

24ページをお願いします。

款7、項1、目1予備費については、介護給付費等の緊急な経費に対応するためのものです。

33ページをお願いします。

地方債の現在高は、見込額を計上しています。

以上、よろしく願いいたします。

議案第32号、平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。今回の予算につきましては、老人保健制度に代わって新たな高齢者医療制度が創設されることにより、大津町後期高齢者医療特別会計を設置するものです。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億4千232万2千円とするものです。熊本

県の後期高齢者の保険料は、均等割額4万6千700円、所得割率8.62%となっています。保険料の県下の1人当たりの平均額は年7万7千600円で、大津町では平均額7万3千780円となっています。被保険者は約3千300人を見込んでいます。

歳入について、予算に関する説明書の7ページをお願いします。併せて、概要書は52ページです。

款1、項1、目1特別徴収保険料については、均等割額を4万6千700円、所得割率8.62%を基に広域連合において策定された大津町の後期高齢者医療被保険者の保険料の特別徴収対象者を8割として計上しています。

目2普通徴収保険料については、同様に普通徴収者を2割として計上しています。

8ページをお願いします。

款4、項1、目1事務費繰入金については、後期高齢者医療の事務を行うために一般会計から繰り入れるもので、一般管理費のほか主なものは保険料徴収事務に係る事務費を計上しています。

目2保険基盤安定繰入金については、保険料の軽減分として県負担分4分の3、町負担分4分の1を繰り入れるものです。

目3保険事業等繰入金については、保険事業として鍼灸施術補助に対する費用を繰り入れるものです。

10ページをお願いします。

款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入については、後期高齢者の健康診査の受託に対する広域連合からの委託料で、受診見込み保険者707人の健診費用及び事務費を計上しております。

次に、歳出を説明します。11ページをお願いします。概要書は53ページです。

款1、項1、目1一般管理費については、共同電算回線使用料、各種通知用郵便代及び後期高齢者医療の事務を行うための需用費等を計上しています。

11から12ページをお願いします。

款1、項2、目1徴収費については、保険料徴収のための納付書等の印刷製本費及び納付書送付用の郵便代等を計上しています。

12ページをお願いします。

款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金については、被保険者が納付した保険料1億7千91万4千円及び基盤安定負担金6千214万4千円を計上しています。

13ページをお願いします。

款3、項1、目1健康診査費については、被保険者のうち健康診査受診見込み者数707人分の費用、健診委託料、通信運搬費等を計上しています。

款3、項1、目2鍼灸施術費については、鍼灸施術補助金を計上しています。

14ページをお願いします。

款5、項1、目1予備費は、予測のできない緊急な経費に対応するためのものです。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 予算書は前の方に戻っていただいて、予算書の中ほどになります。議案第28号、平成20年度大津町外4ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書は63ページで、予算の概要は46ページになります。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ563万2千円といたしております。

説明書の7ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款1、項1、目1の財産収入は、それぞれ座取をお願いしております。

款2、項1、目1の繰越金でございますが、前年度繰越金562万8千円を計上いたしております。

款3、項1、目1の諸収入は、雑入を座取でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、項1、目1一般管理費の節の3の職員手当等から節16の原材料費まで、それぞれ事務費関係、それから維持管理費関係を計上いたしております。

19の負担金の大規模林道事業負担金でございますが、大規模林道菊池人吉線、菊池大津間に係る事業の受益者負担金でございます。

9ページをお願いいたします。

款2、項1、目1予備として364万1千円を計上いたしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） 議案第29号、平成20年度大津町公共下水道特別会計予算について説明申し上げます。

当初予算の概要は、47、48ページになります。併せてご覧下さい。

まず、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8千164万円と定めております。

第2条で、継続費を第2表継続費によるとしております。

第3条で、債務負担行為を第3表、債務負担行為によるとしております。

第4条で、地方債を第4表地方債によるとしております。

第5条で、一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いします。

第2表継続費として、浄化センターへの流入量の増加に対応するため、平成20年度から21年度の2ヵ年で、最初沈澱地機械電気設備工事を行うため、総額及び年割額を定めております。

5ページをお願いします。

第3表債務負担行為として、下水道計画区域内における水洗化の促進を図るため、水洗化改造資金の融資斡旋をするにあたり、金融機関が融資した資金の損失補償をするものです。融資枠、期間、限度額については、記載のとおりです。

6ページをお願いします。

第4表地方債として公共下水道事業債のうち1は、本年度の事業費に対する起債です。

2借換債は、平成19年度に続き、借入利率5%以上の起債を繰上償還し、新たに低利で借り入れるもので、後年度の利息を軽減しようとするものです。

3特別措置分は、財政措置の変更に伴い、下水道事業債として新たに創設されたもので、後年度交付税の対象になる起債です。また、公債費償還の元金の一部に充当するため、4資本費平準化債を借り入れるようにしております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。

詳細につきましては、説明書により説明いたします。

歳入から説明いたします。

10ページをお願いします。

款1、項1、目1負担金は、本年度賦課予定の公共下水道が使用できる区域に対しての受益者負担金と過年度に賦課されて継続して納入される見込額を計上しております。

款2、項1、目1使用料は、一般住宅、学校、企業などからのし尿や生活雑排水及び工場排水に対する下水道使用料で、直接徴収分と企業団徴収分を計上しております。

項2、目1手数料は、責任技術者、指定工事店の登録手数料及び督促手数料です。

11ページをお願いいたします。

款3、項1、目1公共下水道国庫負担金は、本年度の公共下水道事業に対す補助金です。

款4、項1、目1一般会計繰入金は、下水道事業に伴う人件費、事業費、公債費償還等のために繰り入れるものです。

款5、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

13ページをお願いします。

款7、項1、目1公共下水道事業債及び目2資本費平準化債は、先ほど第4表、地方債のところで説明したとおりです。

款8、項1、目1利子及び配当金は、下水道事業基金の利子を見込んでおります。

次に、歳出を説明いたします。

14ページから16ページをお願いします。

款1、項1、目1総務管理費につきましては、職員7名分の人件費等の費用と、節8で報償費として受益者負担金納期前払い報奨金、節13委託料で、水道企業団に使用料の徴収を委託する費用、節19負担金補助及び交付金で漁業振興助成金や水洗化助成金、節27で公課費で、平成19年度分の消費税を計上しているのが主なものです。

16ページから17ページをお願いします。

事業費につきましては、節13委託料で工事实施のための測量設計業務及び管理業務の費用、節1

5で工事請負費では、音楽幼稚園周辺や引水などの地区の汚水環境整備及び取付管工事、また2ヵ年継続で行う浄化センター内の最初沈澱地の機械電気設備工事の費用を計上し、節2 2 補償補填及び賠償金で工事実施に関連して支障が出る場合に対応する上水道管移設費用が主なもので、併せて事業実施に伴う事業費等を計上しております。

17から18ページをお願いします。

目3維持管理費につきましては、節1 3 委託料で平成20年度から行う浄化センター等の施設及びマンホールポンプ管理を包括的民間委託をするための費用と、民間委託を監視するためのモニタリング費用を計上しております。

その他、節1 2 役務費は施設の保険料、節1 8 備品購入費で消火器を購入しております。

目4下水道事業基金費は、利子を積み立てるための積立金を計上しております。

19ページをお願いします。

款2、項1、目1元金につきましては、地方債の定時償還金と借り換えを行うための繰り上げ償還金を計上しております。

目2利子は、地方債の利子償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

款3、項1、目1予備費は、記載のとおり計上しております。

続きまして、議案第31号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計予算について説明申し上げます。

1つ飛んでいただきたいと思えます。当初予算の概要は、51、52ページに記載しております。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1千339万3千円と定めております。

第2条で、継続費を第2表継続費によるとしております。

第3条で、地方債を第3表地方債によるとしております。

第4条で、一時借入金の最高額を定めております。

4ページをお願いします。

第2表継続費として、農業集落排水事業の杉水地区の汚水処理場を平成20年度から21年度の2ヵ年かけて建設するため、総額及び年割額を定めております。

5ページをお願いします。

第3表地方債として、本年度錦野地区と杉水地区の農業集落排水事業を行うための起債を計上しております。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

詳細につきましては、説明書により説明いたします。

歳入から説明します。9ページをお願いします。

款1、項1、目1農業集落排水事業費分担金は、錦野地区、杉水地区及び平川地区の土地、家屋所有者等からの現年度及び過年度分の見込み額を計上しております。

款2、項1、目1使用料は、矢護川地区の農業集落排水施設使用料を見込んでおります。

項2、目1手数料は、督促手数料です。

10ページをお願いします。

款3、項1、目1農林水産業国庫補助金は、本年度の錦野地区、杉水地区の農業集落排水事業に対する補助金を計上しております。

款4、項1、目1農業集落排水県補助金は、施設整備推進事業補助金として前年度補助対象事業費の6.5%を計上しております。

款5、項1、目1一般会計繰入金は、農業集落排水事業に伴う人件費、事業費、維持管理費、利子の一部に充当するために繰り入れるものです。

11ページをお願いします。

款5、項2、目1基金繰入金は、農業集落排水事業の公債費の利子返済のために繰り入れるものです。

款6、項1、目1繰越金は、前年度からの繰越見込額を計上しております。

12ページをお願いします。

款7、項3、目1雑入につきましては、事業に係る消費税還付金を見込んでおります。

款8、項1、目1農業集落排水事業債は、本年度錦野地区、杉水地区の事業を行うための事業費で、補助対象事業の場合は事業費の45%、単独事業の場合は事業費の95%になります。

13ページをお願いします。

款9、項1、目1利子及び配当金は、農業集落排水事業基金の利子を見込んでおります。

歳出を説明いたします。

14ページから16ページをお願いします。

款1、項1、目1総務管理費は、職員2名分の人件費が主なものです。

目2農業集落排水事業費につきましては、節1報酬及び節9旅費の中の費用弁償は、事業推進のための委員会の費用です。

節13委託料では、錦野地区、杉水地区の管路の単年度実施設計と処理場の工事管理費などの業務費用を、節15で錦野地区と杉水地区の管路及び処理場の建設工事費を計上しております。

節22補償補填及び賠償金は、管路の工事に伴って支障が出る場合の上水道の移設の費用です。その他、事業推進のための事務費等を計上しております。

17ページをお願いします。

目3維持管理費の主なものは、矢護川浄化センターの運転をするための費用で、節11需用費の中で光熱水費を、節12役務費では汚泥の引き抜き手数料を、節13委託料は維持管理業務の費用を計上しております。

目4農業集落排水事業基金費は、基金の利子、消費税還付金などを積み立てるため積立基金を計上しております。

18ページをお願いします。

款2、項1、目1元金及び目2利子は、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。



款3、項1、目1予備費は、記載のとおり計上しております。

次に、議案第33号、平成20年度大津町工業用水道事業会計予算について説明申し上げます。一番最後になります。

予算書の1ページをお願いします。

第2条、業務の予定量は、旧事業所に対して年間145万6千350立方メートル、1日平均3千990立方メートルの給水計画を立てております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、収入支出の総額をそれぞれ7千5万3千円としております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額の中で、収入は計上しておりません。

2ページをお願いします。

支出では、資本的支出を4千220万円計上しております。

第5条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費を計上しております。

第6条で、利益剰余金の処分として減債積立金620万円を積み立てるように計上しております。

詳細につきまして、説明書により説明いたします。

説明書の1ページをお願いします。

収益的収入及び支出のうち収入では、款1、項1、目1給水収益で、中核工業団地企業9社分の水道料金を計上しております。

項2、目1受取利子及び配当金で、定期預金の利子を計上しております。

支出では、款1、項1営業費用の中で、目1原水費は、電気機械設備の保守点検、修繕費、ポンプ運転のための電気料及び水道企業団からの緊急用水道代を計上しております。

目2排水及び給水費は、量水器メーター購入及び取付費用を計上しております。

目3総経費は、職員の人件費や電算システムの使用料などの費用になります。

2ページをお願いします。

目4減価償却費は、工業用水道関連施設の固定資産等の減価償却費を計上しております。

目5資産減耗費として、旧3号井戸の分を計上しております。

項2、目1支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債の償還に係る利息を計上しております。

目2消費税は、給水使用料に係る消費税分を計上しております。

項3、目1予備費で、不測の事態に対応する費用として予備費を計上しております。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入は見込んでおりません。

支出につきましては、款1、項1、目1建設改良費は、給水の安定供給のため、新設井戸のさく井工事を予定しております。

目2委託料は、さく井工事に伴う測量設計、管理の費用と新水源地整備のための測量設計費用を計上しております。

項2、目1企業債償還金は、企業債の元利償還金を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長（宇野光廣君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後4時16分 散会

本 会 議

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

# 平成20年第1回大津町議会定例会会議録

平成20年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成20年3月10日(月曜日)

出席議員	1番 鈴木 ムツヨ      3番 新開 則明      4番 長谷部 健一郎 5番 月尾 純一朗      6番 坂本 典光      7番 藤森 昭二郎 8番 大田黒 英生      9番 石原 大成      10番 手嶋 靖隆 11番 永田 和彦      12番 松永 幸久      13番 安永 美智男 14番 藤坂 重美      15番 荒木 俊彦      16番 津田 桂伸 18番 宇野 光廣																												
欠席議員																													
職務のため出席した事務局職員	局長 中山 純秀 書記 大隈 寿美代																												
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">町 長 家入 勲</td> <td style="width: 50%; border: none;">子育て支援長 首藤 誠治</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">副町長 宇野 博明</td> <td style="border: none;">総務課主幹 杉 水辰則</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">総務課長 今村 一也</td> <td style="border: none;">兼ねて行政係長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">企画政策課長 黒田 傳</td> <td style="border: none;">企画政策課長補佐 木村 誠</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">兼ねて財政係長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">土木総括審議員 伊東 貢</td> <td style="border: none;">教 育 長 宮崎 廣行</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">会計管理者 緒方 美代子</td> <td style="border: none;">教 育 委 員 会 首藤 誠治</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">兼ねて会計課長</td> <td style="border: none;">教 務 局 長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">住民税務課長 西村 和正</td> <td style="border: none;">農 業 委 員 会 西本 昇二</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">兼ねて事務局長</td> <td style="border: none;">農 務 局 長</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">健康福祉課長 松永 高春</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">産業振興課長 大塚 武年</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">都市整備課長 中山 誠也</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">併任工業用水道課長</td> <td></td> </tr> </table>	町 長 家入 勲	子育て支援長 首藤 誠治	副町長 宇野 博明	総務課主幹 杉 水辰則	総務課長 今村 一也	兼ねて行政係長	企画政策課長 黒田 傳	企画政策課長補佐 木村 誠	兼ねて財政係長		土木総括審議員 伊東 貢	教 育 長 宮崎 廣行	会計管理者 緒方 美代子	教 育 委 員 会 首藤 誠治	兼ねて会計課長	教 務 局 長	住民税務課長 西村 和正	農 業 委 員 会 西本 昇二	兼ねて事務局長	農 務 局 長	健康福祉課長 松永 高春		産業振興課長 大塚 武年		都市整備課長 中山 誠也		併任工業用水道課長	
町 長 家入 勲	子育て支援長 首藤 誠治																												
副町長 宇野 博明	総務課主幹 杉 水辰則																												
総務課長 今村 一也	兼ねて行政係長																												
企画政策課長 黒田 傳	企画政策課長補佐 木村 誠																												
兼ねて財政係長																													
土木総括審議員 伊東 貢	教 育 長 宮崎 廣行																												
会計管理者 緒方 美代子	教 育 委 員 会 首藤 誠治																												
兼ねて会計課長	教 務 局 長																												
住民税務課長 西村 和正	農 業 委 員 会 西本 昇二																												
兼ねて事務局長	農 務 局 長																												
健康福祉課長 松永 高春																													
産業振興課長 大塚 武年																													
都市整備課長 中山 誠也																													
併任工業用水道課長																													

議 事 日 程 (第 2 号) 平成 20 年 3 月 1 0 日 (月) 午前 1 0 時 開議

日程 第 1 議案質疑

本日の議事日程は、議席に配布のとおりです。

議案第1号	質 疑
議案第2号	質 疑
議案第3号	質 疑
議案第4号から議案第9号まで	一括質疑
討論、表決	
議案第10号	質 疑
議案第11号	質 疑
議案第12号	質 疑
議案第13号から議案第15号まで	一括質疑
議案第16号から議案第18号まで	一括質疑
議案第19号	質 疑
議案第20号から議案第24号まで	一括質疑
議案第25号	質 疑
議案第26号	質 疑
議案第27号	質 疑
議案第28号及び議案第29号まで	一括質疑
議案第30号	質 疑
議案第31号	質 疑
議案第32号	質 疑
議案第33号	質 疑

日程 第 2 委員会付託

議案第10号から議案第33号まで  
請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりです。

日程 第 1 議案質疑

○議長（宇野光廣君） 日程第1 議案質疑を行います

お諮りします。議案第1号、大津町学校教育施設整備基金条例の制定についてから議案第9号、平成19年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの9件は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第9号までの9件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

まず、議案第1号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第1号について質疑をします。

今回の1号議案の学校教育施設整備基金条例についてであります。この提案理由のこの条例のですね、制定のその目的について、提案理由として公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認及び学校教育施設の整備に要する財源を積み立てるとありますが、ここです、この内容を詳しくお聞きしたいというのが第一義的な疑義が生まれてきているんですが、例えば学校教育施設の整備に要する財源と申しますのは、年間予算をきちんと立てて、一般財源の中でいろんな形で今までやってまいりました。それに対して、この基金を設けるといのが果たして必要なかなと思いますので、この基金のその必要性の中で、まず第一義的に目的をはっきりしなければいけないと思います。基金とは、何かをつくるための目的で基金、それとまた運用のために便宜を図ると申しますか、そういった2つの大きな道筋というのがきちんと決められておりますから、そういったところがはっきりしないと、へたに基金を制定することは、例えば学校施設整備に要する財源と申しまして、これはいろんな意味で取れるわけです。ですから、税金の安易な使用になりはしないかという危惧が生まれますので質疑をしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

提案理由にあります財産処分の承認、それから基金設立の目的等についてのご質疑ですので、その辺について説明します。

まず、財産処分、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認についてですけれども、この件につきましては、今年度承認いただきました菊阿中学校の跡地の売却についてですけれども、これについてこれまでは残った菊阿中学校併設に要した補助金の残りについては国に返還しなさいということでした。平成19年度の制度改正によりまして、学校を他の目的に用途替えといいますか、処分しても、その基金を積み立てれば返還しなくていいということでしたので、町としては基金をつくるのが条件で補助金返還が要らないということになりましたので、この際基金をつくと、基金を新設するというので取り組みました。

文科省の通知によりまして、いわゆるうちの場合は3千338万3千円の補助金が残っていましたので、条件としましてはこれ以上の金額を大津町内の学校の施設整備に要する経費に充てることを目的に基金を積み立てて適正に運用しないさいということで、その金額以上を積み立てて基金を積み立てなさいということが基金設置の条件といたしますか、補助金返納不要の条件だということで、まず基金を積み立てることが条件ということですか。

次に、基金を積み立てるのは、菊阿中学校売却金額が4千100万円でしたので、その金額は丸々基金に積み立てると。併せまして、この機会に町内の小学校の将来の教育設備、小中学校ですね、の教育設備の整備のために財政調整基金の方から5億円を積み立てることにしまして、合わせて5億4千100万円を積み立てることとしております。町内小学校につきましては古いところもありますし、中学校も大津中に関してはかなり年数も経ってきておりますので、今後の将来の新設とか改修とか、そういうのに多大な金額がかかる場合に活用できるということでこの際基金を積み立てたということですか。

○議 長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

その菊阿中学校の件につきましては、今まで幾度となく説明があっていたしましたので、この前段の提案理由の中の財産処分の承認のために基金の設立が必要であると、これはわかります。もちろん町の持ち出しを少なくするためにはそれは必要でしょう。ところがですね、その後の、及びから先ですね、この学校教育施設の整備に要する財源ですので、これはいろんな意味に取れるわけです。そして、しかもこの中では繰替運用というのもありまして、歳計現金に繰り替えて運用することができるということでもありますので、これの判断の仕方が議会の議決を得ていくんですが、1つのこの基金はつくらなくては、返還しなければならないというジレンマと、それとしかしながら貯金の数を増やすわけですね。ということは、明確にするためには、実は簡素化する方が一番把握しやすいわけです、全体というのは。教育という名の下の基金を設立するのであるならば、福祉のための基金、例えばいろんな道路財源のための基金、もういろんなことの基金、基金、基金となりはしないかという危惧が生まれるわけです。この中で明確にしておかなければならないと私が思うのは、この学校教育施設の整備とは何にあたるかということですよ。これを全体と言われてしまったならば、もう何も言うことがないわけですね。基金にそのどンドン積み立てていって、足らなくなったらこっちから出せばいいじゃないかという形になってしまいます。ただ、そういった柔軟性のあるためには基金も必要でしょう。しかしながら、ここの学校教育施設の整備というのとは何にあたるかというのは、ある程度明確にしておかないと、安易な運用につながりはしないかという疑義が生まれますので、この施設の整備に要する財源ですので、この何にあたるかということはある程度、言えますか、そのハードな面に対して何にあたるか、こういった更新にあてるとか、そういったものは普段一般財源として審議していますので、そういったものの明確に答えられる部分をお聞きしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 再質疑にお答えします。

基金の財源積立の目的で、はっきりしとこうということだと思いますけれども、大津町町内の学校のその、例えば新しく造るとか、改修等で大規模にかかるとか、そういうことについては基金の活用ができるんじゃないかというふうに思いますが、普通のものにつきましては、いつも議会で審議していただいているようなところで処理できると思います。目的としては、新設校とか大規模工とかを想定しております。これにつきましては、歳入歳出予算の方で議会の方に報告をしながらですね、審議いただくということになるかと思えます。

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第2号を議題とします。質疑ありませんか。

新開則明君。

○3 番（新開則明君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

41ページ、款2、項1、目12、そこに生活路線維持費補助金とありますが、335万2千円、これのいわゆるバスか何かの補助だったと思いますけれども、この路線の中で何路線でこの数字になっているのか。そして、まだ存続しなければいけない路線であるのか。それが1点。

それから、73ページ。款6、項2、目2、町有林の保育事業委託で、総額が205万円ですけれども、不用額が197万3千円となっています。これはほとんど手入れをせんだったという意味に等しいと思いますが、お金を掛ける必要はなかったのか。それをお伺いしたいと思います。

もう1点、75ページ、款7、項1、目2、活いき商店街事業補助金ですけども、これが78万5千円の不用額が出ております。町の活性化に伴う補助金だと思いますけれども、この補助金の出し入れの際に町としてどれぐらいの年間の申請があっているのか。また、有効な使い方がなされているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 総務課長今村一也君。

○総務課長（今村一也君） 新開議員のお尋ねの41ページ諸費関係ですが、諸費の19負担金の補助金の1の生活路線維持費の補助金335万2千円のお尋ねでございますけど、生活路線、九州産交バスと産交バス路線分の路線系統は、産交バスが9系統、九州産交バスが8系統、17系統での燃料費高騰に伴います赤字分の最終的に不足した分の補正でございます。この路線について、存続関係のお話し等もございましたけれども、一応路線が大津町内だけであればですね、そういうことも検討できると思いますけど、その系統については、今、地域に2回ほど出向きまして、大津から桜丘、源場を通りまして桜丘に行ってます路線、これについては、将来的には今、乗合タクシーという制度を設けておりますので、それに対応できればというご相談を申し上げております。最終的にその判断あたりは、私どもだけでなく、その許可等が、陸運あたりの許可が必要になりますので、そこあたりは前向きに今検討をやっております。

それと、町村間を走ります路線等につきましては町村協議が必要でございます。1路線、供合、木山まで行っております益城まで行っております供合線等についてはですね、昨年10月、路線の中



の便数を減じたりしながらですね、その存続関係等も考えておりますし、高森まで走っております路線等につきましても、南阿蘇、高森あたりと協議をしながらですね、減便できるのか、廃止できるのかあたりも検討をやっておるところでございます。最終的に総額でしますと4千万円近くの補助になりますので、そこあたり、減便できるものについては代替あたりも検討しながらですね、今後考えていくならと思っておりますし、町の交通網体系あたりの検討等も行われるようですので、そこあたりで再度検討できるならと考えております。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 新開議員のご質疑にお答えします。

まず、町有林保育事業の残額減額のお尋ねですけれども、当初3千942万3千円、間伐それから下刈り等で予算を上げております。入札を12件行っておりますので、主なものはその入札残でございます。下刈りにつきましては、90.83ヘクタール、それから間伐が39.27ヘクタール、それからクヌギの芽かぎを4.2ヘクタール、これは当初どおりの計画でやっておりますので、事業自体は当初計画どおり実行をいたしております。

それから、商店街の活いき対策事業ですが、まず空き店舗対策事業で当初不足業種企業支援ということで1件、それから商店街活性化事業で2件の予定をいたしておりました。活性化事業につきましては、商店街の2件を予定していますけれども、1つの商店街だけの申し込みでしたので、そちらの事業に補助をいたしております。

それから、もう1つの活性化事業につきましては、不足業種につきましては1件の事業をお願いしておりましたけれども、1件取得事業、申し込みがありましたけれども、改装を予定しておりましたけれども、業者さんの方が改装費は要らないということで、その分の合わせましての減額補正になります。ですから、商店街の活性化事業だけが1商店街が申し込みがなかったということで減額をいたしております。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 森林の手入れでございますけれども、これはやはり毎年続けていかなければ森林から得る収入は今のところほとんどこう低なめかと思っておりますけれども、手入れだけは続けていかなければ、将来にわたっていい木材はできないかと思っております。またスギタマバエの発生で非常に病害虫も叫ばれています中、そのようなスギやヒノキの病気や害虫に対する被害なんかは調査できているのでしょうか。

それともう1点の商店街の事業ですけれども、これは広報等で一応載せてあるかと思っておりますけれども、まだ十分理解できていない方たちがおられるのではなかろうかと思っております。もう少し商店街を活性化するには、やはりアピールなりお金の利率なり何なりをアピールしてですね、やはり利用があるような体制は取れないのでしょうか。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 再質疑にお答えします。

まず、町有林の保育関係の中で病害虫のお話しが出ていましたけれども、5年間の施業計画を5年間の分を立てております。それにつきまして森林組合あたりとご相談をしながら、森林の生育状況、そういうものを調べながら間伐、下刈りを今やっておるところでございます。

それから、商店街の活いき活性化事業ですけれども、今おっしゃいましたようにホームページあたりを活用しております。それから、広報等でも周知をしているところですが、昨年6件ほど問い合わせはあっております。その中で、なかなか契約、家賃の問題とか、それから場所の問題等で契約まで至らなかったという経緯がありますので、そういう面で今年度また新しくホームページあたりで啓発とか、あるいは商工会あたりとも打ち合わせを何回かやっておりますので、企業の方、商店街の空き店舗あたりにですね、お願いするような形で、また今後も本年度やっていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） お尋ねします。

24ページになります。農地費補助金で、基盤整備促進事業御願所地区補助金の事業中止ということで、もう1つこれは69から70ページの中で6番の負担金補助金及び交付金の中で、護川地区改良区営基盤整備促進事業御願所地区補助金、マイナスの631万8千円ということが出ていますが、19年の3月に予算が出されました。多分これは地元同意ができていて事業予算が立てられたものと思われませんが、1年後ですよね、今、事業中止になったのはですね、同意がなかったのかどうかということと、基盤整備ができないということで今後への影響をどういうふうに考えられるのかということと、それと基盤整備をしないということに対しての地元の了承というものは取れているかどうかということをお尋ねします。

もう1点あります。22の、70ページかとは思いますが、補償補填及び賠償金の中で、大菊地区農村総合整備事業追加貯蔵庫3基、樹木移転一式ということで1千80万円が追加予算で上げられていますが、この時期に1千万円の追加予算というのはどういうことなのかということと、どこに、貯蔵庫というのは大菊地区は何を貯蔵されるのか、それと樹木移転一式ということもちょっと教えていただければと思います。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 鈴木議員のご質疑にお答えします。

まず、護川土地改良区営の基盤整備促進事業の御願所地区の補助金の内容ですけれども、本年度当初計画しておりました事業ですけど、簡単に言いますと受益者であります、また地権者であります1人の方の同意が最終的に得られませんでしたので、護川土地改良区としても今回断念されるということで今回減額をしております。

少し今までの経緯を述べさせていただきますと、当初事業計画を県の方に上げる段階で、平成17年度に受益者の皆さんの事前同意をお願いしたいということでお願いをしてきました。この事前同意につきましては、今回未同意の方も含めまして100%、受益者の方が60名いらっしゃいますけど

同意をいただきました。これを受けて18年度に護川土地改良区の事業として護川土地改良区の理事会の方で議決がされまして、18年度、同年に受益者同意と、事業実施のための受益者同意、今度は本同意になりますけれども、それから地権者の同意を始められたんですけれども、先ほど申しました事前同意をされた受益者でもありますし、地権者であります1人の方が今回未同意ということで同意されなかった分です。再三、護川土地改良区の役員さん、あるいは地元区長さん、私たちも含めて用地の取得、それから同意のお願いを交渉してはいたしましたが、様々な問題といいますか、条件等がありましたので、最終的には同意が得られなかったということです。それを受けまして、受益者の集会とか、あるいは土地改良区の理事会等が開催されましたけれども、この地権者の問題等については、どうしても条件が呑めないということで事業を断念するというので、県の方にも県の補助金がありますので県の方とも協議しまして、護川土地改良区の方が事業を取り下げられたということで、本年度事業の中止となって減額をするものです。この事業ができない分についてはですね、大体16ヘクタールぐらいこの下流域の受益面積があります。現在、今回計画していました矢護川からの水を引くような計画でしたけれども、今の受益16ヘクタールにつきましては、北側に湧水が若干出ております。それを利用して水田を作付けされておりますので、流量的にすべての農地を賄うと、農地に水を供給できるということは非常に厳しいものがあるものだから今度計画をしたわけですが、減反とか飼料作付け等で水田への水の供給を地元の皆さんで調整をされているということでございます。ただ、先ほど議員おっしゃいますように、今後湧水等ですね、今出ておりますけれども、枯渇とか、水が減ることが懸念されますので、そういうことがあると困りますので、今後もまた引き続きですね、土地改良区の皆さんと協議をしながらこの事業を進められるものであればですね、進めたいというふうには考えております。地元の同意を得るといことがまず条件ですがけれども、1人の方の同意が得られなかったということで、当初は事前同意はいただいております。そういうことです。

それから、もう1つ、農業農村整備事業の補償及び賠償金ですがけれども、これは本年度事業をやっております中で路線のですね、当初経過しておりました路線の中で、貯蔵庫とですね、樹芸関係のある部分をですね、真っ直ぐ線形を変えるということで同意がいただけましたので、今回その中で貯蔵庫が3基、それから樹芸関係の移転がありましたので、当初計画した路線をちょっと地元と協議しまして変更したために、今回補償補填をお願いするというので、今、大体同意もいただいておりますので、早急にこの補償補填はできるというふうを考えております。

以上でございます。

失礼しました。貯蔵庫の内容ですかね。3基とも甘藷の貯蔵庫でございます。甘藷です。甘藷の貯蔵庫になります。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） それでは、今後も何かお話し合いがされていくのかなというふうに思いましたので、また予算が後からまた話し合いができれば出てくるのかなというふうに思います。迫井手地区の件も今年、20年度で予算が組まれております。これと関係してくるのかなというふうに思い

ましたので、その辺の絡みも少し、反対がありますので、そこら辺も少し関係、その辺の問題とは違うのかどうかというところも少し話していただければと思いますが。

○議 長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 迫井手の絡みのご質問ですけれども、迫井手については20年度で予算を計上いたしております。今まで、鈴木議員の委員会の中でいろいろお話しをしてきて中で、まだ未同意の方が確かにいらっしゃいます。迫井手につきましては、最終的に未同意ということになればですね、その地権者の方の農地については協力地にするのか、地区外にするのか、そういうことも含めて迫井手の中で換地員さんがいらっしゃいますので、そちらの中で考えいきたいというふうを考えております。

この護川土地改良区の未同意につきましてはですね、たまたまこの方がどうしても避けて通れない地権者だったものですから、この方の同意がなければ事業自体が全くできなかったということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○1 番（鈴木ムツヨさん） 終わります。

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15 番（荒木俊彦君） 予算書の100ページの、99ページですかね、99ページの生涯学習センターの費用について、補正に絡んでお尋ねいたします。次のページの100ページです。15工事請負費でセンターの舗装区画線工事が増額されております。多分駐車場の区画線だと思うんですが、既に舗装工事は発注がなされておりますが、一般的に駐車場の工事を行うのであれば、当然区画線もそのときに一緒に工事費に入っているのが当然だと思うんですが、なぜ今80万円、これ増額、足らんのか、忘れとったのか、この点についてお尋ねいたします。

それとですね、説明書によるとこの生涯学習センターの夏場のクーラー、電気代が減った、今工事をやっているわけですが、大規模な修繕ですね、片方では燃料代が高騰して燃料費が上がると。以前、聞いたことがありますけど、生涯学習センターは集中ボイラー、当時の工事で、例えば1階の小さい部屋を使うのに、一つ所しか使わんにボイラーのスイッチを入れてぼんぼんボイラーを燃やさんと暖房も、あるいは冷房も使えないと。事務室だけは独自のクーラーを付けてそこだけ使うことができる。そしていわゆる生涯学習センターの例えば冷房代、ここの3分の1ぐらいしか、もっと狭いですね、狭い部屋なのに冷房代が1時間で約600円ぐらい取られる。文化的な拠点なんですが、地域のいろいろな生け花とか何々教室とかいう人が、あそこは使用料が高いから使わんというような声が相当聞こえているわけですが、この大規模な改修工事の中でですね、僕はそういうものは当然入っていると思ったんですけど、今度の補正を見るとどうもそこは手が着いてないのかなと思われそうですが、それでよろしいのか。

その2点をお尋ねいたします。

○議 長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。

まず、99ページの15工事請負費、センター舗装区画線工事です。これにつきましては、現在まちづくり交付金事業で行っています町民生涯学習センターの周辺整備事業ということで今舗装工事を行いました。まち交事業の中では、この駐車場のライン引きですね、これにつきましては対象外であります。いわゆる町単独になりますけれども、私たちは19年度のまち交事業が終わった後取り組もうということで、新年度計画でありましたけれども、舗装ができた中でいつまでもラインを引かんと、町単独ですけれどもラインを引かんとするのは住民の方々に迷惑を掛けるんじゃないかということで、今度3月補正予算でお願いをしたところですよ。忘れていたということじゃありません。

次に、生涯学習センターの燃料費の中で冷暖房機器についてですけれども、これについては以前にもお話しましたけれども、文化ホール、それから生涯学習センター、前の体育館ですかね、その辺につきまして大規模なパッケージの機械によりましてA重油を使った冷暖房機器を使用しております。通常に言います各部屋ごとの機器でしたら、かなりの省略というか、省エネができると思うんですけども、もともと大きな町民総合センターという建物の中でつくった冷暖房機器でありますので、そういうふうな大きな機械で今運用しているところですよ。今度のまち交でやらないのかということですよけれども、それにつきましては今回は外壁とか周辺の駐車場というか、整備、周辺の段差解消とかそういう整備、それから文化ホール内の客席等に使いたいというふうに思っておりますので、今回この機械につきましては入れておりません。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最初にその駐車場のライン引きの問題ですが、当初は3月いっぱいには舗装工事が終わって、新年度でラインを引く計画であったと伺いましたが、この説明書を見ますと区画線工事に伴う増額となっておりますが、私は元の何かがあったのかなと思ってお尋ねをしたんですが、まちづくり交付金の対象外と、対象外、対象外であっても当初から工事費として上げることはできたはずと思うわけですけどね。使う側にとっては早くできた方がいいとは思いますが、ライン引きはこういう段取りでということ想定はちゃんとされていたということでもありますので、この点はいいですよ。

今朝もちょっと見て来たんですが、それでもう1点はですね、今回補正でですね、燃料費が増額、全体的には減額になっているわけですが、文化ホールは今、すっぱり工事機材にくるまれて大規模改修がなされているわけですが、今説明がありましたように、あの大きな施設のほんの小さい10畳ぐらい部屋を1室しか使わんののにボイラーのスイッチをぼんとか入れて、重油を焚いて暖まるのに15分ぐらいかかりますよと言われると。しかもあと冷房のときなんかは、普通の公民館なら大体1000円でみんな使えるんですよ。ところがあそこは専用のコインを買って、それが1枚600円ぐらいするんですよ、1時間で。使う側にとっても文化どころじゃない、こんな金かかるんだったら他所で文化はやるわいという話になると。それから、いちいちコインを買わんといかん。あそこの窓口がおらんとコインを買わんと使えんわけですよ。さらに、ボイラーを一部屋のために炊き始めるのと、その

部屋に専用のクーラーを付ければ済む問題だと私は思うんですけども、なぜそういうのは全く検討をされていないのかなと、今度の改修工事ですね。検討されて、全くされていないのかどうかをちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 先ほどご質問ありました生涯学習センターの冷暖房の大型機械の件ですね、これにつきましては今回のまち交の中ではですね、私たちは考えておりませんでした。それと、外壁とか周辺整備とか、そういうのを優先させたということであります。

以上です。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第2号について質疑いたします。

41ページですかね、先ほど議員から質疑がありましたが、この生活路線維持費補助金ですね、33万5千2百円の増額ということで、燃料費の高騰というご説明であったかと思いますが、これについてですね、実際1バレル、100ドルを上回ったということで103ドル、104ドルぐらいですか、今は、何かえらく原油価格の高騰というのは報道等で知っております。また、逆に為替の動向から見ますれば安く買えるわけですよ。全体物価的には上がってきているということがあります。しかしながら、この補助金の場合は年間契約という形でされているんじゃないかなと思うわけです。もし契約、もう契約すると思われそうですが、その契約の場合はそういった諸経費ですね、その相手方にするならば、経費の増減というのは既に織り込み済みなんです。ですから、この増額を求めてくるとするならば、それに見合った根拠となる数字の提出が求められるわけです。実際、私小さな会社をやっております、そのところの為替の動向とか、いろんなことをですね、業者というのはきちんと根拠を説明するわけです。実際、ここ数年の動向ですと。現在の動向はどうですと。ですから、今まで例えば100円だったのを110円にさせて下さいとか、115円にさせて下さいというふうな説明を受けて、納得の上に増額を認めるわけです。そういった形ですね、こういった諸々物価は上がってきておりますが、こういった増額を認めるには根拠となる数字、それと契約はどういった形でやっているのかというのを確認しておかなければ、ただ安易に原油が上がっておりますのでという形では、なかなかこれは認められない数字になってくるんじゃないかなと思いますので質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 総務課長今村一也君。

○総務課長（今村一也君） 永田議員の生活維持路線の補助関係でございますが、これはあくまでも県の方で生活路線維持補助の要綱がございまして、これに基づきまして町が助成といいますか、補助をするわけです。大体乗車率が1.0以上の分については補助が付きます。それ以下の分については、もう町の単費ということに見直しをなされまして、これに基づきましては、今おっしゃいましたような生活路線については廃止ができる、廃止ができない分等々もあろうかと思っておりますので、そこあたりこの町でそこあたりを地域住民の皆さんの同意を得ながらですね、整備をしていかなければならない。あくまでも実績で収入と経費、概算経費といいますか、その年度の経費を出しまして、その差足分に

ついて補助の申請が出ます。出ました分について内容をチェックいたしまして、県に該当する分については県の方に補助申請をいたしまして、県の方から補助金をいただきました分と、あと残りの継ぎ足し分については町の補助金を合わせましての助成ということになりますので、各年度当初計画しております金額等についてはあくまでも予測数値でございますので、実績に基づいて補助をするという制度になっております。そういうことで、ご理解いただくならと思います。

○議 長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） ということ、実績をそれをチェックするわけですよね。そのチェックするときに、先ほどの他の議員の答えの中で原油高騰とかと、原油価格ですね、そういった形で燃料費の高騰という形で説明をされました、そこで。ということはですね、その例えば、その燃料が上がったのが妥当な数字であるという何かを比べたはずです。今、全体的に上がっていますから上げさせてもらいますじゃなくて、例えばそこが肝心なところなんですよ。実際、重油ですかね、ディーゼルエンジンならば重油価格が今の動向ではリッター当たりいくらになりますから、走行距離どれだけに対していくらの増額になりますというやつが、きちんとした数字で提出されたのかどうかをお聞きしたいんです。ですから、その値上げ幅が妥当なところかどうかということを確認したいということです。再度、質疑いたします。

○議 長（宇野光廣君） 総務課長今村一也君。

○総務課長（今村一也君） 燃料費について確認をしたかということでございますが、一応会社、それぞれ今、私どもが助成していますのは、九州産交と産交バス、それぞれ会社ごとに燃料費、人件費、それぞれ出てまいります。そういうことで、燃料費関係については前年よりも伸んでいたというようなことで、こういうガソリンの値上げが大きな原因だということで概要書には書いておるところです。

○11番（永田和彦君） 市場価格との比較です。市場価格との比較ができていますか。前年度じゃなくて。

○総務課長（今村一也君） ですから、全体的な部分ですので、それぞれ路線ごとということには、あくまでも走行の距離でですね、按分をやっておりますので、その細分についてはですね、ただ単純に前年度の比較、それとこれはもう私どもの方の町だけじゃなくて全県下一律での単価申請でございますので、県でもまず県の方の補助がありますので、そこあたりをチェックいただいておりますので、私どもも大きな内容はその部分が起因するものだということで今回の補正の理由として挙げさせてもらったところでございます。

○議 長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

お聞きしたいのは、市場価格との比較なんですよ。現在、その流通されているのがいくらかで、普通そういった大手の取り引きがあるところは、我々が1回のディーゼル車を持って行って、はい、20リッター入れました、50リッター入れましたというよりも、その100倍も200倍も1千倍もという形で使いますので、安く取れるわけですよ。ですから、最低でも市場価格の妥当な線というの

の、本当は安くなるわけですよ。そういったところを実はお聞きしたいんです。

それと、県がチェックされているということで理解していいのか。県も信じるべきではないと思います、私は。県の係の方がそれだけのチェックをしたかどうかというの確認も、こちらから申し出てしてもいいと思います。だって、県も国もたくさん失敗するわけですから、ですから県がしたから妥当な価格だよというのは、我々の税金を払うわけですから、それは信じてはいけなと。必ずチェックは必要と思いますが、再度質疑いたします。

○議 長（宇野光廣君） 総務課長今村一也君。

○総務課長（今村一也君） 再々度のご質疑にお答えしたいと思います。

市場価格等のチェックについてはですね、行われていないと私どもはそういうふうに思います。

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第3号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号から議案第9号までの6件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第1号から議案第9号までの議案質疑を終わります。

これから、議案第1号から議案第9号までの9件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第1号、大津町学校教育施設整備基金条例の制定についてを採決します。この採決を起立によって行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、平成19年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成19年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は、起立によって行います。議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方



はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成19年度大津町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてから議案第6号、平成19年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてまでの3件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成19年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成19年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてを及び議案第9号、平成19年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第3号）についての2件を採決します。この採決は、簡易表決によって行います。議員第8号及び議案第9号の2件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号及び議案第9号の2件は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前10時55分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第10号を議題とします。質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 15の関連議案としてお尋ねしたいと思います。

このたび、課と室との設定変更がなされたわけですが、室に設定されてから2年目であろうかと思えます。これにつきましての機構図の確認をしておきたいと思えますが、先般一応担当課長の方からご説明あっておりましたですが、部制に改正された動機付けですね、これについてはその郡内市町との対外的な面もあるということでございました。それが1点だろうと思えます。

それから、会計管理、それから6部19課制になろうかと思いますが、前回に2事務局8課で構成されておったと思います。そのことと、それからこの機構のラインで工業用水道課、これが町長と直結されております。この部門のラインに入っていないということがなぜかということが1つでございます。

それから、子育て支援課がですね、今度新設されておりますが、これは課として昇格されております。このラインがどこに結んでおるのかと、どの分に属するのかと。本来なら福祉であろうかと思えますけれども、そこら辺の視点をお聞きしたいと思います。

本来なら、やはり合併あたりしましてですね、大きくなりますと部制をしますけれども、合併前の部署設置ということでございますし、部長、それから課長等の間の連携といいますか、そういうどちらか浮くような状態になりやせんかなという感じもいたしております。

それからこれをするによってですね、総体的に職員の人員は変動しないのか。それから、その人件費の変動はないのか。もちろんその管理職手当等がこれ繰り入ってくるわけですがけれども、その点どうなっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 総務課長今村一也君。

○総務課長（今村一也君） 手嶋議員の部制導入につきましてお尋ねでございますが、お尋ねの中でありましたように、郡内との均衡あたりもというようなことで提案でもご説明しましたようなことで、今回部制を導入したいということでご提案を申し上げているところでございます。前回8課だったのが今回6部になっているということも質問の1つにあったかと思いますが、8課のうち今回住民税務課を総務部の中に1つ課というのを減らして統合させております。それと、ここには提案の中には教育委員会の教育部というのは、これは別の組織ですので提案の中に入れておりません。それを併せましてお尋ねになったようなことになるというふうに考えます。

それと、行政機構図の中で工業用水道課が直結になっているが、そこあたりの理由はということでございますが、これは公営企業の事業でございまして、独自の単独の事業者となりますので、直接町長への直結ということになります。今現在所管は都市整備課の方で管理はやっておりますので、最終的には土木部ということで今回の改正ではなろうかと思えます。

それと子育て支援課でございますが、今まで子育て推進室ということで町長部局にありながら教育委員会の方で幼保一連といいますか、というような歩みの中で来ておりますので、現在あります組織機構図と同じように町長部局でもありますが、部長が子育て推進室の課長という兼任あたりも考えられると思えます。

それと、部長、課長との連携というお尋ねが1点あったと思いますが、現在今、課長関係では庁議という場には課長が上がっておりまして、その下の室長あたりについては議会開会前ぐらい、3カ月に1回ぐらいのいろいろな情報交換、連絡関係での会議等をもっております。今回、部長制を敷いたことで、今まで課長会でやっておりましたのが部長庁議ということになると思えます。それと室長あたりを入れまして、課長等の会議でやっていたのが、課長会ということでつながっていくものだというふうに考えております。今現在、町の方でいろいろ政策を決めますときに、それぞれの課、

今回はまた部になるわけですが、その中に政策担当者というものを持ちまして、政策担当の課で政策論議をいたしまして、それが月2回ほど行われておりますので、それが政策担当者、各部で部長が指名をやりました分が、政策担当で検討をやりました分が課長会等に上がりまして、その後部長へ上がるというふうな流れで連携あたりは保てるものだと考えております。

それと職員数についてでございますが、職員数については現有で考えております。事業量等で少しの調整等があるかと思えます。新しい事務事業等が出てきておりますので、そこあたりの見直しはあると思うんですが、現有でいけるものと思えます。

それと、費用関係での人件費関係でのお尋ね等がございましたが、今現在、課長等については管理職手当が出ております。管理職手当等につきましては、今回の条例の中でも改正はやっておりません。管理職手当については、給与の10%以内で規則で定めるといことにしておりますので、その規則関係につきましては、当然部長職が10%、課長職が今現在支給しておりますような率での支給になると思えます。そういうことを考えますときに、費用的な分については格段の費用増というものについては考えられないものだと思います。

以上、ご質疑に対するの答弁と代えさせていただきたいと思えます。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 再質問します。

この新しい機構そのものの流れというのはよくわかりましたが、やはり機構そのものが変わると、なかなかこのそれ課、それ係という形の流れというのがわかってくるわけでございますが、特に行革ではいかにその少数精鋭ですね、いかにサービスするかということが大きな狙いにもなっておるわけでございますが、そこら辺を踏まえながら横の連絡を強固にやっていくということが一つの狙いであろうというふうにも感じております。当然この他の市町と連携、対等にやっていくという立場ではですね、この部制というのはいいんじゃないかなというふうにも感じました。そこら辺の部、課、係という形の、それから横の連絡を十分やっていただいて、町民の付託に応えることが大事であろうと。この名称そのものもなかなかわかりやすい名称にもなっておりますので、今後皆様の努力をお願い申しあげたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第10号について質疑いたします。

今回の条例制定について、まず思いますことは、町長も所信表明の中で、これは一般質問でも私言おうと思っていたことではありますが、町民主体のまちづくりということと言われております、第1番目ですね。その中で、役場の機構についても住民の目線で改革を進めていくと、わかりやすい機構、利用しやすい配置、それこそは1つの住民サービスの向上ですね、にもあたるといことでおっしゃいました。ということで、2年前に1度機構改革されて、これでやってみようということでした。しかしながら、その2年間経過する上で、やはりちょっと不具合が見受けられてきたということで今

回の改革に至ったということを言われました。前回の改革の時に部長制を敷かなければ、隣はもう既に隣の町は部長制取り入れているんだから、恐らく部長と課長という差にしかありませんよという指摘はそのときにしておきましたけれども、今回部長制をまた取り入れるということでもあります。これについてですね、町長が施政方針で言われた中の、この町民の目線の改革ということは町民に何らかのメリットが生まれなくてはならないということです。今回のこの15議案の条例制定について、町民はどういったメリット、恩恵を受けるのかということをお聞きしたいと思います。

実際この条例によってですね、最初の議案説明のときに職員の士気の向上にもつながるということをご説明されたかと思います。ということは、士気の向上につながれば、すなわちやる気が出るということですから、今の体制よりも少なくとも効率上がるということなんですね。効率が上がるための士気向上であり、最終的には町民のメリットということにつながるかと思います。その何と申しますか、士気向上は、もちろんなんと言いますか、ワンランク上の名前が付くということ、そういった形の向上にはなるとは思います。実際その士気向上によってそういった効率性というか、力が、職員皆様の力が発揮できて非常に充実した組織と変わるということが目的ではないかと思います。その点について、どういったところがそういった士気向上につながり、力が発揮できる体制と言えるのか、質疑いたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員のご質疑でございますけど、部制につきましては、当初の課長制ということで2年前にやりましたけれども、いろいろ事務事業関連等いろいろ検討しながら、また職員の意識向上のための配置、人事配置関係等をいろいろと検討してまいったわけでございます。もちろん住民の皆さんのご意向というか、わかりやすい庁舎内の機構改革も一緒になって検討してきたわけでございます。具体的に言えば、いろいろ町民の皆さんの方からお電話が入る中で、なかなかそれぞれの担当課の仕事の内容についてよくわかって、はっきりわからないというか、道しるべが見えてこないという点もございましたので、今までの役場機構の中でわかりやすいような名称にしてやっていきたいというようなこともございましたし、もう1つは具体的に先ほど総務課長も申しましたように、郡内の会議とかいろんな会議の中で、やっぱり担当課長出席しておりますけれども、どうしても相手が部長とかいろいろで、長年一緒に仕事した仲間でございます、町村の仲間でございますけれども、いろいろその辺に引け目を感じるというか、そういうような卑屈なところもあるんじゃないかなという問題もございます。そしてまた、今回、室長という線を置いておりました審議員で管理職手当7%やっておりましたけれども、今後については給料改正とかいろんな定額のやり方とか、いろんな内部の中でいろいろ給料関連の関係も検討してきております。もちろんその中で、この52～53才の優秀な職員たくさんおりますけれども、彼たちの人事配置についても相当頭の痛いところもございまして、やはりやる気のある職員をどんどん使っていかなくちやならんのはもちろんでございます。そういう意味におきまして、人事管理評価制度とかいろんなものを2年前から取り入れておりますけれども、その内容を見てきておりますけども、なかなか課長がそれなりの下の人事評価についても職員の方ではしっかりした自分の課題事項とか、1年間やれなかったのは何であったかと、いろんな課題関

係等にも書いてきておりますけれども、その辺の縦の連絡と横の関連がうまくもう一步進んでいないなどという思いをしておりましたので、課長さんたちにしっかりと再度やっていただくというような形で、室というものが町民についての何々室と言っても下水道室とかいろんな形でありましたけども、なかなか馴染み薄い、見にくいというような感じと職員のやる気というものを併せますと、やっぱり課長さんというのが一番職員も一生懸命頑張っていくんじゃないかなという思いもありまして、今回、職員のやる気と責任の使命をしっかりと果たしていただくために課長制を取り入れるというようなことで、いろいろとこのような形の中で人件費の問題ございますけれども、手当関係等、職員管理手当については、そのままの形で、そして部制についてもそのまま上に課長が部長というような形で、一部総務課長言いましたように、住民課の方が若干動かしておりますけれども、ほかのものについては大体同じような形で上げさせていただいて、これで再度頑張ってもらいたいという思いの中で部制を取り入れさせていただければということで提案をしたところでございます。

○議 長（宇野光廣君） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

実際、今回の提案、それと今の体制ですね、それと比べられて、町民の方々が比較はされないと思うんですよ。実際名前が実際この組織の中でですね、役場という組織の中で、そういった名前というのは非常に重大なことです、これは大切なことです、やっぱり。士気向上には絶対的に必要だと私は思います。ただ町民のですね、メリットを考えたときに、知っている方もころころ代わると迷惑なんですね、実際は。ですから、今まで例えば総務課なら総務課というのをずっと見てきたわけですよね。それが部と変わると。なら、また一段階偉くなられたのかとか、いろんな疑義が出てくるわけです。そういうことで、今回のこの提案を見てみまして、確かにこういった形でやりたいと、町長が、町長も仕事がやりやすい体制をつくるのは、町長の仕事ですから、もちろんこれに対しての異議はないんですが、町民の方がメリットが生まれなくてはならないし、その前にこういった体制でいきますという周知ですね、皆様方に、町民の皆様方に知っていただかなければならない、ここがいつも大体抜け落ちていると思うんですよ。ですから、例えば広報を配りましたよというだけでは恐らくわからないと思います。では何のために区長さんといいますか、そういった嘱託員の方々がおられるのかわからない。そういった方々に聞けばいつでもわかるというような、そういったところもしとかななくてはならないし、我々議員もですね、どこに行けばいいかと言われたときにですね、ぼんぼんぼんと変わっただけですね、もう昔の総務課だったばってんなて、今は総務部の何かに行かにかんとかかなというふうな形で迷ってしまうわけですね。実際、人口あたりもどんどん増えていきますので、そういった疑義というのは、質問というのは町民の方々からいろんな要望を受けます。ということで、今回の町民のメリットという点では、なんか今お答えは職員の体制ということで伺ったんですが、あまりその変わりと理解してよろしいんでしょうか。そのやっぱり使いやすくなったなというようなことは、あんまり考えられていないということではないんでしょうかね。再度、質疑いたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 町民の方の立場で考えれば、議員おっしゃるように部というような形で考え

ると、なかなかどこにどの課があるかというのが見えにくいと思いますけれども、今の天津町の状況といたしましては、課制での動きが今十分働いておるんだなと思っております。だからその課制の中で課長さんの役割というのが、今一番天津町の今の役場の機構の中では大切な役割を占めておるといふふうに思っております。そういう意味におきましては課長さんたちの頑張り、その頑張りというか、課自体の動きがしっかりと活性化してくれば、きっと町民の皆さんにいい結果が生まれてくるんじゃないかなと思っております。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

津田桂伸君。

○16番（津田桂伸君） これを見てですね、大変いいことだと思ったわけですよ。なぜかというのですね、この前課長さんがですね、室長に下がって、やはりもう何人か辞めていかれましたが、この中の人が今度は部長になってですね、また室長が課長ということで、給料面は変わっちゃおらんわけですよ。やはり室長と言われるとですね、えらい格段降りたような格好でですね、やっぱり仕事にも熱が入らんとらんようなことが見受けられましたので、また、今、永田議員が言いましたようにですね、町民のどこさ行くといいんだらうかい、室長て何だらうかて、あら課長は格下げなっただらうて。やはり町民の見方からすればですね、大変いいことだと思いますので、またここにおられる課長さんもですね、しっかり今度はいい役職が来ると思いますので、そのときは頑張ってもらいたいなということです。また、新しい課長さんがここにきて座る、議会に座って一生懸命また勉強してもらわにゃいかんで、これはいいことだと思いますので、町長、力を入れて一生懸命天津町のために頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第11号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 質疑いたします。

教育支援センターができることに伴いまして条例を制定するということですが、この中でセンターに、第5条ですけれども、センターに必要な職員を置くと、必要な職員というならば10名要るならもう10名と、100人要るなら100人と取れるわけですね。ですから、この中でももちろん目的及び設置、いろんなものをずっと読んでみますれば、必要な職員の数というのはある程度出てくと思いますが、ということではですね、やはり気になりますのはそれに伴う経費の増です。もちろんこの支援センターというハードを造りますれば、どうしても経費的ないろんな修繕費なり、いろんな燃料費なり出てきます。してまたここに人件費と、人件費は経費と考えるならば、その好ましくないという意見もありますが、やっぱり人件費も経費なんですね、企業的な考え方すれば。ということは、かなりの経費増につながると思います。このセンター条例はつくらなくてはもちろん運営はできないわけで

すが、その経費あたりのですね、そういったものというのはどういうふうに増減に対して、そういったところを聞いておきたいと思います。先ほど言いました5条についてですね、何名ほどの職員を置いて、こういった体制で教育委員会が司るとか、そういったことがきちんともう決められているならば、ある程度お聞きしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 永田議員の質疑にお答えします。

まず、センターに必要な職員を置く、何人ぐらい想定しているのかということですが、すみません、説明資料の方の11ページなんですけれども、この中に職員の配置を説明資料として出しております。まず、センター長を1人置くということで1名です。これにつきましては、教育委員会の職員が兼務という形で考えていますので、経費増についてはありません。教育相談員さんは4名です。現在、生涯学習センターの教育相談室内でお二人お願いをしています。合わせまして大津北中に1名、それから大津中に1名の教育相談委員さんがありまして4名です。これも新年度について増減はありません。次の生徒サポート指導員さんを今年度から、20年度からお願いしたいというふうに思っております。学校等で生徒が悩んだり、その行動等でいろいろ指導したがいいというようなことがありましたときに、生徒サポート指導員ということで、生活指導は主になりますけれども、この辺を取り組んでいただく方が1名、これが増員になるかと思えます。いずれも非常勤になります。

そういうことで、体制としましては相談員さん4名と生徒サポート指導員さん1名で、合わせてセンター長1名で職員が兼務をしまして取り組んでいきたいと思えます。内容的には、いじめや不登校等の問題等について総合的にこのセンターの機能としてフルに活用できるように取り組んでいきたいと思えます。

維持管理等で新年度予算でも出てきますけれども、新しい目をつくりましてしておりますが、経費の増につきましては維持管理費等の費用になります。それにつきましては、子どもたちや保護者や、それから先生方の悩み相談等、十分にご指導、相談を受けていきながら効果を上げていければというふうに思っております。現在の生涯学習センター相談室で行っています相談事業を新しい建物に移りまして機能の充実を図りたいということでもあります。

○11番（永田和彦君） サポート指導員の年間の額はいくらに見込んでいますか。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 新年度予算で出てくるかと思えますが、月額12万円で144万円になります。

○11番（永田和彦君） 非常勤で12万円。わかりました。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第12号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 後期高齢者医療に関する条例制定についてお尋ねをいたします。

後期高齢者医療制度が4月からスタートするという予定ではありますが、いわゆる県の広域連合で運営がなされるということで、私ども議員、住民に直接関わる議会がこの高齢者制度についてほとんど情報が入ってこないという状況であります。この条例制定にあたってですね、後期高齢者、大津町における75歳以上の高齢者の皆さんの収入や所得状況は一体どうなっているんだと。我々議会はですね、そういう情報がぜひとも必要であるかと思いますが、そういった一覧表みたいなのがございましたら、議会にお示しをいただけないかということです。

それから、条文の中で、第6条ですね、これは25ページですね、第6条は延滞金となっております。納付義務者は納期限後に保険料を納付する場合には、ここでもし延滞をすれば罰則金、利息を取りますよということだと思いますが、いわゆるこの延滞金の対象者は1ヵ月1万5千円未満しか年金をもらえない人、あるいは全く年金がない人、無年金者、生活保護ですら1ヵ月お一人であれば7万か8万、7万円ぐらいにはなるわけですが、1ヵ月1万5千円未満の人がもしこの保険料を滞納したら、1ヵ月未満であれば7.3%利息を取る。それを過ぎたら年14.6%、高利貸し並みの高利であります。多分罰則を、ペナルティ、罰則を込めたパーセントであろうかと思いますが、75も過ぎて一般の人からすればわずかな保険料であるかもしれませんが、この1万5千円に満たない年金者にとって滞納したら14.6%の延滞金を取るというのは、まさに年寄りにむち打って早く死ねと言わんばかりの条文ではなかろうかと思いますが、こんな非常なことを実施なさるおつもりで提案がなされているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 健康福祉課長松永高春君。

○健康福祉課長（松永高春君） 荒木議員さんの質疑にお答えしたいと思います。

まず、75歳以上の収入の状況を教えて下さいということでございますので。全協のおり、1回説明させていただいたと思うんですけども、あくまでも今の概算の数字でございます。240万円以上の方がですね、427名。

○15番（荒木俊彦君） それは収入ですか。

○健康福祉課長（松永高春君） これは収入額ですね、課税年金収入額で13.73%です。それから200万円から240万円が125人、4.02%。それから180万円から200万円57名は1.83%。それから120万円から180万円は442名で14.22%、それから120万円未満、これが一番多くて2千58人、66.20%となっております。ほとんどがですね、ですから50%以上の方が7割から2割軽減に引っかけかかってくると、ほとんどが軽減世帯になってくるということで見込んでおります。数字の方はそれでよろしいですか。

それと延滞金につきましては、これはもう熊本県の条例に基づきましてですね、市町村が徴収事務をやるということで、それに基づいて全市町村がですね、同じような今回条例を制定するという出ささせていただいております。あくまでも税ということで、ここに税法に習って定めておりますけれども、一人一人先ほど軽減措置引っかけかかりますけれども、議員さんがおっしゃいましたように、普通徴収の方がそういった分が出てくると思いますけれども、そういった方につきましてはですね、個別に一人一人に相談しながらそういうことにならないようにですね、指導していきたいと、窓口相談



を充実させながらやっていきたい、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 3分の2の方は年収120万円、いわゆる年金控除を差し引けば所得が発生しないという方であるかと思いますが、1ヵ月1万5千円を超えると年金から強制的に天引きがなされる。これでもひどいわけですが、1万5千円にも満たない人たちから保険料を、例え、千円でも2千円でも、3千円でも、普通の人であればそらわずかな金額であります。これを滞納したら後期高齢者医療制度では半年なり1年なりすると保険証が取り上げられるように制度がなっております。これまでの老人保健では、少なくとも保険証はちゃんと渡す、渡さなければならぬ制度であったわけですが、今度の制度は滞納すると保険証がもらえない、渡されないという、いわゆる厚労省の元幹部が言ったように乳母捨て山制度だと言われておりますが、町長どうなんですか、この滞納したら14.6%の延滞金を課すんですか。これが本当に実行できるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほど担当課長が言いましたように、ご相談はしてまいりますけれども、法でございますので、法に基づいて遵守していきたいと思っております。

○議 長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） それでは、重ねてお尋ね申し上げますが、同じ第6条の第5項で、町長は特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金の全部または一部を免除することができるとなっております。この条文だけではですね、いわゆる町長のさじ加減で免除したり免除せんだりということになります。75歳の方に対するこの非情な措置をもし実行するという、今実行するとはっきりおっしゃいましたからあれですけど、この免除規定は命に関わる問題として、どんな場合免除するのかというのがはっきりすべき問題ではなからうかと思うんですけど、この意味合いをお尋ねをしたいと思います。どう捉えておられるか。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 先ほど担当課長申しましたように、生活関連等についての問題点、いろんなものを相談しますが、その相談内容によっていろいろ違うと思うし、また納めできる人が納めない人もおるんじゃないかなと思いますので、それについてはやっぱり十分相談しながら、まじめな人がバカ見ないようにですね、しっかりとやっていかなきゃならないと思っております。もちろん、おっしゃるように町長がというのが入っておりますので、それは担当職員の方が十分相談しながら、そしておっしゃるようなことがないように、現在でも健康保険関係でもそういう形で進めておると思っておりますので、私としては現状の中でしっかりと把握をしていきたいと思っておりますけれども、軽減措置もございまして、いろんな形の中で担当の方からご相談しながらやらせていただくという形になると思います。病気だったり、いろんな条件がありますので、その辺は時間をおいて、時間を与えて、それから次の相談に乗っていくとか、いろんな形があると思います。そういういろんな家庭の状況なりそういうものをしっかりとご相談しながらやらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣君） ほかにありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 議案第12号について質疑いたします。

今、議員の質疑と町長の答弁をお聞きしまして、疑義が生まれた部分があります。そういった疑義、町民のみなさま、高齢者に値する方々がわからない点は十分相談して下さい。その相談によって、いろんな町長の判断をされるということであったかと思いますが、その中で包括支援センターあたり、体制を整えてですね、いろんなその課長のところに行かれたりとかして相談を受けるんですが、実際、そういった4月1日から施行するにあたってですね、こういった体制がずっと進められてきて、町民の皆様方から苦言なりなんなり、わかりづらいとか、そういった相談というのは実際なかったのか。実際新しく75歳以上の方々に当てはまる制度ですので、私は思うんですが、75歳にまだなっていないので、なればもうそういった制度を後からつくっていやとは言われないうると思うんですよ。ただ、そういった質問あたりもなくなってくるのかなと、もう今、そういった国が置かれた状況ならば、いろんな意見の中でできあがる制度なら仕方がないと考えられるかもしれませんが、そういったその相談をまずないかということと、相談員なりのですね、方々というのをきちんと立てて、現状把握ですね、そういった当てはまる被保険者の方々がどういう状況に置かれているのか。先ほど数字的なことを言われましたが、それはあくまでも前年度のことですよ。実際、いろんな保険料とかそういったことを審議するときには現在進行形なんですよ。去年はあったかもしれないけれども今年はないかもしれないと、そういったことを私はよく言うんですが、現状を把握しないと、その被保険者の方々も把握ができないといけないと私は思います。

そういったその被保険者の方々になられる方々ですね、把握の仕方はどういった形でやるのか。そのところをですね、質疑したいと思います。

○議長（宇野光廣君） 健康福祉課長松永高春君。

○健康福祉課長（松永高春君） お答えしたいと思います。

後期高齢者の医療制度は新たな制度ということで、国も、それから県も、それから広域連合の方でもですね、いろんなPR、それから新聞、テレビ等でもですね、今後いろんな形でPRされていくと思います。大津町でも、今、議員さんが心配されているように、まず75歳以上の方に制度を知っていただくということで、全世帯対象者の方にはパンフレット等もですね、送付するというようなことで考えております。もう既にカード、一枚一枚のカードと一緒にパンフレットを入れてですね、恐らく今週中には届くんじゃないかということで考えておりますけれども、そのようなことですね、区長さんたちにもまず制度の説明をいたしております。それから民生委員さん、それから老人クラブが一番関心が高いわけでございますので、老人クラブの役員会あたりにも相談をいたしまして、説明をいたしまして、既に各地区、老人クラブごとに説明会を実施しております。その中に、やっぱり一番関心が高いのが保険料は上がるとな、下がるとなというようなことが多いようでございます。ほとんど変わりませんのでそういった説明、個別な説明がございまして、そういった説明をしますとですね、安心されております。別段その制度について、苦情とか、そういったものはないようござい

ざいます。

それともう1つは、その包括支援センター、お陰様で1月の21日にオープンいたしまして、高齢者や障害者を中心としてですね、そこは相談のセンターとしてやっていきたいと、人材を育成していきたいというようなことをございまして、1月21日から31日まで、ちょっと私の記憶によりますと10何件かの既に相談がっております。その中には、高齢者の介護の相談とか、それからその高齢者の相談もですね、そのいくつも絡んでおります。生活をされておりますので、介護の問題も、あるいはその中には子どももいらっしゃる、子どもの問題も絡んできます。それから多重債務の問題も絡んできます。そういうことですね、今まではずっと係を回っていた作業がですね、その相談室も設けておりますので、そちらの方に例えば公営住宅も絡んでおれば住宅の係も来ていただく、それから子どもの問題はそちらに来ていただくということで、たらい回しにならないようにですね、そのセンターの職員のスキル、ようするに技術も上げるためにもですね、一緒になってそこで相談をしていきたいと。徐々に障害者の相談も来ております。そして、問題があればですね、やっぱり生活を見に行くということが大切ですので、訪問活動をしながら、どのような生活をされているのか、その辺十分調査した上でですね、いろんな相談乗っていきたいということで考えております。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。午後1時から再開します。

午後0時05分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案質疑を行います。

議案第13号から議案第15号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号から議案第18号までの3件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号を議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号から議案第24号までの5件を一括して議題とします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号を議題とします。

質疑ありませんか。

新開則明君。

○3番（新開則明君） では、20年度の一般会計の予算の中で3点ほどお伺いしたいと思います。

31ページ、款15、項2の目4番、そこにあります村づくり交付金事業と、補助金というのが1億4千698万2千円ありますけれども、この事業内容を、中身を少し教えていただきたいと思いません。

それから、63ページ、款2、項1、目11地域づくり推進費の中で、地域通貨デザイン謝礼とありますが、これは何を意味しているのか、どういう内容なのかを初めて本年度から始まったことかと思えますが、中身はどんなものか、地域にどういうふう役に立つのか、教えていただきたいと思いません。

それから157ページ、款8、項4、目2ですね、その中で立石団地下水道、それから住宅の改修設計業務とありますけれども、立石団地はどのように改修されて使っていただくのか、そしてあと何軒ぐらいの改修が必要なのか、どういう改修を進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 新開議員のご質疑の中で、歳入の村づくり交付金事業の歳入でございますけれども、今まで農業農村総合整備事業という事業をやっております。これは名称が変わりました村づくり交付金事業ということで、農道、水路関係の改修事業に要する費用です。20年度で1億4千698万2千円ですか、上がっておりますけれども、基準額の65%の補助分でございます。来年度も水路、農道、それから21年度までの事業ですので、測量設計も含めたところで予算を計上いたしております。

○議長（宇野光廣君） 企画政策課長黒田 傳君。

○企画政策課長（黒田 傳君） 新開議員の質疑にお答えいたします。

63ページの目11の地域づくり推進費の中で、8報償費で地域通貨デザイン謝礼2万円とありますが、20年度から大津町、元気大津ということで振興計画のキャッチフレーズは「みんなでつくろう 元気 大津 人と自然にやさしい 心かよいあうまち」というのが振興計画のキャッチフレーズなんですけれども、さらに元気大津をつくろうということでボランティア活動をさらにですね、活発にやっていただきながら、町民の方たちにやっていただきながら、その支援をやっていこうというふうに考えております。活動というのは、町の美化活動とか、それから地域の安全活動とか、防犯パトロールとかですね、それから地域の高齢者の支え合い活動とか、そういったものをですね、町民の方が自らやっていただくということで、それに対してボランティア活動というのは一応無報酬の行為なんですけれども、それに地域通貨をですね、発行して、1週間単位でやっていただいて、1週間単位で15

分以上のボランティア活動をしていただければですね、1単位というような感じで、年間52週ございますので、それを年間活動していただいて、それを来年度ですね、その地域通貨をお渡ししよう。その地域通貨でもって、例えばごみ袋とかですね、エコ商品を買えたりとか、あるいは町民交流施設とか、その使用料だとか、あるいはトレーニングジムの使用料とかですね、そういったのにも使えます。あるいは、子ども会だとか老人会だとかですね、そういった団体にその自分がいただいた地域通貨を寄付すると。そしてその団体の活動資金にさせていただこうと、そういうふうなことでですね、参加資格は小学生以上からですね、やっていただくということで、小中学生にももっともっとうボランティア活動を自発的にやっていただくということで考えております。4月からPRをしながらですね、そういった参加する小学生以上の方たちを募集しながら1年間活動していただくというふうなことで、その支援をするために地域通貨を使おうということで考えております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） 新開議員の質疑にお答えいたします。

立石団地なんですけど、立石団地につきましては、上鶴団地を建設しまして、そこに移っていただいた方の住宅を中心にして29戸取り壊しております。現在、88戸残っております。以前の補助制度では、平屋の住宅については改修費用等については補助が出ませんでしたけれども、今は住宅の環境改善という形で補助が出るようになりました。その関係で、立石団地は下水道を整備して、あと屋根外壁等を整備することによって、今住んでいる方の居住性をアップしたいという形で考えております。取り壊した後については、将来的には建設も考えていきますけれども、まず今住んでいる方の生活をよくして、特に高齢者、それから低所得者関係がおられますので、非常にその方たちにとってはですね、新築することによって家賃が急激に上がることが避けることができますので、このあたりで非常に有益ではないかということで今回計画して、一応3年計画で改修をやっていきたいということで考えております。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 村づくり交付金事業の補助金ですけども、これは構造改善を終わったところにも使えるのか、それとも併用して両方とも使えるのか、農道と水路になるかと思えますけども、そのような使い道は、使い分けがあるのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、2番目地域づくり推進のところですけども、これを1年間通してやった場合、大体合計がいくらくらいになって、トータルに、多分これはここにボランティアならボランティアを登録する資格が要ると思えますけども、それを通して何か伝票の形をとって報告して申し上げるのか。それに、その審査があった後に1年間を通して金券みたいな謝礼ができてくるのか。年間のトータルを自分で使うのか、あるいはまたスポーツならスポーツ、あるいはほかのグループに寄付できるのか。それをお伺いしたいと思います。

それから、最後の立石団地の方ですけども、下水道や改修を行った場合、家賃のアップはどれぐ

らい考えておられるのか、またそのままで入居させるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 新開議員の再質疑ですが、農村総合整備事業の事業の内容だと思えます。基盤整備が終わった農道については工事をやっている箇所もございます。

それと、あと別にですね、来年度の事業内容ですけれども、農道を5本、それから集落道を4本、それから排水路を1本ということで10本の計画を今しております。

それと、基盤整備の中で大菊土地改良区の中の水路、あるいは排水路、用排水路ですけれども、こちらについては別に土地改良区が事業主体となって事業をしております。それについて国・県の補助を受けて事業をしておりますので、それについては大津町と菊陽町でそれぞれ事業量に応じて負担をするということで、主に基盤整備内については大菊土地改良区の方で事業を、土地改良区営です、事業をやられていますので、それについて助成をしているという現状でございます。

○議長（宇野光廣君） 企画政策課長黒田 傳君。

○企画政策課長（黒田 傳君） 新開議員の地域通貨についての再度の質疑にお答えします。

登録していただくと参加登録証というのをですね、発行しまして、その元気大津づくり活動報告書というのをお渡ししたいと思っております。カード式で考えています。何月何日、どういった内容のボランティア活動をしたということですね、付けるようにカード式ですね、参加活動報告書をですね、お渡ししたいと考えております。1年間活動していただいて、次年度頭にですね、それを報告していただく。それをどういった活動を、何単位ぐらいされたかということを集計して地域通貨をお渡しすると。一応地域通貨の名称はですね、大津町は水に縁が深いということで、白川だったり、あるいは地下水涵養地域だったりですね、いろんなことで非常に大津町は水に縁が深いということで、地域通貨を「水水」というふうに考えています。水を2つ書いて、1水水が1円ということで、1週間に15分以上すると1週間単位で1単位25水水をお渡ししよう。そうすると、52週ありますので、それが年間で、1週やったとした場合1千300になります。ということで、それを1水水を1円と考えて、一応1年間フルで活動していただいてお一人1千300円ということで考えています。これは先ほども言いましたけれども、自分でいろんなことに使うこともできますし、それをあるいは子ども会で一生懸命やっていたり、あるいはお年寄りの活動に協力したいとかいったことあれば、そういった団体に寄付するというようにですね、二本立てで考えています。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） 新開議員の再質疑にお答えします。

立石団地改修によってどの程度家賃上がるかということなんですが、まだ工事、どの程度かかるかははっきりわかりませんが、今最低の家賃を払っている方で2千円以内のアップになると思えます。はっきりわかりません。

それから、入居したままかどうかということなんですけれども、入居はされたままで改修を行いたいということで、トイレ等の改修になりますので、その分については仮設トイレ等を設置して改修することになると思えます。

以上です。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

5番、月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 2点お尋ねしたいと思います。

1点目は144ページのまちづくり交付金事業のうちの明日観助成金1千万円です。これは、例年と変わらない金額だと思いますけれども、今年はこの中に唐芋フェスティバルの事業も入っているわけですが、今年はこの唐芋フェスティバルが20周年を迎えると聞いております。この唐芋フェスティバルは毎年3万人を超える集客をしているということでありまして、本田技研の敷地をお借りしての事業でもあります。大変本田技研さんには大津町はお世話になっているわけですが、またこの唐芋フェスティバルを通じて、大津町の特産品である唐芋をPRしていく絶好のチャンスではないかというふうに思いますが、この単年度で結構なんですけれども、その明日観への助成金を増額する計画はなかったのか、町の施策としてそういうことは検討されなかったのか、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目は172ページ、177ページに教育委員会の方で小学校費、中学校費でAEDの設置が計画されております。今度計画されておりますので一般質問がする機会がなくなったわけですが、別の課で岩戸の里温泉でこのAEDを設置するという検討がなされなかったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 月尾議員のご質疑にお答えします。

144ページのまちづくり交付金事業、今、明日観の助成金もまちづくり交付金事業の中にも含めるということで、まちづくり交付金事業で対応しております。1千万円ということで、昨年と同額を計上いたしております。確かに本年度節目の年でありますので、明日観の中でもいろいろ議論をさせていただきました。ただ既存の予算の中でですね、取り組める部分が多いということで、特別に予算を増やして唐芋フェスティバルをするというのではなくて、手づくりの唐芋フェスティバルをやって、その20周年の記念イベントもですね、一緒にやっというということで、明日観の方でも確認されておりましたので、そういうことで本年度も同額の金額を計上いたしております。特に明日観の皆さんにはボランティアということで、今も20周年に向けての研修とか、いろいろな部分でほかの県なり市町村に行かれて勉強されておりますので、それを土台に本年度の唐芋フェスティバルを開催していただくということで、今も明日観の中で検討をされておりますので、既存の中でやっていきたいということでしたので、本年度も同額を上げております。よろしくお祈いします。

170ページのAEDの件ですけれども、この件についてはご指摘あったとおり検討しておりませんでした。今後、岩戸の里ともですね、協議しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 平成20年度一般会計について、予算について質疑をいたします。

全体的な見地から質疑をしたいと思っております。この予算の概要といたしまして受け取っております、

最初開けてみますればグラフ1、2と、円グラフが書いてあります。この中で、昨年度と全体的な数字を比較してみますれば、増えているのが5億9千万円ほど予算額が増えております。これあたりもまだまだ補正予算等でまだ膨らんでいくかなと思っておりますが、グラフ2の方ですね、性質別の内訳あたりをしてみますれば、この義務的経費という形が上がっていると。この中の人件費、扶助費というあたりが、人件費あたりが5千万円上がっております。扶助費が7千400万円上がっております。この義務的経費というのは、もちろん絶対的出していくわけですから、この投資的経費と比べますれば、投資的経費もかなり上がっております。

そこで質疑したいのは、この人件費を、人件費と扶助費ですが、5千万円、7千万円という形で上げていきますれば、これはかなりやっぱ大きい数字なんです。実際、景気判断自体、国自体は下げしております。そして、度々私は言いますが、町民、県民の所得は上がっているとは言えない。そのときにですね、人件費がこれだけの増額を予算しているということについて、この増額の原因は何と考えられるのか、人員増なのか、それとも定期的昇級にあるのか。

それと投資的経費についてであります。投資的経費が上がっておりますが、これもですね、上がっているのはいいんですが、これというのは、例えばその日本は公共事業大国でありますから、そういった景気に配慮する面というのも歳入の方から見てみますれば町税が増えた分考えられたのかなと思う部分もあります。景気に対してですね、という配慮があったのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（宇野光廣君） 企画政策課長黒田 傳君。

○企画政策課長（黒田 傳君） 永田議員の予算の概要の2ページの義務的経費、まず義務的経費についての質疑にお答えしたいと思います。

まず人件費なんですけれども、今回人件費が5千万円ほど対前年上がっております。これは、給与費明細のところでは申しあげましたが、臨時職員賃金をですね、大半を非常勤職員というふうに切り替えまして、その関係でですね、この正職の人件費は8千万円ほど減額になりましたけれども、非常勤職員の方がですね、1億5千万ほど確か上がっております。その差額がですね、出ております。

それと、扶助費についてはですね、やはり子育て関係だとか、老人の関係だとか、そういった民生費関係でですね、非常に扶助費、これは非常に危惧する点だと思います。これは十分気を付けていかなければいけない点だと思っております。

それから、その他の経費の中でですね、物件費のところを見ていただきたいんですが、これで臨時職員賃金はですね、物件費の方にカウントされておりましたので、それからするとこれが1億1千万円ほど減額になっております。一応そういうことで、非常勤職員が人件費に変わったことで5千万円ほど大きくなっていますけれども、この物件費が減額されたものを相殺しますと、トータル的に人件費と考えますと約6千万円ほど人件費的には下がっているというふうなことでございます。

それから投資的経費についてがですね、対前年25.5%ということはかなり金額的に上がってきておりますが、これはやはりまちづくり交付金事業の本格的な事業展開、それから村づくり交付金事業関係、それからもう1つは迫井手関係がですね、圃場整備を着手すると、そういうようなこととかで



すね、それから音楽幼稚園さんが私立保育所を建てられますので、そういった補助金の関係とかです  
ね、そういったものが、特別なものが今年度上がってきているというふうな要因でございます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） ページは122ページの鳥獣被害ですね、これが両方合わせて82万5千  
円の計上をされておりますが、もし昨年度の被害額というのがわかったら教えていただきたいと思  
いますか。

それと127ページの農業用施設保全事業で1千583万4千円が計上されておりますが、いろ  
ろとこの説明書には組織とか共同活動組織数25組、営農活動組織数4組、それに営農活動交付金1  
組織、組織が書いてありますが、これらの組織がどういう組織、組織は書いてありますが名前が、も  
し教えていただけたらお願いしたいと思いますけど。

以上です。

○議長（宇野光廣君） ページは何ページ。

○8番（大田黒英生君） 鳥獣被害の方は121ですね。次は127の8番目の農業用施設保全事業  
ですね。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 大田黒議員のご質疑にお答えします。

まず有害鳥獣ですけれども、被害の金額まではちょっと把握しておりませんが、昨年度まず  
有害鳥獣駆除の補助金については、大津町の有害鳥獣駆除隊の方をお願いしてイノシシあるいはカラ  
スの駆除をお教えていただきたいと思います。昨年度でイノシシを15頭、それからカラスを32羽  
ということで、それぞれ駆除の要望があったところでですね、駆除をやっております。これの補助金  
です。

それから、4の鳥獣害防止対策事業補助金ということで、昨年度も電気牧柵の施設の要望がありま  
したので、昨年35基、2分の1の補助で各農家の方に電気ソーラー式、あるいは電気併せて牧柵を  
設置していただいております。このソーラーを付けますとイノシシの被害が全くないということ  
です、今年も予算的に10基ほどですね、お願いしたいということで上げております。

それから、農業用の施設保全協議会負担金ですけれども、これは19年度から国・県の補助を受け  
まして農業農村の施設なり環境整備をしようということで19年度から始まった事業でございます。  
現在、27の行政区、25活動組織で農家あるいは非農家を含めた集落全員でございますね、農地の保全と  
か、あるいは農業用の用廃水路、それから農道の維持管理等をやっていただいております。農業農村の環境の  
保全とか環境整備に今あたっていただいております。この補助金の内容ですけれども、協議会の負担  
金、これは町の負担金の4分の1です。あと国が2分の1、県が4分の1ということで、内容が水田  
で10アール当たり4千400円、それから畑が10アール当たり2千800円。それから、活動面  
積につきましては、水田が674ヘクタール、それから畑が792ヘクタールということで19年度  
で実績を上げられております。あと、県内でもあんまり取り組んでいらっしゃいませんけども、大津

町等郡内では旧七城ですかね、そちらの方で先進的営農活動ということで、陣内の4集落で化学肥料あるいは農薬の飼料を大幅に低減するというので、安全安心の農作物を栽培するための営農活動ということで別に行われておりますので、そちらについては、事業の内容によりますけれども、1組織90万円から150万円、これも同じく国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということでそれぞれ補助をいたしております。今まで農家だけで取り組んでおられました事業をですね、非農家を含めたところで一緒に農村環境を守ろうという内容の事業を去年から、19年度から始めておりますので、20年度も同じような形で持続をしていただくような形を助成の計画をいたしております。

以上でございます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 20年度予算についてお尋ねをしますが、最初に歳入についてお尋ねします。

予算書の2ページと3ページにですね、歳入の大まかな一覧表がございます。この中でですね、今話題になっております道路特定財源、大津町において歳入面で道路特定財源がどの項目でどのくらい入っているのか。またその中でですね、暫定税率分があるかと思いますが、その暫定部分についての金額はどうなっているのか。この点についてお尋ねをいたします。

もう1点は、167ページです。これは、学校教育の教育総務費の中で、事務局費ですか、各種補助金負担金ですね、167ページの中で補助金、学校人権教育研究会補助金250万円、学校教育人材育成事業補助金75万円、それから学校教育推進事業補助金ということで、学校に対して補助金が増えるのは普通はいいことなんですけど、この中でですね、この2番の学校教育人材育成事業というのが、すみません、私は管轄外だったものですから、この人材育成事業というのは如何なる事業なのか、お尋ねをいたします。

それから、3番の教育推進事業は、説明書の中で今までいくつかに分かれていた、説明書の36ページですね、各学校のいろいろな活動に対して補助金を出していたのを一括してどうやらまとめられたようではありますが、ところが今まで別になっていた学校における人権教育95万円がこの中に一括して一括りにされてしまっております。1番で人権教育研究会には補助金は別に出しているのに、教育推進事業の中で、また一括りをした中に人権教育の95万円の補助金が、いわばダブって隠れていると言わざるを得ないと思うんですが、なぜこういうふうな分け方をなされたのか。この学校教育推進事業の中に含まれる人権教育95万円というのは、一体何を対象とした補助金なのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 企画政策課長黒田 傳君。

○企画政策課長（黒田 傳君） 予算書の2ページ、3ページ関係での歳入なんですけど、今、国会の方で審議されております道路特定財源にどれぐらいの大津町にとって影響があるのかというお尋ねです。歳入面では、自動車取得税交付金、それから地方道路譲与税、自動車重量税が大津町にとって関係をしてまいります。これが、ちょっと調べるとやつが20年度でちょっとまだ引き直してませんけれども、19年度ではですね、1億6千900万円です。それについて、暫定税率が廃止されますと7千

800万円の税収減ということになります。

それからもう1点、まちづくり交付金事業をやっておりますが、これが揮発油税関係では13.6%の影響額がございます。これも19年度ではまちづくり交付金事業関係で5億200万円ですので、大体6千800万円ぐらいに影響が出てまいります。暫定税率の高上げ分が概ね税収額の46.6%というようなことですので、それを20年度に引き直して計算すると出てくるんですけども、今ちょっと計算していませんけど、19年度で説明させていただきましたけれども、そういうような影響額が暫定税率が廃止されますと出てくると。

○15番（荒木俊彦君） まち交は分けられんとですか。

○企画政策課長（黒田 傳君） まち交分はですね、都市環境整備事業費と、それから揮発油税等財源というのがありまして、揮発油税等財源がそのうち13.6%が影響が出てくるということです。そのうちの46.6%ぐらいを計算すると6.何%ぐらいが影響が出るということです。13.6%が、まち交事業のうち13.6%が揮発油税等の財源なんです。これは本則課税も暫定課税も入っていますので、その暫定税率を廃止すると6%ちょいぐらいの影響があると。46.6%ですので。

○15番（荒木俊彦君） はい、わかりました。

○議長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 荒木議員の質疑にお答えします。

167ページの、まず補助金の2学校教育人材育成事業についてです。これにつきましては、教育委員会の方で主催をしておりますが、各学校のまず校長先生、教頭先生の先進地研修等を組んでおります。その次に、研究主任、教務主任等の研修の計画をしております。それから、3点目に毎年、これは大津町だけかと思えますけれども、文化ホールで全先生が集まって研究発表大会を行います。その実践発表を行っていただく先生方、各学校代表になりますけれども、その先生方が文化ホールで実践発表を行われますので、その研修等を組んでいるのがその3本柱で研修事業を行っているところです。事務局は、教育委員会にあります。

次の3番目の学校教育推進事業補助金です。これは先ほどお話しがありましたように、概要書の36ページにあります。これまで5つそれぞれに補助金がありました。これを一本化したものです。学校における人権教育95万円、それから学校スポーツクラブ250万円、学力充実対策費40万円、それから各学校のプール監視の費用、それから進路指導対策費であります。これにつきましては、すべて校長先生の名前で補助金申請をしていただいていた分、それぞれかなりの事務量的にもありましたので、どっちにしても校長先生が管理していただくということで、この5本をまとめたものが458万5千円になると思います。

今申しました5つの補助金につきましては一本化したわけですが、それぞれ学校のクラス数とか児童数とか希望等で配分をしているところです。校長先生の申請によりまして教育委員会が補助するという形になっております。

その中の学校における人権教育90万円ですが、まず1番目のその学人権の250万円は先生方が町の教職員の組織の中で研修をされる団体補助であります、250万円の方は。先ほど言いま

した学校における人権教育につきましては、各学校からそれぞれに取り組まれる子どもたちに対する人権教育、障害児者の教育、様々な差別、いじめ等のことで子どもたちに講師を招いて話していただくとか、子どもたちが自分たちの話し合いをすとか、そういうことの講師謝金とかそういう費用について使っていただくのが95万円で、これを各学校にそれぞれ配分しているところです。

以上であります。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 以前に聞いたことがあるかと思いますが、再度お尋ねをします。

道路特定財源については、ほぼよくわかりました。

学校教育の補助金について、再度お尋ねをしますが、最初の学人権ですね、人権教育研究会は、全教師が団体をつくって、その団体活動、これは中身は多分何とか集会とかいう、参加費とか、弁当代とか資料代とかに消えているのが大半みたいですけど、こういう補助金があると。一方で、真ん中の2番目の人材育成では、校長先生とかいわゆる幹部が研修に行くと。それが2本の柱。もう1本の柱が実践発表と。実践発表というのも、これは教育の一環ですよ。全校が合同でやるんでしょうけど。さらには、教育推進の中で人権という名前を付けた教育に対する補助と。お尋ねをしますが、教員というのは県の職員じゃないんですか。県から給料をもらっている職員なんでしょう。教師は人権感覚を身につけにゃいかんというのは、これがもし本当に必要な補助金ということで考えて予算計上してあるのであれば、熊本県が出すべきお金ではないんですか。県はこういうことはノータッチなんじゃないかな。教育長、そのお考えをお尋ねをしたいと思います。本当に教師が身につけなくちゃいけない資質であるならば、職員を雇っている熊本県がお金を出すべき補助金ではなくて、県の研修費として出すべきお金ではないんでしょうかということで、その考え方についてお尋ねをしたいと思います。

ちなみに、この予算は100%町民の税金であります。お尋ねをいたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 荒木議員の質疑に対してお答えをいたします。

学校教育推進事業補助金の中の学力充実対策費ということについてもお聞きになったと思いますが、その件についてちょっとお答えいたしますと、先ほど局長の方でも申しましたけれども、学校の幹部というよりも大津町の教育の質を高めるためにはこういうことも必要だというようなことで、さっき言いましたように教務主任の質を上げるために、昨年の場合だったら今度は新たに英語教育等が入ってきますので、教頭先生と一緒に大牟田の英語をこう担任の先生が英語教育をするという実践をしておりましたので、その研修に行ってきたと。それから、新しく先ほど言いました実践発表をする方、確かにいくつかの学校をまとめて4校から、中学校は1校ずつですね、高校も入りますが、小学校はもう小さい学校で毎年発表するというのは大変ですから、2、3校を一緒になってローテーションを組みながらで、すべての学校からではありませんが、小中学校から実践発表をしていただいております。そういう方に関しましては、一生懸命頑張ってくれた、そしてもっと頑張ってもらいたいという意味も込めて、それから頑張ってくれたお礼も込めてということで県外研修というような形で、これも研

修に行ってくださいしております。そういうのに学力充実対策費というのを充てているところです。

それから、人権教育等については、私、完全にここ、頭の中に資料が入っておりませんので、今日は差し控えさせていただきますが、教員は県の教員だから、当然これは県から出るのが当然ではなからうかというようなご指摘がありました。そこは確かにあると思います。しかし、ご存じのように熊本県もあまり裕福なところではございませんので、県だけの施策では完全ではない。もっと大津町は頑張っていたきたいということで独自にやっているというふうにお考えいただければありがたいなと思うところです。

○議 長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） しかし、自分で学校側がですね、お金が足りないから、県から金がちゃんと来ないもんですから、大津町は裕福だから補助金を下さいということであれば、この話はわかるんですよ。しかしこれらの補助金はですね、いわゆるかつて同和対策事業があつて、国や県からの補助金に町がプラスして出していた補助金ですよ。これがずっと延々とずっと残っていると。国や県からは、もう法が切れてお金は来ないわけですね。それなのに大津町だけでこういつまでも出しているということで、局長に、じゃ事務局長にお尋ねしますが、こういう補助金、人権はもう本当に人間にとっては大切な権利であります。県の方からこういうことを指導みたいなのがあるんでしょうか、教育委員会か何か通じて、こういう補助金を出しなさいとか。それとも全く県内のそういう資料は全然知らないけど、大津町だけずっと出して、単独の判断で出しているのか、こういう予算立てをしているのかをですね、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 荒木議員の再質疑にお答えします。

県から指導があつて、その補助金を付けているのかということだと思いますけれども、私たちも他町村とちょっとこの金額については比較はしておりません。指導もあつておりません。町が必要だということで、各学校でそれぞれ特長のある取り組みだと思いますが、各学校で行っていただく人権教育、先ほど言いました障害者教育その障害者の問題、それからいじめの問題、人権に関する問題等、あらゆる差別の勉強を子どもたちと一緒にやっていただくということで、子どもたちに還元をするという意味で町独自でやっていると思っていただいても結構です。そういうふうにしていただいております。

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

津田桂伸君。

○16番（津田桂伸君） 152ページですかね、総合交流ターミナル施設、これのですね、源泉ポンプメンテナンスと書いてありますね。確か源泉のポンプは水中ポンプだろうと思います。これは私が聞き間違いならすみませんがですね、確か2基あると思いますね。一回掘直したでしょう。水中ポンプは2台あるはずでもんね、確か。それがですね、2台交互に動かしようとするかどぎゃんか、どれかですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 津田議員のご質疑にお答えします。

交流ターミナルの施設改修工事ですが、源泉ポンプも含めたところで工事をお願いしております。今議員さんご指摘のようにポンプは予備も含めて2台あります。1年間稼動しますので、その分を引き上げてメンテナンスをします。今、予備の分を新しく入れて、1年交替でこのポンプを使うということで、メンテナンスの分も含めたところで上げております。ポンプを交代交代で使うということで、ポンプの寿命も長くなるということですので、そういうことで引き上げて中の状態も1年に1回見た方がいいということですので、そういうことで計画をしております。

○議長（宇野光廣君） 津田桂伸君。

○16番（津田桂伸君） 源泉ポンプについてはですね、やはり長持ちするように1年毎に入れるということでございます。これもですね、最初るとき、こら井戸を掘り直してですね、このポンプが上がらんということで井戸掘直してやった仕事でございます。その中で、この上がってきたけんで、大体あんまり良すぎるできもんね、70メートルぐらい離れたところで源泉が2つあるということでございますので。

これとですね、年次を追って計画的に修理をしているということでございますので、ここではですね、もう多くは申しませんがですね、建設経済委員会の中でですね、やはり年次的に計画してはおりますが、赤字が大分増えておりますので、その点はですね、委員会でもう少し検討しながらですね、また委員長報告を聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩します。午後2時10分から再開します。

午後2時02分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、質疑を行います。

次に、議案第26号を議題とします。質疑はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号を議題とします。質疑ありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号及び議案第29号の2件を議題とします。質疑ありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

次に、これで質疑を終わります。

## 日程第2 委員会付託

○議長（宇野光朽君） 日程第2 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第10号から議案第33号までをお手元に配布しました議案付託表（案）のとおり、所管の委員会に付託します。

また会議規則第92条第1項の規定により、請願第1号、陳情第1号及び陳情第2号をお手元に配布しました請願・陳情付託表（案）のとおり、所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後2時13分 散会

本 会 議

一 般 質 問





## 一 般 質 問

11番 永田和彦君 p127～p137

### 1. 平成20年度施政方針について

- (1) 厳しい経済状況を意識した内容であるか。困っている人には救済策を、余裕のある人には協力と今以上の向上策を打ち出すのが町長のリーダーとしての役割であり、施政方針でなければならない。

### 2. 町長、議員選挙について

- (1) 特例にて同日選挙とすべきだ。

一度の選挙にて約1千300万円ほど費用がかかり、あわせて約2千500万円として、同日選挙にすれば、約1千万円ほど経費削減になると考えられる。町民にとっても町運営全般にもメリットは大きいと考えられる。

3番 新開則明君 p137～p148

### 1. 農業委員会の必置規制の堅持と営農指導を問う

- (1) 国は地方自治体が地域の実情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるように進めているが、町として必置は大切ではないか伺う。
- (2) 農業委員会に期待される今後の取り組みは、どのような事が考えられるか伺う。
- (3) 集落営農組合と他の農産物生産グループの営農指導は今後どのように進めていくのか伺う。

### 2. 食の安全対策を問う。

- (1) 食の安全に対し、住民の関心が高まっているが、分かりやすい情報の提供に努めるべきではないか伺う。
- (2) 生産者と消費者の懇話会等を設け、安全策の向上に取り組む考えはないか伺う。
- (3) 学校給食における地産地消と安全対策はどう進められているか伺う。

### 3. 町の特産品とつつじについて問う

- (1) 特産品の開発や研究を支援する場は考えられないか。
- (2) 企業とも連携し相互的な情報を図るべきではないか。

(3)つつじ園をアピールし、イベントの企画を充実して町の活性化を図るべきではないか。

15番 荒木俊彦君 p148～p157

1. 道路特定財源は莫大な浪費となっていないか

(1)道路特定財源は毎年5兆4千億円、10年間で54兆円にもなる。政府はこの特定財源を使いきり、その他の財源（借金）も使って、今後10年間で59兆円も道路関連に巨額の税金を当てようとしている。そのうち暫定上乗せ分は、年2兆6千億円。10年間で26兆円になる。

①県は上乗せ分がなくなると381億円も道路財源が減って、あたかも道路建設がストップしてしまうような大騒ぎをしているが本当か。

②大津町において上乗せ分がなくなった場合の影響は。

③現行の道路特定財源は莫大な浪費の原因、とりわけ借金を増大させる原因だと考えるがどうか。

2. 福祉労働者の労働条件の改善が必要ではないか

(1)特に介護分野のたいへん貴重な労働者は、仕事の大切さに比べて労働条件は大切にされていないと考えるが、町からの財政支援で福祉労働者の待遇改善を図るべきではないか。

3. 大津小学校の通学路の安全対策

(1)旧57号線の横断箇所、また県道工事からんで小学生の通学路安全対策に緊急に対応すべきではないか。

5番 月尾純一郎君 p158～p163

1. 大津街道（清正公道）に桜の並木を

(1)熊本城築城400年祭が行われている今、城主加藤清正が行き来した大津街道（清正公道）全てに桜の並木を作る考えはないか。

①まちづくり交付金事業で、そのような計画はないか

②補助金を出し、沿線の民有地に桜を植える考えはないか。

## 2. 昭和園をもっと使いよい公園に

(1) 大津町の花、つつじの名所昭和園がたいへん危険であり、使いにくいとの声を聞く。

① つつじの木が大きくなりすぎて昼でも死角になり、危険な箇所があるという実態を把握しているか

② 小さい子どもを持つお母さんや企業に勤める若い人たちが昼食等楽しめる公園として整備していく考えはないか。

## 3. 段ボール箱で生ごみの堆肥化を

(1) ゴミ処理場へ持ち込まれる燃えるゴミの内、約6割が生ゴミと言われている。21世紀は環境の世紀、これまで廃棄されていたものを再使用、再利用し、大切な資源を循環させ、環境にやさしい社会をつくりあげていくことが大事。

① 段ボール箱を使った生ゴミの堆肥化に取り組んでいく考えはないか。

9 番 石原大成君 p 163～p 169

## 1. 樹木景観について

(1) 林業振興の基本方針と施策の柱について

10番 手嶋靖隆君 p 175～p 181

## 1. 行政改革について

(1) 行政改革を進める上で下記の点について町長の所見を伺います。

① 組織機構の簡素合理化を図る主旨について。

② 人事合理化として財政硬直化の原因の一つに人件費の徹底的な見直し、長期的な定員削減計画を立て、当分退職者補充を控える考えは。

③ 既存の事務体系を見直し、行政をどうやるべきか補助金等の有効に使用されているのか、これを整理し統廃合は考えられないのか。

④ 行政運営の効率化と住民サービスの向上を図るため住民のための投資的経費を削減のため、財政構造の仕組みを変える観点から今後、どのように民間委託を進められるのか。

## 2. 大型住宅団地の育成促進について。

(1) 開発許可時に町とJRとで小学校用地として3ha造成の基本協定がなされた経緯

があり、相互協定のもとに造成された用地が遊休地として放置されている現状を見て行政の支援のもとに公的施設の誘致促進を図ることが急務不可欠と思うが、このことについて町長の所見を伺います。

1 番 鈴木 ムツヨ 君 p 181～p 192

1. 教育行政について

- (1) 図書館運営について。
- (2) 教育委員会の情報公開。
- (3) 教育長及び教育委員会との対話の日の設定を。

2. 組織機構改革について

- (1) 女性職員は全体の3分の1を占めている。女性管理職の割合も30%は考えられないか。

3. 不交付団体の新たな財源について

- (1) 寄付条例を設定しては。

4. 大津地区公民館分館について

- (1) 機能が制約される公民館を地元が活用しやすい町民センターかコミュニティセンターに。
- (2) 管理人の配置は。
- (3) 資源物保管庫の設置を。

6 番 坂本 典光 君 p 192～p 201

1. 駅前楽善線について

- (1) 駅前楽善線工事予定の中で、上井手と旧57号線間の道路拡張工事は両側に家屋が密集している。
  - ① 立ち退きは何件か？
  - ② 立ち退き費用を含めて、この間の工事費はいくらか？
  - ③ 費用対効果から見て問題ないと思えるか。

## 2. 廃校の校歌の保存

- (1) 大津町の中で多くの小・中学校が廃校になった。当時の校歌を地域の文化としてCDに残すべきである。また、卒業生も思い出になるだろう。

## 3. 道州制について

- (1) 10年以内に道州制が施行されると思うか。
- (2) 熊本は州都になれると思うか。
- (3) 大津町にどのような影響を与えると思うか。

4 番 長谷部 健一郎 君 p 201～ p 209

### 1. 地域総合物産館建設について

- (1) 現存の地産地消の問題について、費用対効果も含めて検討しているのか。
- (2) 人と物が行きかう商業集積と空間を活かした物産館の建設が必要ではないか。
- (3) 地産地消について追及し、どう対処すればよいか。そのためには併合して、製品の開発販売の研究機関の開設は出来ないか。

### 2. 企業塾の設置について問う

- (1) 本田技研をはじめとし、世界シェアNo.5までを目指している企業が多くわが町では立地している。

そこで企業の求めている人材育成するために、企業のトップを講師として招いて、月7～8回講座を開き若者を育成し、資質共に優秀な人材育成に尽力をしていただく。

塾生は企業との距離が近くなるのではないか。そのような方策をとり、就業の機会が確立出来れば、若者にとって魅力ある塾となるのではないか。若者の地元定着も拡大できるようになる。このことが町の責務と考える。

7 番 藤 森 昭二朗 君 p 209～ p 214

### 1. 学びの校庭に自然環境の校庭づくりを

- (1) 大津小の学力向上研究発表会での国語では、1年から6年生まで自然と動物に関する教科であった。現代の子どもの居場所になった学校、学力向上に人間形成の五感づくりの自然体験のできる校庭づくりはどうか。

## 2. 流れる川の水の力で用水路発電を

(1) 大津町には水の恵みがある。大昔より流れている白川。

上流の畑堰よりの用水路に始まり、上井手、下井手を流れて南部地域の田を潤し、北部地域では矢護川があり年中流れている。

水のを力を借り、ミニ発電を行い、地域づくりを目指し、税収に結び付けたらと思うものである。

日程第 1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

ご連絡します。藤坂重美君より午前中、欠席の届けがあつておりますので報告します。

今回の一般質問者は 1 0 名ですので、本日が 1 番から 5 番まで、明日の 1 8 日が 6 番から 1 0 番の順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (宇野光廣) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○ 1 1 番 (永田和彦君) 一般質問を行います。

今回、質問事項として大きく 2 つに分けております。年度初めは毎回ではありますが、町長の施政方針に対してと、残り 1 年切りました町長と議員の任期、町長・議員選挙について質問を行いたいと思います。本来ならば質問の通告書のとおり順番に流れていくものでありますが、通告書を提出した後に 1 番に関する諸々のことが発生しまして、1 番の質問の方が少々長くなるかなということで、最初に 2 番目の質問を先にやらせていただきます。

町長と議員選挙についての質問であります。ご存じのとおり町長選挙の満期と議員の満期はさほど離れておりません。前回の選挙のときにも噂されました同日選挙というものを特例を使えばできるのではないかということではありますが、このことについて町長が判断を下す立場にはありません。しかしながら、同日選挙とすることで様々なメリットが考えられると思いますので、このメリットを前提に出しまして町長の所見を伺いたいと思います。この選挙を考えてみますれば、同日選挙にすることによって、かなりの経費削減が望まれると思います。そして、また公職選挙法の説明におきましても、この特例というものは選挙経費の節約と事務手続きの簡素化が強く謳われております。

そういうことから、私なりに考えてみました。どういう方法ですればいいのか。また、どういうことが考えられるのか、何点か申し述べますが、現状のままの任期満了の選挙とすることです。また、議会を早期に解散して町長と同日選挙にする。または、町長の任期満了後に職務代理者何なりを立てまして議員選挙と町長選挙を同日選挙とする。または、今まで申し述べました公職選挙法の特例を適用し同日選挙とすることです。実際、公職選挙法におきまして資料を、これは選挙管理委員会の方からいただいた資料であります。よくよく見て見ますれば、この特例に合致しま



す。内容といたしましては、町長の任期の満了後から60日以内ですかね、とにかく町長と議員の満了の重なる部分というものがあまして、それが21年の1月9日から21年の2月13日までの間と。この間ならば、特例を使えば、使うことができればですね、同日選挙を行うことができるというふうな解釈であります。このことについて、やはり私が思いますことは、どうしても選挙経費のことです。一度の選挙にて今回の予算は約1千300万円ほど組まれております。2回すれば2千600万円ほどですね。同日選挙に持ち込めば、いろんな経費はもちろん同日にすることですから少々膨らむかもしれませんが、少なくとも1千万円ほどの経費削減になると考えられます。そしてまた町民にとってのメリットを考えますれば、同日選挙ということで非常にわかりやすい、そしてこの選挙をよくよく考えてみますれば、年末年始に跨いでおります。やはりその年の暮れ、年の始まりというものは非常に町民の皆様方におかれましては忙しい時期であります。そういったことの2つを1つにすることができるというメリットがあるかと思えます。とてもわかりやすいものになると思えます。そういう意味から、町長の姿勢、考え方なりをお聞きしたいと思えます。やはり経費削減というのが一番のポイントになるかと思えますが、町長が姿勢を表明することによりまして、そういうことが前進するという事になればいいかなと思えて質問するものであります。

最初の質問、順番が逆になりましたが、町長に質問いたします。

○議長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今日、明日、一般質問よろしくお願ひいたします。

まずは、永田議員の議会議員の選挙と町長選挙を同時にというようなお話がありましたけれども、もちろん公職選挙法によりまして議員の任期満了と町長の任期満了日が90日以内にある場合における特例制度がございます。これにつきましては、大津町の選挙管理委員会の方でご検討がなされるものと思えます。町長の思いはというようなことでもございますけれども、おっしゃるように本年度の予算で両方の選挙をお願いしておりますけれども、もちろん町長不在というのが1ヵ月半近く同時選挙であればございますけれども、しかしこれにつきましては、1回だけやっとならばあとは同時選挙が続くわけですので、そういう面を考えますと大体1千万円近くと思えば、大体、年に250万円近くはずっと浮いてくるんじゃないかなというような思いがします。しかし1回で済むことでも、若干1回目の予算関係等の骨格予算、あるいは消防の出初めや成人式もございまして、そういういろんな行事については職務代者が執行していくというような形でございまして、そのような思い、経費とかいろいろ思えば、私になりましてから無駄を無くそうということを町民の皆さんと一緒に語りかけてきておりますので、そういう痛み分け等も十分検討していただくというような形になるんじゃないかと思えますので、私といたしましても今の段階、選管の方をお願いしておりますけれども、できればそのような方向になれば、町民の皆さんがそういう方向でよろしいというような形になればそのような方向になっていくんじゃないかなというような思いをしております。

選挙関連等の日にちとかいろいろのことにつきましては、選挙管理委員会の書記がおりますので、そちらの方からちょっと説明をさせていただきます。

○議長（宇野光廣） 総務課長今村一也君。

○総務課長（今村一也君） 永田議員の同日選挙における公職選挙法上の内容について、少し説明させていただきます。

町長も言いましたように、議員さんと町長の選挙の期間が90日以内であれば特例が適用できるということで、今回の町長の任期が12月25日でございます、議会の議員さんの任期が2月28日となっております。その期間は66日ですので、当然90日以内でございますので、この特例によりまして同日選挙を行うことができるということになります。同日選挙の時期はいつになるかということですが、先ほども永田議員の方から、資料あたりでちょっとお話しがありましたとおり、公選法によりまして議員さんの任期満了の50日前、すなわち21年の1月9日から町長の任期満了の50日後、すなわち21年の2月13日の間ですね、同日選挙を行うことができるということになります。そういうことで、同日選挙を行うことであれば、町長の任期の60日前までに同日選挙を行うという決定をして選管の方が告示をしなければならないという制度になっております。

以上でございます。

○議長（宇野光廣） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） お答えをいただきまして、町長と考えはやはり一緒であったと。まさしくこれは行財政改革の1つですよ。こういったことは、やはり誰も考えることでありますから、前進すればまた選挙管理委員会から、それに伴ういい答えが出てくればいいかなと思います。

最初の質問はこれで終わります。

続きまして、平成20年度の施政方針について質問をいたします。町長の施政方針をお聞きしまして、町長になられてから最初のこの施政方針の中身も、やはり1番から10番まで大きく分けられて、最初に町民主体のまちづくりというものを全面に出されてきたのではないかなと思います。施政方針と申しますのは、それこそ全体を網羅しておりますので、10に分けてあって非常にわかりやすい。この中でも今回の施政方針につきまして、町長になられて、家入町政になって、もう最後の年でありますので、この中で大きく1番、2番、3番、9番、町民主体のまちづくりと、2番の農工商併進の活力あるまちづくり、そして3番少子高齢化社会に活力あるまちづくり。そして9番に行財政改革。このことについて質問をしたいと思います。

まず第1に依然として景気は悪うございます。この厳しい経済状況を意識したものであったかなと思うわけですが、町民の目線に立つということでは、町民の方々が生活する上で今どういう現状に立たされておられるのか、その現状を把握することがまず第一ではないかなと思います。そしてまた、把握した後に、そのときに合った政策を打ち出し、困っておられる方には救済策を出していく。そしてまた、余裕があると思われる方々には協力と今以上の向上策を打ち出していくのが町長のリーダーとしての役割ではないかなと思います。現在、熊本県知事選が行われておりますが、この中で、毎日のごとく新聞あたりにマニフェストが載ってきます。立候補5名の方々にいろんな質問を投げかけて答えをいただくという形で載ってきておりますが、その中で知事に必要な資質とは何だろうというところで私目に留まったことが、この5氏の中のお一方が、トップリーダーとし

で適正な時期に決断し、実行に着手することは県民への責務であるということで、その前提としては、多様な情報を収集し、現状分析を着実に把握しておくことが肝要と考えると。私は、この中の資質の中でこの答えが一番優れているかなど、誰とは申しませんが、要するに現状の分析をすることがまず第一であって、なんか総花的な人の話を聞くとかなんか先見性とか、決断とか、判断と言われますが、まず今の状況、それがわからなければ政策を打ち出すことはできないわけです。ですから、今回のこの施政方針について疑義が生まれるところがありますので一般質問をするものでありますが、この一番初めの町民主体のまちづくりということは、私がお後に述べました2、3、9番目のことにすべてに重なってまいります。まず、農工商併進の活力あるまちづくりといたしまして、私が思いますことは、今回の予算あたりを見てみましても村づくり交付金事業というのが出てまいりました。そのことで、農業の農地の基盤整備なりなんなりを力を入れていくということを町長も言われております。そして、経営効率を高めることが一番のことではないかと言われております。実際、農業の現状を見てみれば非常に厳しい状況に立たされておるのが現状ではないかなと思います。今までも幾度となく問題視してきましたが、やはり食糧自給率の問題にしても、後継者の問題、いろいろなものが考えますれば農業は大切ではあるけれども跡継ぎがない、つく人がいない、価格競争でどうしても中国やアジアの諸国、いろいろなもの、またアメリカの農産物に価格とかそういったものでは負けてしまう。品質では負けないということがありますが、やはり消費者というのは、先ほど申し述べました厳しい現状の中では、同じキュウリ1本でも、同じ野菜ですね、諸々の野菜でも安いものを買ってやる。どこ産ということよりも、やはり経済的なものが先に立ってしまう。そういうことを考えますれば、現状を認識しながら、やはりこの農業あたりは適切な政策を出していかなければならない。かなりご高齢な方々もたくさん従事者の中にはおられます。声を聞いてみますれば、跡取りもいないと。それでもって、もう食うだけ自分がつくれればいいんだけど、やはり農業であるならこれで生計を立てていかななくてはならない。ではどうして生計を立てるかとおっしゃいますれば、JAの取り立て市場あたりに野菜を出すとか、そういった形で野菜というのがやはりかなり売れても知れております、収入というのは。そういった苦しい事情の方々の話をたくさん私も聞くわけでありまして。そしてまた、私は経済建設委員会でありますから、たくさんの方々のご要望なりご意見なりを直接聞くわけでありまして、村づくり交付金というものが出てきて、農家の方々が果たして喜んでおられるのかなと疑問に思う部分があるわけです。基盤整備はしたけれども、跡継ぎがない。もう体も思うように動かないという方々が出てきておられます。このことについて、町長のご認識をお聞きしたいと思います。すなわち3番目の少子高齢化に活力あるまちづくりと謳われておりますが、70、80になってもですね、私は根っから百姓だと、死ぬまで農業をやるんだという方、たくさんおられます。そういった方々に手を差し伸べるような施策が、やはり今、求められているのではないかなと思います。

次に、その少子高齢化に対する現状認識と施策であります。町長の今回の施政方針の中ではですね、高齢者向けよりも、どちらかというと少子化対策というものが全面に出てきているかなということがあります。しかしながら、最近のですね、これは新聞の切り抜きであります。将来どういった国になるのか、2030年、もう20年以上先のことであります。世帯の4割が一人暮らしになる

とかですね、高齢化がどんどん加速するとかいう推計が厚生労働省の方から出ております。人口は減少、1割ほどします、現状よりも。そして、世帯数は変わりませんが一人暮らしの世帯が非常に多くなっていくということになりますれば、これはこれですね、問題になってきはしないかなと。そういう先を見越した現状の施策というものも必要ではないかなと思います。核家族化、進んでおります。そういうことに伴いまして、町としまして地域包括支援センターなどをつくりまして体制を整えております。しかしながら、地域包括支援センターとは何だと言われる方々が多い始末であります。実際あの看板を見て、どんなところを行うんだと疑義に思う人もたくさんおられるでしょう。そういったことを考えますれば、そういった施策自体が町民の方々の目線で行われているのかなというふうな疑義が生まれます。わかりやすく、本当に使いやすい行政のあり方が求められているのではないかなと思います。そしてまた、行財政改革につきましてでございますが、本日の郷土の新聞であります、1面に、また中にも行財政改革が大きなやはり興味があると、今回の知事選におきましてですね。熊本県の厳しい現状を県民の方々が憂いておられるという結果ではないかなと私は思いましたが、この行財政改革ですね、これについて今回町長は行政改革の一環として機構改革をするということを示されました。町民の皆様方にもっともっと役場が使いやすいようにやりたい。そして、2年前に行った機構改革で足りないところを補充していくと言われました。そして、職員の能力を引き出すと。これは最も大切なことであります。職員に10ある能力をそれこそ10出してもらおう。やはりそういった体制というのは必要と私は思います。ところが今回私が疑義に思いますのは、この行財政改革で財政計画ですね、これについてが非常に甘いと申しますか、どこを見てもですね、どこを財政改革するのかと思いました。実際無駄を省くとか、そういったことというのは当たり前のことでありまして、経費削減というのは民間企業におきまして、こういった行政におきまして恒久課題であります。当たり前のことであります。しかしながら、何か柱となるものがない。私は前回の質問でも随意契約あたりの指摘をまたまたやりましたが、今回の予算書を見ても、委員会の中でも問題になりましたけれども、依然として随意契約がはびこっている部分があると。これは財政問題から考えましても大きなデメリットであるとやはり考えるわけであります。やはり公正なる一般競争入札の導入というのに、まだ手が付けられていないと。そして、どういったことで財政改革なのか。あらゆる面を見直すというようなことは今までも町長は幾度となくおっしゃってきました。そういうことから考えれば、この9番目に挙げられておられます行財政改革は、非常にあいまいだと思います。実際、今回の20年度の予算書を見ても、そういったことがいろいろ出てきますので、こういったことについて町長はどういうふうな財政計画を基にそういった数字を出してこられたのか。その点もきちんとお聞きしたいと思います。

○議長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の20年度の施策方針についてのご質問でございます。厳しい経済状況や財政状況の中でどのような住民主体のまちづくりをやっておるかというようなことでございますけれども、今までのやり方と申しましょうか、右肩上がりの経済状況の中においては、役場にお任せというような住民の皆さんの仕事に対する、町に対する無関心があったんじゃないかなというよう

な思いもしておりますので、やはり住民の皆さんに大津町の状況やそのような中で今後のどのようなまちづくり、あるいはまちおこしをお願いしていくかというようなことで、私たちは住民の皆さんとともに情報公開をしながら意見交換をやっていくというようなことが一番大切であるというふうに思っております、そのような役割というものをしっかりとお互い決めていかなくちやならないというような思いをしております、現在、住民の皆さんと町がお互いの責任や役割分担を明確にし、共に考え協力して取り組んでいくことが必要であり、今回そのルールを明らかにしたまちづくり基本条例の素案を、たたき台を策定委員会に作成していただいております。この条例の目的は、少子高齢化社会や厳しい経済情勢の中でも自立した地域社会をつくっていかうというようなことであります。本年度におきましても、大津町の職員の65名の地区担当職員を地域に配置し、町の予算や事業などをまちづくりの情報提供をすると同時に、それぞれの地域が抱えている課題など地域の人たちと一緒に考えて考え、解決していく地区担当職員制度の充実を図っていきたくと考えております。また、大津町を知り、大津町が大好きになり、そして、まちづくりに積極的に参加していただく、そんな人づくりのための「大津町おこし大学」の開校を予定しております。町内におけるボランティア活動や環境美化活動、そして地域での支え合い運動など、地域づくりへの参加をもっともっと活発にするための地域通貨「みずみず」の導入も考えております。そして、地域の福祉力を高め、地域のみんなで地域の課題を解決していく地域福祉推進のモデル地区を9ヵ所に拡大するというようなことで、住民と共に住民主体のまちづくりに取り組んでおるところでございます。

農業関係につきましての農工商併進でございますけれども、議員ご指摘のとおり、大変厳しい状況の農業の営農関係でございます。この営農に対しては、全国それぞれの問題は同じでございます、農業従事者の減少や高齢化、あるいは後継者不足などが上げられておりますが、これに伴いまして耕地放作地の増大など、将来的に不安な様相が懸念されております。大津町におきましても、このような課題に地域に応じた農業の活性化が叫ばれているところであり、将来に向けての大津町の農業ビジョンとしては、担い手の育成と農業所得の向上が重要課題と考えます。本年度の施策方針の中で、農業振興については、まずは農業経営基盤の整備や環境整備が必要であり、経営効果を高めるための条件整備は不可欠であると考えており、水路や農道など整備が必要であり、農家の所得にすぐつながるものでありますので、整備することにより水路の崩壊防止や農地の冠水、用水の確保、作業の効率化や農地保全、車両の円滑な運行など、環境整備を図っていく、そのような意味におきまして村づくり交付金事業を活用させていただきたいということで本年度からやっていきたいというふうに思っております。そのようなほかに、別に北部畑総事業や迫井手地区の基盤整備を実施することで、特産品である甘藷やニンジン、大根といった農産物の集約的な生産の振興が図られ、品質や量とも安定した生産ができ、将来的にも後継者にとって魅力ある農業経営を期待しておるところでございます。水田の圃場整備では、大型機械の導入によるコスト低減や農道・水路の整備を行い、担い手育成の重要性を考えて、集落営農組織が不可欠でありまして、この組織が地域農業の担い手として農業、専業農家はもとより、兼業農家や高齢農家など地域農業を再生し、今後の担い手として集落の中心となって農業経営に取り組んでいただくよう考えております。迫井手地区の基盤整備でも、現所在地元換地委員と事業

推進を図っておりますが、受益者農家の意向を十分尊重しながら、負担が農家にとって重くのしかかることのないよう事業を推進していきたいと思っております。このようなハードの面の充実とともに、議員ご指摘のように農業所得の向上に取り組まなければならないという思いをしております。大津町では、現在、意欲と能力のある担い手育成、生産者グループなどの活動を支援しながら、地元産の高品質な農畜産物の安心安全ブランド化を図りながら、農家に対し農薬のポジティブリスト制度の徹底を行い、水田での水張りによる低農薬、減化学による環境を考慮した農業の推進、地下水涵養作物のニンジンや大根の水の恵みのブランド化と量販店で販売しながらPRを行っております。また、農協におきましても売れる米づくりの計画の下、エコファーマーの米の販売や県庁や企業食堂への納入など、高い評価を受けております。あらたな作物の研究においても、九州東海大学農学部と水苔や県振興局稲作用稲、あるいはJAおける水田ゴボウと農家の所得向上のための新たな取り組みを今行っておるところでございます。農家組織の法人化を進めることで、計画的な農地の一括利用で労力の軽減やコストの低減、地域に合った農産物の導入など経営発展を期待しているところであります。関係機関と十分連携を取りながら、生産農家の経営安定に努めていきたいというふうに思っております。もちろん農家は今、大事な時期でありますし、これに基づいて町内の商工業の発展につながっていくものと思っております。

福祉関係でございますけれども、地域包括支援センターを立ち上げて地域の皆さんの相談をしっかりとやらせていただいております。これにつきましても、広報おおづや民生委員協議会や町内の老人会などに説明をしながら、センターの広報に努めながら充実をやってきたいということで今進めておるところでございます。もちろん一人暮らしが進み、そのような厳しい保健や医療、あるいはそれぞれの課題の厳しさをしっかりと相談するために、センターには主任ケアマネージャーや社会福祉士、保健師などが中心となって総合的に高齢者の支援を行うことにしておりますし、または障害者に関する専門の相談員も配置し、第2、第4火曜日には手話通訳を設置し、しっかりと障害者に対する相談関連等にも行っておるところであります。総合的な相談と福祉情報の発信にこれからもしっかりと取り組みたいというふうに思っております。

また、災害時における安否確認等のスムーズにいけるような災害時擁護者支援計画に基づきまして、一人暮らしや障害者のある方などの要援護者の名簿を民生委員さんやケアマネージャーさんの協力を得て作成するとともに、高齢者を地域で支え合うことができる社会づくりを目指して、各地域で地域福祉計画を進めておるところでございます。

また、包括支援センターでなくても福祉関係の子ども関係等につきましても、医療費関連の6年生までの、あるいは保育園関連等の定員増の施策についての民間活力を利用しながら補助事業関係で頑張らせていただいております。

行革関係につきましても、いろいろと庁舎内の機構改革をやらせていただいておりますけれども、まずはワンストップサービスのスピード化ということで、庁舎内における課内の、あるいは関係課をそれぞれのところに配置しながら、住民の皆さんのサービスにこたえないようやってきておるところでございます。今後につきましても、部制関係等を取り入れながら、部長は営業マン的な外部交渉や情報

を把握しながら、あるいは課長や係長については専門的な仕事に取り組んでいただくという、そしてまた地域担当職員からの情報、あるいは政策会議で検討しながら、部課長会議において、その方向を決めながら庁務会議において決定をするというような形に行革関係等をお願いしておるところでもあります。

また、財政計画関係等につきましても、行政評価関係等をしながら、例えば補助金の見直し関連等について十分な検討を今しておるところでもあります。財政的には大津町における企業関係の頑張りという法人税関係がございますけれども、これにつきましては世界の経済の動向を見なくてはなりませんので、財調関係にそれなりの金額をお願いしておるところであるし、長期的に財政の事業の、まちづくり交付金事関係の事業につきましても、長期的な財政の中でしっかりと取り組みをさせていただいておるところでもあります。

○議長（宇野光廣） 永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 時間がありませんので、質問を絞っていききたいと思います。

まず最初に、高齢化社会への対応ということにつきましては、ほかにも後期高齢者医療制度についてやいろんな質問が出ておりますので、ここは町長のおっしゃられる地域福祉、住民自治というあたりの発展を望んでおられる、そういった計画が一番望ましいということで理解しておきたいと思いません。

大きく2つに絞ります。農業問題と行財政改革に絞って再度質問をしますが、農業問題につきましては先ほど基盤整備の必要性、条件整備ですね、そういったことを言われました。そしてまた、最近で非常に注目されております中国餃子事件ですね、こういったものに対して食の安全性について言われました。ここで農家所得増につながる施策というものは、いろんな連携を基に組んでいくということで、これは理解しました。決定的なものはなかなかやはり難しいと思います。ただ、私は食の安全を考えますときに、やはり農業だけじゃなくて、まだその食を加工する商業、そういった方々との連携が必要ではないかなと。そういったですね、話し合いをする場といいますか、そういったものをやはり発展させる。1つの言い方は悪いですが、中国餃子事件に発して、そこをチャンスと考えて、商工会あたりにも呼びかけて、ぜひ特産物、新しいものをつくっていきましょうかという呼びかけ、そういったことをしていくべきではないかと思いません。依然として商工会への補助金は900万円ですか、変わっておりませんが、そういったことで逆に商工会あたりのその商業の方々のですね、いい意見を集約する、それこそ最初に言いました現状の把握に努めて次の施策を打っていくということが大切ではないかと思いません。

そして、その基盤整備の中で、私が疑義に思います点が、実は今回委員会審議の中で陳情が出されておりました、迫井手地区の土地改良問題がありました。これは、毎回その答えが出ずに延び延びになっていたわけでありまして、6名の方々からの陳情が3名に減りまして、実際この陳情書自体が効力を失うという事態で取り下げたわけでありまして、このことについてですね、やはりこの陳情書を私が本当にその出された方々と話し合ってみまして、高齢者の方々がほとんどだということで先が見えないということをおっしゃられました。やはり農業所得の低さと考えますれば、跡取りはできない

ということでしょうか。そしてまた、こういったですね、基盤整備の必要性を町長は言われますけれども、これは最近の新聞で見ましたが、国営矢部の農地開発の負担金が未納が1億5千万円超出しているということで、これはですね、耕作地の拡大を図るために現在の山都町ですね、展開された国営矢部農地開発事業で受益農家が支払う負担金の未納額です。そういった基盤整備をすれば、効率も上がり所得も上がるだろうとやった事業が、結局払えないで1億5千万円ほどの未納が累積されたということでもあります。結局このことですね、注目すべきは、基盤整備をしたから効率が上がったということ自体が、もう通用しなくなっているのではないかなということ。結局、この払えなくなった方々というのは、その改良区の方からですね、その農地や山林や宅地、不動産あたりを差し押さえられるわけです。結局よかれと思ったことが、結局自分の首を絞めて、何もかも持っていかれるわけです。こういった事実が判明しているにもかかわらず、基盤整備を進めなくてはならないという一本調子の意見は通らなくなっているのではないかなと私は感じます。実際、迫井手地区のそういった圃場整備が実際に行われたとしてもですね、大型機械を入れて効率的にやれる。しかし、大型機械を入れても大型機械が必要になるための新たな借金も発生する。この補助事業をするために小さい小規模でやっておられた方は、もう一層のこともうやらないと、売りますというようなこともたくさんおられる。やらなくていいと言う人もおられる。かといって、みんな印鑑押したなら自分は村八分になりたくないから、しょうがにゃけん印鑑を押しましたという方もおられる。いろんな方々が事情を聞くとおられるわけです。ということは、聞こえ耳あたりはいいんですよ、農業改革でそういった協力をしますというような言い方ですけれども、最後には担保に取られて、それこそ何もなくなってしま。だったら、何もしなくて細々とでもいいから農業を続けた方がいいんじゃないかという選択肢も生まれてきもおかしくないと思います。そういったことで、この農業に関するものに絞ってお答えいただきたいんですが、そういった圃場整備をすることによって土建業者が儲かると、仕事が1つできるというのはありますが、実際話を聞いてみますれば、業者とは言いませんが、そういったいろんな方々から脅しといいますか、いろんな言葉の脅迫といいますか、そういったものがあります。実際これは本人から聞いております。「協力せんならば、あんたがえはええばいた」ごたるこつば言ったりとかですね、もっとひどい言葉が実際あるんです。しかしながら、ここでは言いませんけれども、そういった現状が非常におかしい状況なんですね。そういったものがまかり通るような世の中ではいけないんです。そういったことによって、農業が発展するはずがないんです。このことについて、町長はどういうご認識を持っておられるのか。基盤整備一本槍でやれば所得も生産性も上がると思っておられるのか、再度質問したいと思います。

そして、行財政改革の中ではありますが、やはり非常に目に付くのは随意契約ということ。実際、県知事立候補者の中の方々のマニフェストの中では、行財政改革をどういうふうに取り組んでいくかという中で、ほとんどの方々が一般競争入札を導入していくことを言われております。やはりそういった指名競争入札や随意契約の不透明さと価格の高止まりというのがなかなか大問題であると認識されていることだろうと思います。そういうことを考えますれば、行財政改革ということについてはですね、町長は今回の予算書を見ても取り組んでいないと言わざるを得ないと思います。ここに委



員会で提出されました環境保全組合管内ごみ収集運搬委託料の一覧表というのが大津町、菊陽町、合志市ですね、菊池市旧泗水分という形で出していただきました。その中で、随意契約をやっているのはなぜかという問いで、その根拠を示して下さいと執行部に質疑して、この資料を出していただいたんでありますが、これが非常にばらばらなんです。実際、今言った市町村の人口割をしましても、大津町が2千255円に対して菊陽町は1千590円、逆に合志市あたりは高くなって3千212円というような形で非常にばらつきがあります。しかしここで注目したいのは、大津町と菊陽町、人口が大津町が3万人といたしまして菊陽町が3万4千人とします。菊陽町の方が多いですね。菊陽町というのは、年間の委託量が5千480万なのに対して大津町は6千782万ということで、1千300万円も差が出てきているんです。合志市は市になって逆に効率がよくなるのが当たり前かと、人口が5万4千人になったのに対して人口割では3千212円と非常に高い。非常にばらつきがあるんです。ということは、地元の業者を保護する意味合いというのは多々あります。そういったことはもう重々承知で言っているんですが、こういったばらつき自体をですね、やはり見逃すことはできないと思います。こういったものがやはり適正な価格になるためには、そういった事業者ですね、にも価格のばらつきの理由、根拠、そして努力目標あたりをきちんと出していただければ、こういった予算は通せないと思います。ですから、実際、25号ですか、関連に対しましては私は反対を委員会では表明したものでありますが、こういったことに手を付けないと行財政改革とは全く言えないと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 農業問題につきましては、基盤整備を今進めております。護川、あるいは北部畑総の菊池台地関連等の圃場整備が北部の第2が今年で面工事終わりますけれども、この今までの中でどうであったかということでございますけれども、大変反対をされたところもあつたりいろいろありましたけれども、現在におきまして、土地改良、菊池台地関連の未納はあまりありませんし、そしてまたこの北部関連、護川関連の地域の皆さんの経営状況というか、その畑総した関係で収益が上がっておるということで、整備された広い圃場をほしがっておる後継者の皆さんが現実に現れておりますし、そういう意味におきましては、やはり今後の集落営農を持っていくためにはどうしても圃場整備は欠かせないものであるというふうに思っております。もちろん、これは農家だけでなくして、やっぱり農地・水・環境保全向上の対策事業がございまして、地域の皆さん方と一緒にやってこのような農地関連の整備を一緒にやっていこうというような国の方針が今なされておりますので、やっぱり地域の皆さんでその圃場整備関連等もしっかりやって、後継者のいないところについてはちゃんとした集落営農の法人化をしながら地域リーダーを創り上げながらやっていくことが一番大切であるというふうに考えております。

また、食の安全につきましても、農家だけでなく大津町におけます商工会関係におきましては、食品衛生関係の多くの皆さんが検査をしたりいろいろされておりますし、また行政関係の皆さんの消費者関連では、食品改善協会というものがございまして、うちの栄養士関連とともに食に安全についてはしっかりとやっていただいております。

そして、最後の行革でございますけれども、入札関係につきましては十分検討をさせていただいております。もちろん大津町の業者の保護育成も必要でございますけれども、専門的なものについては一般競争というような形で取り扱っておりますけれども、こちらからそういう形でやっても辞退届とかいろんなものが出てきておるのは確かでございます。こういうことでしっかりと今後の検討事項というような形で今どんどん検討を先へ、前向きに進めておるところでもあります。

そして、またごみ関係の収集業務でございますけれども、これにつきましては各町村ばらついておるといようなことでございますけれども、これは各町村のごみ減量に対する行政の取り組みと住民の分別に対するご理解といようなことを1つ上げられますし、また各地域における収集の面積や距離、そういうものが若干いろいろと違っております。そういう意味におきまして、それぞれの各町の負担なり、負担といつか、そういう委託等については若干変わってきておるようでございます。もちろん我々としましても、環境保全組合の東部焼却場の延命を図るといような形で、今回の予算関係についてもごみの自然リサイクル関連についてもちゃんとした補助金制度の見直しを今やらせていただいて、そしてその費用が東部焼却場に払う処分料の軽減につながるという確信をもって町民の皆さんにそのような資源回収・リサイクルをしっかりとお願いしながら、ごみを出さないといような方向でやっていきたいといような思いをしておりますので、量の問題につきましても減れば運搬料も減ってくるんじゃないかなといような形で、そのような計算の中で委託といものをやらせていただいております。

○議長（宇野光廣） しばらく休憩します。11時15分から再開します。

午前11時02分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（宇野光廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新開則明君。

○3番（新開則明君） こんにちは。3番議員の新開則明が通告順に従いまして一般質問を行いたいと思います。本日は、次の3点について質問します。

まず1点目、農業委員会の必置規制の堅持と営農指導を問う。

2点目、食の安全対策を問う。

3点目、町の特産品とつつじについて質問します。

まず、1問目の農業委員会の必置規制の堅持と営農指導を問うでございますが、第159回国会において、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案が農業改良助長法及び新規就農促進法の改正案とともに経営支援三法として成立しました。これを受けまして、地方分権の推進や市町村合併の進展の中で、優良農地の確保や農業の構造政策を推進する農業委員会について、地域の実情に応じた組織運営を図るとともに、活動の重点化、効率化を推進するものでありますが、地方分権改革推進会議は、農業委員会の必置規制の廃止、もしくは一層の緩和を検討すべきとの指摘が行われ、大変びっくりしているところです。私も農業委員の一委員であります。大津町の農業委員会におきましては、

現在までしっかりと「くまもと3シップ運動」に沿って、1、リーダーシップの発揮、つまり組織を束ねる農業委員会会長や各委員が指導力を発揮し、農業委員の意識改革と組織改正の整備を通して活動の活性化を図ります。2、マネージャーシップの活動推進として、農業委員の地区担当制を明確にし、農地及び担い手の確保、育成に世話役活動を推進し、3、パートナーシップの確立として、地域農業の担い手との信頼関係の構築や農業に対する理解促進などに向け取り組んでおります。大津町におきましては、水田約800町歩、畑1千40町歩を有しておりますが、平成19年1月から平成19年12月までのうち、農業委員会に上がってくる申請は、農業委員会第3条の所有権移転41件で14万2千250平方メートル、約14町3反であります。4条の自分の名義の土地の転用では27件あり3万1千132平方メートル、約3町1反となっております。また、5条におきましては、他人の名義の土地を買うまたは借りて転用する場合66件の申請があり、9万8千45平方メートル、約9町8反が申請に上がりました。基盤強化法利用権設定は、年間を通し205件で85万636平方メートル、約85町歩となっておりますが、近年の人口の増加とともに企業の進出や個人住宅、アパート、ビジネスホテルが増加していますが、中でもアパートの世帯数は毎月のように20世帯から40世帯ぐらい申請が見受けられておりました。定例会前の事前の現地調査では、転用するにふさわしい条件がそろっているか、地区担当者をはじめ建築主、設計施工者等から詳細な説明を聞き取り、許可の判断をしているところではありますが、大津町においては4条、5条による申請で12町9反が地目変換され、町の発展につながっているものと思います。年間の活動として、遊休農地の実態調査、認定者農業との交流、農地のパトロール、地域営農座談会など、農地相談なども行い、毎月の定例会の審議終了後は様々な行事を予定し、ときには講師を招いて、農地・水・環境保全、地域づくり、登記の必要性、今後の担い手、品目横断事業、人権学習などの研修を充実し、大規模転用農地、盛土造成、町施設の実態、委員の経営作物など、実際に見て現地の実態を学び、委員会活動に活かしております。地域とのふれあいも大切な行事として取り組み、女性の会による菜の花づくりにはエネルギー化にも随分協力しました。からいもフェスティバルにおいては、委員会自ら作付けしたそば粉を製粉して現場において販売し、消費者にはパネルによる農業委員会の取り組みと役目を紹介し、地域との話題も活発となり、毎年そば粉を目当てに会場においていただいている面も伺えます。また、収益金はわずかではありますが、社会福祉協議会に募金しているところです。12月年の瀬になりますと、町にある養護施設のすぎなみ園やつつじ山荘に出向かい、杵（きね）で餅をつき提供して、お年寄りから感謝をいただいている面もあります。

このような取り組みにより、遊休農地の活用、担い手の育成、集落営農の立ち上げ、地域とのふれあいが農業新聞にクローズアップされ、このことにより県農業会議より評価され、平成19年12月6日にロマネスクリゾート菊南で開催された平成19年度農業委員会新任研修で農業委員会活動の実践事例を発表するように依頼がありました。大津町の農業委員会の内容と取り組みを40分間にわたり述べさせていただき、大津町が県内に微力ながら役に立っていることができたと思っております。

このような活動を通し、農地の無謀な開発や転用を阻止して、安心で安全なまちの発展を願っていますが、国は地方自治体が地域の実情に応じて農業委員会の設置を任意に決定できるように進めてお

ります。町には広大な田畑を有しており、町として農業委員会の必置は大変必要ではないかと思いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

また、委員会としましては、主たる活動は続けてきたように感じておりますが、広大な農地を確実に町の進歩につなぐには、行政側から見れば何らかの取り組み、地域の進歩、企業への対応など、何か欠けている面があるのではないかと、不安な面もあります。農業委員会に期待される今後の取り組みは行政から見てどんなことが考えられるのか、その点もお伺いしたいと思います。

また、集落営農組合につきましては、町で17の組織が結成され、生産体制が確立されたようですが、組合の技術面、経営面で指導が必要とされていますが、作物の生育、肥培管理体制をはじめ、組織の合理的な経営、採算性、交付金の取り扱いなどに、常に組織としての営農指導は大切なものであります。また、法人化への問題も進んでおり、今後活発に進んでくるものと思われまます。

このように集落営農に参加される方、あるいは参加されていない方もおられまして、集落営農に参加されていない他の農産物生産グループがあり、甘藷をはじめ大根、人参、ネギ、トウモロコシ等が多種にわたり生産者がおられます。この方たちには市場性の情報や国内における流通面の情報、品種による適地適作など指導が欠かせないものがあると思います。行政として集落営農組合と他の農産物生産グループの営農指導は今後どのように進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

1 問目、終わります。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 新開議員の農業委員会の役割についてを、今、お話しを聞いておりまして、大変お世話になっている、感謝をしておりますし、またそれが農業委員会の使命と責任であるというものも今後についてその責任を果たしていただくための多くの問題があるんじゃないかなど。これをどう期待されるかということでございますけれども、農業委員会につきましては、やはりなくてはならないものというふうに思っております。というのは、これからの農業、そして特にこの地域についての農業のやっぱり助言者というか、地域に入っのリーダーとして頑張っていただくための農業委員さんであってほしいというようなことで、今、地域は地域でとかいろいろ私は住民の手でというような話をしておりますので、ぜひ農業委員会の皆さんも区長さん頼りとか、農協頼りとか、行政頼りじゃなくして、己の使命に基づいて頑張ってもらおうというような思いをしております。もちろんそれは必要ですけども、農地・水・環境保全向上対策事業関連等を見ますと、今おっしゃるように組織ができておりますし、これも19年度から23年までの5ヵ年の中で法人化をしていかなくちゃならない大きな問題があります。その意味においては、やっぱり農業委員さんが主体になって、それを理解しておられる方が、やはり区長じゃなくともそちらの方でやっぱり進めていかなくちゃならないんじゃないかなど。今現在、その農地・水関係を見ますと、やっぱり農家の方だけでなくして地域の皆さん巻き込んだところで、今、そういう国の政策が採られておりまして、例えば今までありました品目横断的な経営対策事業が19年で変わりました、水田経営所得安定対策とかいうような形で、国のやる1階部分と県がやっておる2階部分を兼ねながら農業経営の安定を図っておられるわけでございますけれども、そういう意味におきまして、我々もそのような対策についてしっかりとPRなりなん

なりをやっていくためには、やっぱり集団営農の法人化が必要であると。例えば国の基準が表1俵2～3千円であれば、集団営農組織でやっていたら市場価格との差額を補助するというような制度でありまして、個人でやっておれば国の基準だけが支払われるというようなシステムであります。また、そのようなやり方の中で、おっしゃるようにその営農関係の田・畑の農振地域についての中での補助がございまして、畑が4千400円、あるいは2千800円、田ん中が4千400円ぐらいの補助事業をやっておられます。そうすると、それが国関係の事業でございすけれども、その2階部分というのが県が減農薬とかエコライフ関連でやっていただければ、また6千円なりなんなりを補助していくというようなやり方を今、国・県で進めておられますので、やっぱりそのような経営内容を十分見ながら、我々として、町としてどう対応していくかというようなことをやっぱり考えていかなくちやならないんじゃないかなと思います。もちろん、これが今までが農家は農家だけでお願いするというような形、あるいは地域の皆さんは地域の集落の周りだけに花を植えたり空き缶を拾ったりいろいろするのが、今は農地周辺の環境美化とか、そういうものがなされております。そういう形で、やっぱり農地はみんなの財産というか、みんなのものであると。その農地の役割というのが十分皆さんわかっておられますけれども、やるのはあれは役場とか農協とか百姓の人がしなはるもんというような形でなくして、今そういうようなシステムの中で、大津町におきましては国から5千100万円近くの補助事業をいただいております。多いところでは、ある部落では600万円以上の金が地域に入ってきておりますけれども、その金をどう使っていくかというようなことについては、今後の状況を見ながらですね、役場としては今、土地改良の方に事務所を置いておりますけれども、毎日あそこには10名、20名の方がお見えになられて、いろいろとご指導を土地改良の方でやっておりますけれども、そういう意味におきまして、今後の農政のあり方については十分検討して、これらが本当に5年間でうまくいけるかどうかというのも検討していかなくちやならない。しかしやっぱりこれには歴史的なものが必要でありますので、例えば鍛冶村と下陣内が元々機械組合を組んどったもんですから、そこで彼たちはもうランド何とかというような形での法人化をもう立ち上げて頑張っておられると聞いておりますけれども、陣内地区についてもそういう方向で今進められているという話を聞いておりますけれども、やっぱり組織に乗って補助なり何なりもらいながらやっぱりやっていかなくちやならないというようなことじゃないかなと思います。これはやっぱり農地の排水関係とか、いろんな水路関連の事業をみんなでやっぱりやってもらいたいというのが国の政策の1つですし、後継者とかそういう形の中での対応であるというふうに思っております。今のような状況でございすので、今後の営農指導関連等については、今後十分その辺の状況を判断しながら5年間の中でまたやっていく仕事が出てくるんじゃないかなという思いがありますので、どうか農家の皆さんの元気な、今がチャンスというか、頑張りが必要なときでもあります。人参、大根、いろんな形で、今、中国関係の食の安全の問題で相当経営状況が素晴らしい状況になっておると聞いておりますので、今後につきましても営農関連等について、今、やるべきものをしっかりと方向を決めていかなくちやならないというような思いもしております。

○議長（宇野光廣） 新開則明君。

○3 番（新開則明君） 町長の施政の中で、農業委員会が大変大事であるということが伺えましたので、委員会の必置はこれは続いていくものと思いますが、1つお伺いしたいのは、今年の7月が農業委員会の改選になっております、7月が選挙になります、そのときにこの間の19年11月13日の都道府県農業会議では、こんなことが話されております。女性の農業委員さん、あるいは青年の農業者、または認定農業者の人材を農業委員会の中に委員として登用すべきだということが指摘されております。行政側から考えられまして、何かこう登用するにできるような条件とか、そういう運びができれば大変助かるんですけども、なかなか地域等のこともありますけど、行政としてのそのような考え方をお伺いするのが1点と、それから定員が今、地域から選ばれるのが17名、推薦が6名で合計23名で委員会ができておりますけれども、この定員につきましても行政としての考え方もお伺いしたいなと思っているところです。

それから、営農指導の中で、法人化に向けた話が進んでくるかと思えます。去年の集落営農のままの実態を考えますと、非常にこう12月になっても精算ができてないと。農家には使うお金とかやりくりの金まで非常に心配されておりました。精算だけは、やはり12月中にですね、完全に終わるべきではないかという意見も多々出ております。そういうことも踏まえまして、今後の法人化への対応と、それと他の生産グループへの、いわゆる何か町として、あるいは県として補助金が何か出ているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 農業委員会の女性登用とかいろんな問題が出てきて、この前の改選のときから農業委員会の方にも課題事項としてお願いをしておりましたけれども、議員おっしゃるように、今度はあんたばいというような、なんか雰囲気はまだ地域に残っておるといような話で、なかなか厳しい状況であるというようなことです。もちろん頑張る女性の方が、やはり今、家族協定とかいろんな形の農業の中での立場が、女性の立場が認められてきている段階でございますので、今の段階、すぐにどうかというのは厳しいんじゃないかなと。しかし、今おっしゃるように地区はできなくても、その6名の中でですね、おられる方々の中で、どうにか女性でもというような形ですけども、これもまたおっしゃるようにですね、土地改良とか共済とかいろんな代表の方がなってくるというような形がありますけれども、今、農協の婦人部とかいろんな方たちをお願いをしておるようでございますけれども、これについては十分農業委員さん、現職の農業委員さんたちが次に引き継ぐときにしっかりと引き継いでいただければなというような思いもしております。一気にはこれは解決できないんじゃないかなと。そしてもちろん先ほど申しましたように、今後の農政関係とかいろんなものを指導したりいろいろやっていく。そして住民の皆さんを巻き込むため、地域と一緒にやっていくためには、やっぱり農家の中でなくて一般の消費者団体、関連の方々も登場してくるような環境になってくるんじゃないかなというような思いもしております。そういう意味で、農業委員会関係はそういう形で今後十分検討していかなくちゃならないし、またさっき言われましたようなその地域ですね、その地域につきましても、ちょっとこの大津、室、この辺の地域がその該当に入っていないとか、その辺がやっぱり農振地域じゃないという国の条件関係もございまして、この辺につきましてもどのような形で

営農推進なり事業推進をしていくかというような形ですけれども、宅地化とか今おっしゃるようなアパート経営とか、いろんな形で今変わってきている関係で、農業に対する思いというか、魂が遠くなっているんじゃないかなという課題もありますし、そういう形で本当に農業が、儲かる農業というようなものができてくれればなというように思いをしております。それにおきまして、水の恵みとか、そういう形の大津の特産をしっかりとブランド化していかなくちゃならないという思いをしております。あと、各部落に例えば甘藷部会とかいろいろ農協に入っていない部会関係とかいろいろございますけれども、この辺につきましては担当の方がちゃんとしたその専門家とか、その流通関係とのお話し合いをしながらですね、技術的なものとかいろんなものを指導しておるようでございますけれども、全体的な町としての指導関係も今後検討をしていかなくちゃならないというふうに思っております。

○議長（宇野光廣） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 新開議員のご質問の中で、法人化については先ほど町長が答えましたように陣内でランドホルダーという法人が、組織、立ち上がっております。県内でもほとんど法人化はされておられませんので、先進的な地域であるというふうに思っておりますし、集落営農協議会についても法人化に向けてそれぞれ研修等を考えておりますので、その補助も、今、役場の方で行っております。

それから、先ほど交付金の話が出ておりました。昨年も一般質問の中でお話しがありましたけれども、1年間集落営農を実施する中でいろいろ問題点が出てきております。特に申請の手続きとかですね、それから交付金の支払いとか、そういう部分で問題がっておりますので、20年度から申請手続きの書類等の簡素化、あるいは交付金をですね、今まで12月とか遅くまで支払いがございましたので、それを早期に、早めに払うとか、それから麦あたりの収入減少の補てんをですね、国の方で行うという施策も執られております。

それから、共同利用あたりの導入もですね、20年度から補助をするということになっておりますので、今そのとりまとめを産業振興課の方で行っております。

それからもう一つ、JA以外の生産者のグループの件ですが、甘藷、人参、大根の生産グループ、JA部会とほかのグループもございます。そのグループにつきましては、JA部会と同じように安心安全の農作物の出荷とかですね、そういう出荷対策とか、あるいは品質の向上あたりについては専門家、特に流通関係については市場関係の皆さんにおいでいただいております。

それから、営農関係につきましては、県の農業指導課あたり、これはもうJAグループだけでなくて全体の農家の皆さんのことですので、その指導関係も行っております。

それから補助金につきましてはですね、事業を行うというグループにつきましては、それぞれその場合に応じて補助金を出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（宇野光廣） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 大体わかりましたので、2問目に移ります。

2問目の食の安全対策を問うてございますが、食生活は人々の健康な生活の基礎となる重要なもの

であり、食品の安全に対する人々の関心は、今回の、先ほども話がありました中国ギョーザ問題から日本中に驚きと危険性を巻き起こしておりますが、厚生労働省も食中毒の防止や食品の添加物の安全確保など課題がたくさんあるようでございます。近年の科学技術の発達により、遺伝子の組み換え食品や化学物質の未知の健康影響にも大きな問題になっているようです。我が国日本ですべての食品が自給自足できれば、不安と危険にさらされることは激減すると思われませんが、国内で自給できる食品は全体の40%弱であり、しかも価格面でも輸入品の方が断然安く、大きな問題点となっております。財務省の貿易統計によりますと、2007年の対中国貿易額は、これは輸入と輸出の合計でございますが、27兆円を超え、アメリカの25兆円をかなり上回っております。農産物の輸入も著しく、2006年の輸入額は2001年と比べ32%も増え、品目別では5年間でカツオ、マグロが2.6倍、鶏肉の加工品が1.8倍、トウモロコシが1.5倍、冷凍野菜などを含んだ冷凍食品も輸入がかなり大きく増加しているところですが、日本冷凍食品協会によりますと、2006年の日本冷凍食品の市場規模は9,285億円で、このうち中国からの輸入、冷凍野菜と冷凍食品の合計であります。1,420億円で、輸入に限って限定すれば全体の半分を占めているようです。いかに中国を頼りにしているか、この数字でもわかってきます。冷凍食品の輸入先の国としては、中国が断然トップで、タイ、ベトナム、インドネシア、オーストラリア、韓国、アメリカ、チリ、ニュージーランド、カナダなど、品目としては魚のフライから肉、野菜、麺類に至るまであらゆる食品が輸入されていますが、これらの食品を安全に食していくには、厚生労働省において現行の食品衛生法の食品の規格基準、表示基準、栄養施設基準、食品監視など、敏速で的確な強化を図られていくことが大切であり、そして食品の添加物の安全性の確保、2 残留性農薬の安全確保、3 残留動物用医薬品の対策、4 抗生物質耐性細菌による汚染防止、5 広域的な食中毒対策、6 器具・容器包装の安全確保、7 輸入品検査体制などにあらゆることに取り組まなければなりません。この中で食品添加物の規格とは、食品添加物の純度や成分について最低限厳守すべき事項を示したものであり、安定した製品、加工するため定められたものであります。基準とは、食品添加物をどのように食品にどれぐらいまで加えてよいかということを示してありますが、過剰摂取による影響が生じないよう食品添加物を品目ごと、または対象となる食品ごとに定められているものです。残留農薬の国際的な状況としても、国際的に流通している食品に残留する農薬の安全性に関し、FAOとWHOの合同食品規格委員会の農業部会において検討されていますが、食品中に残留する農薬の許容度に関する国際基準が定めてあり、日本も積極的に協力しながら取り組んでいるところです。あらゆることをクリアした安全食品で、人々が健康な食生活ができることを願っております。厚生労働省の情報や保健所との情報をよく把握し、食の安全に対し住民の関心が高まっていますが、わかりやすい情報の提供に努めていくべきではないでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

また、熊本県におきましては、食の安全対策懇話会が開催されているようですが、消費者、生産者、流通業者、行政等で構成され、消費者は生産の現場の状況をよく知り、生産者は消費者が何を求めているかを知り、大変有意義な会となっているようです。町でも地産地消の面からも、生産と消費者の懇話会を設け、食の安全策の向上に取り組むべきではないか、お考えをお伺いしたいと思います。



また、学校給食においては、現在3千650食分を調理され、児童生徒の成長に大変役立っているところですが、学校給食における町内の地産地消と安全対策はどう進められているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 新開議員の質問の中で、3番の学校給食における地産地消、それから安全対策がどのように進められているかということについてお答えいたします。

まず、地産地消についてですが、学校給食に使用している農産物、これは平成18年度の実績では25品目、そのうち大津産の農産物は14品目です。米、唐芋、それからニンジン、卵、これはすべて大津産です。その他の農産物は、適宜収穫時期や収穫量に合わせて使用しております。現在は、JA菊池大津中央支所と連携協力を図りながら推進しているところですが、今後につきましては、児童生徒数の変化、それから納入単価、作付面積、収穫量、それから収穫時期などによって増減が考えられるところでもあります。地元野菜小売業者さんとの関係などの問題もありますので、より慎重な姿勢でこれからも推進を図りたいと思っております。安全性についてですが、JA菊池大津中央支所を経由して納品される農産物ですので、品質及び安全管理については十分信頼できるものと思っておりますし、またその旨も支所の方には申し入れをしているところです。

次に、安全対策についてでございますが、まず冷凍食品の安全確保及び対策は、先ほどからも出ておりますように、本年1月下旬に起きました中国製冷凍餃子、これによる中毒事件やその他の中国製冷凍食品の残留農薬の問題など、冷凍食品に関しても問題がありました。給食センターでは幸いにししてそれらの冷凍食品は使用しておりません。しかし、安全性に万全を期すために、2月の献立に使用予定のすべての食材及び物資について聞き取り調査を実施しました。その結果、食材及び物資そのものには中国産もしくは中国製のものはありませんでしたけれども、原材料の一部に中国産の野菜等が入っていることが判明しました。そこで、業者や献立の変更ができるものについては変更を行い、変更や発注取消ができないものについては、安全証明、品質証明、残留農薬検査済証などの提出を求め、安全性の確認を行い、給食の実施を行っているところであります。

なお、給食で使用しています冷凍食品は、餃子、シュウマイ、コロッケなどの調理加工品、それからゼリーやムース等のデザート、グリーンピースやブロッコリー等の野菜類、それから塩シヤケ、イカ、エビ等の魚介類があります。発注は熊本県学校給食会、それからハウディさんで約50品目、野菜・魚介類で約17トン、肉・魚・デザートの個数物で32万個であります。安全性につきましては、独自に125項目にも及ぶ食品検査を実施しておられ、安全性及び信頼性、これは高いものだと思っております。

食材及び納入物資についてですが、いずれも納品時に数量、それから鮮度、品質、異物の混入、賞味期限、品物の状態などを目視で検査を行い、肉類、野菜類についてはその後、すべて調理師が袋や段ボールより取り出して異物の混入や品物の状態の確認作業を行っております。

次に、衛生面の安全対策についてですが、職員に対する安全・衛生管理です。毎日の出勤時に健康チェックで健康観察表の記入、衛生管理チェックリストによる栄養士の日常点検を実施し、体調管理

に気を配っております。また食中毒、感染症防止のため、月2回4項目の検便検査を実施しています。また、調理場内への出入りの際は、被服は粘着テープによるローラーかけ、頭は二重帽子の着用で髪の毛や体毛の混入帽子、手洗い、うがいの徹底及び消毒、長靴はアルコール消毒など徹底した衛生管理に努めております。

続いて施設設備の衛生管理についてですが、栄養士が衛生管理チェックリストによる調理場内の清潔状況の確認、冷蔵庫及び冷凍庫の温度管理、食器・食缶の保管場所、容器・床・排水溝の清潔状況の確認、手洗い施設の用品チェックなど日常点検を実施しております。また、業務終了後、機械器具はアルコール、熱湯による消毒を行っています。児童生徒が毎日使用する食缶・食器・箸・スプーン等は食器洗浄機で洗った後、消毒保管庫で約100度の蒸気で5時間をかけて消毒を行っております。

以上のような形で安全管理面については実施しているところです。

○議長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 食の安全についてでございますけれども、議員おっしゃるように地産地消研究会がございますので、これをしっかり推進させていきたいと思っておりますし、また懇話会等につきましては、食生活改善推進協議会とか、あるいは菊池食品衛生協会、あるいは健康づくり推進協議会がございますので、この辺の連携を十分推進しながらやらせていただきたいと思います。

○議長（宇野光廣） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 今まで大津広報や生涯学習誌等で食の安全について保健所なり、あるいは厚生省の安全なことだという証明の下に発表されたことがありますか。

それと、大津町に食生活改善推進委員さんがおられますけれども、その方たちは安全策に取り組みはどんなになっておりますでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣） 健康福祉課長松永高春君。

○健康福祉課長（松永高春君） 質問の趣旨、安全策。

○3番（新開則明君） 安全だという厚生労働省や保健所ですね、情報は生涯学習誌や大津広報等で流されておりますかということですね。

○健康福祉課長（松永高春君） わかりました。中国餃子の関係ですね、国・県あげて食の安全対策については、熊本県は独自にですね、ホームページ等でいろんな情報を提供しております。窓口が保健所あたりになっておりますので、今後そういった食の安全・安心対策のホームページ等を利用しながら、その中身を十分勉強しながらですね、それから食会あたりともいろんな情報を提供しながら随時広報等に住民啓発に努めてまいりたいと。今まではなかなかそういった広報をやっておりませんでしたので、これを機会にですね、いろんな情報を発信をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣） 新開則明君。

○3番（新開則明君） 3問目に移ります。

町の特産品等つつじについて質問します。特産品としましては、大津町では食品の部では参勤交代時代より上井手の水を利用し水車が数多く躍動し、精米をはじめそば粉や麦の粉、押し麦、米の粉なども盛んに生産され、米の粉を利用してあけぼの・銅銭糖ができるようになりましたけれども、これ

にも改良と研究が続けられ、商品化されております。現在のあけぼのや銅銭糖となっているようですが、確かに銅銭糖にするには一文銭のサイズに丸めるということは当時にとっては大変進んだ考えつきではなかったかと思えます。また唐芋につきましては、全国に向けアピールされつつあるところですが、味と品質が保たれることが今後の大きな課題のようです。唐芋につきましては、歴史的に前田利右衛門や青木昆陽の名前が浮かび上がりますが、大津町にも唐芋博士というべき方が唐芋について素晴らしい勉強をしておられます。唐芋のルーツの解明はもとより、今後唐芋について総合的なアドバイスがなされることと思えます。唐芋フェスティバルにおいては、料理コンテストで数々の応募があり、唐芋の料理をし、賞味が行われています。JA大津においては、唐芋を原料とする焼酎で「人生いもいも」が好評のようですが、これも特産として定着すれば唐芋の生産者にもよい影響を与えるものと思われまます。また、梅の造花も貴重な伝統工芸品としての特産品であり、言うまでもなく工芸品として非常にありがたがられておるところです。また、工業用の特産としては、本田技研さんの単車をはじめ、企業さんが各々独自に取り組み生産の伸びとともに町の収益となって大変貢献されているところですが、今回は食品の部と土産品、あるいは伝統工芸品を主として開発や研究を支援する場は考えられないか、お伺いしたいと思えます。また、新しい特産品を見出していくには、多くの情報や様々な人のアドバイスが必要であり、町の企業さんの中にも優れた情報を見いだせるのではないかとと思うところですが、先日ある話の中で、唐芋から女性に親しまれるワインはできないだろうかと思いにしたところですが、町に数多くあります企業とともに連携を総合的なものにして情報を図るべきではないかと思ふ次第であります。この点についてもお伺いしたいと思えます。

もう1点は、つつじについてでございますが、つつじは町を代表する町花となっていることは言うまでもありませんが、中でも昭和園、日吉神社、大松山、高尾野公園を中心に約50万本が植栽されているようです。特に日吉神社におきましては、花の形の大きな江戸川系のつつじが大きな株立ちで年代を証明しているようです。素晴らしい樹形ですが、樹形の根の大きさの面からも他の町村には見あたらないような風格です。昭和園につきましては、南方向の国道57号線からはあけぼの団地のアパートが高層のため鑑賞度合いが低く、今後は325線からの入口のアピールを強調して大きな目に留まる看板があれば昭和園の存在とともに観光者も増大するものと思われまます。大松山公園につきましては、本町通りからのアピールと日吉神社からの遊歩道を明示して案内板による紹介が一番効果的ではないかと思われまます。祭りの期間としましては、毎年4月中旬から5月中旬までの約1ヵ月間が予定されているところですが、期間中のイベントの充実が町の活性化につながっていることと思いまます。しかし肝心のつつじの花が毎年きれいに咲くように指導していくのも大きな課題です。つつじの花の咲き具合は剪定の時期と消毒のタイミング、栄養分の管理等が大きく作用するようです。明確な指導の下、他の市町村からつつじを見るなら大津に行けと言えりようなつつじを盛り上げるべきではないでしょうか。現在も続いている植栽希望地区への無料配布の苗の事業は大切な緑化推進であると思いまますので、ぜひ続けていただきたいと思いまます。今後は、つつじ園をしっかりとアピールしながら、イベントの企画を充実して町の活性化を図るべきではないか、お伺いしたいと思いまます。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津の特産関連のご質問ですけれども、例えば東小学校の若葉とか、今年度に入りましては室小学校の銅銭糖づくりとか、大津の水を使ったり、いろいろそれぞれ子どもたちもそのような文化に取り組んでおりますので、これにつきましても、ぜひ子どもたちの中から大津町の将来についてご理解をいただけるよう関係者としっかりやっていきたいと思いますし、もちろんおっしゃるように甘藷関係等につきましてもですね、今日の新聞でありましたように千葉のところですごく3倍の金額になるものもできておりますけれども、作り方とか、そういう専門の方については、多分、沖縄・九州の農政局でもいろいろと指導されて、例えば紫芋とかいろんな形でやっておられる方もおりますし、新たなものにも挑戦されている住民の皆さんがおりますので、唐芋はやっぱり大津でなければというような形で農家の人たちも一生懸命やっておられますので、その辺の開発関係等には十分支援をしてやっていかなくちやならないというふうにも思っております。

そういうような展示とかいろんな場所につきましても、今はまちづくり協議会というものが、この駅と中心市街地において検討しておられます。もちろん私の思いとしては、法務局の移転関係等もございまして、あそこの中で資料館というような形で梅の造花を週に1回、2回つくって、後継者もそこに学生たちも来てつくっていただいて見てもらうとか、そしてこれがちょっと私も二、三見てちょっとやってみましたが、大変な心労するというか、大変なものづくりに何日もかかるということでもありますし、そういういろんな体験をした段階ですね、やっぱりじっくりとやっていかなくちやならないというようなことでございまして、そういう文化、造花の資料とかいうものをやっぱり展示しながら、即町内外の人たちに提供できるような形をやっていかなくちやならないというふうに思っております。

つつじの花の関係は、もうおっしゃるとおり、私の思いとしても、やっぱり昭和園から大松山のつつじロード関係とかいろんな形で考えておりますけれども、これもやっぱり協議会にお願いをしておりますけれども、町全体をつつじの公園みたいなふうに考えております。どこへ行ってもつつじがあるというような形で、昔からの大津町はやっぱり日吉神社だけでなく、町内至るところにつつじの花が咲くと。それもできれば久留米じゃなくして大津町の歴史あるやっぱりよどとかそういうものをしっかりと検討する方向性をやっぱりこだわりをもってやらなくちやならないというような思いがしておりますので、もちろん案内板とかそういうものの説明等の看板もしっかりと目立つ場所を選びながらやっていかなくちやならないというような思いがしておりますので、今後しっかりとまちづくり交付金事業関連等でやらせていただきたいというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣） 新開則明君。

○3 番（新開則明君） 町長も梅の造花を少し体験されたそうで、非常に体験されたことに意味があったと思います。今後、伝統工芸品ややはり大津の特産になるようなこともまだまだ開発していかなければなりませんので、十分企業さんあたりともですね、頑張って提携していただければと思っております。

1点お伺いしたいんですが、つつじの公園に管理費として年間出されている予算的なことですが、大体どれぐらいの予算でつつじの管理は管理されておりますか。

○議長（宇野光廣） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 失礼しました。公園化につきましては、町立公園、大松山、日吉神社、昭和園、それからほかのつづじがメインでない、あるいは杉水公園とか、矢護川公園、それからオークス広場、すべてを含めたところで20年度の予算で3千500万円の管理をお願いをしております。

○3番（新開則明君） 質問を終わりたいと思います。

○議長（宇野光廣） 暫く休憩します。午後1時10分から再開します。

午後0時12分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（宇野光廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡します。荒木俊彦君より一般質問に関する資料の配付がっております。

引き続き一般質問を行います。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

最初の第1問目は、現在国会で中心的な、また国民にとって大問題となっております道路特定財源のあり方、またこの道路特定財源についての考え方について町長にお伺いをするものであります。

最初に、道路特定財源の概略を申させていただきますと思いますが、ご承知のとおり、ガソリンなどを中心とした揮発油税などを中心に総額で1年間で約5兆4千億円の道路特定財源の税収が現在あるわけです。そのうち約半分弱が、2兆6千億円が暫定上乗せ分ということで、もうこの暫定上乗せ分がやられてから約50年ほど経つと言われておりますが、何十年も上乗せをするというのは暫定という言葉にはおおよそ馴染まない制度であるかと思えます。そして今問題になっておりますのが、政府与党が示しております今後10年間で総額で59兆円というこの道路特定財源を使った、いわば10年間の道路整備計画、これが果たして妥当かどうかということでもあります。そういう中であって、先に熊本県土木部道路整備課が潮谷知事の名前入りでチラシを配布いたしました。県民の皆さんへ。道路財源についてのお願いというチラシであります。県に言わせると、いわゆる暫定税率がなくなると非常に困るということではありますが、その理由として、暫定税率によってですね、通学や通勤圏が広がり、生活が便利になり、ふるさとでの定住の可能性が高まりますという理由付けがなされております。果たしてそうでしょうか。現在、大都市部以外はどんどん過疎化が進み、道路だけは非常に立派になって、ところが実際はイノシシやタヌキしか通らないという状況で、定住が進むどころかますます周辺自治体は過疎化が進んでいるではありませんか。また、企業誘致のチャンスが生まれるといいますが、道路特定財源を使って日本全国でまさに競争しながら道路をつくって行って、どこもかしこも企業誘致、企業誘致ということで際限なく道路をつくり続けることが果たして妥当性があるかと。さらには、救急活動の搬送時間が短縮され、人命が守られますと国会でも盛んに言っておられましたが、天草なんかを見れば、例えば牛深病院、医者が確保できない。いくら道路をつくっても肝心

の病院がなくなってしまう、そういう状況であるわけです。そういうことで、もはやこの道路特定財源そのものが国民の暮らしや福祉や、もちろん道路も含めて地方自治体にその財源を配分をして、地方自治体の判断で道路を先につくるか、あるいは病院の方にお金を使うか、こういうお金の使い方を改めるべきであるとは思うわけであります。そこで、大津町にとってこの道路特定財源がどれぐらい影響があるかというのを調べてみました。町の予算、20年度予算で道路特定財源が国の補助金絡みでまちづくり交付金事業、この中で道路特定財源が含まれるということで、約6千800万円が含まれているそうです。そのうち、いわゆる本則課税分が約53%、暫定上乗せは46.6%に相当するということで、この補助金のうち3千169万円が上乗せ分ということです。また、歳入の項目の中で地方道路譲与税をはじめとして重量税、取得税等が含まれておりますが、こういった分全部合わせましても約7千万円。国の補助金と合わせても道路特定財源の上乗せ分の影響額は約1億321、ほぼ大津町にとって暫定上乗せの影響は1億円程度しかないということであります。

それでは、この特定財源がどれぐらいの額か想像がなかなかつかんわけですが、特定財源総額5兆4千億円を大津町の人口比で配分をするという計算をしてみました。総人口が1億2千万人ですので我が町が3万人と。これで配分をしますと、大津町に配分されるお金は13億5千万に相当いたします。そのうち本則課税分だけを配分すると7億円大津町の歳入に相当すると。それだけ町民がですね、ガソリン税を含めて税金を払っているということの証明であります。

一方、熊本県、県のチラシによりますと、暫定税率の上乗せ分がなくなりますと歳入で100億円減額になるとされております。ところが同じようにこの道路特定財源を熊本県の人口で割り振りますと、総額で割りますと824億円が県民の人口比に相当する。それから、本則課税分だけ計算をしてみますと427億5千万円の額に相当をするということであります。ちなみに、熊本県とそれから県内の市町村全部を合わせた道路特定財源の額は県の資料によりますと総額で217億円となっております。

それから、道路特定財源を使った今後10年間のこの道路計画がいかにか不合理な計画であるかを述べたいと思います。政府の道路整備10ヵ年計画の主な内容であります、最大のものは高速道路を延々と造り続ける予算、このうち国直轄の高速道路が1万4千キロ、今後10年間計画する。1万4千キロはなかなか想像できませんが、東京から南極の昭和基地までの距離に匹敵するそうであります。また、熊本東京間を私も何回も走ったことありますが、高速道路を使いますと約1千200キロあります。つまり東京熊本間を5往復してもさらに余るほどの距離に相当をするというものであります。また②でこうした高速道路のインターへのアクセス、全国で15ヵ所ということでありますが1兆1千億円。そのほかに我が大津町でも関係するのが熊本大分間の高規格道路、こういった地域高規格道路が約7千キロ計画の中に入っているそうであります。財源の内訳はいろいろ調べましたが、はっきりいたしません。以上の高速道路と準高速道路の長さを合計しますと、地球を半周するという距離だそうであります。さらに④で東京湾の横断道路など、日本全国に海に、海峡に6本のものすごい大きな橋を架ける計画、これは国会で白紙に戻すと言われておりますが、既に77億円の調査費がこれに使われている。どこが調査をしたかという、橋梁調査会という財団法人があるそうですが、役人の

半数以上が国土交通省の天下りOBで占められている。また同時に大手ゼネコンの大成や鹿島、大林、こういったゼネコンの幹部もこの道路橋梁調査会の役員になっているそうであります。この橋に関しては、現在もう既にできあがっております東京湾の横断道路の建設費、東京から千葉県までの道路であります1.5キロ、この建設費は1メートル造るのに10億円使われております。ですから1.5キロ造るのに1兆5千億円の道路特定財源がつき込まれると、まさに恐ろしい金額であります。ちなみにこの東京湾横断道路は有料道路であります、当初は30年ほどで借入金を返せと言っていたんですが、料金を上げると誰も通らない。料金を下げると少し増えるけど、返済期限が50年、最近では100年かからんと返済できないのじゃないかというふうに言われているそうです。また、そのほかの大きなものは、国道などを中心とした幹線道路の予算が約11兆円。そして3番目に、一番身近な道路整備の予算であります、通学路の歩道整備などは日本全国合わせて2兆8千億円しか計上がなされていないということです。ちなみに、道路特定財源は1年間で約5兆4千億円と言われておりますが、10年間で同じ額が確保できたとしても54兆4千億円であります。政府の計画は59兆円となっておりますから、当然足りない。足りない分は、さらにその先の10年後以降の道路特定財源をあてにして借金を重ねると。そうしないとこの計画は実行できないということです。

それから、ガソリンの価格に占める税金は、ご承知のとおり本則税率分が28.7円に対して上乗せ分は25.1円と、半分弱というふうに設定されております。この上乗せ分を無くせば、少なくともガソリンが25円、1リッター当たり値下げすることができるといことになるかと思えます。

そこで、町長にお尋ねをいたしますが、熊本県は暫定上乗せ分がなくなりますと、このカラーのチラシで総額で381億円道路財源が減るとチラシで宣伝をしております。このチラシを見ますと、もうほとんど道路建設はできんと維持管理だけはなんとかやるけど、新しい道路はもうほとんどできませんよという宣伝になっておりますが、もしこれが事実であれば、それは大変な騒ぎであります。このチラシに書いてあることは果たして本当なのかどうか、検証がなされたかどうか、お尋ねをしたいと思えます。

それから2番目に、大津町において暫定上乗せ分がなくなった場合の影響、私は試算をしてみました、これでよろしいかどうか、お尋ねをしたいと思えます。

それから、現行の道路特定財源は莫大な無駄遣いの原因と言わざるを得ないと思えます。借金、道路特定財源のほかに借金をくっつけて事業を行うわけですね、ひも付きの財源ですから。ますます今日本、国だけでも総額800兆円の借金を抱えていると言われておりますが、さらにこの借金を雪だるま式に膨らませると、こういう原因になっているのではなからうかと思えますのでお尋ねをしたいと思えます。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の特定財源についてお答え申し上げます。

おっしゃるように、今の資料を見せていただいておりますけれども、これにつきまして、また町の方の財政状況については担当課長の方からご説明をさせていただきます。また、県の状況等については、伊東審議員にお話しをしていただくということでご理解願いたいと思えますけど、大津町におき

ましては、もうご覧のとおり、道路関係、57号の4車線化、あるいは瀬田熊本線はじめとする県道の建設、あるいは西鶴中井迫線というようなところで、県にお願いして大津町中における道路計画等も進められております。もちろん19年度からやっておりますまちづくり交付金事業についても、それぞれの道路、駅前楽善線をはじめとする町内における道路改良等の予算関係に影響するのは確かであります。そういう意味におきまして、特定財源としては、我々としては都会と違いまして大津町としましては必要であるという認識を持っております。もちろんおっしゃるように、福祉あるいは社会保障関係に回せばというようなお話してございますけれども、大津町の現状のところ、やはりもう少しばかりは道路整備を隣接の町村に比べると大変遅れておるという認識を持っておりますので、ぜひ本年度の国の予算、本年度内にお願しておきたいなという思いをしております。ねじれておる国会でございますけれども、ぜひ20年度の予算が通らなくてはという思いをしております。もちろんそういう中で、大津町における企業関連等につきましても、従業員の皆さんのご心配もあります。もちろんガソリンが上がっておる関係で、通勤に40分も60分もかかるということで、いろんな面から考えますと大変地球温暖化の問題とかいろんな問題を考える中と、それから通勤時間帯の問題、そういうような問題も引き起こっておるようでございますし、ある企業のトップからお話しがありますけれども、町営住宅はつくってくれんだろうかというようなことで、大津に住めば10分以内で通えるというような話も聞いております。そういうような形で、大津に住んでいただけるというような形がなされるという形になれば、変わった面での経済の活性化というか、大津町の財源確保にも若干変わってくる方向も見えてくるかと思っておりますけれども、今の段階はそのようなためには、やっぱり企業の経済効果というか、流通関係の面をしっかりとやっぱり促していかなくちゃならない大きな問題もございまして。そういう意味におきまして、大津町としても今、企業誘致をやる中で、大変元気な企業もおりますけれども、今言ったような流通面のコストの関係とかいろんな形を考えますと、やっぱり道路の整備はまだまだ大津町としては必要であるというようなことも考え、まずはここしばらく道路の整備をやっていただきたいという思いの方が先であるというような思いをしております。そういう意味におきまして、この特定財源等については、ぜひお願いをしておきたいというような思いであります。状況、あるいは大津町のその財政的な影響等については、それぞれ担当課の方からお話しをさせていただきます。

○議長（宇野光廣） 土木総括審議員伊東 貢君。

○土木総括審議員（伊東 貢君） 荒木議員の質問にお答えしたいと思います。

県のチラシのですね、380億円、チラシの方には380億円と書いてあるんですけど381億円の減については、妥当性とはということで、今現在、国の方で道路特定財源につきまして、その制度のあり方等議論されているところでございますけれども、この金額につきましては、あくまで今現在の制度ですね、に照らして、基づいてですね、平成18年度の実績ベースで試算したものでございます。暫定税率が廃止された場合ですね、について試算をしたものでございます。

税金の減収の約100億円といたしますのが、やはりその試算については現在の枠組みの算定基準に基づいて試算したものでございまして、この243億円の起債の減という点にちょっと絞ってみます



と、やはりそれは道路の維持補修費、あるいはプロジェクトで必要最小限、そういったものの事業費を優先して、その事業費を約200億円というふうに、それ内訳をちょっと新設改良、チラシの額を足していただくとわかるんですけども200億円。そして国からの補助金、交付金、93億円の減を試算に基づいて、その起債額といいますのがそれぞれの事業で算定の仕方が異なると聞いておりますので、それぞれ積み上げたものというふうに聞いております。したがって、実績ベースで、あくまで実績ベースのその現在の枠組みで試算したものであるということで数値的なものは妥当なものと、それほどこうずれているものではないと。あくまでも暫定税率が廃止された場合の影響額はということを試算したものであるというふうにご理解いただくと助かります。それで、暫定税率廃止によりまして減収、交付税が、税金が減収になるということの中でですね、やはり大きくはそのどのくらいかということと、条件がございますですね。やはりその大々的なその財源措置が明確でない中では、やはりその交付税、臨時交付金というのがございますけれども、地方道路整備臨時交付金とか、そういった制度は存続して、そういったことである程度条件付けをしておりますけれども、なかなかそういったところも見えにくい中で、最低限の影響というふうに言えるんじゃないかと思うんですけども、そういうところは考慮しておりますので、もしかするとそういった道路事業の制度すらなくなってしまうと、ますますまた影響が大きいものというふうに考えられます。熊本県のそのチラシに関するその380億円の減ということの背景は、以上でございます。

○議長（宇野光廣） 企画政策課長黒田 傳君。

○企画政策課長（黒田 傳君） この道路特定財源の暫定税率についての大津町の影響分ということなんですけれども、荒木議員がこの試算されている金額でトータル的にはですね、ほぼ間違いのないところであります。ただ若干ですね、違いますのは、まちづくり交付金事業が20年度3億3千950万円のうち13.6%ということで、これが13.6%、4千600万円でございますので、これの47%ということで2千万円程度ということになります。それから、これにもう一個若干漏れているのが、地方道路臨時整備交付金というのが1千100万円ございます。道路特定財源全体としてはですね、総額では2億2千600万円でございます。全体的にトータルでは1億500万円でございます、この暫定上乗せ分がですね。そういうふうな試算になるかと思っております。全体的な金額としては、荒木議員が試算されている金額でほぼ同じところでございます。

以上でございます。

○議長（宇野光廣） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 県の資料による暫定上乗せは、直接的にはマイナス100億円とされております。しかし、その他の分もひっくるめて380億円マイナスになるという試算がなされているわけですが、国のですね、総務省の試算、これが発表されているわけです。総務省による試算では、暫定上乗せ分の影響額は、熊本県においては92億円であると。しかし、県は380億円減るんだと。何でこんなに4倍ですね、開きがあるわけです。お隣の大分県あたりでは、総務省は61億円といいながら試算しているのに、大分県は527億円減額になると。熊本が380億円なのに大分は527億円ですよ。多分熊本の方が面積は広いですね。凄まじい開きがあるわけですが、なぜこんなに国が、

同じ国、総務省が試算した額と各県がはじき出した数字が開きがあるのか。その開きの背景には、いわゆる都道府県に対して地方交付税が分配されておりますが、その交付税の中に、いわゆる道路特定財源から過去につくった道路の借金返済分、起債分の充当として、これ借金返済分が交付税の中に含まれていくと。ところが、各都道府県は、この交付税の中に含まれる分も来なくなるという試算をどうもやっているみたいです。早い話、今まで道路特定財源を先食い、先食いをしてきたわけですね。借金を重ねて、どんどん道路造って、その返済金は将来の道路特定財源から返済をすると、こういう仕組みでやってきたわけです。しかし、もしですね、380億円のうちこの交付税措置分が200億円を上回るんじゃないかと思うんですが、国がこれをもし打ちきったら、これは熊本どころじゃない、日本全国はパニックになる。都道府県の大半は破産をするという状況に追い込まれることは明らかです。しかも、この交付税措置は、法律によって決められているわけですから、国が一方的に交付税措置を打ち切るなんていうことはできるはずがないと。ところが都道府県は、あたかも何ですかね、火事場の騒ぎじゃないですけども、実際は100億円しか減額にならないのに約4倍もの減額になるという大騒ぎをしている。私は、こういう意味でですね、地方分権の発想は本当はあるのだろうと思うわけです。それでも先ほど言いましたけど、現在熊本県と市町村と全部ひっくるめてもらっている特定財源は342億円であります。18年度の資料だと言いましたね。約340億円が道路特定財源として市町村と県に来ているわけです。ところが、特定財源を人口割でしただけでも、本来は427億円に該当するわけです。つまり道路特定財源の大半の部分は国が進める高速道路、ここに費やされることは、もはや明らかであります。そこにどんどんお金を打ち込んで、地方の道路を、歩道を整備せながら、そっちの方はほんのわずかなお金しか回ってきていないのが実態ではないでしょうか。さらになぜこういうことが延々と続けられるのか、私は背景を探ってみました。10年間で54兆円もの税収、これらの莫大なお金を請け負うのが大手ゼネコン、そして最近ニュースを賑わせております国の高級官僚の天下り、そしてその結果、政治献金を受け取る政治家、まさに政官財がよってたかって我々の税金を食い物にしているとしか私は言いようがないと思うわけでありまして。もはやこういう制度は断ち切って、我々が収めた税金ですから地方自治体に配分をして、例えば大津町で国道のあそこを4車線にするか、あるいは白川の方の県道の部分にお金を負担して県に広げてもらうか。そういうふうな地方で判断できるお金の使い道に切り替えるべきだと思うわけでありまして。そうしなければ、まさにガソリンの価格も下がらん、借金はどんどん膨らんでいく、一方で4月から始まる後期高齢者医療制度は社会保障の金が足りないから仕方がないんだと国は言っているではありませんか。実際、政府は、年金・医療、こうした財源を毎年マイナスシーリングの見積もりで2千200億円毎年抑えているわけです。2千200億円を10年減らしたら2兆2千億円になります。これを削らなければ後期高齢者医療制度なんかつくらんでもいいわけですよ。10年間で2兆2千億円を削るがために、そうやって社会保障がどんどん後退をしていく。ところから片や10年間で54兆円の税収を際限なく我々のあずかり知らないところで道路が、高速道路が延々と造られていく。本当にこれが人間のための政治だろうかとは私は思うわけです。しかも大津町においては、地方交付税をもらっておりませんから、道路特定財源の影響は、まずないに等しいですよ、1億円ですから。交付税をもらって

いるところは、確かに影響が大きいでしょう。しかし、国が持っているやつを、財布を地方に分けてあげれば、それも解決する問題です。私はもうそろそろですね、地方自治体もそうやって声を上げて、国民、町民の暮らしを真剣に考えるとは思いますが、お金の使い道をですね、身近なところで決定する、そういう仕組みに変えていく必要があると思うわけです。そういう意味でですね、町長、全くその道路特定財源、地方に分配をすれば私は解決すると思いますが、そういう考え方は全くございませんでしょうか。再度お尋ねをいたしたいと思えます。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 改革の関係でございますけれども、先ほど申しましたように、現在のところ、現制度を維持しながら将来的には仕方がない面もある可能性も出てくるという思いはしております。しかし、我々としては今おっしゃったように、国の方の施策の中でどう変わっていくかというような形については、今、それぞれの道州制の問題、10年後とかいろんな形で国のやるべきものをそれぞれの地域で分けていくような形の中に進んでおるといような国の厳しい、苦しい立場も理解はできるものと思うし、おっしゃるように都会の地域と我々山間地関係等については大変な開きがございますし、その辺の今後の山間地のいろんな問題も、県下における山間地での災害復旧関係等についても、まだまだ手が付けられない状況のまま生活できないというか、限界集落というようなものが続いているのも確かでございます。ですから、それぞれの地域の問題、課題もございますので、やはり国にはそういう意味においてしっかりと地方の声を聞いていただきながらの国政をやっていただきたいというようなことで大きい声を上げていきたいというふうに思っております。

○議 長（宇野光廣） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） いずれにせよですね、限界集落という言葉でありましたが、私の生まれ故郷は旧砥用町ですが、ダムの奥の方です。この前、水害があったところですね。もう道路は非常に立派になっております。しかし、住んでいるのはもう高齢者ばかりです。若者は仕事がない。農業では食べられないということでどんどん都会に出て行って、残っているのは高齢者ばかりと。道路を、そこにもし高速道路を引いたら高齢者の暮らしが楽になるか、そんなことは絶対あり得ません。病院もないんですよ。親戚もおりますが、本当にこれから一体どうするんだという大変な状況であります。もう国は800兆円、地方自治体も何百兆円という借金を抱えている中で、さらに無駄遣いを続け借金を借金を重ねると、そういうやり方はもう改めるべきであるし、一番住民に身近なこの地方自治体こそ強く声を上げていくべきだと思います。その点については、もう時間もありませんので終わります。

次に、福祉労働者の労働条件の改善が必要ではないかですが、ご承知のとおり介護保険が始まりまして、それまで福祉の仕事は役場が直接タッチしていたわけですが、介護保険で民間開放ということで民間の業者に、まさに丸投げという状況が始まりました。その中で、福祉で働く労働者がどんどん辞めていくと。賃金を上げれば解決する問題ですが、そういった事業所も介護報酬が安くて賃金を引き上げることもできないということが再三指摘がなされております。私も新聞で東京の千代田区あたりでこうした介護事業所に対して、そこで働くホームヘルパーさんの賃金引き上げ、労

働条件の改善、そのために区が、要するに一般財源を使ってそういう労働者の処遇改善のためやれば、補助金を出しますよという制度が始まっているそうであります。大津町でも、そうした最も人間が人間を介護するという本当に崇高な仕事に対して、大変な仕事に対して、労働者の処遇を改善することが必要ではなからうかと思えますけど、いかがでしょうか。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員のヘルパー関連の賃金、あるいは勤務改善でございますけれども、もちろん今まで大津町は社協の方に丸投げというか、それぞれやってきて子育て日本一という名前の下でやってきたのは確かです。しかし、今、社協の方について本来の社協の仕事をやって、民間でできることは民間にお願いしようというような方向性を持っております。しかし、おっしゃるようにヘルパー関係の職員の、臨時職員でございますけれども、確かに来手がないのは確かです。それは、賃金の低いというような、あるいは労働条件の問題、いろんな形のもものが問われております。本年度の20年度における社協の処遇待遇につきましては、十分今、検討をしておりますし、そのようにしなくては介護ができないと。だから町内の方を募集を何回やっても集まらないということで、その専門のところをお願いすると、この低い賃金ではまずいということで、やっぱり賃金別手当、福祉法人でありますので臨時に対する勤務手当とか、あるいは旅費関係とか、そういうのも検討を今させておりますし、町もその辺については若干社協の方の補助関係について考えておるところでございます。内容につきましては、福祉担当課長の方から詳しく説明をさせます。

○議 長（宇野光廣） 健康福祉課長松永高春君。

○健康福祉課長（松永高春君） お答えしたいと思います。

介護関係の労働者のそういった実態が非常に厳しいということは、全国的な問題というふうに認識しております。国の方もそういったことで4月1日からですね、改正パートタイム労働法あたりが施行されるということですので、いろんな手を打っているようでございます。大津町の場合、介護保険の場合と介護保険から外れた人たちの場合のヘルパーさん、いろんな勤務形態がございます。社協の方をお願いしているところがございますけれども、介護保険につきましては身体介護の場合が大体1時間から1時間30分で5千840円が介護報酬単価でございます。それから、家事援助の場合が1時間から1時間30分で2千910円でございます。これはあくまでも指定事業所に支払う介護報酬でございます。それから諸々の経費を引きまして、それぞれのヘルパーさんとかのそういった状況に応じて賃金がそれぞれの事業所で払われているということで思いますけれども、ほとんどの事業所がそのヘルパーだけの業務ではなくて母体施設を持っております。例えば病院であったり、養護施設であったり、特養であったり、いろんな老健施設であったということで、そういったヘルパーだけではですね、なかなか経営が難しいという状況ではないかというふうに認識しております。そういった多角経営をしなければ、ヘルパーだけではやっていけないというようなことではないかということで、国の方もですね、この介護報酬単価については改正をされるという話も聞いております。で、特に家事援助が2千910円ということで、これがちょっと厳しいのではないかというふうに考えております。町の場合は、介護保険から外れる人たちの場合が生活管理型のヘルパーを派遣しております。こ

れについては、町から社協の方をお願いしているわけでございますけれども、これが大体30分から1時間未満が1千500円でございます。これについてですね、町も非常に厳しいということで、社協の方からもいろいろ相談がございましたので若干上げさせていただくということで、1時間とすることを打ち切りまして2千200円にしようということで、その辺で一番底の1時間単位を少し上げたということでございます。それから、社協の経費、諸々の経費を引いて、登録ヘルパーさんとか、非常勤の職員の方々、それぞれ実績に応じて支払うということになってきますので、若干その辺は改善されるのかなと思っております。

それと、加えまして、今現在社協の方で考えておられますのが、雇用形態がどうしてもその短期間の契約ということで、雇用期間の頑張っていたいただいているヘルパーさんについては雇用期間の延長あたりを今検討されているようでございます。大体雇用期間を3年ぐらい延ばしてみようかというようなことでございます。それから、勤勉手当、今までそのボーナス等がありませんでしたので、その辺の検討もちょっとやってみようかということでございます。それから、先ほど登録ヘルパーにつきましましては、賃金の改定を町の方がやるということで、それから通期手当、そういったやつですね、町外から来ていらっしゃる方もいらっしゃいますので、通勤手当等についてもちょっと改善していこうということでございます。今現在、そのような形で社協、担当課としても社協の方といろいろ相談いたしながらですね、ヘルパーさんが来ていただけるような雇用形態に変えていきたいということで検討しているところでございます。

○議長（宇野光廣） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 本当に大切な尊敬に値する仕事をやっていらっしゃる方々がもっと報われるように頑張っていたきたいと思えます。

3番目のですね、大津小学校の通学路の安全対策についてお伺いします。旧57号線、現在県道であります、この県道を小学生が渡って大津小学校へ通学をしております。また現在、西鶴中井迫線ですかね、バイパスから藤本タイヤのところまで工事が進んでおりますが、ここがこれから大津小学校の小学生の通学路の核心部分、一番危ない部分の工事が今始まっております。ご承知だと思いますが、本当に危険であります。1つは、元のマルショック、現在のセブンイレブンの東側の駐車場、道路と駐車場の境が全くございませんので、車はどんどん駐車場を通過して道路に入っていくと。ところが子どもたちはその道路の角に子どもが溜まって、何の防護柵も安全地帯もありませんので、車も心配であります。もちろん、子どもたちが一番心配であります。また、藤本タイヤ前の交差点、美咲野の子どもたちが非常に増えまして、この狭い交差点の角に子どもたちが、まさに何十人も溜まって、信号が青になると同時に渡っていくわけですが、それからこの交差点関連ではここが本当に危ないと。早急に手を打たないと、新しい新一年生が4月になると通学を始めるわけですから、応急的にでもですね、土地を借りても安全対策を施すべきだと思うわけです。また、藤本タイヤの前から小学校の方に向かって行きますと、ここがまさに県道の工事、工事車両も入り、朝は工事車両は来ないと思えますが、工事に関連していろいろフェンスがあったり、またそこを一般の通勤車両も通ります。私もよく通りますけど、ひやひやもんです。車1台と子どもたちがもう道路際にずらっと待機をすると。

まさに子どもの逃げ場がない状況であります。子どもたちが何よりも危ないし、運転をしている人にとっても本当にひやひやもんだと思います。これから工事が本格的に始まる中、個人の土地をいろいろ借りてでも仮の歩道みたいな対策が早急に求められているのではなかろうかと思っておりますので、この点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員の町内における、特に大津小学校関係等につきましてのスクールゾーンの安全性についてはご指摘のとおりでございますし、即改善をやっていかなくちやならないと考えております。地権者もおられることでございますので、ご協力、ご理解をお願いしながら安全に努める。そして、また学校の先生やボランティアの皆さんとともに子どもの安全指導関係にもしっかりやっていきたい。ひいては全体的でございます室小とか護川小等いろいろ南小と、危険箇所等があると思っておりますので、新年度におきましてのスクールゾーンの計画もなされると思っておりますので、学校PTAだけでなく教育委員会とともに道路関係担当課も中に入りまして、そういう安全のところを、より安全のところを通っていけるようなことを相談をしていくというような方向で頑張っていく、危ないところについては視距改良関係等で即やっていくようなことをやっていきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 通学路の安全対策については、私の子どもが一番下がまだ小学生で、数年前にやはり通学路の危険箇所の要望をPTAを通じて出したばすなんですけど、とりわけですね、マルシヨク、セブンイレブンの前は手が打てないのかですね、まるっきり状況は変わっておりません。何らか防護柵、安全地帯を早急に、これは担当課でわかるのかな、何か手を考えたことがあるのかどうか。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） 荒木議員の質問にお答えいたします。

マルシヨク前の件につきましては、危険だということで平成16年に警察の方に信号の設置をまずお願いしたところなんですけど、それで現地立ち会いまで行いましたけれども、信号が近いということで警察の方としては難しいという話は聞いております。その道路の県道の南側については家が建つ前にですね、用地の交渉もやったんですがちょっと難しかったということで、北側の方については、今、セブンイレブン関係は家屋も建っておりませんので、そのあたりについては、一応地権者に話だけは1回しておりますので、協力いただけるならですね、安全対策をできるようにしていきたいと思えます。

○議長（宇野光廣） 暫く休憩します。午後2時20分から再開します。

午後2時09分 休憩

△

午後2時19分 再開

○議長（宇野光廣） 休憩前に引き続き会議を開きます。

月尾純一朗君。

○5 番（月尾純一郎君） こんにちは。公明党の月尾純一郎が一般質問をさせていただきます。

いよいよ厳寒の冬も終わり、我が家の桜の花も爛漫と咲き誇るそのときを耳を澄ませてまっております。今、大津町は新しい春の訪れを待つかのように、あっちでもこっちでも力強い建設の槌音が響いております。4年連続普通地方交付税不交付団体という輝かしい勲章を胸に掲げて、大津町は明るい希望あふれる町と言われておりますが、アメリカの良心と謳われたノーマンカズンズ博士はこういっております。希望は経験によって強化はするが、経験がその源ではない。その源は、今まで人の行ったことのないことも行えるという確信である。私は、大津町の本物の輝ける未来を目指して、今日からまた、さらに経験と挑戦を繰り返していきたいと決意しております。そういう意味で、本日は1大津街道（清正公道）に桜の並木を、2昭和園をもっと使いよい公園に、3段ボール箱で生ごみの堆肥化をの3点について、家入町長にお尋ねいたします。

まず、第1問目大津街道、いわゆる清正公道に桜の並木をについてお尋ねいたします。歴史は繰り返されるという言葉がありますが、私は今ほどこの言葉を身をもって感じたことはないと言っていいくらい全身でそのことを感じております。町長の施政方針にもあったように、大津町は歴史的に宿場町として栄え、周辺町村の中心的役割を果たしてきた、そういう町であります。そして、今また多くのビジネスホテルが林立する平成の宿場町としての様相を呈してまいりました。空の玄関、阿蘇熊本空港から10分、県と熊本市と世界の阿蘇を結ぶ交通の要衝という地の利に加えて、大津町が力強く推進してきた企業誘致による本田技研をはじめとする多くの企業の進出が大きな要因であります。これまで熊本市の下通や新市街で行われていた接待等が少なくなり、より実務的な大津町のホテルが利用されるようになってきたのではないかと思います。それが実態だと思いますが、私は400年前の歴史の繰り返しという方に心が動かされます。時あたかも熊本市は熊本城築城400年祭で燃えております。秀頼公のためにつくられたという本丸御殿も完成し、一般公開も間近です。その熊本城を築いた城主加藤清正がここ大津町を通過して江戸へと往復していた。また歴代の当主も通っていた。その事実は大変な歴史の宝であります。その加藤清正が一步一步と歩いた大津街道、いわゆる清正公道の道筋に桜の並木、桜の街道をつくる考えはないかお尋ねいたします。一部中核工業団地周辺には見事な桜並木があります。また転々とは桜の木が見られますが、全体感としては感じられません。この道は子どもたちをはじめ、毎年多くの人たちが歴史の心を学ぼうと歩いておられます。私は、これらの人々の心に答えるために、町内の街道沿線全線に桜の木を植えてはどうかと思います。まず、現在大津町ではまちづくり交付金事業で町再生の企画が進められておりますが、街道全線を活かしたまちづくり計画は出されているか、お尋ねいたします。

次に、街道沿線の民有地に補助金を出すなどして桜の木を植える考えはないか、お尋ねいたします。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 月尾議員の大津街道の桜並木の建設でございますけれども、月尾議員おっしゃるように、あの街道は桜山交差点というような名も付くように、あの五里木坂から下を、街中を眺める山桜の波が大変きれいであったというような話が歴史に残っておるようでございます。そういう意味におきまして、我々は今、昭和園からあの上井手沿いの関係についてはつつじロードというような

名目でまちづくりをやらせていただいております。一時、香木をあの近くに植えたいというようなことをやりましたけれども、なかなか地権者の皆さんのご協力が得られないというか、いかにPRが、あるいはこの地域の活性をどうするかという啓発活動が足らなかったということを反省しております。そういうようなそのまちづくりの思いが行動に伴うというような方向を取っていかなくちゃなりませんけど、おっしゃるようにそういう鶴口から例えば五里木坂までの区間の両サイドにおけるそのグリーン竹山がありますように、その両サイドについては、もしそういうお話しが進んでいければ、きっと行動に移されるんだなという思いもしております。それにつきましては、事業関係等はもちろん、まちづくり交付金事業等もありますけど、今その中に事業は盛り込んでおりませんが、その前にやっぱり下づくりとして地域づくり活動支援事業というのがありますので、その地域の人たちにまず一歩から出だしをつくっていく、そういう地域での話し合いというのをやっぱりその地域の皆さんにまず理解していただくというようなことが大切じゃないかなと思いますけれども、その地域の皆さんの中には、高齢者が多くて若い人がいなというようなこともありまして、なかなか行動に難しい状況もございますけれども、しかしそれはやっぱりボランティア活動というか、そういう「みずみず」とか、そういうのをうまく使いながら、あるいはあるボランティア団体の方があそこに紅葉を植えられた場合もあります。これにつきましては、街中の高齢の方が京都を思い出しながら、あの竹山のグリーンと秋の紅葉の映えるのが非常に印象深く、若いときのあれが残っておるということでいかがでしょうかというような形で資材をとおじてお願いされ、それにボランティア活動の方、あるいは明観の方が乗って若干植えたケースもございますけれども、今、とぎれておりますけれども、やっぱりその辺の地権者のご協力、場所が必要でございますので、この辺はしっかりとやっぱり地域の皆さんにご相談というか、ご理解を得ながら、その地域の活性をやっぱり興していくための地域づくりの活動支援事業というのをしっかりと活かすように、今後、地区担当職員がございまして、そういう思いを地域の皆さんに伝えていくというようなことからしっかりと始めていかなくちゃならないんじゃないかという思いをしております。

○議長（宇野光廣） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 2回目の質問をします。

今、全国の街道を持つ自治体では、地域の発展、活性化のために街道を利用したいろいろな事業が行われております。その中の1つとして、日光街道の栃木市では、ウォーキングトレイル事業として取り組んでいます。トレイルというのは街道のことですが。その中身は、1市の顔となる道、2歴史文化の道、3華やかさと賑わいのある道、4日常を支える生活の道、5気軽に楽しめる健康づくりの道の5つであります。私はなかなか素晴らしい取り組みではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また次に、茨城県のコマツフォークリフトが取り組んでいる「日本花の会」という事業があります。この会員になると、希望する会員に研究所で育てた桜の苗木を提供するという事業です。植栽から手入れまで応援してくれるということです。この事業については、故大村町長もぜひ実現していこうということで話を進めていたわけですが、叶わぬ夢になってしまいました。改めて、家入町長にそのよ



うな考えがないか、お尋ねいたします。

○議長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 全国にもそういう歴史を活かしたまちづくりとまちおこしという事業があるわけでございますけれども、大津町におきましても、大きい意味におきましてですね、例えば江藤家の住宅がございますので、そういう重要文化財を中心としたその全体の歴史のまちというか、そういうまちづくり振興事業というのがあるようでございます。その事業計画の認定を受ければ、いろんな形でまちづくりのそういう事業の補助金が半分ぐらい来るということをちょっと見ておりますので、そういう意味におきまして、京都、奈良とか鎌倉というあの古都法でない新たな法があつておるようでございますので、十分その辺を検証しながら、全体的なまちづくり、大津町のそういう散策できる、そういう町にやっぱりしていかなくちやならないんじゃないかなというその部分部分の事業関係にはまちづくり協議会とかいろんな住民の皆さんと相談しながら、全体のまちづくりの今イメージというか、やり方を今検討していただいておりますので、近いうちにある程度の姿が見えてくるんじゃないかなと思います。そういう姿が見えた段階で財政的なものとか、いろんなものを検討しながら、やれるものからやっぱりやっていくという大きな目標に向かって歩んでいかなくちやならないというふうに思っております。

○議長（宇野光廣） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 「日本花の会」についてはご答弁ありませんでしたけれども、こういう事業もありますので、ぜひ活用していただきたいと。4月末に山形県の鶴岡市から「清正公・忠廣公顕彰会」の皆さんが約50名ほど来熊されます。私も大津町内のゆかりの地をご案内する予定にしております。清正公に大きな恩恵を受けた町として、是非将来の取り組みとしてしっかりと考えていただきたいと思っております。

次に、2問目に移ります。「昭和園をもっと使いよい公園に」についてお尋ねいたします。大津町の花、つつじの最大の名所昭和園が大変危険であり使いにくいとの声があります。つつじの木が大きくなりすぎて死角となり、昼でも危険を感じる、子どもを安心して遊ばせられない、そういう声がある実態を把握しておられるかお尋ねいたします。今、毎日のようにテレビ、新聞など、マスコミでは小さい子どもたちが被害者として巻き込まれた悲惨な事件が報道されています。事件のとりまとめを見ると、1人になったときに狙われているとのこと。また時間は午後3時から5時の下校途中、帰宅途中です。場所は路上、公園、駐車場となっています。対策としては、路上の一人歩きは避け、公園などで遊ぶときは大人などの目の多い場所で遊ぶことだとしています。子どもたちも自身の身を守る力を育てていくことも重要としています。それはともかく、行政側としてはいかに犯罪を起こしにくい環境をつくり上げていくか。大切な子どもたちを悲惨な事件に巻き込まない状況をつくるかではないかと思っております。具体的には、つつじをどう整備していくか、中央にヒノキの林がありますが、あのままでもいいのか。街灯をもっと増設して充実していくべきではないか等々ありますが、地域でどうことができるかなど検討しながら進めていくべきではないかと思っております。

次に、小さい子どもを持つお母さんや企業に勤める若い人たちが、すなわち家族連れや友達連れが

安心して楽しく憩える場としての公園として整備していく考えはないか、お尋ねいたします。昭和園は、先ほどつつじの名所という役目のほかに発展する大津町の中核公園としての使命があると思います。名前こそ昭和ですが、平成も既に20年、昭和園は21世紀の豊かなまちづくりの視点から大きく見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。私は、子どもも大人も高齢者も気軽に利用できる公園を目指していくべきだと思っています。特に高齢者にとって散策しながら気軽に健康づくりができるような公園をつくってほしいと思います。また、大人や高齢者が子どもたちともふれあいながら楽しめる公園であっていただきたいと思います。桜などが楽しめる花見広場の拡大充実、バラやチューリップなどの花壇づくり、野鳥のための実のなる木、芝生の広場、そして健康づくりのために背のばしベンチ、上半身ひねり機、ぶら下がり機、階段昇降機等々の設置も考えていただきたいと思います。さらに公園見守り隊や花壇づくりボランティア、清掃ボランティアなども育てていく必要があるのではないかと。さらにそういうことを考えていくために、町民の声をもっと取り入れていくシステムづくりが大事ではないかと思っています。町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 昭和園の危険性の把握と登下校の関連でございますけれども、昭和園におきましては、どれぐらい把握しておるかという、私が担当したとき、あそこが大体都市公園で造り上げておりますので、この前ちょっと見に行きましたところ余り変わってないというようなことで、西の世界のつつじと、こちらの方はみやまとほかのつつじが混合して植わっておりますけれども、剪定関係等については前のままのような状況でございますけれども、模様替えとかそういうのがちょっとなされていないわけでございますけれども、室地区の高齢者の方が15～16名休息されておられたんですけれども、危険箇所とかそういうところについてお伺いしましたけれども、大人としてはおっしゃるように危険を感じていないようでございますけれども、議員言われますように小学生の下校時の危険性の問題等については、やはりあるんじゃないかなという思いもしております。もちろんあの北側の駐車場につきましては、不特定の方、業者、そういう方があそこで休息されておられる状況でございますので、そういう意味におきまして、大変登下校の道路が東側と公園を挟んで走っておる関係でしっかりとその辺の見回り関係等についてもしっかりとやっていかなきゃならないのは、もう確かでございます。いろいろと言われておりますように、スギの木の方についても、株の枯れとか、枯れ根っこが転がっているとか、そのままになっている関係がございますので、やっぱりあれ退かしながら整備をしていかなきゃならないという思いもしておりますし、それと同時に再度公園の見直しはもう議員おっしゃるようにそこに遊びに来られるお母さんや、そういう地域の皆さんと一緒にどうのような公園にしたらいいかと、そんな思い。いろいろおっしゃいますように、あのゲームする場所もございますけれども、あの面積でもやっぱりカブトムシ公園みたいに利用できるようなことを工夫すれば、きっと愛される昭和園になってくるんじゃないかなという思いもしております。そういう意味において、若干金を打ち込みながら整備し、近隣の皆さん、お母さんたちがそこで笑い声の聞こえるような公園にもっていきたいというふうに思っておりますが、今のところ、桜やつつじの咲くときに花見に、あるいは昼の食事にお見えになれるというようなことじゃないかなと思います。

おっしゃるように、昭和園は終点起点の公園というような位置づけもありますので、そういう意味におきまして、大松山間の中においてのつつじの公園をどう、どのような昭和園と日吉神社と大松山、ひいては今回つくるところの菅原神社の公園関係も合わせたところですね、どんな公園の、特長ある公園をそれぞれつくっていかなくちゃならないというような思いもしておりますので、そういう思いの中でまちづくり協議会の皆さんにもしっかりと知恵を出しながら、地域の皆さんと相談してご協力も得るような方向で整備を逐次やっていく方向でいかなくちゃならない。そういう計画をやはりつくっていかんといかんとじゃないかなと。もちろん、本年度におきまして昭和園のテニスコートも改修しておりますので、まだまだ利用者が増えてくるんじゃないかなと思いますけれども、その東側のステージ周辺等についても安全性を重きに持った公園にしていかなくちゃならないという方向性が大体見えてきておりますので、今まで手を付けていなかった分について、再度手直しをしなくてはならないんじゃないかなという思いもしております。

○議長（宇野光廣） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 私は、この昭和園の整備については、町長の施政方針のうち、1町民主体のまちづくり、3少子高齢化社会に活力あるまちづくり、4子育て日本一のまちづくり、5安心安全に暮らせるまちづくり、6美しい自然環境を守るまちづくり、7人を大切にするまちづくり、8地域文化・スポーツの振興、これらのすべてに通じる極めて重要問題であると考えております。そして、21世紀にふさわしい素晴らしい公園をつくっていくことが安心安全な公園をつくっていくことにも通じます。たくさんの人たちが散策に、健康づくりに、花を楽しみに昭和園を利用することで、大人の目がたくさんあるということで犯罪から子どもたちを守ることに通じると思います。積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

続いて、3問目に移ります。段ボール箱で生ごみの堆肥化をについてお尋ねいたします。家庭から出されごみ処理場へ持ち込まれる燃えるごみのうち約6割が生ごみと言われております。もちろん多くなるほど収集や焼却に費用がかかり、大津町の負担も大きくなります。これを小さくするために、今、全国の自治体で様々な取り組みがなされています。加えて、21世紀は環境の世紀、これまで廃棄されていたものを再使用、再利用し、大切な資源を循環させ環境に優しい社会を創り上げていくことが大事だと思います。

そこで、表題の段ボール箱を使った生ごみ堆肥化に取り組んでいく考えはないか、お尋ねいたします。生ごみの堆肥化については、コンポスト購入設置の助成とか町で堆肥センターを建設するとか、方法はいくつかあるんだろうと思います。今回は、段ボール箱を利用して家庭で簡単にできる処理方法についてお尋ねいたします。NHKのテレビでも紹介されたことがありますし、近くでは八代市が昨年から取り組んでおります。今日の熊日新聞にも合志市の取り組みが掲載されておりました。作業はごく簡単です。誰でもできます。お金もほとんどかかりません。必要なものはみかん箱ぐらいの段ボールとホームセンターで売っているピートモスと籾殻燻炭だけです。生ごみを用意した段ボール箱の中に入れ、1日1回かき混ぜるだけで簡単に、しかも良質の栄養価の高い堆肥ができます。できた堆肥は、家庭菜園やプランターで使います。必要ない人は、友達にあげると喜ばれます。代わりにお

いしい野菜をもらえらと思ひます。それもないという人は、ぜひ学校へ持ち込んで下さい。学校菜園や花壇づくり、そして温暖化防止用のグリーンカーテンに使ってもらえらと思ひます。生ごみを減らして野菜やきれいな花を育て、健康づくりにも役立つと思ひます。町はごみ処理の負担割合が減り、焼却炉も延命化が図られます。こんな一石三鳥にも四鳥にもなる事業に取り組む考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 段ボールにおける生ごみの堆肥化でございますけれども、NHKの放送も見させていただいたり、合志市の中での堆肥関連等についても勉強させていただいております。おっしゃるように、やっぱりいかに処分量を減らすかというのを頭に置いておりますので、今回の大津町における自然ごみ関係とかいろんな形のやり方を再度各種団体とかいろんな子ども会とかいろんな形の中でご説明をしていく段取りをしております。そういう計画の中で、段ボール関係等のごみ処理関係についても十分今後検討しながら取り入れることのできるような形を持っていきたい。そのためには、つくった後の、つくる時の場所なり、アパート関係が多いものですから、農家であればともかくとして、都市化におけるアパート関連等についての保管方法とか、やり方等についても課題を十分検討をしながら、手軽にできるようなことの支援をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宇野光廣） 月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 私も我が家でごみ出しを命じられておりますが、紙類はほとんど廃品回収等を出しておりますし、燃えるごみのときは生ごみだけです。この生ごみが減ればですね、相当な量のごみが町全体では減るのではないかと考えております。町長の施政方針のうち第6の美しい自然環境を守るまちづくりの中で自然環境学習などを行い、自然保護の大切さを学びながらごみの減量化と分別を図り、資源循環型社会の構築に努めるとあります。まさしくそれに適った事業であると思ひますので、取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（宇野光廣） 引き続きいいですか。

石原大成君。

○9番（石原大成君） こんにちは。9番議員、石原大成が一般質問を行います。

町長は以前耕地課に在籍されたと記憶しておりますので、山林についても大変理解があると思ひて質問をいたします。林業振興の基本方針と施策の柱について、山林の施策の全般についてお伺ひいたします。

私は、大津町の杉水の今村に住み、畜産百姓を営んでいるものでございます。ほかに少々山林がござひます。家の周囲は昔ながらの光景で、私はこの光景を美しく感じ、こよなく愛しているところでございます。私たちの大津町も、かつては私の住む地域とさほど変わらぬ光景でございました。しかしながら、近年急速に発展し、近代的工場の進出や道路整備が進展したほか、住宅等の建設と相まって人口の増など都市化が進展しております。一般的に都市化の進展は、町の発展と相まって喜ぶべき

現象として捉えるものでありましょう。しかしながら、一方で都市化の進展は町の光景を一変させました。農林業を営んでいる私としましても、これからの大津町の光景に強い関心を持っております。このため光景のあり方といった観点から大津町の将来の発展に関わるいくつかの問題点を指摘し、町長のお考えをお伺いいたします。

さて、大津町は阿蘇外輪山から広がる広大な森林や豊かな傾斜地をしている畑地帯、白川両岸の水田地帯、そして豊後街道やJ R豊肥線などの交通の要衝として市街地が成り立っております。これを土地の利用状況から見てみますと、田や畑などの農用地が2千868ヘクタールで全体の28.9%、山林が3千5ヘクタールで全体の35.8%、宅地が808ヘクタールで全体の8.2%、原野などが914ヘクタールで全体の9.2%です。これを昭和50年当時と比較してみますと、原野や農用地が減少し、宅地等が増大しています。なお、山林は若干増加しています。また、一方では熊本から四方に伸びる4つの大きな街道があり、これらは熊本の生命線であり、重要な街道であり、その1つは豊後街道の最初の宿場町でありました。さらにJ R豊肥線が通過するなどの交通の要衝でもあります。このほか、歴史的遺産も多く、住民が長い年月をかけて創り上げてきた町です。このように、大津町は田園的な町であり、歴史的な町というイメージをする中で、近年急速に工場の進出や交通網の整備、さらに住宅の整備など、近代的な社会資本整備が急速に発展し、町の人口が急増傾向を示すなど町が発展してきております。当地は土地所有者の利用や仕方や周辺地域の人々の生き方に左右されながら形づくられてきました。ところが、近年の町の変わり様は様々な背景がありましても、昔からこの町に住んでいる者の一人としては一抹の不安を感じるころがあります。例えば市街地にしても、交通量が増大化するにつれ、都市型の街なみや看板が氾らんし、一方で空き地には藪が繁茂し、田園の中の市街地というイメージとは多少異なった光景をかもし出しています。ひるがえって山林原野というと放置竹林の急増、あるいは竹が、スギがヒノキを駆逐せんばかり繁茂し、林内を大変見苦しくしています。一方で、スギ林はヒノキ林は混み合い、下草もなく、表土も流亡し、これまた見苦しい様相を呈しています。かつては地域住民自らが鍬を入れ、鉈を振り上げつくりあげた農地、山林を主体とした田園等の光景であったからこそ、そこに美しさや感動を感じることはできたのではないのでしょうか。

このような背景を念頭に、提案に移らせていただきます。大津町は基本構想の中でめざす町の1つとして、豊かな水資源や山林は私たちの生活と産業を支えています。かけがいのない郷土、ふるさとの自然や生態系を守り、ともに生活できる自然に優しいまちづくりをしますとあります。さらに、基本計画の中では、魅力的で快適な生活環境づくりを挙げ、とりわけ道路や公共施設など、社会基盤における環境保全型の整備を進めるとしております。このように町は人と自然が共に生きる町を目指しており、自然環境と調和するまちづくりや光景づくりに向けた姿勢を示しています。私はこのことに対し高く評価するものであり、このことは将来町民が自慢できる美しいまちづくりにきさくするものと考えています。自然環境といえは田園、すなわち農地であり、山林であり、原野であります。これらの自然の具体的な取り扱い次第では大きな差が生じます。この取り扱いは極めて重要な課題であると考えられます。とりわけ面積の大きさや影響の大きさを考えれば、山林の取り扱いに対する町の

姿勢が最も重要であると思っております。私は昔から森林づくりは町の連帯感の醸成に大いに役立つものと考えてきました。大津町は新しい住民をたくさん抱えております。ともすれば、地域への愛着や住民同士の連帯感が希薄になりかねません。新たなまちづくりは、新旧住民の連帯や紐帯が何よりも不可欠と思います。連帯や紐帯のない悲惨さは全国各地で見られます。多くの市町村でも、この新旧住民の間に横たわる壁の存在と、その壁を崩す工夫が試みられています。ここで私は森林が有する地域紐帯の役割の大きさに注目すべきだと考えます。できあがった森林は多くの恩恵を与える一方で、森林の造成に、また多くの人の協力が必要であり、地域住民はもとより、進出企業も含めた紐帯を強める働きを有するからであります。これらの新しいまちづくりにおける地域連帯の必要性やその強化の重要性を考えれば、森林を核としたまちづくりこそが新しいまちづくりの形であると考えられるものであります。美しいまちづくりは、町の背景や光景における公共性の高い場所や共有財産の価値の高いところの整備が有効であるからであります。例えば南小国町の黒川温泉では、皆で力を合わせ建物等のデザインに工夫を凝らし、郷土の自主を主体とする庭先の森づくりによって前の光景を一変させました。その後の町の発展は、皆さんよく承知のとおりでございます。町の光景を変えるという意味の大きさを示す例の1つであると思っております。したがって私が言う「美しい森林づくり」とは、広大なスギ林やヒノキ林でなく、町々の片隅にある空き地につくる小さい木立を含むことは言うまでもありません。町々の小さな木立がきつと大津町の基本構想の実現の糸口になるものと考えております。

このように森林にはまちづくりに向けた効用を有するものの、どんな森林でもよいものではなく、本来の郷土、我が町、我が大津町にマッチした多様な森林で人々に感動を与える森林でなければなりません。つまり、美しい森林であります。この森林づくりには、多くの人々の参加と長い年月を要するところから、一瞬にできあがるものではありません。そのため、力強い運動が求められます。町発展のためにも、美しい森林づくり運動を町が率先して展開すべきだと考えております。

では、美しい森林とは、1 光景上、美しさが感じられる、2 町民の多くが参画してつくれる森林であること、3 快適で大津町らしい光景をかもし出す樹林地であること、4 高齢の樹木で形成され、畏敬の念を漂わせる樹林地であること、5 多くの住民が木材を多く利用し、使用する木の暮らしを営んでいることなどが考えられます。

次に、森林を美しくするための町民運動とは。1 不在森林所有者に対する自分の山、再発見運動の呼びかけ、2 民間企業に対する植林の呼びかけ、3 NPOとの連携した取り組み、森林ボランティア活動への町民の参加の呼びかけ、4 山間部における森林所有者への働きかけ、5 町民への働きかけ、6 木使い運動の推進などが上げられます。私が申し上げた中には、既に町の施策として進められることはよく承知いたしております。またこれまでの森林、林業行政などの展開を決して否定するものではありません。ひとえに大津町で必要で時代に合った形で地域住民になる森林、林業行政などの展開をお願いするものであります。

以上の事柄について、町長のご意見をお伺いいたします。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 石原議員の森林問題についてのお考えを聞かせていただきましたけど、まさ

しくそのとおりでございまして、私どもも行政として森林の育成と自然保護のために頑張っていかななくちゃならないと思います。もちろん、議員おっしゃるように大津町の半分の面積が4千798ヘクタールが森林でございまして、その森林の中に民有林面積が3千970ヘクタールございまして、人口林のスギ・ヒノキ関係等が73%を占めておる中で、スギ・ヒノキの50年以上が104ヘクタールあります。また、町有林は486ヘクタールで、スギ・ヒノキの樹齢50年以上というのは103ヘクタールであります。これはまさしく自然を保護し、大津町の宝物でもありますので、このような町有林関係と民有林の森林等については、それぞれの役割というか、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収する問題とか、あるいは災害や、あるいはひいては熊本都市圏の恵みの水を確保しておるといふ素晴らしい役割を担っております。そういう意味におきまして、大津町の振興総合計画に位置づけております基本方針としての森林の適切な維持管理等につきましては、施策の柱につきまして、林業の振興と生産基盤の整備、そして森林の持つ多様な環境保全と活用の2つを柱としておりますが、具体的には適切な施業計画に基づき計画的な間伐を実施して枝打ちや下刈り、あるいは除伐などの維持保全活動を実施しておるところでございます。民有林の整備についても、近年、木材価格の低迷で林業生産コストの増大や森林所有者の経営意欲の低下、あるいは森林事業者の高齢化などにより間伐などの森林施業が十分に行われない人工林や植樹されないまま放置されている間伐跡地が発生しておりますが、国・県の補助を活用しながら施業計画を円滑に進めるために山林の現状の確認を行う事業などを森林組合と連携して推進しております。町の町有林の整備についても、町の施業計画を基に長期伐採が70年から80年に移行することで、森林環境の保全と木材生産との安定などのための維持管理を行っております。生産基盤の整備については、林道や作業路の適正な維持管理を行っております。県・町・森林所有者や森林組合などと連携を密にして森林施業の共同化や林業後継者の育成、あるいは林業機械化の促進や木材流通あるいは加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸政策の総合的な発展を図って、展開を図っておりますが、さらに充実させていきたいと考えております。町が平成16年度から取り組んでおります環境の森構想に代表されますように、環境の森、矢護山の方でございまして、また広葉樹の森が俵山において、それぞれ本田技研工業熊本製作所や東京エレクトロン九州など、いろんな企業団体と環境保全協定を結び、植樹や下刈りなどが行われております。このような自然環境の保全に取り組み、森林ボランティアの活動をさらに進めていくことが重要だと考えています。かけがえのない森林環境を次世代に引き継ぐための活動としては、森林組合や大津林研グループなどによる子どもたちをはじめ、多くの方々へ森林の持つ機能を学習する講座や自然とのふれあい体験などにより森林及び地球環境の大切さを考えてもらえる機会の取り組みなどを行っております。もちろんNPO法人「里山まもり隊どんかっちょ」などによる身近な里山をはじめとする環境保全の活動が行われていますが、このNPO法人が活動されている内容は、里山保全事業を行い、水源の涵養や緑を次世代に継承していく活動を通して、自然との共生や子どもたちが地球環境に関心を持ち、命を大切にすることを育む地域づくり、人づくりを目指した活動をされています。また、大津林研グループの取り組みは、林業技術、林業経営研究、技術交換などを実施して、森林ボランティア活動や各種イベント事業への参加や環境保全に関する植樹菊池ふるさと監視隊活動などを進められ、森林

保全林業振興に寄与されておられます。

このように、あらゆる方々の関係機関等で森林管理を推進しつつ、水源涵養林の機能向上と地下水保全に努めるなど、森林の持つ多様な機能を高度に発揮できるよう、さらに森林の保全に重点を置いた施策の展開を図る必要があります。私たちは先人たちから受け継いだ豊かな宝の山を掘り起こし、大津町の美しく豊かな自然と相互扶助の精神により培われた風土や人の心を守り育てながら、私たち一人一人が本当の意味で住みよいと思えるまちづくりを目指していきたくて考えております。今後は、大津町には森林という先人たちから受け継いだ豊かな宝の山があります。議員ご指摘のように、森林の持つ機能や役割をよく多くの住民の皆さんや企業団体の方々などにご理解をいただき、幅広いご協力をいただけるよう町が率先して林業の振興及び美しい森林づくりに取り組んでいきたくて思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（宇野光廣） 石原大成君。

○9 番（石原大成君） 町長の答弁で、林業振興のための施策は概略理解することができました。また、町の取り組みの姿勢も大いに評価するものでありまして、期待をしております。最近の地球温暖化や異常気象の頻発する中で、その大きな原因の1つが森林の破壊と言われております。世界的に見れば大津町の森林は小さいとはいってもかもしれませんが、まず我が町の森林を守り、環境を守ることが第一歩であると思います。また、この森林の持つ多面的機能は重要であり、特に緑のダムと言われるように洪水を防止し、地下水を生み出すなど、その能力には優れたものがあります。しかしその能力を引き出すためには、森林の間伐などの手入れが必要であります。荒れたままでは、その機能を十分機能することができません。そのためには人工林の手入れ、伐採後や広葉樹の植林などの施策が必要であります。その森林が外国産木材の輸入などによる価格の低迷や森林従事者の高齢化、後継者不足、私有林の放置や伐採後の放置など、崩壊し、危機的状況にあることは町長も認識され、そのための対策を執られているものと答弁があったかと思っております。そこで、施政方針で示された林業対策の今後の事業内容、取り組みについてお尋ねします。また、今まで多くの民間企業などで植林されてきていますが、山を守るためには非常に重要なことであると考えますが、今までの実績と今後の取り組みについて、再度お尋ねいたします。

○議 長（宇野光廣） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今まで一生懸命取り組んできたことをしっかり読ませていただきましたけれども、やはり農業と同じで儲かる林業というのをやっていかなくちやならない。そのためには、今の価格低迷において大変厳しい試練を今現在は受けておられ、そしてそういう試練をどう乗り越えるかというためには、林業経営の採算の合うような形をやらなくちやなりませんけども、議員おっしゃるように第2次的な生産、過程を考えなくちやならないんじゃないかなど。そういう意味におきまして、水資源と同じように、木質のエネルギーというような形で捉えることが必要じゃないかなど。全国でもそういう感じのペット化した、それを燃料化するというような研究が今進められておりますので、そういう研究機関、あるいは大学、そういうところの研究内容や経費関係等も十分検討しながら、第2次に跨るそういうエネルギー活用というようなことも今後考えていかなくちやならない大きな課題



があるんじゃないかなと思いますので、今後については十分その辺の勉強をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（宇野光廣） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 石原議員の具体的な森林対策ということのご質問ですが、今、議員ご指摘のように、最近の世界的異常気象というのは年々悪化しております、気温の上昇、あるいは旱魃、大洪水、あるいは大きな湖の減少というふうな散々たる状況もございます。その異常気象の影響で様々な影響が表れておまして、農産物の凶作によります世界的な食糧危機であるとか、あるいは飼料作物の不作による穀物の高騰とか、あるいは海水面の上昇とかです、いろいろその内容、連日のように報道されております。特に農地とか森林の砂漠化、これはもう毎日数百キロ平米の耕地が砂漠化されているという報道もあります。この環境破壊というのはいろいろ要因が考えられるというふうに思いますけれども、地球温暖化、二酸化炭素の排出で地球温暖化ということもあると思いますし、ただ大きな原因として、世界の森林伐採等によります森の減少というのが大きな原因であるとも言われております。大津町で林業振興をはじめとする環境対策ということで様々な取り組みをやってきました。毎年町有林の整備ということで、先ほども町長が申しましたように事業を行っておりますし、環境の森とか20世紀の森あたりに多くの企業とか、あるいは熊本市の協力金によりまして植林を行っております。そういうことで、最近の異常気象にかかわらず大津町では大きな災害も起こっていないということで、先ほど議員がおっしゃられましたように、森林の持つ多面的機能といえますか、そういうのが大きく作用しているのではないかとというふうに考えております。森林の重要性につきましてはですね、町長が答弁しましたように、20年度も様々な取り組みを取り組んでいきたいというふうに考えております。事業内容ということ、具体的な事業内容ということですが、林業施策の基本となっておりますのが大津町の林業施業計画という計画に基づいて、今、事業を行っております。町有林約500ヘクタール現在ありますけれども、その500ヘクタールに基づきまして今やっておりますけれども、その施業計画、21年の1月で5年間の計画が終了いたします。そこで、20年度で新たな森林の施業計画ということでその策定を行うという事業内容を今立てております。それから、保育事業ですが、下刈り、除伐、それから間伐、それぞれ予定しております。先ほどおっしゃられますように、間伐を行わないと緑のダムといえますか、そういう機能は果たせないということで、下刈りあたりを47ヘクタール、間伐を33ヘクタールほど計画をしております。

それから、私有林、広大な私有林でございますけれども、今、16年度から国・県の補助をいただきまして、来年度、20年度で215ヘクタールの施業実施計画区域の明確化ということで、その作業に取り組むようにしております。

それから、間伐の促進ということで、これは毎年民間の私有林の地主さんの方に間伐を促進するというので、平成20年度で500立米の計画をして補助をするような計画をしております。

それから、この人工林のほかに環境の森、それから瀬田裏、それから広葉樹の森ということで、多くの企業さん、それから熊本市などの植林で実績を上げていただいております。今までの実績ですが、環境の森に9団体、それから9団体で約68ヘクタール、それから俵山の関係、20世紀の

森に10団体、これは15.4ヘクタールです。それから、瀬田裏は1団体が1.2ヘクタール、紅葉とか桜、それからコナラなどの広葉樹、現在まで約26万3千本植樹をされております。この広大な面積にですね、植樹をするという、あるいはその後の管理をするということには、非常に多額の費用が必要なわけですが、環境問題に取り組みたい、あるいは森を守りたいという企業とか、そういう団体の思いに非常に感謝をいたしております。

それから、最近の話ですが、現在熊本市の方が環境の森50ヘクタール植林をされておりますけれども、それ以外にあと50ヘクタール熊本県内で植樹をしたいという計画があるというふうにお聞きしましたので、その50ヘクタールをですね、ぜひ大津町の方で植樹をしていただけるようにですね、私どもも一緒に協力をしていきたいというふう考えております。

以上、具体的な取り組み、あるいは実績あたりをですね、述べさせていただきました。

以上でございます。

○議長（宇野光廣） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時19分 散会

本 会 議

一 般 質 問



日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

手嶋靖隆君。

○1 0 番 (手嶋靖隆君) おはようございます。1 0 番議員の手嶋靖隆が、通告順に従いまして 2 項目だけ一般質問を行います。

まず、行政改革についてでございますが、地方分権の時代を迎えまして三位一体の改革の中で必然的要素として徹底的行政の無駄を省き、さらなる行政のサービスの向上を目指すと施策を述べられております。本町の既存の組織を見直し、簡素で効率的な行政を実現することが地方行政の重要課題であることから、行政改革のために鋭意、検討されてきたと思います。今回問題点について意見を述べますが、町長の基本的な姿勢を伺いたいと思います。

まず、組織機構を簡素化、合理化ということでございますがその趣旨について。

それから 2 番目に人事的合理化、財政の硬直化の原因の 1 つに人件費の徹底的見直し、長期的な定員削減計画を立てられたことと、それから人件費の抑制のための当分退職者の補充を控える考えはないかでございます。

3 番目、既存の事務体系を見直し、行政の効率化を図り、補助金等が有効に使用されているのか、これらを整理をし、統廃合による有効活用を考えないのかということですが。

4 点目に行政運営の効率化と住民サービスの向上を図るために財政構造の仕組みを変える視点から今後、どのような部門を民間に委託、促進合理化を図られる計画かということをお尋ねを申し上げたいと思います。

以上、一般質問であります。

○議 長 (宇野光廣君) 町長家入 勲君。

○町 長 (家入 勲君) 皆さん、おはようございます。今日もまたよろしく願いいたします。手嶋議員の行政改革について、施政方針の中で申し上げておりましたけども、具体的に再度申し上げたいと思います。最初の組織機構の簡素化、合理化についてのご質問でございますが、本町では平成 1 7 年度に制定しました行財政改革大綱の中で、規制緩和や地方分権の進展や少子高齢化などの環境の変

化や多種多様な住民ニーズに対応し、迅速な思想決定を行うことにより、住民満足を向上させるために住民にわかりやすい簡素な組織への見直しと課・係等の垣根を越えた横断的な連携が図られる体系を構築するという方針を掲げております。この方針に基づきまして、平成18年4月には16課3室4局54係を8課13室5局54係体制へと見直す機構改革を実施し、子育て支援室の設置による子どもに関する施策の教育委員会事務局への一元化を進め、総合窓口室による証明書発行、窓口の一元化や町道や農林道など道路の整備に関する窓口を道路対策室で一元化することなどを行いました。その後約2年間が経過しましたが、その間住民の皆様からのご意見を基に平成18年度の機構改革の利点は継続しつつ、欠点は修正を行うなどの機構見直しの検討を行ってきた結果、平成20年度から部制導入を柱とする機構改革を実施する方針を固めまして、本定例会に部署設置条例を上程し審議をお願いしているところでございます。このように組織機構の簡素化や合理化効率化につきましては、住民の視点から見てわかりやすいものであること、住民と連携した行政サービスの提供を可能とする組織であることやコスト意識などの経営感覚を持った組織であること、または地方分権などに対応できる組織であることなどが特に重要であると考えておりますので、今後も行政改革の取り組みとあわせて適切な行政運営が可能な組織作りを進めてまいりたいと思っております。

次に2点目の定員管理に関するご質問でございますが、本町では昭和60年に第一次行政改革大綱を制定し、平成8年には大綱を見直した第二次行政改革大綱を設定するなど早くから行財政改革に取り組んでまいられました。その結果、職員数につきましては昭和60年に人口が2万2千8人、職員数212名の体制を、第三次行政改革大綱設定時の平成17年には人口が2万9千28人と32%増加していますが、職員数はそのままの212名の体制で行ってきたところでございます。同時に集中改革プランを策定いたしまして、この中で平成17年度の職員数212名を計画期間の5年間で5.66%に当たる12名を削減して、200名とする削減目標を立て、現在計画どおりにその適正化を図っているところでございます。さらに長期的な定員管理計画としましては、平成17年12月に大津町定員管理適正化計画を作成しており、これには平成17年度から平成31年度までの15年間で22名を削減して190名とする削減目標を定めております。現在、公表されております平成17年度決算による定員管理の適正度を見ましても、人口1千人当りの職員数が全国市町村平均8、縣市町村平均8.50に対して、本町は6.40人でいずれの平均値よりも下回っています。今後の人口の増加や地方分権や権限移譲などに伴う業務量の増加も考えられることから住民サービスを維持、向上していくための体制作りをまた重要であると考えており、したがって今後適正化の取り組みにあたっては退職者補充の抑制を図ることはもちろんであります。年齢構造等も考慮したうえで民間委託の推進や職員の人材育成等の取り組み等も連動しながら住民サービスや行政運営に支障のない適切な定員管理を図ってまいりたいと思っております。

次に第3点目の補助金の整理合理化に関するご質問でございますが、町では行政改革の取り組みの一環として集中改革プランに補助金の適正化を掲げております。事業の効果性や交付対象者の適格性、対象経費の交付基準などについて基本的な事項や考え方について定めた大津町補助金交付基準などを平成17年度に設けて、これに基づいた補助金交付の適正化を図っているところでございます。特に

団体等への補助につきましては、運営補助から事業費補助への切り替えを中心に取り組んだ結果、一定の見直しの成果があったものと考えております。しかしながら補助金が施策の誘導や財政支援など一定の機能を有し、効果を挙げてきた反面自立性や責任分担などの問題点や長年に渡って交付されている補助金の既得権化なども指摘されているところです。そこでさらなる適正化を図るために現在新たな交付基準等を策定する準備を進めているところです。補助金には行政関与の度合い、財源、受益者の違い、行政の政策的な意図など多様な要素を含んでいることもありまして、画一的な見直しを行うことが困難な一面もありますが、ご質問にありますような目的、用件が類似の補助については整理統合が図られるように検討してまいりたいと考えております。また補助金の効果につきましては、支出が客観的に見て公益性があり、町の振興総合計画等に位置づけられるなど施策の目的達成に結びつくものや町が直接事業等を行うより効果的であるものなどに補助金を交付しているわけですが、これら地域の住民自治や社会福祉の向上に寄与することはもちろんのこと、産業、経済、教育、文化及びスポーツの振興などに寄与することが当然求められるべきであると思っております。このように補助金は単に補助目的を達成するためのものではなく、その成果や効果は町が目指すまちづくりへと結び付き、町民との共同によるまちづくりにふさわしい施策実行手段でなくてはならないと考えておりますので、今後は単なる一律の削減を目指す見直しではなく、目的、効果、仕組みなどが今の時代に適合しているかどうかなどを十分に検証し、より実効性のある制度とするための検討を行ないながら適正な交付と執行に努めてまいりたいと考えております。

4点目の民間委託の推進に関するご質問でございますが、現在町では民間の能力を活用しながら住民満足の向上と経費節減の効果を図るという行革大綱や集中改革プランの方針にしたがい、民間にできることは民間にを原則とした民間委託の取り組みを進めているところです。具体的には公の施設については、平成18年度に総合ターミナル施設大津温泉岩戸の里や学童保育施設など7施設に指定管理者制度を導入しました。新たに平成20年度からは若草児童学園と楽善ふれあいプラザへ同制度を導入し、下水道の浄化センターには包括的民間委託を導入する予定でございます。また各種事務事業につきましても今年度は行政バスの運転業務の民間委託などを実施しております。今後町が将来にわたって一定の行政サービスを維持可能とする財政構造を維持していくためには、まず町の役割について本来行政が担うべき事務事業は何なのかといった行政の守備範囲について明確にすることが必要であります。そこで行政評価システムなどを活用し、経営型的業務を含めた事務事業全般にわたっての評価と見直しを行いながら経常的経費を抑えて、投資的経費に充てるといった財政運営を継続していきたいと考えております。この中で民間委託につきましても業務の効率化の主要な一手法として民間にお願いすることで、効果が図られるものについては今後も民間委託を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本町の行政改革大綱の実施計画として位置づけられる集中改革プランの最終年度である平成21年度まであと2年間となりました。平成20年度はそういった意味でもこれまで検討を続けてきた改革項目についてはある程度の方針を出さなければならない重要な年であるともいえます。これらを慎重に検討しながら住民満足、住民共同経営の視点に立って、大綱やプランの目標

達成に向けた行財政改革の取り組みを住民の皆さんのご理解とご協力を得ながら、推進してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 再質問を行いたいと思います。組織機構の見直し等につきましては、先般もちょっとお尋ねしておったわけですが、住民の目線でわかりやすくということで配置をされたということに対してはですね、評価する点があるように思います。ただ今後心配されますのは機構の改革によってですね、複雑多岐となり責任の所在が不明確になる、また反対に能率低下になりはしないかということ懸念しております。そこら辺をどのように今後検証されて確認、再度、されるのかをですね、確認したいと思います。

それから人件費の抑制等でございますけれども、人事の合理化というのは職員の適正配置になるのかと思います。そういうことで定員の管理計画も立てられてきたわけですが、その基準となるものをですね、これちょっとお尋ねしたいと思いますが、普段大体あの人口等の段階別の職員規模というものもあっておりますけれども、それから類似団体ですね、との対比とか、財政支出の増減とか、それから国の公務員制度等の改革によってその推移を極めてですね、農林評価等も導入しながらされるということも聞いております。特にどこを基準にですね、これを定員管理を作成したのかを再度お尋ねしたいと思います。それから定数は将来200名を切るような状況で計画してありますけれども、臨時職員がですね、かなりおりますので、その18年度も1億円4千万円ほどの臨時費の人件費を支出されておりますけれども、そこら辺の配置をどう考えられるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 町民の目線でやっていく中におきましての説明責任の所在の確認であるというか、そういう場所はどうであるかというようなことでございますけれども、機構改革に基づきまして住民の皆さんにサービスの向上が落ちないようにするために本年度1月頃から同じ子育て関係や福祉関係を一緒にするとか、あるいは証明関係の窓口業務関連等がばらばらであったのをワンストップ化するというような形で関係の課、関係等同じセクションによせながらやらせていただいております。そのようなことで、住民の皆さんの説明責任には十分対応できて、より効果が上がっておるというふうに思っております。もちろん今包括支援センターもやっておりますけれども、この説明関係についての相談等についてもその窓口によって、カード式において各関係課の対応をやっているというようなことで、住民の皆様との相談にも一歩前に進んでおるというふうに自覚しております。今後また人材支援センターもできておりますけれども、そのようなセンターの活用において、各学校あるいは不登校関連等の関係の職員や保護者やそういう方々が一本になって、それぞれの相談がうまくできていくというふうに期待を申し上げているところでもあります。そのような形で機構の改革見直しをやらせていただいております。職員の基準関係について、どう決められたかということにつきましても、職員については現在の職員の年齢とか辞める時期等を十分検討しながら、そしてまたそれに基づきましての人員管理計画の中での採用関係を年次的に採用していくというようなバランスをしっかりと



りっております。ただし各隣接あるいは類似団体との比較検討というのは、それぞれの行政におきましての行政のやり方がそれぞれ違いますし、我々としても大津町における民間委託を初めとする業務事業の見直し関係、それぞれの地域における格差もあるかと思えますけれども、その推進を図っていくためには人員減のためには地域の皆さんと共にまちづくりに共同でやっていただくような方向を示していただきながらやっておる、そういう形の地域支援、職員の配置関係等でも賄っていくとか、そういう方向でお互い政策会議の方針とかいろんな形で、業務の内容関係等についても決定事項を定めておりますので、そういう中での職員の必要な数字については、はっきり行政がやるべきものについては、職員が責任持ってやる、その数を検討しているところでもあります。また臨時職員の配置関係が大分多くなってまいりますけれども、大津町における臨時職員の雇用関係については、臨時職員のそれぞれの立場の条件がいろいろ違いますので、それに合った人たちの雇用条件に合うような形で各部署関係等で雇用をお願いしながら、進めておるといような状況でももちろん雇用の増大、臨時職員の増大はまぬがれない点が出てくるのは確かでございますけれども、職員との人件費を比較検討しましてもあるいは住民サービスの面についてもやらせていただいております。何でもかんでも民間委託がいいというわけではございませんし、やはり行政でやってやらなくてはならないものについては、十分本年度におきましての方向性をはっきりと決めていくといような大事な年といふふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 一つ申し遅れておりましたけれども、補助金ですけれども、これは補助金の交付基準定められてですね、やっておられるわけですけれども、そのほかに団体運営の補助金とそれから事業費補助等があるわけでございます。それについての交付された補助金ですね、目的が適正かつ効率的には施行されているのかということ、それから事業内容の精査ですね、事業の見直しとそういうことをですね、どういうふうにされたのか。補助金交付のあり方については、一応交付規則があるわけですけれども、その中で町長が補助金の交付を受けたものに対して、当該事務事業等ですね、補助金の使用等について、必要な指導をするということになってはいますが、このことについて今までされたでしょうか。それ伺いたいと思います。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 補助事業の交付したあとの検査につきましては、それぞれ報告をいただいて担当課の方で検討しております。例えば地域支援事業関連の補助金についても限度額決めておりますけれども、出てくる各地区からの状況等も逐次検討しながら、これはだめですよとかそういう形の内容を検討して、要望事項よりも減額するといようなこともたくさん出ておるようでございますので、担当課の方で十分それに基づいて検証をしておるところでもあります。

○議 長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 1問終わりたいと思います。

2問目ですけれども、大型居住団地の育成促進ということで出しておりますが、これは美咲野団地のことでございます。これまで熊本市のベッドタウンとしての存在から熊本市東部を含む一帯の産業

や交通、文化の拠点として役割が大きく、本町におきましても本田技研を初め誘致企業が集積する中核団地・室工業団地があり、隣接地にはセミコンテクノパークによるソニーなどの半導体の関連が軒を並べている状況でございますが、新興産業誘致の成果が昼間の人口比率が高いと言われていた地域でもあります。さらに交通インフラではですね、都市計画道路が町と南北に縦貫し、平成21年度をめぐりに国道57号線を直結する横断都市計画道路が予定されておるといふようなことでございますし、北西にも道路整備が進んでおるといふことで縦横の2本の幹線が交わるのが美咲野でもあります。JR豊肥線が電化されまして熊本市を中心まで短縮、特急有明の肥後大津の乗り入れ等もあります。なおさら福岡までの距離も近くなったようでもございますし、さらに熊本空港から高速道路インター近くなど交通アクセスの利便性も高く評価されております。一方本町では子育て支援システム等も重実し、子どもを持つ家庭では育児ヘルパー利用、子育て支援センターでの相談、いけば家庭への情報提供なり供用利用、援助等、それから関係機関とのネットワーク等もなされているということで、学童保育、学校時間外等の預かり等のシステムもあり、また県立高校の2校を有し、隣接には有名校も近い交通便によいさらなる発展が期待されることを踏まえて、今後まちづくりの基本理念でありました大型団地の造成については、行政支援を基に改革がなされた人口増加も期待され、町財政を寄与するものと思われませんが、団地内に公的な施設また商業施設等の進出がなくですね、借造成地の用途変更を余儀なくされるのではないかと懸念もあり、住居環境に支障をきたすのではないかと心配されております。そういう現状を見まして開発許可済みの町のJRでは、その当時小学校予定地として約3ヘクタールの造成が基本協定された経緯がありますし、総合協定に基づいて造成された用地が遊休地として放置されているというふうな現状を見まして、今後行政の支援の下に公的な施設及び商業施設等の誘致促進を図ることが急務な課題ではなかろうかなというふうに思いました。町長のこの所見を伺いたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 美咲野団地は大津町にはなくてはならない団地ということで非常に、当初の計画は56.5ヘクタールの1千280区画ございましたけども、現在の状況は720区画で528区画が売却済みでありまして、417世帯の方が住んでおられます。残りの21.6ヘクタール、計画予定420区画がまだ荒造成のままです。ここ2～3年急遽に住宅地が建ち並んで来ておりますが、今年におきましてJRのお話によりますと当初は最初2～3年前まではなかなか売れ行きが悪いものですから、坪4万円ぐらいまだかかるということで、大変金額的な問題とかいろんな問題で造成ができないような状況でしたけども、現在はよく売れておるといふことでございます。その中で検討が今なされておるといふような中で、ましてその大津町としてはあそこの住宅地をほしいんですけども、町ではどうしようもないというふうな状況でございます。現在19年度で緑ヶ丘保育園の移転が決まって今工事が進んでおります。そういう意味におきまして、あの地域の住宅地の皆さんの歓迎すべき保育園じゃないかなあと思いますし、また近いうちに簡易郵便局もオープンされるというふうな話も聞いております。そういう意味におきまして、民間活用の施設が民間の力によってなされておるといふことでございます。大津町におきましての支援ということにつきましては、今後JRの検討の中での用

途地域の見直しなどについてのそういう部分についてのご協力はできますけども、今のところ公共施設関係等の建設予定は全然考えておりませんので、今後についての民間活用で進めていただければという思いをしております。

○議長（宇野光廣君） 手嶋靖隆君。

○10番（手嶋靖隆君） 美咲野の開発についてはですね、JRとはいつも話しておるんですけども、いつもそこら辺がですね、出てこんもんですから、何とかやはり開発にはですね、協力していかんということで考えておるわけでございます。特に学校用地の件については、そのまま放置されているということでございますし、どうしても学校がそこにできないということであればですね、それなりにJRさんもはまってやはり他のことを考えていく必要があるんじゃないかなあと思っております。まだ大津町にも北小のことについてもありますけども、校区の見直し等がまだ3月末になっておりますので、ちょっと見通しが立っておりませんけれども、今後特にあの地区が一番児童数も多いということで、150名ですかね、今は。右上がりの数字で推移しておるといようなことがあります。大津小学校のこともですけども、約840名ほどになったということで20クラスそれからプラスアウトを使いながらですね授業をしているということでもございますし、ここら辺の点もですね、早急に解決せなんことでもあろうかと思えます。そこら辺踏まえましてこの団地の育成についてはですね、町も強力に促進の支援をしていただくならというように考えております。特に若年層の家族が多いということで、今高齢者が5%ということもございます。そういうことで今後ますますやはり規模等がですね、拡大推進してきますと段々増えてくるということは確実にございますけれども、まだまだ200戸ほどのですね、戸数が残っていると、現在1,400名ですかね、の人口にはなっているということもございますが、今後早くJRと一体となつてですね、この人口居住の拡大に努めていきたいと思えますので、よろしくご指導ご支援をお願いしたいというふうに考えます。ということで進めていきたいと思えます。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（宇野光廣君） 暫く休憩します。10時50分から再開します。

午前10時35分 休憩

△

午前10時49分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 皆さん、こんにちは。通告順に従いまして1番議員鈴木ムツヨが町民の皆様を代表いたしまして、一般質問を行います。4問行います。

1 問目、教育行政について

2 問目、組織機構改革について

3 問目、不交付団体の新たな財源について

4 問目、大津地区公民館分館について

を町長、教育長にお尋ねいたします。

町民意識調査、「俳句で詠もう大津町」の中でとても楽しいのがありましたので、紹介します。「手をつなぎ、心もつなぐ大津町」「若者が留まる町よ、この町は」「うまかばい、皆で育てた掘り出し君」「年寄りが大手を振って歩く町」「自分にも人にも厳しい大津町」

20年度予算が審議されています。自分にも人にも厳しい予算になっているのでしょうか。どうでしょうか。

1問目の質問、教育行政について。図書館運営について、教育委員会の情報公開、教育長及び教育委員会との対話の日の設定を。平成20年度の図書館備品等購入費として、2千123万5千円とブックスタートに52万7千円の予算が計上されました。一般図書8千冊と視覚障害資料約300点などです。現在の蔵書数は約11万1千冊となっています。きれいな図書館できちんと整理された本が並んでいます。児童書の所には紙芝居もたくさん種類があります。私も読み聞かせて月に1度は借りていますが、ケースも借りられるので大変便利になりました。ジャンルも豊富に揃っていて何時間でも本を読んでいたい心境になります。貸し出し冊数は平成18年で24万4千817冊で1人当たり約8冊です。単純に人口で割りました。ブックスタートは月1回6から7ヶ月の乳児健診時にボランティアの方によるブックスタートの説明や読み聞かせをして、保護者と赤ちゃんに本に親しんでもらうために配布する絵本、1人2冊の購入費です。この時いろんな話もされるそうです。毎月30人ぐらいの人が来られるということになっているそうです。また移動図書館未来号で幼稚園や保育園等20ヶ所を巡回されています。園児たちも未来号を楽しみに待っているだろうと思います。管内での毎週土曜日と水曜日に行われている読み聞かせもあります。このような行事を通して本好きさんが多くなり、親子連れも多く来られています。ここで母親の悩みが出されています。靴音が響く、カーペットの場所が限られていて、そこ以外を歩くと靴音が気にかかるということになります。せめて子どもコーナー部分は全部カーペットを敷いてほしい。また親子の会話もシーンと静まりかえった室内では大変気になり、子どもに「静かにしてね」と言わなければならない状況になるとのこと。県立図書館では気にならなかったとのことで、音楽を低く流してもらえないだろうかという要望があがっています。せっかく本を好きになって図書館に来られる親子の方のためにすぐにでもできることではないかと思われるのですが、いかがでしょうか。またユネスコの公共図書館宣言には「地域において知識を得る窓口である公共図書館は個人及び社会集団の生涯学習、独自の意思決定及び文化的発展のための基本的条件を提供する」とあります。文化の発信基地としての図書館、民間で開催するコンサートやフェスティバル等で有料のものはチラシを置いてもらえないようですが、確かに有料では駄目だろうとは思いますが、出演者に払う金額はどかがしても必要です。教育委員会の後援があっても駄目だと断られるのは、教育委員会と図書館の連携が取れていないからなのではないでしょうか。菊陽町も合志市の図書館も置かせていただきました。またチラシの棚もべた置きですので、見える置き方に変えるべきだと思います。

教育委員会の情報公開と教育長及び教育委員会の対話の日の設定を。教育委員会がいつもはどんなことをしているのか、一般の人にはなかなかわからないようです。議会は議会の日程をインターネットで議事録や議会だよりを開示し、傍聴も呼びかけています。それに比べると教育委員会は閉鎖的です。少なくとも議会並みに情報公開されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。教育委員会は町

長部局から独立した教育行政の最高府、その責任は重いと思います。ご苦勞が多いと思われませんが、高度の専門職として教育長は教育委員会が本来の機能を發揮するためにどのような点を考慮されて運営に当たっておられるのでしょうか。また保護者や子どもたちそして教師と直接つながっていただくために教育長及び教育委員との対話の日の設定が、必要ではないかと思われすがいかがでしょうか。教育長のお考えをお伺いいたします。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） 皆さん、こんにちは。鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず図書館の運営についてですが、図書館は生涯学習の場として多くの町民の方が利用されております。そして多くの方は図書館は静かに本を読んだり勉強したりする場所であるというような印象を持たれております。しかしながら大津町は子育てに力を入れておりまして、親への働きかけもしておりますし、ご指摘があったように図書館でもブックスタート事業を推進し、子どもがイメージの中から言葉を獲得する力がつく、そういうような支援をしております。そのような中で本を読んだ親が今度は図書館に来て新しい本を選び借りるというようなことは極自然な流れではなからうかと思えます。図書館もできるだけそのような親子を支援しておこうという努力はしております。開館した頃に比べますと小さい子どもを連れた大人の人たちのマナーも大変よくなって、子どもに対する公共の場での接し方、これも格段によくなってきているというふうに感じております。日頃図書館が心配していることは、1歳半から3歳ぐらいの子どもへの対応です。大きな声を出し続けたり他の来館者に迷惑がかかることを心配しております。また走り回る子どもさんもいて、しかし見えていない親さんもいらっしゃいます。転んで怪我をすとか、他の人にぶつかるとかそういう恐れもありますので、早めに職員の方で対応を心がけています。音の問題につきましては、BGMを流すという方法もあると思えます。しかし真剣に問題を考えている学生さんもいますし、BGMを流した方がいいかどうか、これは今後利用者の方々のご意見だとか、アンケートだとかをとって検討していきたいというふうに思っております。

それから教育委員会の情報公開についてですが、現在定例の教育委員会というのは月1回の割合で開催をしております。この教育委員会は傍聴できるようにしておりますし、以前も私になってからも何回か傍聴にお見えになった方もいらっしゃいます。そういうことから結論から申しますと、ガラス張りの教育委員会にしていきたいと考えております。ただし個人の情報に関することについては公開はしておりません。教育委員会をご存じのとおり合議制のものであって、町の教育の基本方針の策定や委員会規則の制定・改廃、教育機関の設置や廃止、職員の人事等を管理、執行しております。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この改正で住民への説明責任を果たしていくために教育委員会が事務の管理、執行状況について、点検評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し公表することになっております。また点検・評価を行う際は学識経験者の知見の活用を図ることが規定されております。この法律は来年度4月から施行されますので、早速教育委員会としましてはどのような点検・評価項目を設けるか、また報告書の様式、議会への報告の方法、そういうことにつ

で現在検討しているところでもあります。また、学識経験者の知見の活用についても意見を聴取する機会を設けるなど、創意工夫を凝らし現在案を練っているところでもあります。このようなことで情報公開につきましては、現在も教育委員会のホームページや町の広報紙等である程度行っておりますが、来年度からはさらなる情報公開に向けて検討していきたいと考えております。

次に教育長、教育委員会の住民との対話の日の制定ということですが、結論から申しますと改まった対話の日というのは考えておりません。と申しますのは、現在でもさまざまな団体や地域の方々などがよく訪ねて来られます。そしてそういう申し出があったときには、時間を設定し必ずお会いをしております。そういう意味で今後も対話は続けていきたいと思いますが、先ほど申しましたように改めてはっきり決めた日ということでは制定は考えておりません。以上です。

それからチラシの配布の件について、お話がありましたが、図書館ではポスター、チラシの添付、配布については内規を持っております。それを基準にポスターを貼ったりチラシを配布したりするようにしております。前回、チラシのことについての件については、説明が十分あってお聞きになった方も納得したと伺っておりますが、以上です。

○議 長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1 番（鈴木ムツヨさん） 今、カーペットの件なんです、あのカウンターの周りが少しですね、カーペット敷いてあるんです。子どものコーナーのところまではカーペットは敷いてないという部分があって、やっぱり音がですね、どうしても靴の響く、音が響く、でとてもやっぱり気になる。親としてはですね、子どもと一緒に連れていかんと、残して行くわけにもいかないので連れて一緒に行くと、一緒に行く方がいいわけですけど、本に親しむということではですね。ただやっぱり靴はどうしても気になるので、そこはしてほしいという話が出てました。それと県立図書館では確か小さくBGMで流れていると思うですよ。全然気にならなかったらしいですよ。大津町は本当に皆さんシーンとして、まあ当たり前のことです、静かに本を読んで勉強する、当たり前のことなんです、やっぱり子どもとの会話の中でですね、これがいいとかいろいろですね、子どもも話しながらお母さんと話しながら本を見たりという部分もあるかと思しますので、一度流してみてもいいんじゃないかというふうに思いますが、それはちょっと検討、アンケートをとるといような話をされましたので、もう少し煮詰めてほしいというふうに思います。

それと教育委員会が月に1回なされているということでしたが、日にちが決まってないということでは情報公開にはなっていないのかなあというふうに思いました。それで広報がですね、大津の広報が毎月出ますし、学習紙が出ますし、その中でですね、教育委員会のコーナーで今月は何日にありますというようなことで情報公開していただくのも1つの手ではないかというふうに思しますので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

それと先ほど事務点検の結果を公表するようになるということで、学校の事務の点検、そうじゃなくて、教育委員会の。ああ議事録という意味ですか。はい、わかりました。あのあまり私1回も見たことないのでぜひそういうのが出るということでは楽しみにさせていただきたいなあというふうに思います。

それと対話の日の問題ですが、大津も町民対話の日ということで町長も何回かなさって、職員が皆さん地域に出向かれるということでそこで話が出るということで、今あのおやめになっているところなんです、確かに申し込んでお話をしに来られる方はいらっしゃると思うんですけども、なかなかその1人2人でですね、お話にくるといのはとても勇気がいることで教育長というのはやっぱり雲の上の人だという考えを持っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、日にちがですね、教育委員会さん、毎月でなくてもですね、年に何回かですね、対話の日がありますよというようなことが設けていただければ、気軽にまだ対話の日に来て話を聞いてほしいという方もいらっしゃるのではないかというふうに思います。やっぱり学校ではですね、なかなか解決しない問題もたくさんあるように聞いています。私たちが聞いてもなかなか解決ができないわけです。やっぱり教育長、教育委員会の交通整理っていうんですかね、そういうのがあればですね、随分変わってくるのではないかとこのように思いますので、再度の質問よろしくお願いたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） いくつかありましたが、BGMの件については流してみてもどうかというようなことでしたが、確かに流してみてもいいということも考えられますけども、先ほど申しましたように流す前にどんなふうにお考えなのかを皆さんのご意見それからアンケート等で十分わかった上で流すというような形になれば、そっちの方がベストではなからうかと思っておりますので、先ほど答弁いたしましたような形で進めさせていただくならばと思います。

それから委員会の設定の日を住民の方に何らかの方法で公開してほしいということにつきましては、十分検討して何らかの方法では前もってわかるようにしていきたいと思っております。

それから対話の日、月に1回ということではなくて、年に何回かでも云々というようなことでしたが、一応教育問題についてのいろいろな思いは皆さんおありかもしれませんが、一義的には直接教育委員会にというよりも、やはり自分のお子さんだとか、自分の近所のお子さんのことを考えると大体は、まず学校の方にいろいろ言われる、そして学校で大部分は解決する。どうしても学校で解決できないようなところが私の方に上がってきているわけです。ですからそういう意味では改めて申し上げなくても、学校で解決できないようなことが、それは校長を通して私の方にも上がってきますし、そういう意味では特別設けなくてもいいんではなからうかというふうに今も思っているところです。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） そこはじゃあそういうふうに考えます。チラシの件なんです、教育委員会が後援して図書館がだめだという件については、どうお考えなのかということとですね、もう一つあの。じゃあもうそれをお願いします。

○議長（宇野光廣君） 首藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） チラシの件についてお答えしたいと思います。先ほど教育長から話がありましたように図書館には配布物の内規というのがありまして、それに沿って取り組んだということでした。鈴木議員からお話がありましたように他町村のチラシ配布協力とかですね、そういう状況もありますし、図書館協議会等もありますので、私ども教育委員会といたしましても図書館

とですね、この辺について協議をして取り組んでみたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1 番（鈴木ムツヨさん） それでは2問目に移ります。組織機構改革について、女性職員は全体の3分の1を占めておられます。今回の改革は平成18年度の改革から家入町政では2回目になります。菊池地域の現状に合わせたものになっています。現行の課・室を部・課に昇格させるものです。大津町で初めて部長制がしかれることになりました。施政方針で行財政改革については、実施した時点で次の改革が始まるものと考えています。そういう考え方で今後とも現状に満足することなく、常に行財政全般について改革を進めていきたいと思っておりますと述べられています。的確な判断の下に改革が行なわれていると喜んでおります。現状の認識で大事なことの1つ男女共同参画、熊本県が出されている男女共同参画ガイドブック、男女共同参画社会は皆が住みやすい社会ですと謳われています。またQ&Aで、

Q、男女共同参画社会とはどういうものですか。

A、男性も女性も性別によって生き方が決められるのではなく、自分の個性や能力に応じてさまざまな生き方を選択することができる社会のことで、老若男女共同参画社会ともいえます。男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題、男女共同参画社会基本法に位置づけられている重要なテーマです。

Q、男女共同参画によって何がどう変わるのですか。

A、性差別性別による固定的役割分担、偏見などを見直すことにより社会や個人は次のようになります。男性ばかりで物事を決めてきたところに女性が参画するようになり多様な意見や価値観を踏まえた判断が可能となります。職場に女性が進出し、男性も女性も仕事と個人生活とのバランスが取れた働き方ができるようになります。家庭や地域活動に男性が参画することにより、地域活動が活発になり子どもたちや高齢者などが暮らしやすいまちづくりが進みます。そして男だから女だからと性別によって生き方を決めつけられることなく、個性や能力に応じてさまざまな生き方が選べるようになります。

Q、男女共同参画作りのため私たちは何をする必要がありますか。

A、職場では男女平等の重要性を理解し、均等な機会と待遇の確保、ポジティブアクションの推進に努めましょう。ポジティブアクションとは積極的改善処置の意味です。また女性の能力活用の重要性を理解し、職業能力の開発や能力発揮の支援に努め、管理職や役員等へ女性を積極的に登用しましょうとあります。女性管理職の割合を30%にできないか町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 女性の登用でございますけども、大津町におきましても男女共同参画からの懇話会の提言もいただいております。ましてや今議員言われたとおりに進めていかなくちやならないと肝に銘じておるところでございます男性も女性もそれぞれ仕事あるいは家庭の子育ての専門家にならなくちやならない、そういう意識がまず必要だというふうに思っております。おっしゃるよう



女性の30%でなくても全部が女性になられても結構だという思いをしております。そのような思いの中で今大津町におきましては職員採用関係等についても男女の区別なく、試験成績に基づきながら採用を行っておりますとともに、採用後は男女の区別なく配置を行って仕事に頑張ってもらいたいところでもあります。そのような中で人材育成ということにつきましても研修関係等についても男性だけでなく女性の方にも本年度におきまして、県の職員研修につきましても女性を今回派遣をする予定にしております。そういう意味におきまして職員も女性のやる気をしっかりと起こしておるところであります。そういう意味におきまして管理職関係等につきましても、現在前の女性が悪いというわけじゃございませんけども、そのような思いがあった点は反省をしておりますので今後女性の頑張るそのような職員については管理職についてもどんどん登用しながら、その能力や適材適所の配置を十分検討しながら女性の頑張りを期待しておるところでもあります。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） とても何か嬉しいいいお話かなあというふうに思います。今度の改革では会計管理者と教育部を合わせると部長職で7人、課長職で公民館と図書館を入れると21人となっています。手当は現行のままなので人件費への影響は少ないとありました。しかしながら名刺の肩書きが物を言う社会もあります。男女共同参画は行政がリードしていくべきと考えます。大津町で初めて部長制による女性管理職の割合は家入町長の女性への理解のバロメーターにもなってくると考えられます。今お話がありまして、どう変わっていくのかなあというふうに4月が楽しみかというふうには思いますが、具体的には今わからないと思いますが、じゃあこれは4月を楽しみにしておりますのでこれはこれで終わります。

3問目に入ります。不交付団体の新たな財源について寄付条例を設定しては、平成16年から取り組みが進められている地方分権の推進のための地方税財政改革、いわゆる国の三位一体改革により国庫補助金や地方交付税などが削減され、平成19年度には国から地方への税源移譲が行われるなど、これらは自主自立の財政運営が課せられています。幸いにも大津町は県内唯一の3年連続普通交付税不交付団体となりましたが、これは作られた不交付団体と最初の1年目は説明を受けたように思います。地域経済の景気の波をじかに受けるようになり、平成19年度は企業の好調な業績により町民税の増額補正があり、大変喜ばしいことでした。しかし今後の財政見通しの不安定要素は増してきていると思います。そこで新たな財源の1つとして寄付条例の新設についてお尋ねいたします。寄付条例は自治体があらかじめ複数の政策メニューを提示し、広く町民の皆様から政策を選んでいただき寄付を募ることにより、その政策メニューの事業の実現化を図るものです。地方税と違った形で自主財源を確保でき、広く国民、県民、町民のニーズが反映されるものです。寄付条例を導入している神奈川県大和市ではインターネットで寄付条例Q&Aを公開していますので、参考までに少し説明いたします。寄付条例とは寄付を市民参加の手法の一つと考え、寄付を通して行政運営に参加し、新たな施策の展開や充実のために町民の意向を直接的に反映し、町民生活をより豊かなものにする。寄付についてのわかりやすいルールを定めて寄付者の意向をよりの確に把握し、あわせて寄付の額、内容、使い途等を公表し、その透明性を高めること。寄付条例で取り扱う寄付とはお金と財産と物品を寄付

条例の寄付としています。財産は土地、建物、工作物などのことを言い、物品は備品や消耗品、入湯権などのことを言います。ただし開発事業に伴う土地や施設の寄付は対象にはなりません。次に事業のメニューとは何、寄付とはどんなことに使われるのかということですが、自治体があらかじめ用意している複数の政策メニューです。寄付者は本人に選んでいただきます。例えば寄付を子育て政策の充実に使ってほしい場合は、保健・福祉の充実に関する事業を選択していただき、同時に複数のメニューを選択することも可能です。メニューを選択せずに寄付していただくこともできます。その場合市長が使い途を決めます等が書かれてあります。寄付条例とはこういうものであるというふうに明確に提示されています。平成19年12月で全国28市町村が導入し、寄附金の総額は何と27億円とのことです。自治基本条例の策定も進んでいます。住民参加と住民満足をより深めるためにも寄付条例の制定について町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 寄付条例の設定でございますけれども、今おっしゃるように全国でも28の団体の中でやられておるようでございます。特に財源確保が大変な厳しい自治体である、そんな思いの心がその町民の皆さんあるいは出身の皆さんの温かいそういうふるさとを思う心で行われておる素晴らしいものであるというふうに思っております。今大津町は4年連続の不交付団体という元気な大津町でございますけれども、今アメリカの経済状況が落下してしまい日本の円高とあるいは株安のおかげで大津町の企業にも相当影響が出るというのは確かでございます。先行き見通しの悪くなるのを覚悟しなくてはならない状況の経済状況の中で大津町にもそのような条例をつくってもいいんじゃないかなあということでございますけれども、これについては十分今後検討していかなくちゃならないし、また町づくり、「町おこし大学」の中でそういう中で皆さんとともに検討をしていきたいと思っております。まずは大津町を愛し、大津町に関心を持っておられるあるいは大津町の企業の皆さん、従業員の皆さんを初めとしてそれぞれの大津町での思いやり恩恵を受ける、そんな温かい大津町の心を生かして今後そのような人たち、あるいはそういう企業ができるようにそちらの方を支援していかなくちゃ、まずその辺の寄付集めには、あるいはその事業、基金そのための利用は非常に厳しいんじゃないかなあと思っておりますので、まちづくりについては地域住民の皆さんと共に、そして企業の皆さん、そういう皆さんと共に一緒につくっていく方向をしていかなくちゃならない、それが心おこしであるし、その大津を愛する気持ちをしっかり作っていくということになるんじゃないかなあと思っております。大津町の宿場町の心、思いやりの心、これをしっかり生かすような行政を今後はしっかりやっていくことによって、大津町の寄付条例もおおのずと住民の皆さんからの温かい心がつながってくるんじゃないかなあと思っておりますので、先ほど申した「町おこし大学」の中で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） 検討していただけるということでありましたので、大変嬉しく思っておりますが、メリットについて少し書いてますので読みたいと思っております。先ほど言いましたように寄付を住民参加の手法の一つと考えて、その自治体に対して何らかの思い出を持った人が寄付を通して行政運営に参加をし、かつ財政的に応援することで町の活性化等に寄与しようとする制度がこの寄付条例で

す。この制度を使って積極的に寄付を募ることには多くのメリットがあります。1つ目のメリットは自治意識の醸成です。寄付者は政策メニューを選択する際にそのメニューがまちづくりに本当に必要か否かを考えます。この過程を通じて自治意識の醸成が期待できます。2つ目のメリットは個性的なまちづくりが期待できるという点です。規制のある補助金等と違って寄付の対象となる政策メニューの策定は、自治体自らが行うものであるために地域ニーズにマッチした個性的なまちづくりを行うことが可能になります。最大のメリットは自主財源が確保できるという点です。大津町の政策メニューを提示してそのメニューに集まった寄付を財源にまちづくりを進める考えをとということですが、町長がこれから考えるということでもありますので、こういうメリットがあることも頭の中に入れていただいて考えていただければというふうに思います。

では次に移ります。4問目、大津地区公民館分館について、機能が制約される公民館を地元が活用しやすい町民センターかコミュニティーセンターに、管理人の配置は資源物保管庫の設置についてお尋ねします。公民館は社会教育法第20条により市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。また27条では公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができるとなっています。23条の禁止事項では①もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること、②特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持すること、③特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない等が謳われています。公民館とコミュニティーの違いは公民館は法律的な根拠があるというのが大きな違いです。

次に公民館は事業を行い、コミュニティーセンターは事業は行わないとなっています。大津町には現在矢護川コミュニティーセンターがあります。自主活動に年間、平成17年は5千614人、平成18年9千254人が利用されています。菊陽町では武蔵ヶ丘コミュニティーセンターが主催講座として子ども向け講座が年間を通して7講座、大人向けが短期講座で5講座、自主活動講座が年間を通して54講座設けてあります。そのほかに町民センターが4施設、ふれあいの森研修センター、児童館、中央公民館がそれぞれに主催講座と自主講座を実施してあります。その数は平成19年で武蔵ヶ丘コミュニティーセンターを除いて実に283の講座が用意してあります。割合は主催講座が152で、自主講座が131となっております。各施設の講座案内が年度ごとに冊子になり、町民は豊富な講座メニューから選べ、充実した余暇の過ごし方ができるようになっています。大津町の実施講座と自主講座はどれぐらい用意してあるのでしょうか。公民館の目的を十分果たしているのでしょうか。また菊陽の各施設には館長や管理人がおられ、受付がその場でできるようになっています。大津町は生涯学習センター、オクス隣保館には担当の人がおられますが、他の施設は無人です。そのために利用者は大変不便な思いをされています。無人の施設では申し込み、支払が生涯学習センターになっており、高齢者や車に乗られない方はどうにかしてよと言われております。このことについてもどうお考えでしょうか。今回、まちづくり交付金事業で室にある大津地区公民館分館が室住宅の方に移転する

ことが決まりました。今までこの地域では気軽に集える場所がありませんでしたので、大変喜んでおられ時期がいつなのかと心待ちにしておられます。またせつかくできるのであれば、機能が制約される公民館よりも地元が利用しやすい町民センターかコミュニティーセンターにできないか、また申し込みや支払がスムーズにできるためにも管理人の配置は絶対必要であると思いますが、いかがでしょうか。また菊陽町、合志市では公の施設や公園に空き缶等を入れる資源物保管庫が設置されています。燃やすごみの約6割が生ごみで、残り4割は資源物の可能性があります。ごみ減量化は町財政にとっても大変重要な問題です。いつでも貯まったら保管できる場所があれば新聞や雑誌、ダンボール等も燃やすごみで出していた人も資源物で出されるのではないかと思います。管理は地元子ども会や老人会等へ相談されるとこのことは大変喜ばれることになると思います。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 室公民館の移転のあとの利用関係についてでございますけども、これについては今のところまだ白紙の状態でございます。ただつくることにつきましては、現在の室公民館の規模等であっていきということで予算を上げて設計も大体できてきておるところでもあります。そういう意味におきまして、大津地区公民館分館は現在自主グループによる活動や公民館講座などに18年度の利用者数は述べ2万875人の皆さんが利用されております。管理とかいろんな面についても検証しながら、今後の室公民館分館についても検討をしていかなくちやならないと思っております。公民分館に我々としてはしたいというふうに思っております。地域住民の皆さんとコミュニティーセンターにするかどうかというような話も出てくるかと思っておりますけれども、我々としては公民館としての講座関係等で活用をしていきたいという基本的な方針を考えております。もちろん管理人等につきましてもその辺を検証しながら民間活用というような形を取り入れていきたいということで正職員は置かないというような気持ちでおりますけれども、これにつきましては今言われるような問題点もありますので、公金を扱う関係も出てまいりますので、十分今後についての検討はやっていきたいというふうに思っております。また駐車場関連等の敷地内におけるごみの問題関係については、これにつきましてはまあ今現在南小や各地区でやっておられる例えば4R白川などでは資源ごみの回収をされている場合に学校の敷地や公民館敷地を回収場所として決められた日に行っておられますので、そのような常時設置でなくして限られたところでの管理をお願いするというような方向に努めていきたいと、これは老人会とか子ども会の利用関係で、その日を設定しながらやっていきたい。常時するとまだまだ管理衛生の面について問題があるというような思いもしておりますので、一時的な1日とかそういう計画の中で使っていただきたいというふうに思っておりますので、常時には置かないというふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1 番（鈴木ムツヨさん） 白紙ではないというふうに今話の中で聞きながら思ったんですが、5年以内だというふうに話が最初ありましたので、あと4年以内には建ちますよというような話を地元の方にはお話をしましたので、いつできるかというふうにしっかり待っていらっしゃいます。公民館も

自主講座もいろいろありまして、いいし、菊陽町ではコミュニティーセンターも両方されています。自主講座もあるし、その中でされる主催講座というものもあります。本当はコミュニティーセンターは事業は行わないというふうになっているのかなあとは思いますが、菊陽町ではできるということで、それはまた変わったのではないかというふうに思います。機能がやっぱり地元が使いやすい機能になっていくというのがやっぱりいいのではないかというふうに思います。地元とお話をさせていただいてコミュニティーセンターがいいというふうになって、じゃあコミュニティーセンターにさせていただけるのかどうかという部分も一つお聞きしたいという部分です。それと大津町は主催講座が少ないのではないかというふうに思いましたので、どうなのかなあ。かなり主催講座の厳選が非常に厳しいという部分も何かあるみたいで、それもひとつ思っているところです。そこは答えは答えられるだけでいいかなあというふうに思います。それと今資源物保管庫なのですが、菊陽町はですね、資源物保管庫の補助金を限度額10万円までですね、1保管庫の3分の2の額を補助をしています。衛生面でという部分ではですね、夏場に空き缶が多いのですが、残っておってどうなのかという部分ではありますが、大津町でも資源物保管庫を設置されているところがあります。日吉ヶ丘の方にですね、でやっぱりそこにあるということで、皆さんが持って来て、本当にたくさんたまっているのをいつも通るときに見せていただきます。町に出すとその分は払わないかんのですが、そういうふうに子ども会で指定業者に渡すと町の費用という部分では削減されるわけです。ぜひともですね、資源物保管庫を考えていただければなあというふうに思います。本当は新聞もですね、置けるようなところがあるそうですね、菊陽町等は新聞等を置けるようなところをですね、作っていらっしゃって、老人会がその費用で旅行にも行けるようなお金になるという話を聞いています。大津町と比べたら集団回収の金額は向こうの方が多いなあというふうに思っていますので、何かそのためにどうしたらいいかという部分をですねやっぱり行政としては考えていただきたいなあというふうに思いますので、もう一度そこをお願いします。

○議長（宇野光廣君） 教育委員会事務局長首藤誠治君。

○教育委員会事務局長（首藤誠治君） 鈴木議員の質問の講座数の件について先に答弁させていただきたいと思います。まず具体的数字ですけども、公民館が中央公民館中心でやっていますが、中央公民館が主催講座、いわゆる公民館が主催して行う講座数は73講座です。それからそれぞれの団体さんが自主グループといいますか、グループの方が行われる講座が60講座、それぞれ中央公民館それから大津地区公民館分館、陣内地区公民館分館とそれぞれ使われております。合わせまして133講座は用意をしておりますし、これにはスポーツは入ってませんので、スポーツ関係の団体の方もいらっしゃいますから、住民の皆さんの学術、教養、実生活に関する事業については取り揃えているといいますか、揃っているんじゃないかというふうに思います。不足しているというふうには感じておりませんが、公民館ともその辺は協議しながらですね、さらに充実をさせたいと思います。また利用する団体さん等が制限が厳しいとかいう話ありましたけど、その辺もですね、こんな講座をやりたいたいけれどもという相談等がありますので、これについてはその団体の指導者の方とか利用の方と相談に乗りながら取り組んでいるところです。

それから先ほど町長話ありましたように、中央公民館の利用者人数が2万7千308名、それから先ほどの講座も含めました大津地区公民館分館の利用者数は2万875名で、中央公民館と同じようにたくさんご利用いただいているということです。それと社会教育法でいいますいわゆる運営方針です、社会教育法の23条でいいます営利とか宗教それから政党関係をその公民館が支持してはならないということがあります、大津地区公民館分館を利用していただく方が地元の方だと考えますと、そういう制限がありますけども地区の話し合いとか趣味の講座とか、スポーツのご利用とかについてはそういう制限付きはそんなにはですね、影響はないんじゃないかと思えます。使えないということはありませんので、大津地区公民館分館で十分利用できるだと思えます。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） 鈴木議員のごみ保管庫についてご説明申し上げます。平成20年度本年度予算についてごみの保管関係につきましては、回収費用等増額しておりますし、また車も購入して地域に貸し出せるような感じの予算も計上しております。そういう形です、回収回数を増やしていただいて、場所としてはですね、分館の用地とか役場の用地等をお貸しできると思えますので、そういう形です、利用していただければと考えております。以上です。

○議長（宇野光廣君） 鈴木ムツヨさん。

○1番（鈴木ムツヨさん） また資源物は次の機会に何か考えられることがあればというふうに思います。今時の流れでやっぱりこういうふうになっていくんじゃないかなあというふうに思いますので、また話が出て来るんじゃないかと思えます。

それと今主催講座と自主講座の数なんですが、大津町が133ですね、今両方で。菊陽町が343ですね、3分の1ぐらいですね。かなり何かね、少ないというふうに思いました。とても何か厳しくなっているらしいということで、話を聞きますので、1回ですね、菊陽のパンフレットを見てもらってどういうのが講座に上がっているか見てもらうといいと思います。本当に多様な講座が網羅されていまして、選べるというのはとてもいいなあというふうに思いました。いろんなことをやりたい人はたくさん大津町でもいらっしゃいますので、ぜひともですね、叶えてあげられるような制度になっていけばというふうに思いますので、これで質問終わります。

○議長（宇野光廣君） 暫く休憩します。午後1時から再開します。

午前11時47分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂本典光君。

○6番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。ちょっと声が風邪引いておかしいものですからちょっと聞き取れないことがあると思うんですが、ご容赦ください。

まず1番目に駅前楽善線についてであります。駅前楽善線については平成18年3月の議会の一般質問でも取り上げております。会議録からそのときを再現してみますと、振興計画には都市計画道路

が計画されておりまして、この駅前楽善線なんですけど、道路はあればよいのはもちろんですが、費用がかかり過ぎて他の予算に影響を与えれば問題になってきますと。30億円を要するが財政見直しはあるのかということをお聞きしております。それに対して町長は、これは20年以上前からいろいろ言われておりまして、いろんな問題を抱えておりますものを解決したいということで、利水の問題あるいは公民館移転の問題、神社の移転問題、いろんな形での問題を含んでおります。もちろん防犯上の問題そういう問題の中でやらなくてはいけない道路であるというのは、そういうのは私はそういうふうにご負担しておりますというふうなことが町長の方から答弁いただいております。で、まあそのそのためにはと言いますが、この計画がですね、都市計画道路でありますけども、今となつては国も予算をつけてくれませんので、いわゆるまちづくり交付金事業で補助金もらってやりたいと、そのためには駅前周辺あるいは駅南の区画整備事業の中の連携あるいはその中心地の問題、そのような中で駅前楽善線をつくらなくちゃならないというふうに思っております。こういうふうにご答えてらっしゃいます。さらにこの道路については計画は昭和51年ごろやられております関係で、いざ実施に入るのに今の路線ではなかなか難しい問題があると、道路構造上の問題もありまして、今2～3年前に測量設計をしております。それでその中で従来の路線でやると60戸近くの家屋移転がございますけれども、それじゃあ道路がすりつかないというような状況なので、家のないところをうまく路線を計画していけば20軒ぐらいの移転で済むのではないかと考えているというふうなことを答えてらっしゃいますけども、そういうことを前提としまして1番、駅前楽善線工事予定の中で、上井手と旧57号線間の道路拡張工事、ここに左右に家が密集して、両側に家が密集しておりますけども、その立ち退きは何軒なのか。2番目に立ち退き費用を含めてこの間のいわゆる上井手から旧57号線までですね、工事費はいくらかと。3番目に費用対効果から見て問題とは考えないかということをお聞きいたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 駅前楽善線の件でございますけども、前の一般質問の折、大体の事情内容をお話しておりますけども、駅前楽善線はおっしゃるように都市計画道路の計画を決定をしたときに楽善住宅内を走るような路線でございましたけれども、大津町の都市計画マスタープラン計画の折りに地域においての説明会において、地域からの要望も駅前楽善住宅と水源町関連等の元計画の道路を変更してくれというような要望もありまして、もうひとつはこのマスタープランにおける北部台地の方からの街中への導入道路としての、非常に大切な道路という位置づけで計画をさせていただいております。もちろん当初の都市計画街路事業の折においては、街路事業予算というのがありまして1本だけだったんですけども、用地交渉とかいろいろ過大な問題があると用地交渉がストップする、事業が延期するというので、その後、国の方の事業計画も5年で済むような路線計画でない駄目だというようなこともございまして、現在はそのような制度からまちづくり交付金事業というようなことで、この事業は街路事業はともかくとして、公園やあるいは公共施設の整備関連等についても若干見られる、そして5年の前期とその後の事業で10年間の事業計画の中で認められるというような形になっておりますし、中においては見直しも可能な状況になっておる事業を今採択しながら19年度か

らやらせていただいております。もちろんこの道路の10年のときは、先ほどこの前の質問にお答えしたような状況でございますけども、今回の道路の役割も大分変わってきております。もちろん神社や公民館直しますけども、あの通りの東西の道路の上井手関係のつつじロードというようなことで、大津町の宿場町としての市街地やあるいは駅周辺の整備をするためにもきれいな道路というか、防犯事情とか利水とかいろんな問題もございますけども、それも一気に解決できる道路という役割を担っておるというような思いをしておりますが、その役目を果たしてくれるものと思っております。そういう中で2～3年前から測量費用をいただき、ルートを検討を2～3年やってきまして、本年におきまして都市計画道路の見直し関係等も決定しておりますので、それに則って今事業を推進しております。そういう意味におきまして、この間の道路もちろん上井手までの住宅地が多ございますけども、上の方につきましては若干かかるところもございます。これはあくまでも町道の取り付けというような問題も出て来ておりますので、そういう意味におきまして道路計画をしております。その下の方の物件とかいろいろな事業内容については担当課の方からご説明をさせていただきます。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） 坂本議員の質問にお答えいたします。まず立ち退き軒数は何軒かということなのですが、上井手と旧57号線間の駅前楽善線の改良に伴う立ち退き軒数は14軒、それから交差点改良に伴いまして県道大津植木線の取り付け区間の立ち退きが6軒予定しております。合計20軒ほどになっております。それから立ち退き費用についてはまだ建物の鑑定をやっておりませんので明確ではありませんが、立ち退き費用、用地買収それから建物の移転補償等も含めて、当該区間の事業費は約8億円を見込んでおります。本路線はJR肥後大津駅の利便性の向上を図り、南北交通網の改善を行う道路として整備を進めておりまして、町全体の施策の中で優先度の高い事業に位置づけております。費用対効果につきましては、国が定める費用便益分析マニュアルに基づいて、費用C、便益B、いわゆるBバイCから判断しております。費用、コストは道路整備費と維持管理費の合計で産出し、便益ベネフィットは道路整備により短縮される時間等事故が減少する効果と燃料やタイヤの消費が減少する効果を費用に換算し、合計して算出しております。JR肥後大津駅にアクセスする計画ルートを考える上で中心市街地の通過は避けられませんので、家屋密集地の上井手から旧57号線間の移転補償費を費用Cに含めて計算しており、BバイCは1.0以上で費用に見合う効果があることを確認しておりますので、問題はないということで考えております。以上です。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 今のその立ち退きは14軒プラス6軒で20軒というふうなことだったんですが、これは私が2～3日前に下の方から上に上がって、西側の方を家の立っているのを数えたら確か6軒か7軒しかなかったと思うんですが、これはそのもうちょっと詳しくですね、道が今の道がありまして、左右に家があるんですけども、これは両方引つかかるんですか、両方ともその立ち退きになるのか。あるいはその片側だけかと。片側だけですと私がだから言いましたように西側だけだったら6軒か7軒しかないと思ったんだけど、その辺がちょっと違っているんじゃないかということですね。それから立ち退き費用も含めての工事費がその8億円、大体見込んでいます。そのこれが



そのまちづくり交付金事業ですから、このうちの4割が国の補助だったとして、大体町の持ち出しが4億8千万円ぐらいということですね。だからその私が前々から言っておりますのはですね。これがその普通ですね、国道とか県道ならまだしも普通ですね、町道にですね、これだけの費用をかけるのかということをもっと言っているわけですね。だから今のは上井手から旧57号線までなんですけれども、あわせて答えられるならば水源町のところの入り口から上井手まではどれぐらいかかるんでしょうか。答えられたら教えてください。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） お答えいたします。まず道路立ち退き軒数なんですけど、県道沿いに14軒の内県道沿いに4軒あります。これは今の水源町の方から降りてくる道路を隔てたところで4軒あります。それから西の方に9件ほどあります。それから東の方は交差点部分で、一応県道からですね、2軒分はかかるようになっています。あとは全部に西の方にかかっています。そういう形で営業されているところ、ただの住まいのところそれから事務所等がありますので、今のところ道路計画としては14軒がかかるということになっています。それから上井手から水源町の方につきましては、まだ非常に山沿いを伝っていくということで、工事がですね、非常に大きな断面といえますか、安全性等も考える必要がありますので、そのあたりで今地質調査等をしてながら擁壁等の、大きな擁壁等も必要になってきますので、概略でどれくらいかということ、まだ出ておりません。今後そのあたりについては大体断面等が決まればですね、お伝えできると思います。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 大体軒数については、そのイメージとしてはわかりましたが、その今ある道の西側にその9軒ばっかしあると、その空き地になっているところもあるからですね、その辺はどうとらえるかなんですけれども。そしてその県道沿いに4軒ということは、あそこの県道沿いに西側に4軒いくわけですかね。あそこが広がるんですかね。それと多分東は、それに則って一番前の方かなあというふうに思います。が、その大体それでいいでしょうか。それからこの上井手から水源町までのこれがまだわからないということなんですけども、まずその大津町ですね、振興計画の方から最初にですね、私がこの前一般質問したときには30億円というふうに大体その見積もりを出してあったわけです。だから30億円は高すぎるんじゃないかというふうなことを言ったんですけども、大体あれから大分経ってますからある程度のところはやっぱしそのわかってないと、その議会としましては全体構想についてはですね、振興計画でオーケーしたかもしれませんけども、具体的にですね、各論で費用面についてはですね、私はまだ賛成しているとは思っていないけどですね。その辺ですね。それから費用対効果から見て問題ないというふうなこともありましたが、これはですね、私とその聞いている町民の方、それからこのいらっしゃる議員の方非常に心配しているのがですね、この道がお金を使う割には駅の南側まで貫通していったらジャスコの方へですね、貫通して、それから今の57号線につながるのであるならばそれはもう問題ないと。しかしながら駅まで来てそこで止まってしまうたらですね、これはちょっと費用対効果から見てちょっとお金使いすぎじゃないのかというふうなことを皆心配しているわけなんです。私だけじゃありません。町民の方も議員の方も割と多く

の方がそういうふうに思っていますけどですね。それから、そういうことを考えまして、前回質問したときは、この道はどういうふうに57号線に抜けていくのかと聞きましたところ、あれから駅に突き当たって西側に行って最初の踏切を通り越してその次の踏切ぐらいから57号線に入るんだと。もう1つは今のその何ですか、あそこの裏の方に東の方に行って、それから最終的にこの役場の南側に出て中学通りにつながると、こういうふうな説明だったと思うんですけども、今ですね、中学通り見てまして役場の裏の方ですね、その駐車場からその中学通りに出るとき、その文洋堂の所からの交差点ですね、なかなか出れないですよ。混雑しておりますね、だからそれはですね、非常に現実的じゃないのではないかと東へ通じる道はですね。西の方はまだちょっとよくわかりませんがですね、そういうところも含めて再度質問いたします。

○議長（宇野光廣君） 都市整備課長併任工業用水道課長中山誠也君。

○都市整備課長併任工業用水道課長（中山誠也君） お答えいたします。全事業費につきましては、路線等見直しを進めてきておまして、最小限で納めるようなところで今考えております。大体最初考えておりましたときは30億程度という見込みをしておりましたけど、今現在では20億円以下に納まるんじゃないかなあと、交差点までつくりまして20億円以下に納まるということで今考えております。道路をどのように回すかと、国道までつながらないということではおっしゃいましたが、道路についてはですね、一応うちの方で考えているのは、中心市街地を幹線道路、通過交通が通り抜けるといいますか、そのあたりについては、この楽善線では考えておりません。中心市街地を通過交通が通るといふ形でありまして非常に住んでおられる方の住民にも迷惑かけますし、その性格といいますが、それは325号線と西鶴中井迫線ですか、そのあたりの方で役割を負擔していただいて、駅前楽善については駅の利便性の向上という形、それから周辺に住んでおられる方の利便性を上げる。それから先ほど町長が申しましたいろいろな理由、それから北の方に上がりますとまだ若草学園等の西の方はいっぱい農地等が広がっておりますけども、そのあたりの方でですね、活用といいますが、そのあたりが非常に開けてくるんじゃないかなあとということで、道路の性格付けはそのような考えを持っております。楽善線下りてきたあと西の方についてはですね、今後10年、一応10年計画等で考えておりますので、その中でどの路線を持っていくか、非常に駅南の区画整理の方で門出三郎松線という立派な道ができておりますので、その道路にどのように今後つないでいくかというのは考えていきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） この問題については、今後ともですね、一番町でお金のいる部分ですからまた注意して見守っていきたいと思います。

2番目に入ります。廃校になった学校の校歌の保存についてということであります。3月は卒業式のシーズンですが、自分の卒業した学校の卒業式に出席し、卒業生と一緒に校歌を歌えるのは大変嬉しいことでもあります。若い人も年配者も年代を越えて一体感を味わうことができるからだと思います。また校歌にはその地域を中心としたその地域から見た風景などが歌われております。学校が存続して今でも歌い続けられているところはいいのですが、最近では菊阿中学校、矢護川小学校、平川小学校、

真城小学校が廃校になりました。その前は岩坂小学校、瀬田小学校、錦野小学校、護川小学校、護川中学校などが廃校になっております。卒業生は随分と寂しい思いをされたと思います。そこで当時の校歌を地域の文化として音楽にCDに残すべきではないかと思います。また卒業生も思い出になることでしょう。教育委員会に質問いたします。

○議長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。現在までの町内の小中学校の変遷については、今議員おっしゃったとおりでいくつかの学校が小学校、中学校ともに閉校になって、現在は小学校が6校、中学校が2校という形になっております。町内の小中学校や高等学校などの歩みや歴史、これ非常に奥深いものがあると考えております。教育委員会としましても貴重な歴史、文化資料として平成7年に発行した大津町史研究第7集、郷土史落穂集の中で明治、大正、昭和から平成7年までの14小学校と2中学校、2高等学校の歌詞、そして最近の小学校、中学校、養護学校、大津高校、産業高校の13の学校の楽譜と歌詞の校歌を掲載しております。また小中学校を中心に活用されるように平成13年に発行した歴史教材「大津今昔」この歴史本の中にも学校の変遷と昔の校歌として最近の小中学校の校歌も掲載し、保存活用をしております。学校の校歌は町民の皆さんや卒業生の皆さんにとって、懐かしく楽しい昔の思い出として記憶されていると思います。今回これをCD化したらとのご質問ですが、現在音楽関係の技術もかなり進歩しているからそういう状況ですから作成はできると思います。これまでのように楽譜、歌詞だけの保存ではなくて現代にあった保存方法のCD化をご指摘いただいたことは大変ありがたく思っております。ただCD化をする場合の条件整備として、歌手さん、音楽の演奏者それから音響等の施設、会場及び録音機材、エンジニア、アシスタント技術者などの費用、あわせて作成されたCDを文化歴史的な保存だけでなく、地域興しや学校での活用、それから作成の枚数なども検討する必要があるかと考えます。そのほかにも町にはさまざまな歌が多く残っていますので、今後地域、学校、町民の皆様との協力と連携、費用の点も含め、作る方向で検討していきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6番（坂本典光君） 前向きな答弁いただけて結構なことだと思います。先ほど言い寄りました歌手とかですね、それから演奏の方法というのは、その検討いただくわけだから、私がここで言うことでもありませんけども、その最初ピアノか何かですね、伴奏をとっておいてそれに学校の合唱団かなんかが歌えられるならばいいんじゃないかなあと、私は個人的に思っているわけなんですけれども。あとですね、今CDというのはですね、非常に空のCDというのは値段的にも安いですね。1枚1000円ぐらいですね。だからその一度これは普通はテープに録って、それからまたCDに移し変えていくわけなんですけれども、ダビング技術も優れておまして、著作権の問題等がですね、あるかどうかちょっとよくわかりませんが、そういうところも検討されて、そしてそのぜひ実現させていただきたいと思っております。

では3問目に入ります。3問目、道州制についてであります。本来のこの道州制というのは、大体国政の問題でありまして、直接的に地方の問題じゃないかもしれませんが、しかしこれが県なり

町なりに当然影響を及ぼしてくるわけでございます。今はですね、そういうことで質問するわけなんですけども、道州制とは現在の47の都道府県を廃止して、日本全国をいくつかの大きなブロックに分け、道と州という広域的な地方自治体に再編成しようとするものであります。首相の諮問機関である地方制度調査会が2006年2月28日に道州制の導入が適当とする答申を小泉首相に提出しております。小さな政府構想の中で国の役割を外交や防衛といった国家としての基本的な機能に限り、民間でできるものは民間に、地方でできるものは地方での考えのようであります。さて、そういう道州制の答申の中で自民党と民主党は賛成の立場らしいですけども、しかしながらなかなか改革というのは難しいものでございまして、この道州制というのがなりますと、これは県はなくなるわけですね。北海道だけがこれ道ですからそのまま残っていくであろうと。しかしながら県はなくなるというんな問題が出てくるでしょうね。県庁の職員さんはどうなるのかとか、全部その州都が九州でやったら全部そこに行くのかと、そんなことはないでしょうから、いろんなその大きい問題をはらんでいます。今まで日本の歴史からしてですね、大きな改革をやったというのは明治維新のときとそれからこの第2次世界大戦のあとですね、明治維新のときはこれはその革命ですから、明治新政府、薩長を中心とした勢力が前の江戸幕府を倒したというふうなこれは革命ですから、この革命が起こったあとは当然ながらこれは民主主義というよりもむしろ独裁であります。それは独裁の中でできたこと、それが明治維新だと思います。いろんなことをやっておりますね。それからもう1つその第2次世界大戦後、これは日本が負けて大日本帝国というのはここでなくなったわけですから、そしてまた日本国というのができてくるわけですけども、これもよそからやられた、革命といえば革命ですね。その中でまた連合国の方の意思でマッカーサーさんを中心としたこれは独裁でもって日本を変えていったと、こういうことであります。だからそういう日本の歴史の中で、独裁であるときは改革はできるかもしれないけども、民主主義の中で大きな改革ができるのかという非常に大きな問題があるわけですね。この前小泉さんが郵政改革をやったと、あれも我々が見てたらとても民主主義とは思えなかったと、しかしながらカリスマ性によってその非常に強引にああいうふうにやっていったんだけど、基本的に大きいことはやっぱり独裁的でないとなかなかできないというふうなことを踏まえましてですね、1番目にその10年以内に道州制が施行されると思うかと。それから2番目に熊本は州都になれると思うか。これは今熊本県でも州都になる州都になるというて、一部で騒いでらっしゃいますけど、そういうふうなことですね。3番目にこの道州制がいわゆる熊本県というのがなくなったときの大津町にどう影響を与えると思うかについて質問いたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 道州制についてでございますけども、これにつきましては急遽沸いたようなお話が進んでいるようでございまして、19年の3月に日本経済団体の連合会の道州制に関する検討会のお話も上がって来ておりますし、また自由民主党関係におきまして、第2次というような形で19年6月に出て、最近第3次の中間報告素案が出ておるようでございます。もちろん道州制というものを取り入れたいというようなそんな思いはやはり国が財政的いろんな状況の改革をやらなくちゃいけないというようなことを思い、まずは地方からというような形で町村合併を推進するというよう

なことで、今後についても今の状況の半分にするというような目標を700から1,000に自治体をしていきたいというような話でございますけども、これに対しまして道州制をもっていくというような形では2015年から17年に導入時期を設けながら例えば人口の30万以上を標準的な自治体としての位置づけをしながら、自治体、道州制を考えていかれるというようなことで、できれば10年以内にはそういう方向でしたいという国の思いがっておりますので、国は国を治める機関でございますので、今後国としても国の役割はやっぱり国家戦略に関わる分野に重点的においていこうというような中で、今後この道州制について完全に否定できるものではないというような思いもしております。また熊本県における州都になるかというような思いですけれども、これまであった国の機関関係も福岡の方に移り経済動向の活動の状況についても、とても人も金も福岡に集まっているようなあるいは都市機能や生活の文化関係等についてもやはり一極集中というか、そういう方向に進んでおりますので、熊本が州都になるというようなすごいビジョンが何かないと福岡には負けるんじゃないかなあというような思いをしておりますので、大変厳しい状況じゃないかなあと思います。また大津町はどうかというような状況でございますので、今申しましたように大都市への一極集中という懸念がありますので、やはり州都への移動が始まり、やはり経済政治も流れもそのように流れていく中で、大津町における経済の低迷も考えられてくるんじゃないかなあと思っております。もちろんそのためには現在の町内企業やホンダを初めとする半導体企業関連とともに一緒になって大津町をやっぱりつくっていくそのような気持ち、そういうような企業と共にやっぱり元気な大津町をつくるための今大津町の宝というか自然の保護とか、あるいはその農業関連の力をしっかりとつけることによって、そしてそういう環境の中で生きていける企業も人もそういうまちづくり、そうすると都会の人たちがお見えになられ、大津町で癒されるような町をつくっていくというようなのが大津町のこれからの進むべきものじゃないかなあというような思いをしておりますので、そんな心、それが今大津にもあると思います。それが昔からの宿場町であるところの思いやりとかもてなし、そんな心が大津町の町民の皆さんにありますので、今後新しい住民の皆さんと共にそのような気持ちをしっかりと持ちながら多くの人々の知恵を出していただいて、その一つの目標に向かって、一緒になって郷土の元気なまちづくりをつくっていくということで、大津町は生き延びる方法を考えなくちゃならないというふうに考えております。

○議 長（宇野光廣君） 坂本典光君。

○6 番（坂本典光君） 1番目の10年以内に道州制が施行されると思うかということで、町長は国のことだからということでちょっと言葉を濁されましたが、完全にはできないでしょうということだったけれども、これについてですね、もうちょっと明確に何でも、何でもと言っちゃいかんからはっきりとですね、私の方からちょっと答えかねるとかですね、はっきりとした言葉の方がいいと思うんですけどね。できると思う、思わない、あるいはそれは答えられないとか。できないと完全にはできないというのはまた非常に不思議な言葉でございます。

それから2番目のですね、熊本は州都になれると思うかということなんですが、これについては非常に明確な答えであったらと思います。今ですね、熊本県の人口が182万7千人、これ一番20

年の2月1日ですから新しいやつですね。182万7千人。これその前は184万人ぐらいおりました、その前186万人。ですからこの熊本県の人口というのは減ってきてますですね。それから熊本市が66万4千人と、これ平成20年3月1日現在ですね。さてですね、ここで町長が今名前を出されたですね、福岡県というのをちょっと眺めてみますと、福岡県の一番最新のデータでですね、福岡県全体が505万人と、それから福岡市は143万人であります。熊本県の人口が182万7千人だから、福岡市だけでも143万人、もうほぼ近いところまで来ていますね。それから北九州市が99万6千人、久留米市が30万4千人、だからその福岡市と久留米市を合わせた分ぐらいでもうほぼ熊本県の人口に達すると、こういうことだと思いますね。昔はですね、熊本市と福岡市が人口が同じぐらいだったということもあったらしいんですけども、なかなかそのやっばし地域の差というのは難しいと、やはり熊本はですね、その九州の中心と位置的なことを言うておりますけども、やはりその福岡というところはやはり昔から大宰府もあったしやはり九州の玄関なんでしょう。飛行場がある、そしていい港を持っております。だからやっぱりそちらに流れるのかなあというふうなことです。それと同時に都市への人口の集中が進んでおりますですね。その今例えばその北海道はこれは道、北海道ですから、道州制の道はこれは北海道のことですから、北海道はその今の体制だと思うんですけども、北海道が人口が559万8千人、このうち札幌にですね、189万5千人、約北海道の人口の3割が集中していると。だから私たちも北海道に行ってみて、北海道というのは本当に札幌中心の町であり、あとは非常に小さいところが多いですね。この道内は14市庁によって区切られておりますですね。石狩市庁、宗谷市庁、日高市庁、釧路市庁など。釧路にこの前も行きましたけども、やはり名前は有名ですけども人口は非常に少なかったですね。網走もそんなに多くはないと。とにかく1つの都市に集中してしまう。そすと今後ですね、この道州制の論議が深まると同時に、深まらなくてもそうでしょうけども、新幹線問題がこれ開通したりしますと、どうしてもですね、福岡市が143万から150万、そして200万に近づいていくんじゃないかと。札幌を見ておりますと私はそういう気がしてならないのであります。州都になれるかというのはちょっと難しいだろうということで、これは私もそういうような意味で同感であります。それから大津町にどう影響を与えると思うかということなんですけども、これは先ほども言いましたように熊本県があつて、そこにそのいろんな市町村があるということなんですけれども、この県がなくなるわけですから、今ですね、その多分福岡に行くだろうとおっしゃったから、州都が福岡に行つたとしますと、あとはみんな都市なんですね。都市でその北海道みたいにこの何々市町、熊本市庁とか鹿児島市庁というのは設けられるかもしれないけども、今の少なくとも県庁の姿ではないだろうということで、そういう県がなくなった、福岡に州都が置かれた時の大津町、そのときその熊本市は多分政令指定都市にはなっているでしょう。その中でいろんなことでやっていくんですけども、私は町長がですね、安易にどこかにですね、合併していきたいとかいうふうな言葉を私は言うてほしくなかったんです。だから将来的にもですね、これがその道州制というのは打ち出されているけども、これいつにですね、そういうのが現実になるかというのはわからない。僕はその非常に難しいんじゃないかと思っていますけどもですね。その中でとにかく元気ある大津町を今つくっていかねばならないということでですね、町長が答えられたその道州制

になっても大津町は自分で生き延びるために企業と共に元気な大津町をとにかくつくっていくんだと、1つの目標を持ってと。非常に大賛成、そういう言葉聞きたかったわけです。これがリーダーシップだと思います、私は。そういうことでそのそういう姿勢でですね、これから大津町をどんどんどんどんリーダーシップとして引っ張って行きたいと、そういう答えを聞き出したかったわけです。

また最後にですね、さっき言いました言葉がはっきりしなかった1番の問題について再度質問いたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 国の状況も日本経済の低迷につきましてですね、まだまだ悪くなるような状況ですので、やっぱり国自体も我々が民間委託とかいろいろやっておるものと同じように道州制の中での権限移譲や義務移譲をしながら、やっていけなくちゃならないような状況になってきはしないかなあという思いがありまして、10年以内の道州制施行も完全に否定できないものではないかなあというような考えで、これにつきまして、絶対できないでしょうというような言葉は使えられないという思いで、あん時お前言ったじゃないかといって、なっておったらどうしようもないというような形になりますので、というような状況でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○6 番（坂本典光君） これで一般質問終わります。

○議 長（宇野光廣君） 暫く休憩します。午後2時から再開します。

午後1時51分 休憩

△

午後2時00分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長谷部健一郎君。

○4 番（長谷部健一郎君） こんにちは。4番議員長谷部健一郎が通告順に従いまして一般質問をいたします。

まず地域総合物産館の建設についてと2番目の企業塾の設置についての2議題についてであります。現在の地産地消の問題について、費用対効果も含めまして検討しているかでありましたが、町ではとれたて市場そして岩戸温泉、菊陽のとれたて市場、ジャスコの店内にと野菜を中心に販売をしているようであります。また文化の森でも地域の食品加工製品を販売されていますし、それから給食センターへ米・人参・から芋そして地域の野菜を納入しているとのことでありまして、市内の方へも米や諸々の農産品を売り込まれているというようなことでこれは行政が一生懸命頑張っているその姿であろうということで、大変喜ばしいことでもあります。ところで大津産品の動向や安心、安全へのアピールは行われているのでしょうか。農家の所得の向上に貢献がなされているかをお伺いをいたします。

2番目ですが、人と物が行き交う商業集積の空間を生かした物産館建設が必要であろうというふうに思います。町長の市政方針の中の第2番目の農工商併進の活力あるまちづくりとありますが、農業者は厳しい農業環境の中に農業の担い手を育て、農業経営基盤を整備し、経営の効率化を高めることが一番であるとしてあります。村づくり交付金事業で農地の整備も着実に進められているようであり

ます。今後は農産品の作付けや販路の確保また加工品として付加価値をいかに高めて市場に流通していくかということが非常に重要になるかと思われます。現在、農地の整備で環境づくりもできているというようなことの中から、今後はその基金も返済をする上にやはり農業の経営も儲かる農業そして収益のある企業へと育つことが涵養かと考えられるところでもあります。農業の担い手の育成指導がいかに重要か、所得を高めて安心した農業経営の基礎づくりを行うことでしょうか。行政としてもなかなか難しい問題ではありますが、この問題を解決するのが町長の役目ではないでしょうか。我が国の食料自給率は39%で先進国でも低い数字であります。私はこの食糧自給率につきまして、農林省のホームページで調べましたがそれを若干紹介をさせていただきますと、食料自給率については食料農業農村基本計画、これは平成12年3月の閣議決定であります。消費者生産者食品産業の事業者と関係者が取り組むべき食糧消費及び農業生産における課題が解決された場合に現実可能な水準として、平成22年度までに供給熱量ベースで45%に向上させること等の目標が挙げられました。食糧自給率レポートは、食料消費生産における課題の達成状況を可能な限り、地域別計量的に検証し現状についてわかりやすく情報を提供するために一昨年から作成をしております。また食料自給率は食料自給の算出の基礎になっているものでFOA国際連合食料農業機関の手引きに遵守して、昭和35年以降の毎年度作成をしております。我が国で供給された食料の生産から最終消費に至るまで総量を明らかにすると共に国民1人当りの供給純食料及び栄養量を指し示しているものであります。この構成といたしましては、食料自給率の動向、2番目食をめぐる動向、3番目農をめぐる動向、4地方公共団体における総合的な取り組み。そして参考資料が我が国の食料自給、諸外国の食料自給その他となっております。食料自給の課題といたしましては生産者におかれましては、耕作放棄地の解消や耕地需用率の向上、コストの低減と消費者のニーズに対応した生産、それから食品産業事業者においては販路開拓や新製品開発の取り組みを通じた生産者サイドとの連携の強化、消費者の適切な商品選択のための原産地表示等の徹底、消費者は我が国の農業や食料自給事情についての理解、栄養のバランスの改善、食べ残し、廃棄の現象等生活の見直し、こういうことを踏まえてやはり優良農地の確保と流動化の促進、生産基盤の整備等を通じた生産性の向上技術の開発、普及による反収や品質の向上等と謳われておるところであります。以上のようなことから自給率の向上を目指して頑張りたいとこのように考えるところでもあります。今後、何らかの国際要因で食糧不足に陥るそういう大きな騒乱、騒動も考えられないことではあります。食の大切さを十分に認識されて大津町もこの問題には、やはり町長陣頭指揮をとって取り組んでいただきたいというふうに思うところでもあります。販路は各方面のニーズに添った作付けも重要でありますし、市場動向もとらえて専門の運営アドバイザーも必要になるかというふうに思います。少しでも農業経営の安定化を図るためには、地元消費を重要な会があるかというふうに思われます。全国各地の地域の物産館の取り組みとして、やはり地元の経済団体等々と組んだところの活動の状況を一応ご紹介をしておきたいというふうに思います。地元の商工会と現に取り組んでいるところを紹介させていただきますと、埼玉県昭商工会が道の駅昭和というところですが、指定管理者制度で運営し、現在黒字決算となっております。内容は平成16年8月より運営いたしまして、施設概要は地域振興施設、農産物



の直売所、物産館、研修室、交流ホール、キッズサークル、交流広場、園地からなっておるようであります。活性化の理念、目標というものを掲げてありますが、東西市街地の地域コミュニティーや商店街活動の連携、交流を促進し、ハードソフトの面から東西市街地の新の一体化図の中で、多彩な交流の舞台を創出していくことが重要、この多彩な交流舞台には市民ばかりだけでなく、広域圏からの来町者が買い物だの特定目的ではなくても、非日常的な体験を求めて常に行き交い賑わう町の魅力が必要であります。そのための仕掛けとして、イベントの開催などが可能なフリースペースを各地に設置した劇場都市ともいべき舞台を整備し、観光産業化を軸とした活性化を図っているというふうに書いてありますし、また劇場都市とは町自体が舞台である、誰でも簡単に参加できる、いろいろな場所で自由な表現活動や露天の出店が見られる、常に多くのいろいろな人々が賑わっている、賑わいが新たな賑わいを呼び、周囲に波及している。以上、昭和の町の姿でございますが、一体化した取り組みも行っておるということですが、福岡県では商工会が中心となって行政、JAでとよまちづくりという会社をつくり、地域内の農産物や加工品を販売し、地域活性化を目指して黒字でこれは昨年が460万円の収益があったというようなことのようにあります。以上、一部を紹介しましたが、本県でも有明町商工会が特産品として海産物のタコを生かしたタコステーキの開発に取り組んでいます。この件については経済産業省の表彰もされておるタコステーキであります。開発販売促進などには町から多くの補助助成が出て村興しが成功したとのことで、それまではタコだけでは金にならなかったものが今では原料のタコ不足というような嬉しい悲鳴だそうでございます。以上、各地の動きをお伝えしましたが、本町での物産館というものは私は非常に大事な位置づけではないかと思えます。この中では広く商品は農産品あるいは畜産品、林産品、またその加工品を中心として地元密着型で構成された商品を一堂に展示販売してはいかがでしょうか。現在、食に対する安全・安心・信頼を確保して対話を通しながら販売することではないかと考えるものであります。中国の餃子事件で学んだように安心・安全に大きな傷を負わないような至上命題に挙げまして、消費者にわかりやすくお届けする、このようなことで人・物・金が動きまして、人が行き交うようなことのできるまちづくりを推進していけたらというふうに思うわけでございます。地産地消をどう取り組むかがやはり問題ですが、ただ販売するだけではなく、加工の技術が非常に必要でもあります。このためには研究開発、研究所の問題も浮上してくるのではないのでしょうか。今は非常に優れた分析機器もございますので、その分析機器をフルに活用するような研究開発が必要でありますし、農産品をどう生かすかということが最重要課題で企業的な発想が非常に大事であるというふうに思います。研究員も設置して、そしていろんなものを分析しながらヒントとなるものを発見したりあるいはちょっとした気づきもデータにまとめながら、各大学や高校や高校といいますがと大津も翔陽高校がございますので、翔陽高校あたりとも連携しながらあるいは県の機関、国の機関を利用しながら商品開発を進めながら大津町にしかないような大きな研究機関というふうに位置づけられるような、そういう取り組みを必要ではないかというふうに思うわけであります。以上、この問題につきましてご質問をいたします。第1回目の質問を終わります。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 地産地消にともなう大津町の農産物の振興と営農指導関連等についてのご質問でございますけど、食の安心・安全というのはやはり地産地消が第一ということは見える顔あるいは話のできる、そういう関係が一番大切であるというふうに思っております。そのため大津町におきましても水の恵みというような関係で熊本市の皆さんと大津町の水張り農家の皆さんと共に安心・安全でそういう方向で地産地消の取り組みをやっております。そういう中で熊本市の皆さんが大津町の方にお見えになられて昨年度もそのような交流関係で83名の方が年間、田植えからとり入れまでというような、それからそのあとのイベントとかお餅をおつきになられたり、いろいろすることが行われております。もちろん「大津町の素晴らしい米」というような課題で19年度から大津町のエコファーマーの米というようなことで、大体年間、年収200トン近くありますけども、その5トンが県庁の地下食堂に納入されておるような状況でもあります。そういう意味におきまして、議員おっしゃるように地産地消活動の中での営農関係についてもしっかりと今後取り組んで行かなくちゃならない、その方向としてもやはり反省する面も若干あるようでございます。地産地消で頑張っていて、あるいは熊本市の障害者の関係の方が店を開いておられましたけど、蜂の巣とりというような店ですけれども、これも農協の頑張りで持っていておりましたけども、その辺の回数とか費用とか、そういうものがなかなか厳しい状況になりまして、今取り止めておりますので、そういう意味におきましてですね、何らかの支援はどうやっていくかというようなこともやはり考えなくちゃならない、それこそが地産地消であるし、思いやりのある大津町のやり方じゃないかなあという思いも反省しております。しかしそれは行政がやるべきものであるけれども、やはり農家の人たちがどこまでやれるかというような形になると、やはりあれを100円とか50円の袋詰めして、やっていけるものがどこまでできるかというのは非常に厳しい状況であると、今現在はやはりから芋にしろ、人参、大根にして、大変そのまま消費者なりそういう形で販売されておりますので、そういう人件関係のコスト関係を考えますと、農家の人ではやっていけない。どうするかというとやはり消費者の皆さんがやっぱりそのような思いをしっかり知っていて、自分で自分たちのその獲って洗ってというようなところまで、持っていけるような消費者の意識を変えていかなくちゃやっぱり難しいんじゃないかなあという思いもしております。そういう意味におきまして、やり方としては農家の作った一部の場所を消費者の方と契約しながら、自由にとっていただきたいとか、そういうようなやり方もあるんじゃないかなあという思いをしております。そうすることに作って収穫時期はいつですよ、暇なときに取り来てくださいというような地元の消費者の皆さんに言えれば、きっとただ農地を貸すだけでなく、そのような形で踏み込んでいけるというようなことの中から、それを見てもらうことによって作物とか、農産物の育っていくものをしっかりと体験されるような心になってくると、農地だけを貸していただければ自分で作っていく喜びというものも生まれてくるんじゃないかなあ。そういう意味においての安心・安全なものはやっぱり自分で体験し、自分でやるのが一番だなというようなことで、地産地消関係の研究会も立ち上げておりましたけども、いろんな形でどうした方がいいのかという検討もなされる報告も受けておるような状況でございますけども、そういう意味におきましての安心・安全な食品を作っていくというようなことが大切じゃないかなあという思いをしております。

もちろんそういう品物関係等については、J A関係の専門の皆さんやあるいは食品衛生協会の皆さんと昨日話したような中での組織の中で、検討はなされておるとは思いますけど、やはり消費者と生産者の身近な関係が一番大切であると、そういう形の中で大津町の農産物のPRになっていくんじゃないかなという思いをしております。物産館の関係でございますけども、議員おっしゃるようないろんなところの報告を今お聞きしましたけども、大津町においてもそれぞれの議員おっしゃったところにいるとやられておりますけども、道の駅にしる岩戸の里にしる、我々第3セクターでやっておるところは非常に厳しい状況であります。しかしJ Aのとりたて市場につきましても、とても景気がいいというか、繁栄しておるという話を聞いて売上げ等についても相当上がってきておるといような話も聞いております。そういう意味におきまして大津町のこの街中にあるいはどこでそういうものが今必要かという形になると今のところ厳しい状況でありますので、つくることについてはまた赤字を抱え込むという状況になるのはもう目に見えておるといようなことで思っておりますので、その建設については、その時期はまだ来ていないというふうに考えております。そのためにはまちづくりの市街地の活性の中におきまして、物産館みたいなものをつくろうかという話も出ておりますけども、中停のところはどうあの地域をやっていくかと、あるいはそういうものの考えについては今まちづくりの協議会の皆さんにどんな町がいいかというのを検討させていただいておりますので、その辺のところを考えていただけないかなあという思いをしております。そういう意味におきまして、3番目にある開発とかそういうものについては大津町においても、それぞれの関係で民間企業の乾燥会社あるいは冷凍会社関係等がおっしゃるような中国の餃子関連等に伴いまして、自国の農産物の活用というのが非常に関心を持たれて来ておる関係で、その町内の企業につきましても今大変その乾燥関連等についても新たに投資をして大きく売上げを伸ばすと、経済新聞でも12億ぐらいにしたいという話も出ておりました。そういう意味におきまして民間企業でそのような方向になってきておりますし、大津町としては、この大津の農業の水の恵みを初めとする、それぞれの人参、大根というものがありますので、そういう商品価格、消費者が好まない大きさとかいろんなものありますけども、そういうのを乾燥し二次製品にさせていただけるということになれば、農家の収入も上がってくるのではないかなあと思います。そういう意味におきまして16年度頃からは「人生いもいも」といようなものもできておるし、あるいは民間の人が「幸耐」という焼酎も造られておられるようだし、道の駅でも「光右衛門」という名前も出され、それぞれ二次的加工製品もそれぞれの方がやっておられます。議員は商工会会長でもありますので、商工会の活動をさっきしっかりおっしゃられましたので、商工会における活動も期待を申し上げておきたいと思っております。

あと研究関連等につきましても、それぞれの中で九州沖縄農業研究センターや熊本県農業研究センター、九州東海大学などの関係の職員の皆さんと意見交換しながら、新たな農産物開発も考えております。また農家の人は高齢者になってきておりますので、あの大根、今ちょうど大根高くなっておりますけどもですね、やっぱりよくご承知でありまして、長崎の人参が何月に終わるから何月頃人参は採り入れが高くなるよというふうなそういう情報、あるいは消費者関係との取引の情報が非常に密にしておられます。そういう中で高齢者になってくると俺はもうこの荷物が持てないのでというふうな

感じですね、アスパラでもつくってみようとかいろいろなことをですね、農家の人たちは我々以上に自分の営農に対する誇りと自信を持って取り組んでおられるということで、大変敬服しておるところでございます。そういう大津町には素晴らしい人たちがたくさんおられますので、行政も助かっておりますし、今後商工会の活動期待申し上げまして答弁といたします。

○議 長（宇野光廣君） 長谷部健一郎君。

○4 番（長谷部健一郎君） 答弁につきましては、大変喚起も促されまして、私も身の引き締まる思いがあるところであります。また一つの団体として、団体長としてもその辺はやはり地域と連携を取りながらやっぱり進めていかなければ、この大津町、素晴らしい大津町の地域づくりというものについては、やはり共存、共栄で進めていかなければならないものではないかなあというふうに深く反省をしておるところでありますけれども、一つお伺いしたいのが町として売れ筋の分析とか、利益、効率あるいは根物とか薬物の加工品のリサーチあるいはそういう物についての総合的な分析あるいは追求をしながらですね、市場調査をされているのかどうか、そして、その中で指導育成を図っていかねばならないのではないかとこのように思うところであります。先ほどは町長は物産館の建設については、赤字が出るのではないかとこのような危惧もされております。それは、私たちが十分商売上の感覚からしても多少の赤字は出るのではないかと、しかしながら、現在は中国のああいうでたらめな食料品の供給というものが、やはり地域の方々が外国の商品は買わないというふうになって来ております。今の機会は、地域の製品の生産にはもってこいの時期ではないかというふうに思います。こういうときにこそ、安心・安全をアピールしながら、そして、その大津の産品をやはり大きな位置づけで販売をされるというのも、私は悪いというような方向にはとっていないところがあるわけです。野菜も今町長がおっしゃいますようにいちいち小さな小袋に入れるとするならば、それはやはり価格的にはやはり包装の資材だったり、手間だったり、搬送だったりというようなことで非常に厳しい状況でそういうものについては、農家もなかなか手を出せない分野があるかというふうに思います。私がここで申し上げているのは、やはり1箱いくらかで売るといったような形も必要ではないかな。ですから、採れたてで洗わなくてもお客様が洗ってもらえる。箱単位で販売するのもそういう情報が知れば、どこからでも買いにお見えになるのではないかなと、私も飲食業をしておりますけれども、聞くところによりますと、西原の大きく販売している野菜の販売店辺りにも、三角とかあるいは天草地域の方々もですね、大量に3日とか4日分を買い付けに来ているというような話を聞きました。ですから、そういうその小さな問題、これ地域のそれぞれの家庭の中での消費とそれから大量消費というのも一つの販売の方法ではないか、そうしますとやはり私たちも野菜を買うときは、やはりキャベツが5箱6箱あるいは人参1箱2箱、もやし1箱とかですね、やっぱり大きな買い物をしますので、そうしますと小さな袋に入れてあるとかえってその作業の効率から言うと、わずらわしいものがあるわけです。ですからそういう販売のやり方というもの、それからそういうその産品のどうしたら売れるのかというような検証をですね、そういうものをやはり一考していただいて、町がやはりリード役となってそれぞれの販売のやり方々の力を借りながらですね、検証していく必要もあろうかというふうに思うわけでありまして、そしてまた建設にあたってのことはまたそれぞれ検討委員会などをつくりまして、もち

ろん受益者負担あたりも含めまして、それは取り組むといたしましても、やはり今後の計画といたしましては、町としてもやはり一考、二考、三考というように考えをみながらリサーチしながら、今後の運営計画なんかにも寄与していただければ非常に幸いかなあということで、まずその先ほど申しましたように売れ筋の分析とか利益の効率あるいは根物、葉物の加工とかいろいろのそういうふうなリサーチの問題についてお答えをしていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 産業振興課長大塚武年君。

○産業振興課長（大塚武年君） 長谷部議員のご質問にお答えします。市場調査の関係だと思えます。市場調査につきましては、現在遠くは姫路とか、広島、岡山それぞれ市場の方に農産物出されております。市場関係者からの市場情勢の報告あるいは売れ筋とかですね、それから消費者の動向などの報告会、それから勉強会はなされております。それとまた生産者が直接全国の市場の方に視察に行かれ、直接眼で見られ、その感触等確かめれるということもなされております。何が売れるのか、あるいは何が求められているのか、消費者に売るには何が必要なのかということ、それぞれ勉強をされて持ち帰られて、それぞれのグループあるいは農家で研究されて、次の農産物の生産に生かされるということもなされております。またその助成も役場の方で行っております。それから加工技術についてですけれども、確かになかなか加工品をつくるという施設は今ございません。先ほど町長が申しましたように冷凍関係あるいは冷蔵関係で価格が高いときに販売するというので、JAの方でも冷蔵施設を一昨年JA菊池全体で4億近くをかけてつくられております。それから民間でも昨年からは冷凍施設をつくられて、今中国産の問題がありますので、非常に野菜類の高騰ということで、また本年度工場を増設されるというふうにお聞きしていますので、それにお手伝いができればというふうに関心を受けている段階でもございますので、そういう民間でできるものについては、こちらの方も支援をしていきたいというふうに関心しております。それからJAの方でもですね、こういう今私は農産物の販売の国内産の販売のチャンスであるということも思っておりますので、農協の方とも話をしまして農協の方でもですね、これから加工製品あるいは国内産の製品の安心・安全をどう得るかということについて一緒に考えておりますので、もし加工品の製造する場所がですね、JAの方で考えられるということであれば、そのときまた一緒に取り組みをやっていききたいというふうに関心しております。以上でございます。

○議長（宇野光廣君） 長谷部健一郎君。

○4番（長谷部健一郎君） ぜひですね、やはり農業の浮揚というものについて真剣に考えていくなから、農業の生産性を上げてやはり所得の向上につなげていっていただきたいというふうに関心しております。今後ともそのような農業の産品について十分リサーチしながら新しいものがあればいろいろの加工方法も考えられて、冷凍、冷蔵そして乾燥あるいは煮物あるいは漬物と、今はいろいろな技術が日々更新されておりますので、その辺は十分リサーチしながら取り組んでいただければというふうに関心しております。

2番目の質問であります、企業設置について問うということで、本田技研を初めとし、世界シェアNo.5までを目指している企業が我が町でも立地しておるわけであり、そこで企業の求めている

人材育成をするために、商業の企業のトップを講師として招いていただく、塾生は企業との距離が近くなるのではないかと、そのような方策をとりながら就業の機会が確立できれば、若者、これは中学の高学年から高校生そしてまたニート、フリーターまでを若者というようなとらえ方をしておりますが、にとって魅力ある塾になるのではないかと考えております。この若者の地元定着も拡大できればこのことがやはり町にとっては非常に重要な課題ではないかというふうに思います。町長の施政方針演説の中にも農工商併進の活力あるまちづくり、あるいは第4番の子育ての町日本一のまちづくりというふうにも当てはめていきますときに、やはり日本一を目指すようなまちづくりの中では企業と行政と地域住民が一体となって、子育ての意義があるのではないかな、そしてこの若者に、この塾で企業理念を植えつけられ、自分自身の将来のビジョンが少しでもそのきっかけとなって若者が目的を持ち、そしてその企業の特性を見ながら、そしてその中の技術を身につけて、そしてその自我の目覚めからこの人生の進路というものが、大きく変われば、それこそ大変素晴らしいこの就業の意識の高揚になって、この大津町から離れることなく、そしてふるさとの大きな力となり、町の宝となり、町のさらなる発展につなげることはないでしょうか。現在はこの町に立地している方々のあけぼの会、あるいは企業連絡協議会などその多彩なメンバーの企業のトップの方々がいらっしゃいます。そういう方々の知恵を拝借しながら講義をしていただく、また専門的な分野でありますと、すぐ近くに県の技術短期大学あるいは翔陽高校などこの方々も講師に迎えられれば、非常に助かることでありますが、この企業の取り組みとか、研究開発、企画運営、販促などなどいろんなことを本格的に勉強される機会というようなことで、こういうことを踏まえながら、私はこれは大変よい塾の開設というものを思っておるわけであります。またこの技術短期大学の科目を述べますと精密機器技術科、機械制御技術科、電子情報技術科、情報通信技術科、情報映像技術科などそれぞれの日本の最先端の技術集約の大学が近くにあるわけですので、そういうところの技術を目覚めた子どもたちが、やはりまたその学校を目指しながら通学をしてもらえば、最高のものになるかというふうに思います。この大津町は最も地理的な条件が揃っている町でもあるわけでありますので、ぜひとも企業塾の開設に地の利を得たことであることからこのことを大津に住んでよかったと言われるような教育、行政の一つであるこの塾を地域づくりの最たるものとしていければ、これは素晴らしい子どもたちの育成になるかというふうに思います。この企業塾の開設をどう町長思われるかをご質問をいたします。

○議 長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 企業との連携とそれに伴います雇用拡大のための方法を塾でというような思いであると思っておりますけれども、まさしく議員おっしゃるようなそういう塾をつくって地元の子どもたちが地元の企業を知っていただくというのはもう一番大切なことだと思っております。トップの企業の方は大変お忙しい状況でありますので、企業連絡協議会と相談しながら、そのような塾にできる人がお話しに来ていただけるというようなことを検討しながら、またその塾をですね、年に何回開くかというようなこともやはり考えていかなくちゃならないものだと思っております。そういうふうにおきまして、今後の企業の皆さんと企業連絡協議会の事業として今役場あるいは企業内の連携というような形でいろんな形をやっておられます。また大津町だけでなく町内の企業の皆さんが県下の学校、特に北部地

区の学校関係の高校の担当の先生やあるいは子どもたちとお話をしたりいろいろされておるといふふうにも聞いておりますし、また市内等の学校にもお行きになられて職業セミナーでの社会の厳しさや働くことに関してのテーマなどで講演講師として、活躍されておられると聞いております。そのような中で、やはり地元のまず大津町からお願いをするためにも大津町独自のものをつくっていかなくちゃならないんじゃないかなあという思いをしておりますので、その方向でいきたいというふうに思っております。まずは企業を知ってもらうとか、企業の方々がどんな仕事ぶりとかいろんなことも企業訪問というか、本田さんの方でもそういう訪問をしておられるし、また本田の野球部が独自で本田杯というような形で、各中学の子どもたちと野球の試合をするようなこともやられておるようでございます。そういうひとつのイベントというか大会を通しながら、企業を知っていただくことがまずはやっぱり一番じゃないかなあという思いでありますのでいろんな形の塾の議員言われますいろんな塾の課題題目もあるかと思えますけれども、そういうのも検討しながら企業の皆さんが素直に気軽に講師になっていただけるような講座も今後企業誘致の方とも相談しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、企業の皆さんのご協力にしっかりとお願いをしていきたいと思っております。

○議 長（宇野光廣君） 長谷部健一郎君。

○4 番（長谷部健一郎君） 町長がおっしゃるようになりますね、やはりこの子どもたちに意識づけをする。企業の姿をやはり見ていただくあるいは語ってもらう、そして現在の日本の技術、世界的な技術、そういうものをやはり子どもたちに何らかの形で意識づけをいたしますことによって、若者の成長というものは変わってくるかというふうに思います。ですから、やはりこのできることからやっていたら、結構かと思えますけれども、やはり大きな人づくりの一つのひとコマではないかというふうに思います。今後十分なる検討をしながら、そして、やはり若者のやはり育っていく姿を我々はやはり送り出してやる、そのための育成というものについては十分に力を注いでやるのが我々の責務かというふうに思いますので、この辺については、また今後十分町と企業との関連あるいは各種大学、あるいは各機関とも連携を取りながら、十分煮詰めていながら然るべき姿にしていだければというふうに思います。以上で質問を終わらせていただきます。

○議 長（宇野光廣君） 暫く休憩します。3時5分から再開します。

午後2時53分 休憩

△

午後3時05分 再開

○議 長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤森昭二郎君。

○7 番（藤森昭二郎君） こんにちは。7番藤森昭二郎が一般質問を行います。通告順に2問にわたります。始めるに当たり前置きをさせていただきます。今年の7月北海道の洞爺湖の湖畔で、世界の主要な国々のリーダーが集まり、宇宙船地球号と言ってよいぐらい地球上に住む人々を初め、生き物の幸せづくりの場サミットが開かれます。その主題は地球温暖化がテーマになるようです。今のまま温暖化が進めば地球上での大気は局地的に荒れ狂い、大雨、海面上昇、地上では生態系の激変が起こっ

て、人間を初め動植物が生きていくのに都合が悪くなるようですね、その原因は石炭、石油が発見されて、手軽に燃やせることで、地球の周りに二酸化炭素が蓄積されて、地球を真空状態にしてきているようです。イギリスの産業革命に始まった近代化で、この100数十年間快適な生活ができるようになりましたが、温暖化という大きな代償に変わったようですね。人類が地球上に出現してから100数十万年のようですね。人類は進化も必要なことですが、近代文明になってただの100数十年現代人がつくり出した文明で動植物すべて住みにくくなってきていますね。産業革命前の人々は自然環境と共存共栄して生きていくことを知っていたかと思いますが、鉄器文明のない時代につくられた世界の7不思議の建造物、世界のあちこちに残っていますね。恐らく硬い石で削ってつくられたものだろうと思う、南アメリカのインカの地上絵、アンデス山脈につくられた数千キロメートルに及ぶインカ街道、南太平洋上の小さい島につくられた千体もの石像、1体200トンもあるそうです。山から海岸まで運ばれて立っている。他にもアンコールワット、エジプトのピラミッド、6千キロに及ぶ中国の万里の長城、他にまだまだ多くあり、見習い考えるべきことも大いにあるのでは。また日本では400数十年前に日本各地に作られたお城と石垣、奈良・京都で何百年もの人々の心に残っている木造建築、現代の建造物は何十年しか使わないものをつくり、そして壊すにも多くの燃料を使い、二酸化炭素を出している。イギリスのロンドンでは今度は無炭素社会を目指した社会づくりが始められている。日本でも熊本でも二酸化炭素を出さない社会が必要であると言われ始めている。地球が誕生して数十億年、人類の出現は針の先で突いたような短い年月ではないかと思います。

では第一問の質問を始めます。学びの校庭に自然環境の校庭づくりを。大津小での学力向上研究発表会での国語では1年から6年生まで自然と動物に関する教材でありました。現代の子どもの居場所になった学校、学力向上に人間形成での五感づくりの自然体験のできる校庭づくりはどうかと思います。現代の時勢は恵まれて子どもたちも衣・食・住、そして学びの場も幸せな時代、社会は変化で子どもたちは学校で過ごすことが多いようである。学校での教科は自然環境、動植物のテーマが多いように感じる。反面に経験、体験に出会う場所が少なくはないかと思います。各学級は少人数で2人の先生で一生懸命教えておられ、何不自由ない教育環境であるように感じます。でも国際学力調査で日本の子どもは、学習意欲が低いと聞きます。こういう恵まれた環境で学力が向上しないのはなぜかと思ひ、学力ばかりでなく不登校、いじめ、現代の恵まれた時代の悩み事も多すぎのようです。子どもの成長は年齢に応じて社会でのいろんな体験も必要かと思ひます。教科書の上だけでは学力向上には結び付かなくなっているのかと思ひます。人間は元来自然環境と共存して生活してきたかと思ひます。私たち年配の子ども時代は、伸び伸びと地域や村の自然と生活に触れ、感情を育み、大人たちも子どもと共に遊び、地域や村の回りの草花、実をつける果物など四季折々の木々や小鳥、動物とふれあい、視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚などの五感にふれあひのできた時勢であったようです。そういう子どもたちが幸せすぎるほどの日本づくりの原動力になられたかと思ひます。幸せを満喫している間に次の世代を担う子ども育ての現代の悩める問題も多く出ているようです。校庭を見回してみると、隅々が有効に活用生かされていない部分はあるようです。昔より変わらぬ校庭の植木、現代の子どもたちの人間形成にプラスになる植木の配置、四季折々の花が咲き、実が付き、熟することを知るとい



庭づくりを行って、多くの子どもの心づくりで学力・いじめ・不登校につなげられないものかと思えます。私たちが食べる食物でも安全・安心でおいしい食べ物を生産しなければ、販売しにくい時代になりました。そのためにも微生物・虫・小鳥などの力がなければ安全な食物生産ができないことが農産物生産で必要とされるような時勢のようです。そして土も健康でなければなりません。日光の力を借りて土の表面にビニールを張り温度を上げての安全な土づくり、おいしい食べ物をつくるために土に栄養がなければなりません。そのために有機の肥やしを入れてやらなければ土の栄養にはならないようです。それに風味・味・歯ごたえ・おいしい味を出すには、農業にも高度な技術がいります。化学肥料の力を借りて生産する農作物は即効性がありますが、製材所より出るのこくず、また籾殻、自然界のものを牛・豚の敷物として有機の肥やしで食物生産にはじっくりとした効果が出るようです。子どもたちの人間形成の部分も自然環境を体験する場、校庭の隅々の陽の当たらない部分でも活用して四季折々、草花、木々、小鳥の飛び回る校庭づくりをして、校庭の周りで子どもたちの心の癒しウォーキングができて体力づくりの場、草花、木々の花のにおい、小鳥が寄って来なくなるような空間づくりをして、自然の効能を学力向上に結び付ける考えはないかと思えます。私は小学生の頃、いとこたちと明治10年生まれで93歳で亡くなったじいさんのことが心の奥に残っております。あるとき、数時間掛けて歩いて瀬田裏の外輪山の近くにある山を見に行ったり、あけびをきのこのしなばを採りに行って、帰りに瀬田堰の上を出て上井手通りを歩いて帰ったことなど、いろいろな子どもときの思い出があります。じいさんが上井手は加藤清正さんが掘ったぞ。あるときは家の前の庭で俺は西南の役のとき熊本城が焼けた年に生まれたと。あるときは、筑後から行商に来られた行商の方に、汽車に乗り歩いてこらしたけん、何か買うてやらないかん、人には優しくせにゃいかんなどいろんな生きる喜びをも知りました。小学校の周りの空いている空間、木々も現代の子どもたちの生きた教育に活用できるように人生体験のあるシルバーの方々を借りて、校庭に四季の木を植え、剪定できる人材を入れて、自然の効能で学力向上に結び付けたらどうでしょうか。子どもは何事にも興味があります。休み時間など知らぬのうちにおっちゃん何をしているのと言って話しかけてくることもあるかもしれません。私は年配の方々から聞いた言葉があります。「せんまの宝は虚しい、親よりいただいた心」という言葉です。植木の手入れ、花を咲かせる、年配のシルバーの方に給料を払うのも安いものではないかと思えます。大勢の子どもの心ができて次の時代を心優しく包むような子どもづくりの校庭にしてもらいたいと思えます。1回目の質問終わります。

○議 長（宇野光廣君） 教育長宮崎廣行君。

○教育長（宮崎廣行君） お答えいたします。環境というものがどんなに教育に必要なかということをお考えいただいて、今回のご質問だと思います。私も年齢的には同じような経験をしておりますので、今の質問しっかり承ったところです。現在の天津町の小中学校、玄関前や児童生徒の昇降口、それから学校花壇、学級花壇、そういうところにはぼちぼち花が咲き初め、子どもたちや学校を訪れる方々の心を和ませてくれています。また校庭の木の方に目をやりますと、木の実や花の蜜に誘われてメジロやツグミ等が毎日のように訪れて、春の訪れを告げております。このような環境は先ほども申し上げましたように子どもたちの感性また心の安定、情緒的な面、そういう面から考えても非常によ

い影響を与えるものだと思います。やはり学校は藤森議員が言われるように四季折々の花が咲き、やすらぎの森は必要で自然の鳥や昆虫が見れるようなそんな自然体験ができる環境づくり、これは大切なことだと私も思っております。教育の面から考えてみましても、花や草木を育てるために種まきや苗植えや肥料やり、それから水やり、そういうことをする中で勤労生産的な学習や自然を愛する畏敬の念、美しいものに感動する心など豊かな心を育むことができ、教育的効果も大きいのではないかと思います。学校の中庭や校庭の隅など利用してもできるようなところは安全面等も十分考慮しながら、各学校とも協議し、一緒になって環境の整備ということに力を入れていきたいと思っております。

○議長（宇野光廣君） 藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） もう何も言うことありません。よろしく申し上げます。

2問目の質問を行います。流れる川の水の力で用水路発電を。大津町には水の恵みがある。大昔より流れている白川、上流の畑堰より用水路に始まり上井手、下井手を流れて南部地域の畑を潤し、北部地域では矢護川が年中流れている。水の力を借り、ミニ発電を行い、地域づくりを目指して、売電して税金、CO<sub>2</sub>を少なくするため、地球環境を守るためにも進めてもらいたいものである。私たちの町の本田技研では太陽の光を電気に変える太陽光パネルの製造を西原村では俵山で風の力で電気を起こしています。今後、自動車メーカーでもディーゼルエンジンの乗用車に力を入れて生産されているようです。自然環境を見据えた行動ではないでしょうか。大津町を流れている水は有効活用をと思います。川蟹を獲るガニめごのように川の水を流し込んで魚を獲るたんたんヤナのような原理で川にちょっとした設備でできるようです。ミニ発電の機械も発売されています。福岡県朝倉町では昔より川の水を活用した三連水車で田んぼを潤し力強く回っていて、人々の心づくり地域の活性化になり、物産館を運営して町の税金につなげていますね。上井手では上流の瀬田より大津町の中心部まで小さな用水路に噴き出している水の場所があります。役場の周りの上井手からも噴き出している場所もあります。こういう部分でまちづくりを行い、人々の目と心を和ませてくれる地域づくりを行い、朝倉町のように大津町の観光資源になりはしないかと思います。町で使えるお金があれば進めてはどうかと思います。経済産業省には地球温暖化対策として、中小小型水力発電の建設を支援建設補助金拡充を検討しているようです。水力発電は流れる水の落差によって発電するために二酸化炭素CO<sub>2</sub>排出しない、栃木県那須の原土地改良連合では農業用水の落差を生かしてミニ発電を行い、東京電力に売電して10アール当たり水田で2千520円、畑で420円の受益者負担の軽減になっているようです。そして日本人1人当たりの二酸化炭素CO<sub>2</sub>の排出量は1人当たり923グラム、また低炭素社会は山や野に多くあるとは言え難いようである。都市の構造物によってCO<sub>2</sub>の排出量は異なってくるようであります。車社会と歩行か自転車で動ける社会は断然車社会が多いようです。輸送機関として1人1キロ運ぶのに出るCO<sub>2</sub>は鉄道では19グラム、バスでは53グラム、乗用車では175グラム、タクシーでは386グラム、低炭素社会は公共の乗り物か歩いて済ませることがよいようであります。東京の1人当たりのCO<sub>2</sub>の排出量は541グラムであるようです。公共の乗り物を利用されているかと思う。私たちの町の用水路発電で、世の中のCO<sub>2</sub>を排出するのを少しでも軽くしてやる社会づくりを目指したらどうかと思います。以上で2問目終わります。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） ミニ発電の関係における農作業関連等の問題に合わせまして、地球温暖化防止の削減に対する自然のエネルギー利用というようなことでご提言をいただいたわけでございますけれども、日頃から環境問題の専門の質問をずっとしてきておられまして、本当に我々が気づかない点を教えていただいた思いをしております。我々は農業の厳しさだけにそちらの方に一方的に目が向きながら、あるいは大津町の市街地の活性にというようなことで、ホンダの方でも21世紀の風というような形で資料館みたいのをつくろうかという話は聞いておりましたけれども、自分の心に留めることなく、ただ水車で食の方を考えまして、市街地開発の中で水車を利用しての米搗きというか、そういうものを利用したまちづくりだけしか考えていなかったのを深く反省をさせられております。というのも議員おっしゃるようにミニ水車の件につきましては、長野県のすがの市において信州大学の池田先生による小型水車の小型発電を利用した農作業の関係に利用されておると聞いております。本当にその水力発電は2メートルの格差でもよろしいという小型で、費用設置が500万円以下であるというような話を聞いております。水路の幅は50センチぐらいでいいということのそれぐらいの高さでもいいというような中で、大体水車の最大70ワットの電力を出すというような話も聞いておりますし、本当にそのような電力を利用するエネルギーをこの上井手からの大津町の街中に落とす、本当にそういう困った地形だなあと我々思っていたんですけれども、それをうまく利用すればこの街中の外灯はうまく光り輝くんじゃないかなあとも思いますし、また大津町のその水車の米つく様子の模型が杉水の小西さんによって岩戸の里に飾ってあります。あるいはから芋フェスティバルのときも飾って出しておりまして、それを見てびっくりするような芸術品だなあと思ったんですけれども、この電気を使ってやればもうちょっと大きなものが展示でき、それを見ることによって大津町の面白さ、楽しさが新たに生まれてくるんじゃないかなあという思いをさせられまして、本当に感謝を申し上げたいと思いますけれども、この関係についてはやっぱり長野の方やあるいはミニ水力発電をやっておりますところの議員が言われる栃木の方でもできておるというようなことでございますので、その費用関係等についても議員の皆さんと研修に行って検討する価値があるんだなあという思いをしております。そういう中でやっぱり大津町のこの中心市街地だけでなく、白川やあるいは矢護川の関係の水をうまく利用して、その地域で何ができるかあるいはその昔からの歴史文化の中のを再発見するという意味においての利用というのは面白いこの地域にしかできない大津町しかできない、そんなものが浮かんでくるんじゃないかなあという思いをしております。そういうものを自然エネルギーを利用したものをしっかりとやっぱり活用していく我々のその知恵が必要じゃないかなあと思います。そういう知恵を出すことによって次世代の方々にこのまちづくりについて、また新たな興味なり意識が生まれてくるんじゃないかなあという思いをしております。そういう意味におきまして、この件についてはまちづくり関連等の中で取り入れるというのも面白いものであるというふうに思っておりますので、前向きでそういう形で検討していきたいというふうに思っておりますので、提案された藤森議員と共に研修をしていきたいというふうに思っておりますので、今後についても先ほどからおっしゃっておる昔からあるいはおじいちゃんおばあちゃんからの知恵を再度生かしていただけるようまちづくりにお願

いを申し上げまして答弁いたします。

○議長（宇野光廣君） 藤森昭二郎君。

○7 番（藤森昭二郎君） 町長がいい町づくりを進めて行くように活用させていくということであり  
ます。頑張ってもらいたいと思います。

400年前大津の台地に掘った用水路、現代のように発達した測量、機材、建設機械もない時代に  
よくも網の目のように掘ったものだと感心しております。どうやって高低のレベルを出し、鍬を使い  
人力で掘られたものかと空想の中に引き込まれます。またお城の天守閣の大きな本柱は1本で100  
トンの重さを支えているそうですね、どうやってあの大柱を高いところに上げたのか、お城の大きい  
石垣、どうやって運んできたのか。夢を膨らませてくれています。町長こういう先人に負けないよう  
な町づくりを目指してもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（宇野光廣君） これで、一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時36分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 諸 般 の 報 告

- 平成 19 年第 7 回定例会会議録

# 平成20年第1回大津町議会定例会会議録

平成20年第1回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

平成20年3月19日(水曜日)

出席議員	1 番 鈴 木 ムツヨ      3 番 新 開 則 明      4 番 長谷部 健一郎 5 番 月 尾 純一朗      6 番 坂 本 典 光      7 番 藤 森 昭二朗 8 番 大田黒 英 生      9 番 石 原 大 成      10 番 手 嶋 靖 隆 11 番 永 田 和 彦      12 番 松 永 幸 久      13 番 安 永 美智男 14 番 藤 坂 重 美      15 番 荒 木 俊 彦      16 番 津 田 桂 伸 18 番 宇 野 光 廣
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 中 山 純 秀 書 記 大 隈 寿美代
地方自治法第121条の規定より説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲      子 育 て 支 援 長 首 藤 誠 治 副 町 長 宇 野 博 明      総 務 課 主 幹 兼 ね て 行 政 係 長 杉 水 辰 則 総 務 課 長 今 村 一 也      企 画 政 策 課 長 補 佐 兼 ね て 財 政 係 長 木 村 誠 企 画 政 策 課 長 黒 田 傳      土 木 総 括 審 議 員 伊 東 貢      教 育 長 宮 崎 廣 行 会 計 管 理 者 兼 ね て 会 計 課 長 緒 方 美代子      教 育 委 員 会 長 首 藤 誠 治 住 民 税 務 課 長 西 村 和 正      農 業 委 員 会 長 西 本 昇 二 健 康 福 祉 課 長 松 永 高 春 産 業 振 興 課 長 大 塚 武 年 都 市 整 備 課 長 兼 併 任 工 業 用 水 道 課 長 中 山 誠 也

## 平成20年第1回大津町議会定例会請願・陳情審査報告書

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	審 査 の 結 果	所 管 委 員 会
平成20年 2月28日 請 願 第 1 号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を 求める意見書（案）の提出について	不 採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成20年 1月 21日 陳 願 第 1 号	ハンセン病問題基本法の制定と国立 ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、 医療・福祉の充実を求める意見書の 提出について	採 択	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
平成20年 1月 21日 陳 願 第 2 号	道路整備財源の確保に関する意見書 の提出について	採 択	建 設 経 済 常 任 委 員 会



# 会 議 に 付 し た 事 件

同意第1号	大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて
-------	---------------------------

議 事 日 程 (第 5 号) 平成 20 年 3 月 1 9 日 (水) 午後 2 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 発議第 1 号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園  
の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 発議第 2 号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 6 同意第 1 号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、  
表決

午後 2 時 00 分 開議

○議 長 (宇野光廣君) これから、本日の会議を開きます。

#### 日程第 1 諸般の報告

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容及び平成 19 年第 6 回大津町議会臨時会、平成 19 年第 7 回大津町議会定例会の会議録は、議席に配付のとおりです。

#### 日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (宇野光廣君) 日程第 2 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長手嶋靖隆君。

○経済建設常任委員長 (手嶋靖隆君) こんにちは。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 1 9 号、議案第 2 1 号、議案第 2 2 号、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号関連、議案第 2 8 号、議案第 2 9 号、議案第 3 1 号、議案第 3 3 号、陳情第 2 号の 1 1 件です。

当委員会は審議に先立って11日午後及び12日の関係する33カ所の現地調査を行い、13日、14日に委員会をB室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過、概要等結果を要約してご報告申し上げます。

議案第19号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例について、委員より、料金改正にあたり民間施設を調査したのか。受益者負担の原則からして1時間150円は安いとの質疑があり、執行部より民間施設は調査していません。近隣施設と比較し、検討を行いましたとの答弁がありました。

また委員より、民間であれば使用料は減価償却や維持管理費用から算出するが、そういった試算をしたのかとの質疑に対し、執行部より今回まちづくり交付金事業の活用をして2千万円をかけてテニスコートの改修工事を行っています。工事費から算出し、1日に4時間当たり費用を試算すると1千594円になります。現行の使用料からすると妥当ではないかと思えますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第19号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、町道の路線廃止について及び議案第22号町道の路線認定については、関連であるために一括して審議を行いました。

委員より、元の町道を廃止して新しく町道を認定した場合、残地ができてくるが、残地はどうか、どこが管理するのかという質疑があり、執行部よりアパートなどから出入りがあるために、大津町所有の公衆用道路として町が管理しますという答弁がありました。

採決の結果、議案第21号及び議案第22号については、それぞれ全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号は町道の路線認定について、委員より、新規認定道路を通ったときに水が溜まっているところがあり、砂利道であった。今までどうしていたのか。また、橋が狭く大型トラック等が曲がりにくいのではないかと質疑があり、執行部より、先の方は現在あまり利用が少ないのでそのままの状態です。本田技研南通線ができ、抜け道として通りが多くなれば道路改修しなければならないかと思えますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第23号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、町道の路線認定について、委員より、マイロードの残り分はどうなるのですかと質疑があり、執行部より、歩道として利用しますとの答弁がありました。

委員より、県道矢護川大津線にタッチすれば渋滞で出にくくなるのではないかと質疑があり、執行部より、役場敷地を利用して右折レーンをつくる予定ですとの答弁がありました。

採決の結果、議案第24号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号関連、平成20年度大津町一般会計予算について、農業委員会関係では、委員より、農業公社はどんな機関かとの質疑があり、執行部より、農地の斡旋、売買をしています。農業公社が農地保有合理化促進事業で農地の売買を行う税金での優遇措置がありますとの答弁がありました。

また委員より、誰でも農業公社を利用できるのですかと質疑に対し、執行部より、認定農業農家等で要件を満たされた方が斡旋対象ですとの答弁がありました。

産業振興課関係では、委員より、水の件ですが、上井手で水を取ってしまえば下流に流れない。何

か決まり事でもありますかという質疑がありまして、執行部より4土地改良区及びJAで数回調整会議を行った。代掻き時の需要が大事であり、水稻作成において日程の調整をしてもらいましたとの答弁がありました。

委員より、北部畑総から白川流域まで水を引いたらどうですかという質疑があり、執行部より転作の面積が増加しており、現在の作付けでは間に合っていますとの答弁がありました。

委員より、最近米の品質が落ちたという話はないですかとの質疑があり、執行部より、平成19年11月、島根県で行われた全国米の食味分析鑑定コンクールでは、4地区で作付けしている水稻が全国で10位、県内で1位でしたとの答弁がありました。

委員より、岩戸の里の改修内容についてはどうですかとの質疑あり、執行部より、設備、改修工事として、各補給用電動弁の取替工事やポンプメンテナンスなどがありますとの答弁がありました。

委員より、ポンプが2本あると聞きましたが、との質疑があり、執行部よりポンプを入れっぱなしではなく、以前から委員がおっしゃっている年1回メンテナンスとして、スケールの除去やポンプ状況を確認するなど、予備のポンプを合わせて2本を交互に使い、長持ちさせていきます。今後とも必要と思っていますとの答弁がありました。

委員より、毎年同じ程度の金額が支出されるのですかとの質疑に対し、執行部より21年度は970万円、22年度が800万円、23年度が640万円、24年度が380万円となっていますとの答弁がありました。

委員より、新支配人から新たな事業計画は出されましたかとの質疑があり、執行部より、19年度は前支配人が作成され、19年度中は夏休みに露天風呂から南十字星を見ようとJRとタイアップし、ウォーキングラリーを開催されました。20年度については、2月末に提出を受け、新たなるイベントも計画されていますとの答弁がありました。

委員より、過去の覚書は廃棄できませんかとの質疑に対し、執行部より、町がつくった施設であり、他の町村参考に上限を30万円としていますとの答弁がありました。

委員より、売上げ中から維持管理などの経費を出すべきじゃないですかとの質疑があり、執行部より、以前経常利益が出て、それを寄付してもらい修理に充てたことがあります。全面的に分かれていますよいのですが、施設は役場のものであり、8割の町民が利用している現状であります。このように、修理は役場ですべきと考えますとの答弁がありました。

委員より、JAなどの出資者にも応分の負担を求めるべきではないか。黒字のときには分配金ももらい、赤字のときには負担しないというのは虫が良すぎる。責任を明確にすべきではないかとの質疑があり、執行部より、取締役の中で議会の意見をしっかりと伝えていきますとの答弁がありました。

委員より、売り上げ自体が足りないのではないですかとの質疑があり、執行部より、職員給料手当が上がっておりますが、これはどうしても人員が足りないということで、清掃のためのパートを1名補強をするとの答弁でありました。

委員より、赤字の中で人を増やすのはおかしいのではないかとの質疑があり、執行部より取締役支配人に議会の意見をしっかりと伝えていきますとの答弁でした。

委員より、光熱水費において仕入原価の見直しなどを行い、下げる方法はありませんかとの質疑があり、執行部より、光熱水費については中身の精査を行い、また燃料費についてはJAに安くして納入してもらっていますとの答弁がありました。

商業観光室関係では、委員より、まちづくり交付金事業の中で「明日の観光大津を創る会助成金」、「大津町まちづくり推進協議会助成金」があるが、どう違うのかとの質疑があり、執行部より、明日の観光大津を創る会は、まちづくり団体としてつづじ祭りや唐芋フェスティバルを企画し運営している団体です。大津町まちづくり推進協議会は、明日の観光大津を創る会、商工会、JA女性の会、PTA、個人など21人で組織し、まちづくり交付金事業に伴う事業推進のための協議会として、昨年10月26日に設置されたものですとの答弁がありました。

委員より、観光振興整備補助金500万円は、もう少し内容を検討する必要があるのではないかと質疑があり、執行部より、文化の森がバイクツーリングの出发点になる観光拠点等として整備することで利用者が増加し、ひいては収益向上につながるものと思います。駐輪場の位置など利便性に配慮する必要があるかと思いますが、整備に伴い検討されると思いますとの答弁がありました。

また委員より、この計画は文化の森が計画したものかとの質疑があり、執行部より、文化の森から駐輪場整備の話がありました。モニュメントについては、町から二輪文化の創造や二輪のまちづくりPRや大津町観光案内板や県が事業主体として観光案内板の設置が計画されといます。整備することで経済的効果、地域活性化につながるものと思いますとの答弁がありました。

委員より、この計画に本田技研が乗ってくると思われぬ。バイクの待ち合わせの場所にはならないと思う。本田技研が本当に地ビール館跡を使うのか、前向きに検討しているかどうかが必要。それからでないとならぬ。確認して報告をお願いするとの質疑がありました。執行部より、この件については本田技研へ確認の結果、現在検討中であるということでした。

委員より、町立公園等の管理委託、毎年花が咲きがよくない。町の管理が悪いと言われる。今の管理費用で足りているのかとの質疑があり、執行部より、町立公園等の管理は毎年入札により業者の方に委託しています。去年は天候の関係で花の咲きがよくないとの話があったので、本年度は委託業者を集めて花が咲くように管理面で指示を出しています。昨年12月に中間検査を行い、その時点で花の状態は良好でありましたとの答弁がありました。

都市整備課環境保全室関係では、委員より、大津町は収集運搬業者も多い。競争入札を実施した方が安価になるのではないかと質疑があり、執行部より、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法により、し尿取り扱い業者の代替業務が随意契約との理由ですとの答弁がありました。

委員より、業者側はそれでよいが、法律の解釈では違う。随意契約は問題がある。自治法は一般競争入札が原則である。受託価格の妥当性を証明してもらいたいとの質疑があり、執行部より、今回の増額は軽油の価格上昇分と車両の増車に伴う償却費の増額ですとの答弁がありました。

委員より、大津町の委託費が妥当かどうか判断ができないので、他町の状況を知りたいとの質疑があり、執行部より菊陽町の委託価格を調査し、報告しますとの答弁がありました。この後、この件に

については執行部より菊池管内4市町のごみ収集運搬委託料の資料が提出されました。

委員より、この表の金額を見てどう思うか。各市町のコ額算定の基準がわからないので説明して下さいとの質疑あり、執行部より、人件費、車両費、償却費等の必要経費を積み上げる積算を行っている。他市町の具体的内容はわからないが、それぞれの状況があるのではないか。熊本市が埋立ごみの3分の2を、可燃ごみの2割程度を、平成20年度から一般競争入札を開始する予定であり、熊本市の委託状況の動向を見て、委託料が安くなるのかどうか見守りたいとの答弁がありました。

委員より、人口割、面積割では価格の妥当性は認められない。競争入札が必要ではないか。環境保全組合委員負担金についても、組合内部が随意契約をやっていたら組合自体の運営費は削減されないのではないかと質疑があり、執行部より、環境保全組合は東部清掃工場、美化センターとも包括業務委託を実施しているとの答弁がありました。

委員より、今回の委託費は一度契約すれば1年間その金額は変わらないのですか。変わらなければ、慎重に考えなければならないとの質疑がありました。執行部より、変わりませんとの答弁がありました。

委員より、全体的なことで質疑します。ごみ処理処分費はごみ袋だけで賄われていない。税金で賄われている。処理経費を安価にするか、ごみ袋を上げるかしか税金の投入はなくなる。ごみ処理料が増えればごみ袋代を上げなければならない。今後どうするのかと質疑があり、執行部より、ごみ袋の値上げは今のところ考えていない。今後は、環境保全組合への負担金が安くなるように、ごみの減量化に取り組まなければならない。環境ネットワークを立ち上げ、各区を分別指導で回ります。事業所にも指導に回りますとの答弁がありました。

委員より、太陽光発電システム補助金について20年度は15件と予定されているとのことですが、予測はどうですか。また、補助割はどれだけですかと質疑があり、執行部より、19年度は10月から補助を開始し、1ヵ月で予約が完了した。20年度も早いと思います。3キロワットの設置工事費が約200万円で、補助金額が30万円です。3.5キロワット程度で4人家族の平均電力使用量はまかなえますとの答弁がありました。

道路対策室関係では、委員より、負担金補助及び交付金の緑資源幹線林道事業賦課金を徴収している。緑資源機構はどうなったかとの質疑あり、執行部より、第三者委員会を立ち上げ協議しており、平成19年度から緑資源機構は解散することになったとの答弁がありました。

委員より、委託料の植樹帯剪定等の管理業務委託の中で、美咲野団地内の道路の樹木は誰が植えたのか。管理責任はどこにあるのか。美しい街なみをすれば年間委託契約の経費がかかる。町も植樹帯をつくる時のルールづくりが必要ではないかと質疑がありました。執行部より、開発業者が植樹帯として植えている道路の町への移管と同時に、町に移管されている低木は地元をお願いしているが、高木においては地元住人にはできないので、平成20年度限りということで区長さんと相談してやっていきたいとの答弁がありました。

委員より、委託料の町道橋梁点検調査委託において、橋梁点検調査をしたら補修の必要などころがあるのではないかと質疑があり、執行部より、橋梁点検調査委託終了後、橋梁長期修繕計画を作成

しなければならぬと思いますとの答弁がありました。

都市整備課関係では、委員より区画整理事業が終了したと聞いていますが、敷地の境界から屋根が出ているところがあるが、事業のルールから考えていいのか。またどのような経過だったのかとの質疑があり、執行部より、地権者が建物建設後に区画整理の計画が発表された。早く知っていれば計画を変えていたという意見があった。敷地を最小限にもらう協力はしていただいたが、屋根部分のためだけで建物を移転することについては補助事業はなく、単独事業となり、多額の費用がかかるので、今後建て替えのときに引いてもらうことを確約しています。また現在のところでは、町所有地にかかっている状況ですが、支障はありませんとの答弁がありました。

委員より、まちづくり交付金事業の全体計画について、町の負担率はいくらかと質疑があり、執行部より、5ヵ年計画の全体事業費は42億円ですが、本田南通線の事業費が増加しているので、現在調整検討をしています。町負担は60%になりますとの答弁がありました。

委員より、委員会先進地研修でまちづくり交付金事業に取り組んでいるところを見てきたが、その市は現在では財政悪化状況にあり、社会情勢等考えながら後世に借金を残さないように事業を計画的に進めていくべきだとの質疑があり、執行部より、研修先のまちづくり交付金事業は費用的に多くなく、その前に取り組まれた街路事業の費用が大きかったと記憶しております。町では長期財政計画を基本に、財政担当者とも協議し、基金対応を含めて進めておりますとの答弁がありました。

委員より、駅前楽善線から家屋移転があり、本田技研南通線等の費用が多大であると思うが、計画はどうなっているのかとの質疑があり、執行部より、駅前楽善線に約10年計画を予定しています。本田技研のところに将来企業等の進出が期待できますので、企業誘致も含めて整備を考えていますとの答弁がありました。

下水道推進室関係では、質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第25号関連は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成20年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計予算について、質疑ありませんでした。

採決の結果、議案第28号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号、平成20年度大津町公共下水道特別会計予算について、委員より、包括的民間委託は複数年契約だが、会計年度独立の原則と関連はとの質疑があり、執行部より、財政法では5年が限度となっていますが、最初なので3年間としていますとの答弁がありました。

委員より、一般会計繰入金がありますが、交付税不交付団体になったことで、特別会計として影響が出る部分がありますかとの質疑があり、執行部より、繰入金は償還金で充てています。一般会計繰入金基準が変わり、起債の特別措置分が新設され交付税算入の対象となっています。下水道特別会計としては、特に影響は感じていませんとの答弁がありました。

委員より、財政担当から不交付団体になったことで大津町が受ける不利益について全般的な説明を聞きたいとの質疑があり、執行部より、起債特別措置分は交付税算入の対象だが、不交付ゆえ実質的には入ってこないとの答弁がありました。

採決の結果、議案第29号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計予算について、委員より、一時借入利子が時間的組替をするなどして借りないようにできないかとの質疑があり、執行部より、国庫補助金は概算払いで、年度途中に入ってくるが、起債が翌年の5月であり、どうしても資金不足になりますとの答弁がありました。

委員より、維持費委託料はどこに委託しているかとの包括的民間委託はできないのかとの質疑があり、執行部より、法律により公共下水道は産業廃棄物、農業集落廃水事業は一般廃棄物に区分されており、ほとんどを市町村でそれぞれ個別に処理されていますとの答弁がありました。

委員より、消費税還付金は1千万円ということだが、額の算定の幅を持たせているのかとの質疑があり、執行部より、消費税は概算で計上しています。昨年度の実績も1千万円還付されていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第31号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成20年度大津町工業用水道事業会計予算について、委員より、1日3千700トン使用があるが、あと1カ所井戸を掘ることで安定した供給になるかとの質疑があり、執行部より、4千トン体制を考えていましたが、不足するため20年度でボーリング、21年度ポンプを設置を行い、5千トン体制で整備していく旨を関係企業に対して説明していますとの答弁がありました。

委員より、6千トンの供給要望があっているということだが、供給の可能性はあるのかとの質疑があり、執行部より、6千トンで供給体制は下水道管渠に影響が出てきます。当初計画が3千トンなので、管渠の中核からパイプまでの影響があり、処理場にも影響があります。認可変更の中で検討していきたいと考えていますとのことでした。企業に対しては6千トンの体制は難しいので、当面5千トンプラス予備500トンでいきたいとの説明がありました。

委員より、企業成長を促す中に町が供給体制の確保ができるか否かはとても重要であるとの質疑があり、執行部より、企業から多額の固定資産税、法人町民税の税収もあり、大事にしないといけないと考えます。千トンから、1千500トン揚水した場合、中核内の他の井戸の影響等について調査する必要があると考えていますとの答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、道路特別財源確保に関する意見書議決の要請について。賛成、反対の立場から議論があり、委員より、不透明な部分ははっきりさせる必要がある。未だ不正な事実がどんどん出てきている。そういうところを正すのが先決だ。国でも議論がされている最中で、地方が一方的に必要なだというのはいかがなものか。また、地方議員には十分なる情報も入って来ない。不正が続けて出ている以上、一度リセットして新たにつくりあげることが必要だ。また、本当に必要な道路であればできるはずである。何でもかんでもつくればいいということではない。必要な道路は自民党も民主党もつくりますという姿勢でもあり、不正な流用をされるような財源であったということは許し難いことだ。以上の理由から反対します。

委員より、暫定税率が切れると財源が大きく減少する。町にとってもまちづくり交付金事業に取り



組んでおり、重要な財源となっている。3月で期限が切れて財源が不足すれば、ほかの財源の確保が必要になり、とても困ることになると思う。国の議論を見守る必要はありますが、意見書についても賛成したいと思います。

などの意見が出されましたが、採決の結果、陳情第2号は賛成多数で採決すべきと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、経済建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 文教厚生常任委員長新開則明君。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） こんにちは。ただいまから文教厚生常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました案件は、議案第11号、議案第12号、議案第16号から議案第18号まで、議案第25号関連、議案第26号及び議案第27号、議案第30号、議案第32号並びに請願第1号及び陳情第1号の12件であります。

当委員会は審議に先立ち、3月11日午後2時30分より委員会C室において、菊池恵楓園入所者自治会会長、工藤昌敏様より、「ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療、福祉の充実を国に求める意見書採択の陳情書」についてお話を聞きました。

午後3時より執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。

翌12日午前10時より、15カ所を現地調査を行い、13日、14日は午前10時より委員会C室において、執行部に説明を求めながら議案の審議を行いました。

以下、議案の審議の主な経過と結果について報告します。

議案第11号、大津町教育支援センター条例の制定について報告します。

委員より、開設時間の変更はできるようですが、開設の曜日の変更はできるのですかと質疑があり、執行部より、相談等の関係で開設することはできると答弁がありました。

委員より、センター利用者が希望すれば、ずっと居られるのですか。それとも学校へ帰すことが目的ですかと質疑があり、執行部より、部屋から出られない子どもをこの施設に誘ってみる。保護者へは施設を紹介して来てもらう。このセンターへ通うことができるようになれば、教室に直接ではなくハートフル教室を経て各教室へと3段階、4段階で学校へ帰すことを考えていますと答弁がありました。

委員より、大津中学校の敷地内にあり、生徒からも見えるので問題なく通えるでしょうかと質疑があり、執行部より、学校が見える場所と見えない場所がいいのかを考えてみますと、共に良い面と悪い面があると思います。最終的に学校へ戻すことを考えていますので、同じ生活ができるように、見えることで刺激を受ける良い面を出していきたいと思っていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第11号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、大津町後期高齢者医療に関する条例の制定について報告します。

委員より、高齢者には制度がわかりにくいと思いますが、制度の周知はどのようにしていますかと

質疑があり、執行部より、現在、老人会等を対象にした説明会を開催し、制度の周知を図っていますと答弁がありました。

委員より、特に単身世帯の高齢者は制度がわかりづらいのではないですかと質疑があり、執行部より、民生委員に対して制度の説明を行い、地域の高齢者等から相談を受けた場合、制度の説明等をお願いしていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、大津町乳幼児等医療補助に関する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員より、助成を中学生まで拡大したら、あとどのくらいの費用がかかりますかと質疑があり、執行部より、19年度の試算によると中学1年から3年生まで拡大した場合、その増加分は約1千700万円ですと答弁がありました。

委員より、今回、中学3年生まで拡大してもよかったのではないですかと質疑があり、執行部より、今年度中学3年生まで拡大した市町村においては、自己負担や限度額が規定されている状況です。今後のこどもの医療費助成の拡大につきましては、子育て支援室の充実等の施策の展開として、財政状況も考慮しながら、段階的に検討していきますと答弁がありました。

採決の結果、議案第16号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正する条例について報告します。

委員より、重度心身障害者医療費助成の対象に、はり、きゅう、マッサージなどを新たに加えるということですか。また、町外での施術も対象になるのですかと質疑があり、執行部より、入院外の施術分ということで助成の対象になります。また、町外での施術も対象となりますと答弁がありました。

採決の結果、議案第17号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について報告します。

委員より、平成20年度も平成19年度と同じ保険料になるということですかと質疑があり、執行部より、国において18年度の地方税法改正に伴う保険料の激変緩和措置の対象が18年度、19年度の2年間でしたが、平成20年度まで延長される法改正が公布されましたので、当町でも1年延長し、保険料を同額とするものと答弁がありました。

採決の結果、議案第18号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成20年度大津町一般会計予算について報告します。

健康福祉課関係。

委員より、行政バス運転業務委託の運転手と県外などの運転業務はどうなるのですかと質疑があり、執行部より、今年の1月から町のバスの運転業務については、行革の一環としてシルバー人材センターに委託しています。運転手はシルバー人材センターでバスの運転ができる方のうち、大型バスを運転できる方1名にお願いしています。県外への運転業務については数回ありましたが、今後シルバー人材センターともにコミュニケーションを取りながら、安全面もしっかりとやっていきますと答弁があ

りました。

委員より、心配ごと相談事業の実績はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、心配ごと相談は平成18年度実績で95件の相談があり、相談内容は金銭関係の相談が多く、その他、家族関係や財産問題などの相談があります。10名の相談員が交代で相談にあたり、第1次的な相談役として専門機関や関係機関につないでいますと答弁がありました。

委員より、福祉事業推進の取り組みはどうなっていますかと質疑があり、執行部より、地域福祉推進事業は平成18年度から実施しており、森地区では座談会の中で、地域の困りごとなどが話し合われ、毎月のふれあいサロンの開催など、地域主導型で進められています。平成19年度は、森区で中学生以上の地区住民全員を対象としたアンケートが行われ、アンケートでの意見をもとに草刈りやごみ拾いなどが取り組まれました。また、新たに2地区が手を上げられ、多々良地区ではサロンの検討が行われ、楽善地区では、地域のいいところや10年後の困りごとなどをテーマに座談会が進められているところだと答弁がありました。

老人ホーム関係。

委員より、老人ホームの入居者が減っているようだが、減っている理由はどんな事ですかと質疑があり、執行部より、最近介護保健サービスが充実しており、ホームヘルパーのサービスを受けながら自宅で生活されているのではないかと推測されます。また、一昨年から入所要件が厳しくなっており、それも影響しているものかと思われますと答弁がありました。

委員より、老人ホームの入所者が現在38人と昨年より少ないのに、予算は昨年より若干増加しているのはなぜですかと質疑があり、執行部より、老人ホームの定員は50人ですが、予算上は現在の入居者数とは関係なく50人で計上しています。昨年度と比べて予算が若干増加しているのは、工事費の関係などだと答弁がありました。

若草児童学園関係。

委員より、今後の施設を運営するためには、子どもたちのことを考え、保護者との連携は必要だと思うが、現状はどうですかと質疑があり、執行部より、子どもたちの不安を少なくするためにも現在の臨時職員19名は継続して雇用されるようになっています。また、保護者の皆さんの不安もありましたので、1月から3月までの間に保護者との打合せをしながら連携を取っていますと答弁がありました。

健康福祉課保険医療対策室関係。

委員より、老人福祉費の老人クラブ補助金はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、現在34の単位クラブと町老人クラブ連合会へ補助をしている。1単位クラブ当たり6万円と会員1人当たり500円の補助をしています。また、連合会は定額75万6千円補助していますと答弁がありました。

委員より、老人福祉費のシルバー人材センター育成補助金はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、国と同額の800万円を補助していますと答弁がありました。

子育て支援室関係。

委員より、保育園の学童保育では別事業でありながら延長保育の児童と一緒に保育しているようなことはないですかと質疑があり、執行部より、小学生と保育園児は別室で保育しています。学童保育の保育時間以降も残っている数名の小学生を延長保育の園児と一緒に保育する場合がありますと答弁がありました。

委員より、保育所の一時保育の利用料はいくらですかと質疑があり、執行部より、1日2千円、時間単位で利用することもできます。その場合は1時間250円ですと答弁がありました。

教育委員会事務局関係。

委員より、防犯カメラ、AEDの設置台数は何台ですか。また取扱いについてはどのように考えていますかと質疑があり、執行部より、防犯カメラについては大津小学校6台、室小学校6台を予定しています。AEDについては、各小・中学校それぞれ1台を予定していますと答弁があり、取扱いについては先生方への講習を予定していますと答弁がありました。

委員より、外国語指導助手は何名ですかと質疑があり、執行部より、小学校に1名、幼稚園・保育園に1名、計2名ですと答弁がありました。

委員より、東小学校の樋は鋼管となっていますがビニール管で十分だと思います。また、軒下の塗装が剥離していますが対策は考えていますかと質疑があり、執行部より、東小の樋についてはビニール管でも可能かと思い検討します。軒天井の剥離につきましても検討したいと思っていますと答弁がありました。

教育委員会事務局生涯学習室関係。

委員より、梅の造花保存会は商工会が事務局で補助金が出ていますが、町の宝であるなら、町が主体となって取り組むべきではないでしょうかと質疑があり、執行部より、昨年から保存会と協議し、他の流派と話し合いを行い、統合や一本化などを整理していただくように進めていますと答弁がありました。

委員より、江藤家住宅の一般公開などで駐車場がなく、不便と思いますが、交差点近くにある敷地などを駐車場用地として購入する計画はないのでしょうかと質疑があり、執行部より、江藤家住宅については、春秋の年2回一般公開を行っております。平成20年度はシャトルバスを運行し送迎をしますし、JRが主催するウォーキングコースなどの計画も予定されています。駐車場が遠くにあり、不便な状況にあります。用地購入については検討するように指示があつていますので、今後、民地などの調査を行っていきたいと思いますと答弁がありました。

委員より、歳入で昭和園テニスコートの使用料があるが、どのくらいの利用があつているのですか。町外の人が使用する場合、使用料はどうなつていますかと質疑があり、執行部より、昭和園テニスコートの利用者は20年2月末現在で98団体、4千344名の利用者数です。使用料については、今回の条例改正で、半日単位から1時間単位に変更し、料金も1時間150円でお願しております。町外利用者は、町内利用料の3倍料金となっていますと答弁がありました。

教育委員会事務局図書館関係。

委員より、ブックスタートについてですが、始まってから4、5年経過しています。スタート時か

ら0歳の子どもが、今4、5歳になっていますが、効果はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、子ども連れで図書館にも来られています。兄弟のいるところは、絵本の同じものがないように種類を変えたりして、配るときに配慮していますと答弁がありました。

教育委員会事務局給食センター関係。

委員より、給食費の未納の状況はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、平成18年度におきましては滞納額72万程度であり、全体から見ますと0.06%です。平成19年度は80万円弱で0.06%の未納です。昨年度より改善されていますと答弁がありました。

委員より、地元産利用の割合はどうかと質疑があり、執行部より、18年度の実績としては25品日中14品目が大津産です。米・から芋・人参・卵については100%。その他は14%で、全体から見ると70%は大津産です。品質管理も含めてJAを通して納入されていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第25号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計予算について報告します。

委員より、人間ドックに対し2万5千円を限度に補助をするということですが、日帰り、これは1日ドックですね、のみを見るのでしょうかと質疑があり、執行部より、人間ドックに対する補助がありますが、1日（日帰り）ドックに限定するものではなく、1日ドックを標準とし、補助限度額を2万5千円とするもので、2日ドック及びオプションについては、限度額の2万5千円を超えた分について自己負担していただくというものでありますと答弁がありました。

委員より、特定保健指導の積極的支援と動機づけ支援はどのようにして分けているのですかと質疑があり、執行部より、まず、腹囲が男性で85センチ、女性で90センチ以上か以下で判定します。

次に、腹囲が基準以上で血糖、脂質、血圧及び喫煙歴で追加リスクを判定し、リスクが2つ以上の場合は積極的支援、リスクが1つの場合は動機づけ支援とします。なお、65歳以上の場合はリスクが2つ以上あっても積極的支援とはせず、動機づけ支援とします。動機づけ支援は、本人が自分の生活習慣の改善点に気付き行動に移すための支援です。最初に1回面接による支援を行い、6か月後に評価をします。積極的支援は、本人が自分の生活習慣を振り返り行動目標を設け、その目標達成に向け取り組みができるよう3か月以上の継続的な支援を行い、6か月後に評価を行います。平成19年度に特定健康診査等実施計画を策定し、平成24年度の目標を健診受診率65%、保健指導実施率25%、メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少率を10%としていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第26号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成20年度大津町老人保健特別会計予算について報告します。

委員より、老人保健特別会計は平成20年度で終了するのですかと質疑があり、執行部より、過年度診療分等の清算がありますので、現在23年度までは存続しますが、法令に最終年度の規定が設けてありませんので、それ以後については今のところ不明でありますと答弁がありました。

採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成20年度大津町介護保険特別会計予算について報告します。

委員より、地域包括支援センターに気軽に入りやすいような案内を心がけてほしいと思います。例えばバスを待っている人たちが利用できるようになりませんかと質疑があり、執行部より、高齢者や障害者が利用しやすいようにしたい。先日は乗り合いタクシーを待っている人が休憩していた。トイレも外部から直接使用できるようにしてありますと答弁がありました。

委員より、認定調査等の非常勤職員について、資格や認定調査の状況はどうなっていますかと質疑があり、執行部より、看護師や介護支援専門員の資格を持った人が介護認定調査を行う。認定調査は月に100件ほど行っていますと答弁がありました。

採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について報告します。

委員より、予算に葬祭給付費が計上されていませんが、給付はされないのですかと質疑があり、執行部より、葬祭給付費については広域連合から直接、国保と同額の2万円が給付されることになっていますと答弁がありました。

委員より鍼灸施術費の補助金が100万円計上されていますが不足はしませんかと質疑があり、執行部より、平成18年度は75歳以上の国保被保険者への補助総額が約70万円でした。後期高齢者医療では、今まで社会保険だった人も対象となり、国保被保険者と社会保険被保険者の割合が約7対3でありますので、3割分を増額し100万円を計上していますと答弁がありました。

採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（案）の提出について報告します。

委員からの意見として、後期高齢者医療制度は、少子高齢化が進み、持続可能な社会保障制度を維持していくための制度ではないのか。また、委員から保険料負担が安くなるならいいのではないのか。今後、病院に行かなくてすむような健康推進の施策を立ててほしいとの意見がありました。

採決の結果、請願第1号は全員反対で不採択とすべきものと決しました。

陳情第1号、ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を国に求める意見書採択の陳情書について報告します。

委員より、設備もあるし、一般病棟として使えるような道として残してもいいのではないのかとの意見がありました。

採決の結果、陳情第1号は全員賛成で採択すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようよろしくお願い申しあげまして、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。3時5分から再開します。

午後2時56分 休憩

△

午後3時09分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告の中で、訂正の申し出がありますので、許可します。

○文教厚生常任委員長（新開則明君） 申し訳ありません。請願のですね、後期高齢者制度の中止撤回を求める意見書の案の提出についてを報告しましたけれども、その中で採決の結果、請願第1号は全員賛成で不採択とすべきものと決しましたと訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（宇野光廣君） 総務常任委員長坂本典光君。

○総務常任委員長（坂本典光君） こんにちは。ただいまから総務常任委員会の委員長報告を行います。

定例会で本委員会に付託されました案件は、議案第10号、議案第13号から議案15号まで、議案第20号、議案第25号関連の6件であります。

11日の午後2時から現地調査を行い、12日、13日に委員会A室で執行部に説明を求めながら、慎重に審議を行いました。その経緯と結果についてご報告いたします。

議案第10号は、大津町部設置条例の制定についてであります。子育て支援室だけが課になっている。部長はいないのかとの質疑に対し、幼保一元化でやってきた。子育て支援関係は町長部局の事務だが、教育委員会の部長が子育て支援課長を兼任することになるとの答弁がありました。

幼稚園は教育委員会の部局で、保育園は町長部局だが、福祉との連携はどうなっているのかとの質疑に対し、補助金申請などは町長部局で行うことになるとの答弁がありました。

現在の室長、課長の業務はどうなるのか、人件費はどう変わるのかとの質疑に対して、現在、室長も課長も所管における業務を行っています。部長制では、部長が所管の統括を行うことになる。現在、課長が10%、室長が7%の管理職手当であります。新体制では部長が10%、課長が7%になり、今の課長制と変わらないとの答弁がありました。

採決の結果、議案第10号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第13号は、職員の育児休業等に関する条例及び技能労働職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

第6条関係で、これまで2分の1だったものがこれから100分の100となるということだが、どういう意味があるのかとの質疑に対し、少子化対策がある。育児休業中は勤務したとみなして、昇給延伸を行わないようにするとの答弁がありました。

採決の結果、議案第13号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第14号は、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑はなく、採決の結果、議案第14号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第15号は、大津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

感染症防疫作業手当はどういうものかとの質疑に対し、狂犬病関係などで作業するときの手当であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第15号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第20号は、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

暴力団構成員であるかどうかの判断はどうやってやるのかとの質疑に、警察と連携を取り判断をする。町営住宅から暴力団員を排除するため、暴力団員による町営住宅等の使用制限に関する協定書を結ぶとの答弁がありました。

警察と連携することだが、個人情報との関係はどうなるかとの質疑に対し、申し込み時点において、警察との情報照会について本人承諾をいただく予定であるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第20号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成20年度大津町一般会計予算についてであります。

議会事務局関連で、行政バス運転業務委託料について、金額や事故の対応についての質疑があり、民間活用の一環として、シルバー人材センターへの委託を予定している。金額については、1時間当たり990円で、運転手さんに900円、残りの90円がシルバー人材センターの収入になる。宿泊を伴う場合は、職員の宿泊等の旅費で対応を考えている。途中で事故等については、保険や代替車で対応を考えているとの答弁がありました。

総務課関連で、消防債について起債するメリットはあるのかとの質疑に、元利償還の一部が交付税に算入されるからである。現在は不交付団体だが将来的にはわからないので、起債にしているとの答弁がありました。

乗り合いタクシーの利用実態について教えてもらいたい。地区外からの利用はできるのかとの質疑に、月平均100名前後の利用があっている。補助金は7万円前後、運輸局の許可を得て運行している。地区外からの利用は道路交通法に違反するものと思われるとの答弁がありました。

消防団について、年齢がある程度にいてもなかなか辞められない。定員を減らすことはできないのかとの質疑に対し、国からは、逆に定員を増やして災害時に備えるように指示がきている。企業に勤めている人たちについては、企業連絡協議会などを通じてお願いしているとの答弁がありました。

企画政策課関連で、航空機燃料譲与税の算定に用いる世帯数はどのように算定されるのかとの質疑に、飛行場を中心に定められた範囲内の世帯数が対象になるとの答弁がありました。

地域づくり推進費の行政バス委託料は、大津まちおこし大学の研修に使用すると説明があったが、大学は具体的にどのような仕組みでやっていくのかとの質疑に対し、人づくり学部とまちづくり学部の2学部制で、人づくり学部には、暮らしの安全を考える学科や文化振興学科などを設け、研究するテーマを明らかにして、住民の皆さんを学生として公募する形になっている。特に地域おこし学科は、各行政区から推薦していただいた人を対象に行い、地域のリーダーとして、将来、区長さん等になる人材育成を目指している。また、まちづくり学部は、今現在、まちの中で活躍しているグループや団体の交流や横の連携を深める学部にしたいと考えている。4月から具体的なコース設定などを行い募集を開始していく予定であるとの答弁がありました。

地域通貨のデザイン料を計上されているが、この地域通貨はどうして取り組みを考えたのか。また、どのように検討されてきたかとの質疑に、当初は環境問題、特にごみの減量化を進めるのに地域通貨が使えないかと検討を始めた。その後詳しい内容については、政策会議で検討を始めた。先進地とし



て彦根市の事例を研究し、大津町版の地域通貨制度をつくりあげた。「げんき大津づくり活動」として町の美観を保つ活動、地域安全活動、支えあい活動、そして地域環境活動を考えているが、これらの活動を支援していく。小学生や中学生のボランティア活動の促進を期待して、この事業の対象は小学生以上としている。名称を「みずみず」とした地域通貨の使用については、本人が使うこともできるが、老人会や子ども会などの団体に寄付することで、団体の運営費としても利用できると答弁がありました。

地域づくり活動支援事業補助金は30地区で450万円との説明だったが、20万円が補助限度額ではなかったかとの質疑に対し、19年度の実績を見ると1地区当たり平均15万円程度の補助金であり、実績に応じて計上したとの答弁がありました。

公債費の特定財源「その他」の内容は何かとの質疑に対して、町営住宅の使用料と財源対策債の償還に係る減債基金繰入金を充当しているとの答弁がありました。

約100億円の起債のうち、臨時財政対策債関係はどのくらいかとの質疑に対し、約30億円です。残りの約70億円が実質的な事業に係る分となる。臨時財政対策債の元利償還分は、交付税算入の際に基準財政需要額に算入されるとの答弁がありました。

企画政策企業誘致室関連で、平成19年度に立地した企業のうち本田技研関連はどれくらいあるのかとの質疑に対し、製造業で2件、製造業以外では7件との答弁がありました。

本田技研南通線から国道325号線までの新設道路沿いには企業立地は考えられるかとの質疑に対し、周辺の地目が山林なので、工場の立地は可能だと思いますとの答弁がありました。

会計課関連で、住宅敷金の利子について、住宅敷金は預かり金か、どれくらいあるのかとの質疑に対し、預かり金として歳計外現金の中に約4千万円あり、そのうちの3千500万円を定期預金として運用しており、その利子分を計上しているとの答弁がありました。

人権推進室関連で、人権教育啓発費の報償費で、人権教育支援事業講師謝礼は小・中・高の先生は何人分かとの質疑に対し、504人分であるとの答弁がありました。

人権啓発福祉センター運営費の消耗品費と報償費の内訳、賃金の清掃管理員の年齢はどの質疑に対し、消耗品費は児童館の事業に伴う分が24万6千円、隣保館分は維持管理費、人権のまちづくり関係、啓発用消耗品、事務用品の消耗品等で90万2千円である。報償費は児童館で行う教室分が6万円、隣保館では学習会が40万円、推進委員の活動謝礼が10万円、ふれあい発表会謝礼が1万5千円、人権まちづくり講師謝礼が10万円等である。清掃管理員の年齢は71歳であるとの答弁がありました。講師謝礼で時間単価が2千500円とあったが、高いようだがその根拠は何かとの質疑に対し、講師謝礼では一般的に1時間5千円である。その半額にしているとの答弁がありました。

住民税務課関連で、住民税の税率が3%、8%、10%から10%一律に改正されたのであれば、税額が増額になってもいいのではないかと質疑に対し、税源移譲による税率が改正されたのは平成19年度からであり、平成18年度と比較して約3億円の増額があったとの答弁がありました。

町民税について、納税義務者は何人かとの質疑に対し、平成19年度の実績に基づき約1万3千人と推計しているとの答弁がありました。

最後に、1名の方が反対討論されました。人権対策費、人権教育啓発費、人権啓発福祉センター運営費に関して、人権を守ることは当然だが、公平な予算措置が必要であり、公平性を欠く予算計上となっているので反対する。

採決の結果、賛成多数で議案第25号は可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（宇野光廣君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 経済建設常任委員長の報告に対して質疑を行います。

委員長報告の中で、私も経済建設常任委員会の委員でありますから耳を凝らして聞いておりましたが、その委員長報告の中でですね、25号に関連するものでありますが、29号ですね、議案第29号の天津町公共下水道特別会計予算について意見がなかったと報告があったと思いますが、私にとりましては、非常に重要な質疑もしたし、したつもりです。そこの私の質疑等々が抜けた点をお伺いしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 経済建設常任委員長手嶋靖隆君。

○経済建設常任委員長（手嶋靖隆君）

○議長（宇野光廣君） しばらく休憩します。

午後3時30分 休憩

△

午後3時33分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） ただいまの質疑に対してであります、聞き漏らしの部分が私があったと思いますので、取り下げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 私は、議案第25号について、反対の立場から討論をいたします。

委員会におきましても反対の立場を証明しました。中でも、今議会は委員会審議があった後に一般質問という流れになりましたので、委員会質疑の部分の反対部分を町長に一般質問でも私は投げかけたものであります。

その中で、行財政運営という中でですね、改革を進めると町長は施政方針の中で言われたわけであ

りますが、今回の予算書を見てもみすれば、中でも収集運搬委託料ということで、これごみの問題でありますが、6千782万2千円、毎年のごとく高額なる随意契約がなされておるという事実。そうなりますと、その関連におきます菊池環境保全組合の負担金、負担金と申しますれば町民の税金であります。この負担金で運営されているものが大津町の持ち出しが3億4千200万円程度。こういったものについて、ごみの問題でどうしても精査がされない、そしてまたそういった組合について議会から議員を2人出しておりますが、そういう方々からもそういう詳細なる説明はありません。本来ならば、やはりその議員さんというものは、そのあったものをきちんと議会で申し述べて、町民の税金をこういう理由で、明確な理由で使わせていただきますというのが筋ではないでしょうか。議員は出しているけれども、きちんと検証がされにくいということでもあります。このことにつきましては、前議会におきましても問題を指摘しました。もうこの組合から出された文書がありまして、そのことについて専決処分だとか、町の議会に付せるとか、いろんなどっちを信じていかかわからないようなことをその議員さんが言われました。実際、その数字を見てもみすれば、負担金運営にもかかわらず、相変わらず旅費とか、いろんその他の経費は依然として多く出ていると考えられます。そういう意味合いから、透明性に欠けると思います。ごみ問題については、一般質問で町長に投げかけた部分を言いますれば、この負担金、菊陽町の方がかなり低いんですね。このごみ収集の委託料ですね、これを取り上げてみすれば、大津町が6千782万円に対して、菊陽町は人口は多いにかかわらず5千480万円ということで、差額が1千300万円もあると。人口は4千人菊陽の方が多。こういった質問を一般質問でも投げかけました。町長いわく、分別が進行してないとか、菊陽町の住民よりも大津町の住民の方が劣っているかのような答えに私は聞こえたものであります。

私はそういうことを考えますれば、行財政改革を進めるというのであるならば、やはりこういった予算の中では高額なる随意契約、これは少なくとも何らの方法により前進をさせなければならない、額を明確にしなければならないということです。ですから、委員会の審議におきましても、この人口割にしましても、面積割にしましても、どうしても納得がいく数字ではないということでもあります。この収集運搬委託料といいますのは、一度契約するならば途中で補正予算で返ってくるようなものではありません。この菊池環境保全組合の負担金のご努力されれば負担金が返ってくる可能性は考えられます。しかしながら、随意契約部分は恐らく返ってこないと考えられます。

以上のような理由により反対するものでありますが、この反対討論にて、もう1つ重要なことを議員各位に判断してもらいたい部分があります。それは、我が議会は委員会主義を取って予算を分けて審議しておりますが、我が建設経済常任委員会では、不当なる委員会審議があつていと言わざるを得ない。慎重審議になっていない部分があります。私は幾度となく、今まで委員長の方資質を疑う指摘をしてきましたが、とうとう悪い意味を持ってここで皆様方に反対討論として公開しなければならぬようになってしまいました。審議の過程におきまして、流れが悪いことははっきり今までも言ってきましたが、この25号の審議の過程、いろん質問が出て、その後に質疑を閉じた後に討論に移ります。その後に採決に移るものでありますが、本来ならば反対討論が出た場合、挙手や起立によって賛成、反対を明確にします。ところがなんと、この議案第25号につきましては、下を向いたまま採

択にご異議ございませんかと言われました。そして、異議なしの声が2名出ました。そのまま、賛成多数により可決することと決しましたと言われたんです。そこで私は制止しました。ちょっと待って下さい。反対者もいるんですよ。賛成は2人じゃないですかと。

その採決自体が嘘ということですよ。委員会主義を取っているのに。確認もしないで、25号を賛成多数で可決する、あり得ない。私は制止して、非公式の場にちょっと行って話し合いましょうよということですよ。これ委員会主義じゃないですよ。我々も付託を受けた、議案を付託されているんですから、慎重に審議しなければならないのに、採決でそういったことです。これで25号に賛成しろという方が無理ではありませんか。今までなかったことですよ。ですから、25号はそういう意味合いから、25号の審議がなっていないと私は思います。ですから、25号につきましては、私は反対という立場を表明するものであります。委員会主義が崩れ去っているんです。これは我が議会においても由々しき問題ではないでしょうか。こういうことがまかり通るならば、議会解散を求める署名運動をして、議会はまず解散して、一からやり直すべきではないでしょうか。

以上のようなことから、私は反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご理解とご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、今議会に提案されました議案の中で、議案第12号、まず第12号の大津町後期高齢者医療に関する条例の制定について、まず反対討論を行います。

今回の後期高齢者医療に関する条例であります、この条文の中でも、いわば国会で制定されました高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて今度の条例が制定されるということになっているわけですが、高齢者の医療の確保という法律、これまでも若い人も高齢者も一応同じ健康保険で、特別前期やら後期やらという高齢者を差別するようなそういう保険ではなかったわけですが、今回の法律は、医療の確保と言っておりますが、それでありましたら、なぜ75歳以上をわざわざすべての75歳以上の人を後期高齢者と名前を付けて、全く別の医療制度に括る必要があるのか。まさに医療の確保ではなくて、この目的が高齢者の医療を安上がりにする、必要な治療も、本来医師が必要としてもお金がなければ限度を設けると、こういった高齢者医療を差別するような前提があると思いか言いようがないと思います。中でも保険料の督促であります、年金額が1ヵ月1万5千円にも満たない人たち、こういう方々は直接納付になりますが、そういう方々がもし保険料を滞納しますと、1ヵ月滞納しますと7.3%の延滞利息、1ヵ月を超えますと14.6%の延滞利息まで付けるという罰則付きであります。また、1万5千円に満たない人は保険料を滞納しますと保険証がもらえない、保険証を取り上げることができると、こういう法律に基づいた条例であるということでもあります。そういう意味で、まさに血も涙もないような制度に基づく条例は、とても賛成できかねるということでもあります。

次に、議案第25号の平成20年度大津町一般会計予算について、反対討論を行います。

今回の新年度予算では、子どもさんの医療費の無料化を拡大するなど評価する点もございますが、

しかしそれでもなお、看過できない、見過ごすことができない内容となっているのが、いわゆる人権対策費であります。中でも人権対策費、教育啓発費、人権教育啓発福祉センター費、これらを合計しますと予算では8千873万円にも上るんです。これだけの予算があれば、子どもさんの医療費は中学校どころか高校生まで無料化することができます。そもそも、行政・役場職員あるいは教育者、こういった人たちが人権を守ることは当然の前提であります。それなのに、相変わらず部落解放同盟だけに1つの民間の運動団体に対して386万円の補助金が、助成金が支出をされる。しかもその使い道として、部落解放同盟員の活動に対して1日行けば日当が5千円支給される。さらに集会等に出掛けていけば、旅費、宿泊費、正式な領収書は一切付けられておりません。なぜ町民の税金が特定の人たちだけにこのように優遇されて使われるのか、とても見過ごすことができません。

さらに人権教育交流支援事業、これは教師による夜間の課外授業であります。年間504人を予算措置しておりますが、1回行けば2千300円の謝礼金だそうですありますが、なぜ特定の地域の特定の子どもだけにこういった措置がなされるのか。ただでさえ忙しい教師が、なぜ夜間こうやって特定のところに出掛けていかなければならないのかという問題であります。

また、人権教育啓発福祉センター費、講師謝礼金107万円が計上されておりますが、この講師、夜間時給相当2千500円の報酬をもらうそうありますが、誰がもらうかと言えば、非常勤職員であります。町の非常勤職員として雇われておりながら、夜間私は講師でございますと言って行けば2千500円の報酬がもらえる、こんなバカな話があるのでしょうか。町民が聞けば、本当に怒り心頭だと思います。それから、教育費の中で、総務費で、人権教育研究会250万円、人材育成事業75万円、合計で325万円ありますが、一方で奨学基金資金であります。同じ予算で246万円の予算であります。本当に子どもたちの人権を守るというのであれば、これ小学生の資金ですね、倍以上出してもおつりが来るではありませんか。そもそも人権を守り教える、指導をする、これは教師として当然の仕事ではありませんか。それなのに、本来の業務外に補助金をもらって研修しないと身に付かない、そういうことは本末転倒としか言いようがありません。しかも部落解放同盟などが主催をする運動団体、集会、これらへ参加する旅費などにも、これらの予算が使われております。何回も言いますが、人権を守る資質は教師として前提条件であります。もし、それが万が一足りないということであれば、教師は県の職員でありますから、熊本県が研修予算を組んで、研修の機会を確保するのが当然ではありませんか。

さらに、教師がこれらの研修に参加した場合、児童生徒の皆さんは自習に追い込まれるわけです。担任がそういうところに出掛けていけば、その間は自習になってしまいます。基礎的学力を子どもたちに身につける、あるいは人権を指導すると、本来の業務に支障しかねないものであります。人権を語る人たち、人権とは本当に大切なことですが、それを人様に語るのであれば、人一倍襟を正すべきであります。領収書も付けられないようなお金の使い道、これらを自ら正し、付けられないのであれば返上するべきであります。役場行政は、全町民公平な税金の使い方に徹すべきであります。片方では、1ヵ月1万5千円にも満たない年金、それから介護保険料、さらに後期高齢者医療を払わなければならない、そういう人たちがたくさんいるという一方で8千873万、教育予算を含めると

9千万円を超える私たちの税金が使われているわけです。これをそういった人たちに振り向ければ一気に解決する問題ではありませんか。

そういう意味で、この議案第25号、20年度の大津町一般会計予算について、反対を表明するものであります。

次に、議案第26号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計予算について、反対を述べます。

今回の国保の予算の中では、後期高齢者支援金1億300万円が新たに予算化されております。これは、75歳以上の後期高齢者を支援するという名目ではありますが、3歳から74歳の方々に対して1人当たり1万4千827円、1世帯では2万8千587円に相当する支援金が課せられることになるわけです。お年寄りを大切にすることは、長生きを喜ぶことは当然のことではありませんか。それなのに、わざわざ若い人たちが高齢者に対して支援しているんだという名前を付けて、国保も社会保険もそうではありますが、こういった支援金という名前まで付けて我々に課するのは到底許し難いと思うわけであります。

また、議案第30号ですね、大津町介護保険特別会計予算であります。この介護保険は制度そのものが高齢者が増えれば増えるほど負担が重くなるという、まさに欠陥の制度であるということで反対を表明いたします。

最後に、議案第32号、平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計予算について反対を述べます。

これは先ほどの条例で申し上げましたとおり、75歳以上の方、これまで扶養家族になっていた方々も含めて、すべての75歳以上の人、一人一人に対して保険料を課す制度であります。平均でお一人当たり5万4千972円、1ヵ月でお一人当たり4千581円の負担額になります。先ほど委員長の報告で、保険料が安くなるから結構だという話がありましたが、とんでもない話であります。これは、サラリーマンの扶養家族、社会保険に入っている方々は半年間は保険料を取らない。1年後からは何割、そういうふうに激変緩和措置が設定されているわけであります。その激変緩和措置を講じる中で、お一人当たり1年間5万4千972円の負担が発生するわけであります。しかも、これが始まっていけば、医療費が上がっていけば、保険料も自動的に引き上がるという、まさにエレベーターに乗っかるように上がっていくと、そういう法律になっていることは明らかであります。また、高齢者の人数が増えれば、保険料もそれに比例して上がっていくと、そういう制度であります。ですから、保険料が安くなるということは、全く当たりません。

本来、私たちは小さいころからお年寄りを大切にしなければならない、長生きをみんなで喜ぼうと、それが美德だと言われてまいりましたが、この制度は、まさに75歳以上はもう後がないから後期高齢者と名前を付けたと言われておりますが、こんな高齢者を差別するような制度は断じて認めることができません。

以上が予算についての討論であります。最後に請願について討論を行います。

後期高齢者医療制度を中止・撤回し、国民が安心して医療が受けられるよう所要の施策を講じることを要望いたします。私が紹介議員で請願を提出いたしておりますが、委員会では不採択となったようであります。

こうした後期高齢者医療制度に対して、岐阜県の大垣市では自民党の市議団自らが提案をして、反対の意見書を政府に提出したそうであります。また全国の500を超える自治体で、こうした後期高齢者医療制度に反対であるという意見書が政府に既に提出がなされております。我が議会でも、いろいろ主義主張、党派の違いは確かにありますが、この制度は75歳になったからといって無理矢理扶養家族から引き離されるという、もう働けない、体が弱ってきた人たちに対してこれを差別をするような制度となっているわけでありまして。また、今まで負担がなかった人に対しても年金から保険料の天引きをします。本当にこんな制度を許しておいていいのでしょうか。この制度がなければ、今までどおり私たちと同じ医療保険制度の中で、前期とか後期とか、わざわざ別立てにすることはないわけでありまして。その中でいろいろ改革を考えるのであれば話はわかりますが、今度の制度がまさに高齢者、年取った人を隔離するような本当に冷たい制度であるという点について、私たちは物を政府に対してきちんと声を上げるべきだと思います。このことについては、ぜひ大津町の議会議員の皆さんがいろいろ主義主張の違いを超えて、ぜひ採択をされるようご賛同をいただきますことをお願いする次第であります。

また、道路特定財源に関する陳情については、もちろん反対であります。後ほど意見書の採択が、提案がもしされれば、そのときに反対の討論を行いたいと思います。

以上です。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

月尾純一郎君。

○5番（月尾純一郎君） 請願第1号、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出の件で、私は意見書の提出に反対、委員長の報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は請願の提出者並びに紹介議員の方と同じように、いや、それ以上に、ただいたずらに高齢者の皆さんにご負担をかけていくものであれば、そのことには胸を痛めるものであり、反対していきます。私は、今回はそうではないと考えます。ちなみに、保険料の熊本県下の1人当たりの平均額は、年7万7千600円で、大津町では7万3千780円と安く、これまで納めていた国保の保険料に比べても、ほとんどの人が安くなっているし、上がっても千円という試算もなされております。今、確かなる社会保障の未来に責任を持つための社会保障制度基盤の構築が求められています。未曾有の少子高齢化、人口減少社会への突入によって、多くの国民が将来の生活に不安を抱えています。こうした現状の中で、持続可能な社会保障制度を構築する上で大きな意義を持つ改革の1つとしての後期高齢者医療制度のスタートであると思います。社会保障の安定財源を確保しつつ、体制の整備、介護予防対策、生活習慣病対策を中心とする医療費適正化対策を推進するものであると思います。この制度は、4月からスタートすることが既に決まっております。熊本県でも後期高齢者医療広域連合が設置され、稼動しております。進めていく上で改善すべき点が見えてきたときは、広域連合や運営会議を通して国に対して適切な要望をしていくことは可能であると考えます。

以上の理由で、意見書の提出に反対の立場を表明させていただきます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

まず、議案第10号、大津町部設置条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、大津町教育支援センター条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、大津町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、職員の育児休業等に関する条例及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、議案第17号、大津町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第17号までの5件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕



○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、大津町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、大津町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、町道の路線廃止についてから、議案第24号、町道の路線認定についてまでの4件を一括して採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第24号までの4件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

〔「議長、25号の前に休憩をお願いします。はっきりしましょうよ。さっき壇上で文句が出たので、はっきりしましょうよ。休憩して、ちょっと話し合いましょうよ。全協かなにかしたらどうですか。納得しとんならん。」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 休憩します。4時30分から再開します。

午後4時09分 休憩

△

午後4時35分 再開

○議長（宇野光廣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

土木総括審議員、伊東 貢君より早退の届がっておりますので報告いたします。

次に、議案第25号、平成20年度大津町一般会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第25号は、各委員長の報告のとおり可決

されました。

次に、議案第26号、平成20年度大津町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成20年度大津町老人保健特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成20年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計予算について及び議案第29号、平成20年度大津町公共下水道特別会計予算についての2件を採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号及び議案第29号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成20年度大津町介護保険特別会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成20年度大津町農業集落排水特別会計予算についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成20年度大津町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。こ

の採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成20年度大津町工業用水道事業会計予算についてを採決します。この採決は、簡易表決によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願・陳情を採決します。請願・陳情審査報告書は、議席に配付のとおりです。

まず、請願第1号、請願書、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（案）の提出についてを採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第1号、ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を国に求める意見書採択の陳情書を採択します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第2号、道路整備財源の確保に関する意見書議決の要請について採決します。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長（宇野光廣君） 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。  
お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

#### 日程第4 発議第1号 ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の 存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出について

○議 長（宇野光廣君） 日程第4 発議第1号、ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号提出者、長谷健一郎君。

○4 番（長谷部健一郎君） 発議第1号、案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書。

1996年3月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立されてから10年余が経過しました。この予防法廃止にあたり、衆・参両院で採択された、国会決議は、政府に対し、ハンセン病療養所入所者の高齢化、後遺障害等の実態を踏まえ、療養生活の安定を図ること、医療・福祉等処遇の確保について万全を期すこと等を求めました。その後、2001年5月の熊本判決で約90年間にわたって続けられた日本のハンセン病隔離政策の違憲性、違法性が明らかにされ、これを受けて設置された厚生労働大臣を座長とするハンセン病問題対策協議会においては、ハンセン病療養所入所者に対して終生の在園を保障するとともに、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることが確認されています。

しかし、急速に入所者の高齢化及び減少が進むなか、療養所生活の寂寥感は募り、また、療養所の医療機能も低下しつつあります。このような状況を打開し、入所者が安心して幸せに生活できる療養所を保障するためには、療養所における医療・福祉をより充実させるとともに、ハンセン病療養所を充実した医療・介護施設として広く地域に開放することが必要です。このように療養所が地域に開かれたものになることは、地域住民の医療・福祉に対する要求に応えるとともに、入所者が差別を受けることなく地域住民とともに生きることを可能にするものです。

ところが、ハンセン病療養所の現在の存立根拠となっている「らい予防法の廃止に関する法律」は、療養所の役割を入所者に対する療養の提供に限定しています。開かれた療養所の将来を創り、入所者に終生の在園を保障するためには、国の法的責任を踏まえた新しい「ハンセン病問題基本法」の制定がどうしても必要です。

そこで、当議会は、ハンセン病問題の真の解決を図るため、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 「ハンセン病問題基本法」を制定すること
- 2 国会決議に基づき、ハンセン病療養所の医療、看護、介護体制の強化を図ること
- 3 ハンセン病療養所を統廃合せず、入所者、職員、地元住民など関係者の意見を尊重し、地域・国民のための医療・介護施設等として広く開放すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月19日

熊本県菊池郡大津町議会

議長 宇野光廣

内閣総理大臣、福田康夫ほか記載のとおりということで、議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第1号、ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を求める意見書の提出ついてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 発議第2号 道路整備財源の確保に関する意見書の提出について

○議長（宇野光廣君） 日程第5 発議第2号、道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号提出者、藤森昭二郎君。

○7番（藤森昭二郎君） 発議第2号を案文の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

道路整備財源の確保に関する意見書（案）

道路は、国民生活や経済、社会活動を支える最も基礎的なインフラであるが、本町の道路整備は遅

れており、その整備は町民が長年にわたり熱望しているところである。

高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり、都市づくりを推進し、地域間格差を是正するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる町民生活の実現を図るためには、高速道路を含む道路の整備はより一層重要となっている。

これまで、道路特定財源は、緊急かつ計画的に道路整備を進めるための財源としての使命を担い、着実な道路整備が進められてきたところである。

しかし、道路特定財源の暫定税率が廃止されれば、町民が熱望しているこれらの道路整備が停滞するだけでなく、既存道路の適正な維持管理も出来なくなることが明白であり、決して許されるものではない。

本町では、大津町振興総合計画基本計画において、「魅力的で快適な生活環境づくり」を柱としており、本町の経済発展を支える本田技研工業をはじめとする誘致企業の活動支援を強化するうえでも重要であることから、都市計画道路や幹線道路網の整備・生活道路の整備など、交通基盤の整備を重点的に推進しているところである。

特に、阿蘇と熊本市を結ぶ国道57号線での著しい交通渋滞の発生や熊本空港と菊池・山鹿市間をつなぐ国道325号での交通量の急激な増加は、交通安全対策上も大きな課題となっている。また、管内県道の未改良区間や生活道路全般の整備など多くの課題が山積しており、道路の整備水準向上が早急の課題であり、町民の切なる願いでもある。

これに応えるには、国道57号線の4車線化工事の早期完了や中九州・地域高規格道路の整備促進、瀬田竜田線・瀬田熊本線などの県道改良の推進、駅前楽善線をはじめとする町内幹線及び生活道路の改良など、着実な整備が必要である。

よって、引き続き道路整備の推進が図られるよう下記事項について強く要望する。

- 一 道路特定財源については、一般財源化することなく道路整備に充当することとし、平成20年春適用期限が切れる暫定税率について現行水準を維持することにより、道路整備の安定的かつ確実な財源確保を図ること。
- 一 地方の道路整備は現行の道路特定財源のみでは賄えていない状況にかんがみ、国の道路特定財源の地方への配分割合を高めることなど、地方における道路整備財源の充実に努めること。
- 一 地域の生活に密着した道路の整備や維持補修が安定的に実施されるよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

熊本県菊池郡大津町議会

議長 宇野光廣

提出先、衆議院議長河野洋平様ほか、記載のとおりです。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宇野光廣君） 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

ご連絡します。本日の会議時間は議事が遅れておりますので、あらかじめ延長します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 発議第2号について、質疑をいたします。

ただいまの趣旨説明でありますがお聞きしております、本町の道路整備は遅れていると言われました。どれをとって言われているのか、お聞きしたいと思います。毎年、道路につきましては計画的に進められておりますし、足りない道路、道路整備というのはどこか、お聞きしときたいと思います。

そしてまた、3項目ですかね、要望、意見書の中でも2番目であります、国の道路特定財源の地方への配分割合を高めることとここに書いてありますけれども、ただ単にこの特定財源、ガソリンに掛けられているものであります、地方と大都市あたりを比べますれば、本来ならば地方へ配分するならば中心部ができなくなりますので、できにくくなりますので、反比例です。正比例で持っていくならば、本当はやはり一番車が稼働して、そういった税金を払っておられるところが増えるのが当たり前のことと考えますが、その点について質疑したいと思います、最後に、今意見書を述べられました藤森議員におかれましては、一般質問等々で自然の大切さと、そういったものをよく言われます。道路を整備して車の稼働率が多くなれば、それだけ温暖化防止どころか、常日ごろ言われているものに逆行するものではありませんか。本来ならば道路網を少なく、できるだけ少なく、車の稼働率を下げ、公共機関を使うとか、いろんな方法があると考えますが、意見書を述べられるにあたって、そのどの部分が合致しているのかもお聞きしたいと思います。

○議長（宇野光廣君） 藤森昭二朗君。

○7番（藤森昭二朗君） 永田議員の質疑にお答えいたします。

1点目は、本町の道路整備が遅れているということであり、大体大津町を見回してみますと、瀬田竜田線が一番混むしですね、特に必要だと思います。そして南部工業団地、そして西原のお客さんを大津に呼び込むために中島坂から上の方に道路一本ですね、取るとか、旭志のお客さんを大津の商店街活性化のために湯舟の道路を大概できとるけん、それを突き通すとか、そして町の活性化。そうすると平川から真木もまだ遅れております。大体大津町を見回してみますと、あと3割ぐらいですね、必要なお金が要ると思います。よければですね、また熊本県内を眺めてもですよ、大体どこの市町村でも3割ぐらいは不足しているかなと思います、道路が。それを整備すれば、格差のない世の中ができると思います。また国道でもですね、菊池人吉線か、あそこもですね。

○11番（永田和彦君） 本町の道路でいいです。

○7番（藤森昭二朗君） 本町、ということで、本町はひとつそういうお答えをします。

2番目、地方の割合ですかね、これは。都市にお金を使うべきということですかね。都市はですね、もう大体よく道路もできとるし、地方がですね、今、若い人が都市に流れてしまうわけですよ。そのためにも地方の交通をですね、交通の便をして、そして働きやすいということ。

○11番（永田和彦君） 配分が反比例するんじゃないですかと。使っているところが多く使います。

○7 番（藤森昭二郎君） だけんで、やっぱり平等な世の中をつくるためには、地域の方をですね、雇用促進をするためによければ地方のために僕らは延ばしていただきたくわけですよ。

もう1間は自然に逆行ということですかね。自然に逆行と、僕は自然環境はよく言いますが、やっぱり今一時的には、ガソリン車を使わにゃしょんなく、大体もう今はディーゼルエンジンあたりが普及してくるし、そういう世の中づくりもできてきよるかと思います。だけん、もうちょっと辛抱して、そして今度は電気エネルギーになる時代をつくろうじゃありませんか。

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

永田和彦君。

○11 番（永田和彦君） 発議第2号につきまして、反対の立場から討論をします。

この陳情につきましては、同じような文面でもう4回目ですか、町長も出されましたし、その都度、私は反対をしているものでありますが、同じ部分もあるかと思いますが、討論を述べさせていただきます。

まず問題と私が思います点は、今後の日本国の人口に対し道路をたくさんつくっても人口が減るのに道路はたくさんつくっていく。人口が減るということは、納税者も減ります。道路は1本造ったから要らなくなった道路を下取りに出すというようなことができませんで、そのまま残ってしまいます。整備あたりも述べられます。実際、私が委員会で審議する中で、新しい道路を造ってくれという要望について審議したりしますが、新しい道路を造ったら造ったで、古い道路も整備してくれという要望が出るのが常でございまして、結局そういった予算は膨れるだけで、減る要素はないという問題です。実際、いくつかの経済誌におきましては、そういった今後日本は修繕費用だけで新しい道路をつくる財源というのはまず考えられなくなってくる。既存の道路を潰すわけにはいかないという特集もよく組まれております。ですから、そういったことを考えますれば、道路をどんどん増やすということは、すなわち将来に負担を残す、増やす、負の遺産を残すことにもつながるということも考えられるのではないのでしょうか。我々がここで審議すべきものは、今現在、経済活動、私生活に必要な最低限の道路はどれだけだろうかということをしきりと検証して、そして将来に負の遺産となるものは残してはいけないという責任ではないのでしょうか。そしてまた、この陳情書あたりが出て、この意見書という形に変わっていくものでありますが、この陳情書の出どころが、私はどうも不審に思いまして、この道路整備促進期成同盟会熊本県地方協議会という方からの陳情により意見書に至ったわけですが、この会長というのがある自治体の首長さんであられるということです。この点につきまして、私はこの協議会には県下すべての市町村長ですかね、が全部入っておられるそうです。実際、現熊本県知事からチラシが出ました。そのとき不審に思ったんです。いろんな意見がある中で、県の財政を使ってそういったチラシを売ったりするんですね。これは私も非常に疑問に思いますし、そこまでするべきかなど。町村長あたりも全部巻き込んでそういった議論に持ち込んでいる、誘導するようなチラシを売っ



たと、こういったところは非常に不審に思います。やはり民主主義の世の中というのは、皆さんの意見をよく聞いて公平中立な立場が長という者には求められていると思います。しかしながら、この陳情の出所によりますれば、もう町村長をすべて網羅している、文句を言えないというようなことで、この意見書につながるということは、どうも一方的に操られているのではないかという疑義も生まれてきます。

そして、先ほど申しました地球温暖化対策であります。日本は強力に京都議定書を推進しようとしておりますが、なかなかそういった温暖化ガスの削減には成功していない。世界が、この地球がこのままではいけないと言っている時期にどんどん道路を造れというのは、まさにこの地球温暖化対策推進法というのもできましたけれども、逆行することになりはしないかと。道路を造るならばやはり優先順位と、そういった必要性をきちんと国民に、また今回町議会に出ておりますから、町民の皆様方にわかりやすく説明をすることが大切ではないかと思えます。そしてまたこの特定財源によります最近の不祥事の露呈等々を見てもみますれば、なぜそういった不祥事が起きるのでしょうか。それは財源が余るからです。財源が余らなければ、そういった使ってはいけない、変なところに、もういっぱい出てきていますのでここでもう申し述べるまでもないと思えますが、回らないんですね、道路が求められるならば。そういったことを考えますれば、やはりそういった時限立法であるものは、やはり1回リセットして、そしてゼロベースで考えるべきだと思いますので、この発議第2号に対しまして、反対の立場で、反対の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

石原大成君。

○9番（石原大成君） 私は、道路整備財源の確保に関する意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

大津町は、魅力的で快適な生活環境づくりや町内誘致企業の活動支援を柱に道路整備を進めており、計画的な事業執行のための財源確保は大変重要です。現在、国会では揮発油税の暫定税率の維持を盛り込んだ税制改正の審議がなされております。もし暫定税率が廃止されれば、地方全体で約9千億円、大津町では約1億円の減収と試算されており、町の道路整備への影響はもちろんのこと、これを一般財源で補うということになれば、福祉や教育関係費用などへの影響も懸念されます。また道路特定財源の一般財源化となれば、現在進めておりますまちづくり交付金事業や地方道路整備臨時交付金事業の予算縮小、あるいは制度そのものが廃止され、既存道路の維持管理のための財源確保すら難しくなります。国道57号の4車線化工事の早期完成や都市計画道路及び幹線道路の整備など、町における地域産業の支援や観光を図る道路整備はまだまだ必要であり、町民の方々の生活面の利便性の向上、安全・安心のための医療、災害対策としての道路整備は強く望まれております。道路特定財源の暫定税率の期限が迫るこの時期に、期限内の本法案の成立に向け、県内市町村が一丸となって要望を行うことは大変重要だと思います。

したがって、この意見書に対して賛成の立場を表明するものです。

議員各位の賛同をよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論はありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、今回の道路整備財源の確保に関する意見書に反対の立場から討論を行います。

今回の意見書で、3項目出されておりますが、2項目目の配分割合を高める、これは特段反対をすることもないと思いますが、なぜこれに反対をするかということですが、国や地方の特定財源は主に国会で決まるわけですから、国の財源だと考えていいと思いますが、財源が、国民のための財源がきちんと確保されれば、それはいくらかでも道路をつくっても構わないと思います。確かに、新しい道路がほしい、狭い道を広げてほしい、日本全国でそうやって言っているわけでありまして。しかしながら、我が国の国家財政は800兆円もの世界最大の借金を抱え込んで、私たちの子ども、孫、ひ孫の代まで被さるほどの借金を、いわば国民の財産を先食いをしているわけです。破綻をしかねない大変な莫大な借金であります。その結果、後期高齢者制度など社会保障の財源はどんどんマイナスシーリングで削られているではありませんか。国民の暮らしがよくなるどころか、どんどん暮らしの予算は削っていく一方で、なぜ道路特定財源がこれから10年間で54兆円も我々の手の届かないところで使われなければならないのか。このことを私たちは冷静に考える時期だと思います。もらえるものはもらわなきゃ損という考え方を日本全国でやっていたら、この実際道路特定財源も、これから10年間、ほっておけば54兆円の税収がありますが、そのうちの3分の1は、もう既に過去の借金返しのために担保として抑えられているわけです。ですから実際使えるお金は、その3分の2程度しかないわけです。しかも、大津町において道路特定財源がないと道路整備が進まないかのようなお話してありましたが、これも一般質問で申したとおり、大津町において暫定上乗せ分の影響はわずか1億円しか影響がないわけです。一方で、道路特定財源、年間5兆4千億円を人口で割りますと13億5千万円に相当します。つまり大津町民は、ほぼ13億円のガソリン税を納めているわけです。ところが、実際に恩恵に与っているのは2億2千500万円程度であります。あとの10億円は、日本全国余所の自治体でどんどん使われているんですよ、高速道路どんどん造る、我々の関係ないところで莫大な浪費が行われているわけです。熊本県においてもそうであります。熊本県と、それから県内の市町村、これを道路特定財源人口で割りますと824億円に相当します。しかし、実際に受け取っている道路特定財源は342億円、半分以下しか道路特定財源の恩恵に与っていないわけです。余所の市町村、余所の都道府県で我々の税金が浪費されているではありませんか。

しかも、高速道路をこれから1万4千キロですか、延々とつくり続けていく。この国が行う高速道路建設の費用の3割、4割は、地方が負担をするわけです。全部国が金を出すわけではない。ますます借金が膨らんでいく、そういう意味でこのまま道路特定財源を野放しにすれば、ますます借金が膨らみ、その借金のツゲが我々に回ってくる、社会保障の予算はどんどん削られる、こういう結果になってくることは、もはや明らかであります。かつてのような高度経済成長の時代ではありません。これ

からは、団塊の世代がどんどん高齢者になっていきます。医療費も増えることは確かであります。そうでありますならば、道路特定財源、10年間54兆円という財源は、地方自治体に配分をして、地方自治体の判断で福祉に使うか、お年寄りのために使うか、道路のために使うか、そういう判断が求められる時代ではないでしょうか。国会議員と国の官僚と大手ゼネコンがこの54兆円という財源をむさぼり食う、こういうことをいつまでも許しておいたら、結局ツケだけが私たち国民、庶民に回ってくることは、もはや明らかだと思います。そういう時代だと思います。もらわにゃ損という感覚は、この際捨てないと、我々の生活がますます追い込まれていくことは明らかではないでしょうか。

そういう理由から、道路整備財源の確保に関する意見書、町民の利益を守る立場から、断固反対の立場を表明するものであります。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論ありませんか。

大田黒英生君。

○8番（大田黒英生君） 私は、この道路特定財源に対しての賛成の立場から討論いたします。

まず私の足下のことで非常に恐縮ではありますが、瀬田竜田線、この意見書に載ってございましたように、ご存じのように内牧、瀬田の方から道路拡張がなされ、バイパスができたために、森吹田間は全く手つかずの状態です。そのできるところと比べたら車の通行が倍になってしまいました。そして森も吹田にしても通学路であります。非常に子どもたちが危険な身をもって毎日を通学しております。そういうことがありましたものですから、正月明けに県の振興局の方に、菊池の方に行ってきました。まず予定にない、金がないということであります。そしてこの道路特定財源のことも申しましたところ、もしこれが止まってしまったならば、錦野の方も一緒なんですけど、瀬田竜田線は恐らくいつになるかわかりませんよということを言われました。もうこのまま置かれてしまったら、私たちは本当にもう全くいけなと思います。確かに今までの道路の状態を見てもみると、大津町もいくつか何のための道路かというような道路がありますが、必要不可欠な道路はいくつかあると思います。そういうことをするためにも、私はこの意見書に対する賛成討論といたします。

○議長（宇野光廣君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。発議第2号、道路整備財源の確保に関する意見書の提出についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（宇野光廣君） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 同意第1号 大津町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宇野光廣君） 日程第6 同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることにつ

いてを議題とします。

お諮りします。同意第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宇野光廣君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆様、お疲れさまです。本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。本定例会にご提案申し上げましたすべての案件に付きましてご議決をいただき、誠にありがとうございました。今後は議員の皆様のご指導をよろしくお願い申し上げます。

つきましては、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現委員の富森健助様が、平成20年3月31日、任期満了をもって退任されるので、新たに熊本県菊池郡大津町大字室2118番1、大久保純一様を監査委員として選任いたしたいと思っております。

大久保純一様は、永年、熊本県教育委員会において事務職を歴任され、事務職の責任者としても経験豊富であり、財務に精通しておられますので、町の監査委員として適任と存じます。選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により議会の議決を求めます。

以上、案件につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご議決、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宇野光廣君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○11番（永田和彦君） 1点だけ質疑をしたいと思っております。

略歴あたりを御見みすれば、公務員であられたということで、事務職には長けておられるというふうに感じますが、監査委員としますれば、行政に対する指導なりなんなり、監督的な意味合いも出てきますので、そういった角度から見ますればですね、一番怖いのは、そういった公正公平、これはもうもちろんのことではありますが、役場寄りといいますか、公務員寄りの見方になりはしないかなど。求められるのは、企業的なそういった考え方とかいろんなことが、やはり今はもう求められていると思うんですよ。そういった形で、この略歴を見たばかりでは純粹にまじめな方だなど、そういうふうに感じますが、その適任と言われたときにですね、どうもなんかもうひとつそういう意味でなんかその監査委員としての資質ですね、その点になんか重なるような、なんかいい話とか何かありませんか。質疑いたします。

○議長（宇野光廣君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 学校の経営関係に携わっておられまして、もちろん学校運営というのはそれぞれの学校の校長が指導を取っていくわけでございますけれども、事務サイドからのその辺の運営関連等について、しっかりと目を配っていただいているものと思っておりますし、今後我々の行政の方についても、多分新たな目で我々を見てくれるものというふうに思っておりますので、その点、大きく彼に対して期待を申し上げ、これからも一生懸命、町の方針関係ということを一緒でなくして、別な方向から眺めて指導をしていただけるものと確信をしております。

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（宇野光廣君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。同意第1号、大津町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（宇野光廣君） 起立全員です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

平成20年第1回大津町議会定例会を閉会します。

午後5時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成20年3月19日

大津町議会議長 宇野光廣

大津町議会議員 石原大成

大津町議会議員 手嶋靖隆